

なにわ・大阪文化遺産学叢書 13

神社を中心とする村落生活調査報告 (三)
大阪府 — 大阪府 堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡 — 兵庫県



文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書13

神社を中心とする村落生活調査報告 (三三)

大阪府 — 大阪府 堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡 — 兵庫県



〈大阪府・原本の質問項目書式〉

神社調査資料

大阪府

注意

◎餘白のある限りなるべく詳しく記入して下さい。◎この紙にかけない時には別の紙に調査番號を附して書いて下さい。◎氏子のない場合は崇敬者について調べて下さい。

職	神	格社	1. 古來世襲ですか		
			神社	在所 大阪府 郡 村大字 字	報告者
			2. 何時迄世襲でしたか		
			3. 神職を呼ぶ特別名稱がありますか		
			4. 一年神主年番神主輪番神主（一年交代）の習慣がありますか、それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか又いかなる注意を守らなければなりませんか		
			5. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか		
			6. 其他神職について特殊なことがあつたら記入して下さい		
			7. 現在の神職の氏名		

〈本書内の質問項目〉

社格 **神社名**

所在（現在の市区町村）

報告者

【神 職】

1 [世 襲]

2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [一年神主]

5 [収 入]

6 [その他]

7 [神職の氏名]

子	氏
14. 其他氏子について特殊なことを記して下さい	1. 氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）
13. 階級により義務が異なりますか	2. 氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になつてゐますか。その所在区域
12. 氏子はいかなる義務を負ひますか	3. 氏子区域は貴神社鎮座の市町村の区域内に限られてゐますか
11. 氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか	4. 氏子の全戸数
10. 氏子の間に階級がありますか（例へば座と平或はオトナ中老若衆など）	5. 区域戸数は古今に大相違がありますか
9. 若衆の行事がありますかその際いかなることが行はれますか	6. 氏子となる資格に制限がありますか
8. 婿に來たものはどうして氏子になりますか	7. 氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか神社の帳につけるとか、其他）

【氏子】

- 1 [氏子区域]
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務]
- 13 [義務の差]
- 14 [その他]

禮						祭					
						1.	主なる祭の名稱と時日				
						2.	主なる祭の順序				
						3.	田植祭（御田）がありますか				
						4.	特殊な神饌が用ひられますか				
						5.	祭の當屋 <small>マカシ</small> はどうしてきめられますか				
						6.	長男の生れた順序に當屋になることがありますか				
						7.	當屋の任務				
						8.	當屋交代の時期と方法				
						9.	特殊神事				
						10.	山の神祭はいつ行はれますかそれについて特殊な行事がありませんか				
						11.	藁の蛇を作つて祭ることがありますか（或は繩掛神事）				
						12.	大きな火を燃すことがありますか				

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
 2 「儀礼内容」
 3 「田植祭」
 4 「特殊神饌」
 5 「当屋の決定」
 6 「長男の扱い」
 7 「当屋の任務」
 8 「当屋の交代」
 9 「特殊神事」
 10 「山の神祭」
 11 「藁蛇の神事」
 12 「火焚の神事」

座					宮					
										1. 宮座がありますか、その名稱
										2. 宮座の建物がありますか
										3. 座人の資格
										4. 座衆の人員（各座毎に記すこと）
										5. 座入の儀式がありますか
										6. 座の首座の人は何と謂ひますか（例へば一老とか年預とか）
										7. 座人の組織階級
										8. 座人の義務
										9. 宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか
										10. 座が開かれる時期
										11. 宮座としての行事がありますか
										12. 座の財政
										13. 座の文書記録がありますか（明治以後のものでも結構です）
										14. 座はなくとも類似の組織がありますか（例へば何々講或はおとな、五人衆、十人衆など）
										15. 今は亡びても以前座がありましたか

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
2 「宮座の建物」
3 「座人の資格」
4 「座衆の人員」
5 「座入り儀式」
6 「首座の名稱」
7 「組織階級」
8 「座人の義務」
9 「宮座衆の姓」
10 「座を開く時期」
11 「宮座の行事」
12 「座の財政」
13 「文書記録」
14 「類似の組織」
15 「解体した座」

〈兵庫県・原本の質問項目書式〉

格社	子	氏	職	神
社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏子区域（大字単位） 2. 氏子の全戸数 3. 昔は氏子となる資格に制限がありましたか 4. 婿に來たものはどうして氏子になりますか 5. 若衆入の行事がありますか、その際いかなることが行われますか 6. 年齢による氏子の階級がありますか（例へばおとな、中老、若衆等） 7. 其の他氏子について特殊なことを記して下さい 			<ol style="list-style-type: none"> 1. 古來世襲ですか 何時迄世襲でしたか 2. 一年神主、年番神主、輪番神主（一年交代）の習慣がありますか、それはいかなる方法で定められますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか 3. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか
神社				
在所	兵庫県 郡 村大字 字			
報告者	神職名			

〈本書内の質問項目〉

- 社格 神社名
 所在（現在の市区町村）
 神職名・報告者
- 【神 職】**
 1 [世 襲]
 2 [一年神主]
 3 [収 入]
- 【氏 子】**
 1 [氏子区域]
 2 [氏子の戸数]
 3 [氏子の資格]
 4 [婿入り]
 5 [若衆の行事]
 6 [氏子内の階級]
 7 [その他]

座 宮	禮 祭
<p>4. 今は亡びても以前座がありましたか</p> <p>3. 座はなくとも類似の組織がありますか (例へば宮仲間、當仲間、何々講やおとな、五人衆、十人衆など)</p> <p>2. 座の文書記録がありますか (明治以後のものでも結構です)</p> <p>座の開かれる時期 宮座としての行事 座の財政</p> <p>座人の組織階級</p> <p>宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか</p> <p>座が開かれる時期</p> <p>座衆の人員 (各座毎に記すこと)</p> <p>座入の儀式がありますか</p> <p>座人の組織階級</p>	<p>1. 主なる祭の名稱と時日</p> <p>2. 田植祭 (御田) がありますか</p> <p>3. 特殊な神饌が用ひられますか</p> <p>4. 祭の當屋はどうしてきめられますか</p> <p>5. 當屋の任務</p> <p>6. 當屋交代の時期方法</p> <p>7. 特殊神事の名稱とその次第</p> <p>8. この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか (或は繩掛神事)</p> <p>9. 大きな火を燃すことがありますか</p> <p>1. 宮座がありますか その名稱</p> <p>座の建物がありますか</p> <p>座人の資格</p>

注意

- ◎余白のあるかぎりなるべく詳しく記入して下さい
- ◎氏子のない場合は崇敬者について調べて下さい
- ◎この紙に書けないときは別の紙に書いて下さい

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]
- 2 [田植祭]
- 3 [特殊神饌]
- 4 [當屋の決定]
- 5 [當屋の任務]
- 6 [當屋の交代]
- 7 [特殊神事]
- 8 [藁蛇の神事]
- 9 [火焚の神事]

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- [座の建物]
- [座人の資格]
- [座衆の人員]
- [座入の儀式]
- [組織階級]
- [宮座衆の姓]
- [座を開く時期]
- [宮座の行事]
- [座の財産]
- 2 [文書記録]
- 3 [類似の組織]
- 4 [解体した座]

凡例

一、本書は津田秀夫文庫（大阪市史編纂所蔵）の『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府の四分冊から、「堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡」の一冊および、兵庫県Ⅰ・Ⅱの二冊を翻刻したものである。資料は、あらかじめ質問が印刷された用紙に回答を記入する形式になっているが、回答部分の翻刻では、質問文は省略し、前ページの各質問項目の下に記した「**□**」内の語句で表した。

一、大阪府の資料は、すべての項目の回答部分を翻刻した。兵庫県Ⅰ・Ⅱは、紙幅の関係上、宮座や祭りに直接関係する内容の記事に限定した。そのため、【氏子】は氏子区域の項目と、【祭礼】【宮座】の項目は全文、その他の【神職】【氏子】の項目は、宮座や祭りに関わる記述がある場合のみ翻刻した。なお、【祭礼】【宮座】の項目でも、記入がないものが連続する場合は、質問項目をまとめて省略している。

一、翻刻にあたって、回答部分のカタカナ表記、合字はすべてひらがな表記に改め、旧字体は原則として新字体に改めた。

例 祭禮↓祭礼、當屋↓当屋、迄↓迄、壹↓壺、貳↓貳、后↓後、ゐ↓い、を↓お、↑↓こと、ハ↓とき、など
ただし、人名・地名などの固有名詞、漢数字は旧字体のまま表記した。また、次の語句は、そのままの表記とした。

例 参百、廿三日、聯合、居る、云ふ

一、神職の「禰宜」「祢宜」の表記については、すべて「禰宜」に改めた。

一、回答部分の明らかな誤字は訂正しているが、そのままの表記として（**○**）を付けて補訂した箇所もある。また、適宜訓読点を補った。

一、判読不能箇所について**☒**とし、推読できた場合には（**○**）で補訂した。

一、回答が——で抹消されているものうち、判読できたものについては、文字の左側に「**ミ**」を付した。

一、回答で、空欄のままの箇所は、**□□**または、——とし、斜線が引かれた箇所は——/——として、「ない」「ありません」などの表記と区別した。

一、回答用紙とは別に、付箋や別紙が添えられたり、裏面にも記入があった神社があるが、冊子のものを除き、該当質問の回答部分に【付箋】、【別紙】、【裏書き】などと表記して翻刻した。なお、編者による注釈は【**一**】に記入した。

一、大阪府泉南郡雄信達村「男神社」、同郡の大土村「火走神社」と「春日神社」は、【別紙】が津田文庫にはなく、明治大学図書館所蔵の『宮座資料 20 大阪府泉北郡・泉南郡』の各社の部分に残っているため、同館の許可を得て該当部分を翻刻した。

一、本書には、現在の人権意識において、明らかな身分的差別表現が含まれている部分があるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。この趣旨をよく理解して利用して頂きたい。

目次

質問項目

凡例

目次

大阪府

堺市

府社	開口神社	
郷社	菅原神社	
―社	方違神社	
村社	船待神社	
―社	高須神社	
村社	神明神社	
村社	月洲神社	
村社	田守神社	
岸和田市		
郷社	岸城神社	
村社	菅原神社	

甲斐町東	1
戎ノ町東	2
北三國丘	4
西湊町	5
北半町	7
榮橋通	8
南島元町	10
松屋元町	11
岸城町	12
別所町字土居	14

viii vii i

泉北郡

官幣大社	大鳥神社	16
府社	泉穴師神社	18
府社	百舌鳥神社	19
府社	泉井上神社	21
郷社	高石神社	22
郷社	聖神社	24
郷社	春日神社	25
郷社	野々宮神社	27
郷社	男乃宇刀神社	29
郷社	多治速比賣神社	30
郷社	桜井神社	32
村社	八幡神社	33
村社	蜂田神社	35
村社	美多彌神社	37
村社	八阪神社	38
村社	春日神社	40
村社	郷莊神社	42
村社	山直神社	44
村社	忠岡神社	46
村社	石津神社	47
村社	菱木神社	49
村社	曾禰神社	50
鳳町大字大鳥		
大津町字豊中		
百舌鳥村大字赤畑		
和泉町大字府中		
高石町南		
信太村		
南池田村大字三林		
深井村大字深井		
横山村大字佛並		
久世村大字和田		
上神谷村大字片蔵		
踞尾村		
八田莊村大字八田寺		
美木多村大字上		
横山村大字下之宮		
南松尾村大字春木		
和泉町大字阪本		
山瀧村大字内畑		
忠岡村大字忠岡		
神石村字上石津		
福泉町大字菱木		
大津町北曾根		

村社	信太森神社	信太村大字中	52
村社	日部神社	福泉町字草部	53
村社	等乃伎神社	取石村大字富木	55
村社	八阪神社	南横山村大字父鬼	57
村社	助松神社	大津村大字助松	59
村社	大津神社	大津町大字下条	60
村社	伯太神社	和泉町大字伯太	62
村社	八阪神社	南王子村	63
村社	大澤神社	山滝村大字大澤	65
府社	男神社	雄信達村大字男里	67
府社	日根神社	日根野村大字日根野	70
府社	波太神社	東鳥取村大字石田	71
郷社	阿理莫神社	貝塚町久保	73
郷社	感田神社	貝塚町	74
郷社	國玉神社	深日村	76
郷社	大森神社	熊取村大字久保	77
郷社	蟻通神社	長瀧村大字蟻通	78
郷社	矢代寸神社	有真香村大字八田	80
郷社	意賀美神社	上之郷村字天神代	82
郷社	火走神社	大土村大字大木	83
村社	信達神社	東信達村大字金熊寺	88
村社	里外神社	西信達村大字岡田	89

村社	加茂神社	下莊村大字箱作	91
村社	船守神社	淡輪村大字淡輪	93
村社	一岡神社	信達村大字大苗代	94
村社	春日神社	佐野町	96
村社	菅原神社	山直町稻葉	97
村社	菅原神社	山直町大字田治米	99
村社	春日神社	田尻村大字吉見	101
村社	弥栄神社	春木町大字春木	103
村社	南近義神社	貝塚町字王子	105
村社	土生神社	土生郷村大字土生	107
村社	西葛城神社	西葛城村大字木積	108
村社	稻荷神社	貝塚町大字森	112
村社	意賀美神社	有真香村大字土生瀧	113
村社	茅渟神社	樽井村	114
村社	産土神社	多奈川村大字谷川	116
村社	稻荷神社	下莊村大字箱作	117
村社	鹿島神社	鳴滝村	118
村社	加支多神社	北中通村大字鶴原	120
村社	日枝神社	南中通村大字櫻井	121
村社	菅原神社	下莊村大字箱作	123
村社	住吉神社	多奈川村大字小島	124
村社	夜疑神社	八木村大字中井	126
村社	波多神社	土生郷村大字畑	127
村社	菅原神社	山直町大字岡山	129

兵庫縣〔第一冊〕

村社	種河神社	130	新村大字新家
村社	嘉祥神社	132	田尻村大字嘉祥寺
村社	揖取神社	133	西鳥取村大字波有手
村社	楠本神社	134	山直町大字包近
村社	淡路神社	136	山直町大字摩湯
村社	尾崎神社	137	尾崎村
村社	菅原神社	139	山直町大字三田
村社	春日神社	140	大土村大字土丸
郷社	有間神社	144	有馬郡有野村大字有野
郷社	湯泉神社	145	有馬郡有馬町
村社	住吉神社	146	有馬郡藍村大字大川瀬
村社	酒垂神社	147	有馬郡藍村大字藍本
村社	羽束神社	148	有馬郡三輪町大字香下
村社	山王神社	149	有馬郡有野村大字唐櫃
無格社	山王神社	150	有馬郡有野村大字下唐櫃
村社	中尾神社	151	有馬郡有野村大字有野
村社	若宮神社	152	有馬郡有野村有野
村社	八幡神社	152	有馬郡有野村有野
村社	田尾神社	153	有馬郡有野村大字有野
村社	大歳神社	154	有馬郡有野村大字二郎
村社	天満神社	154	有馬郡本庄村大字井ノ草

村社	天満神社	155	有馬郡中野村大字加茂
郷社	天津神社	156	美囊郡北谷村大字前田
郷社	細田神社	156	美囊郡中吉川村大字長谷
郷社	荒田(二ノ宮)神社	157	多可郡松井庄村大字の場
村社	稻荷神社	158	多可郡松井庄村大字熊野部
村社	大歳神社	159	多可郡中町大字東山
村社	名越神社	160	多可郡中町大字田野口
村社	加都良神社	160	多可郡中町大字天田
村社	大歳金刀比羅神社	161	多可郡中町大字鍛冶屋
郷社	加都良神社	162	多可郡中町大字間子宮山
指定村社	山神社	162	城崎郡清瀧村大字山宮
村社	岩戸神社	163	水上郡國領村大字國領
村社	八田神社	163	水上郡大路村大字中山
郷社	八幡神社	164	三原郡阿萬町大字阿萬村
郷社	八幡神社	165	三原郡沼島村大字中区
郷社	柿本神社	166	明石市人丸町
村社	若宮神社	166	明石市当津
郷社	伊弉冉神社	166	明石市当津
郷社	盈岡神社	167	養父郡大藏村大字宮内
村社	若宮神社	168	養父郡大藏村大字高田
村社	御所森神社	168	養父郡大藏村大字堀畑
村社	若宮神社	169	養父郡大藏村大字宮田
村社	三柱神社	169	養父郡大藏村大字高瀬

村社	八幡神社	養父郡廣谷町大字畑	177
村社	玉水神社	養父郡廣谷町大字伊豆	177
村社	乙屋神社	養父郡廣谷町大字畑	177
村社	須賀神社	養父郡廣谷町大字稲津	176
村社	産靈神社	養父郡廣谷町大字浅野	176
村社	白岩神社	養父郡廣谷町大字大坪	176
村社	瀧谷神社	養父郡廣谷町大字上野	175
村社	谷武神社	養父郡廣谷町大字上野	175
村社	三柱神社	養父郡廣谷町大字新津	175
県社	養父神社	養父郡養父市場村大字養父市場	174
村社	宇留破神社	養父郡養父市場村大字口米地	174
村社	水谷神社	養父郡養父市場村大字奥米地	173
村社	威徳神社	養父郡糸井村大字竹ノ内	173
村社	男阪神社	養父郡養父市場村大字宮垣	173
村社	十六柱神社	養父郡糸井村大字林垣	172
村社	佐岐津彦阿流知命神社	養父郡糸井村大字寺内	172
村社	若宮神社	養父郡糸井村大字高生田	172
村社	立石神社	養父郡糸井村大字内海	171
村社	熊野神社	養父郡糸井村大字朝日	171
村社	桐原神社	養父郡糸井村大字室尾	171
村社	手谷神社	養父郡大藏村大字寺谷	170
村社	内倉神社	養父郡大藏村大字東谷	170
村社	大歳神社	養父郡大藏村大字土田	169

村社	十二所神社	養父郡廣谷町大字十二所	178
村社	輕部神社	養父郡廣谷町大字上箇	178
郷社	齋神社	養父郡建屋村大字長野	178
村社	谷倉神社	養父郡建屋村大字長野	179
村社	葛神社	養父郡伊佐村大字浅間	179
村社	柳神社	養父郡伊佐村大字上小田	179
村社	三柱神社	養父郡伊佐村大字下小田	180
村社	春日神社	養父郡伊佐村大字大江	180
村社	船山神社	養父郡伊佐村大字伊佐	180
村社	若宮神社	養父郡伊佐村大字大江	181
村社	花岡神社	養父郡伊佐村大字坂本	181
村社	五社神社	養父郡伊佐村大字岩崎	181
村社	浅間神社	養父郡伊佐村大字浅間	181
村社	御井神社	養父郡南谷村大字宮本	182
村社	産靈神社	養父郡南谷村大字糸原	182
村社	萱森神社	養父郡南谷村大字門野	183
村社	清所神社	養父郡南谷村大字須西	183
村社	栲幡原神社	養父郡南谷村大字和田	183
村社	和田神社	養父郡南谷村大字和田	184
村社	二ノ宮神社	養父郡口大屋村大字夏梅	184
村社	一ノ宮神社	養父郡口大屋村大字中村	184
村社	三柱神社	養父郡口大屋村大字樽見	185
村社	日枝神社	養父郡大屋村大字山路	185
村社	押武者神社	養父郡大屋村大字笠谷	185

村社	二ノ宮神社	養父郡大屋村大字大杉	186
村社	一ノ宮神社	養父郡大屋村大字加保	186
村社	三ノ宮神社	養父郡西谷村大字筏	186
村社	上森神社	養父郡西谷村大字藏垣	187
村社	三社神社	養父郡西谷村大字若杉	187
村社	三柱神社	養父郡八鹿町大字小佐	187
村社	住吉神社	養父郡八鹿町大字小佐	188
村社	三柱神社	養父郡八鹿町大字日畑	188
村社	日枝神社	養父郡八鹿町大字九鹿	189
村社	火結神社	養父郡八鹿町大字九鹿	189
村社	熊野神社	養父郡八鹿町大字小佐	189
村社	三柱神社	養父郡八鹿町大字小佐	190
村社	住吉神社	養父郡八鹿町大字小佐	190
村社	屋岡神社	養父郡八鹿町大字舞狂	190
村社	名草神社	養父郡八鹿町大字石原	191
村社	楯縫神社	養父郡建屋村大字町	191
村社	杜内神社	養父郡建屋村大字森	192
村社	三柱神社	養父郡建屋村大字森	193
村社	中尾神社	養父郡建屋村大字能座	194
村社	産霊神社	養父郡建屋村大字餅耕地	195
村社	白山神社	養父郡建屋村大字三谷	197
村社	日枝神社	養父郡建屋村大字船谷	198
村社	田中神社	養父郡宿南村大字宿南	201
村社	寄宮神社	養父郡宿南村大字宿南	202

村社	大藏神社	養父郡宿南村大字青山	203
村社	兵主神社	養父郡宿南村大字浅倉	204
村社	伊久刀神社	養父郡宿南村大字赤崎	206
村社	白山神社	養父郡宿南村大字赤崎	206
郷社	八幡社	美囊郡三木町大字福井	206
村社	小和田神社	美囊郡別所村大字和田	207
無格社	美坂神社	美囊郡別所村大字東這田	207
村社	熊野神社	美囊郡別所村大字興治	208
村社	王子神社	美囊郡別所村大字下石野	208
村社	御酒神社	美囊郡別所村大字石野	208
村社	八雲神社	美囊郡別所村大字花尻	208
村社	八幡神社	美囊郡別所村大字小林	209
郷社	御坂神社	美囊郡志染村大字御坂	209
村社	住吉神社	美囊郡志染村大字廣野新開	210
郷社	御酒神社	美囊郡細川村大字垂穂	210
村社	三坂神社	美囊郡細川村大字豊地	210
村社	九社神社	美囊郡細川村大字西村	211
村社	大日神社	美囊郡細川村大字細川中	211
村社	若宮神社	美囊郡奥吉川村大字稲田	212
村社	天満神社	美囊郡奥吉川村大字福吉	213
村社	大歳神社	美囊郡奥吉川村大字水上	213
村社	大歳神社	美囊郡奥吉川村大字北上	215
村社	祢御門神社	美囊郡久留美村大字大村	215
村社	八幡神社	美囊郡久留美村大字宿原	215

村社	三坂神社	美囊郡久留美村大字加佐	216
村社	岩壺神社	美囊郡久留美村大字長屋	216
郷社	八雲神社	美囊郡久留美村大字久留美	217
郷社	八幡神社	美囊郡淡河村字下村	217
郷社	新宮神社	美囊郡中吉川村大字山上	217
郷社	兵主神社	多可郡黒田庄村大字岡	218
村社	古奈爲神社	多可郡黒田庄村大字小苗	219
村社	住吉神社	多可郡黒田庄村大字門柳	220
村社	春日神社	多可郡黒田庄村大字田高	221
村社	瀧尾神社	多可郡黒田庄村大字黒田	222
村社	大歳神社	多可郡黒田庄村大字前坂	223
村社	天満神社	加西郡富合村大字常吉	223
村社	天満神社	加西郡富合村大字玉野新家	224
村社	天満神社	加西郡富合村大字玉野	224
郷社	王子神社	加西郡下里村大字王子	225
村社	日吉神社	加西郡下里村大字中西	226
村社	笠原神社	加西郡下里村大字西笠原	226
村社	速玉男神社	加西郡下里村大字三口	226
村社	王子神社	加西郡下里村大字坂本	227
村社	天満神社	加西郡下里村大字倉谷	227
村社	天満神社	加西郡九會村大字桑原田	228
郷社	乎疑原神社	加西郡九會村大字繁昌	228
村社	神功神社	加西郡九會村大字田原	229
村社	八幡神社	加西郡九會村大字綱引	229

村社	両皇大神社	加西郡九會村大字栄	229
村社	天神社	加西郡九會村大字鶉野	230
村社	大歳神社	加西郡富田村大字吸谷	230
村社	八幡神社	加西郡富田村大字谷口	231
村社	大歳神社	加西郡賀茂村大字東横田	231
村社	天満神社	加西郡賀茂村大字西横田	231
村社	里神社	加西郡賀茂村大字山下	232
村社	大歳神社	加西郡賀茂村大字鎮岩	232
郷社	王子神社	加西郡賀茂村大字西劔坂	232
村社	五社神社	加西郡西在田村大字大内	233
村社	若一神社	加西郡西在田村大字上万願寺	233
村社	磯崎神社	加西郡西在田村大字若井	233
村社	磯崎神社	加西郡西在田村大字下道山	233
村社	王子神社	加西郡在田村大字上芥田	234
村社	大歳神社	加西郡在田村大字下芥田	234
村社	大歳神社	加西郡在田村大字廣原	234
村社	八幡神社	加西郡在田村大字佐谷	235
村社	若王子神社	加西郡在田村大字別所	235
村社	磯部神社	加西郡在田村大字越水	235
村社	大年神社	加西郡在田村大字鴨谷	236
村社	大年神社	加西郡在田村大字殿原	236
郷社	石部神社	加西郡在田村大字上野	237
郷社	御厨神社	加古郡二見町大字東二見	238
郷社	泊神社	加古郡加古川町大字木村	238

兵庫県 [第二冊]

村社	益氣神社	印南郡東神吉村大字升田	249
村社	益氣神社	印南郡東神吉村大字出河原	249
村社	日岡神社	加古郡神野村大字福留	248
村社	稻根神社	加古郡神野村大字神野	248
村社	八幡神社	加古郡神野村大字西条	248
郷社	八幡神社	加古郡八幡村大字野村	247
郷社	住吉神社	加古郡母里村大字印南	246
村社	天神社	加古郡母里村大字草谷	245
郷社	天満神社	加古郡天満村大字国安	245
村社	上之莊神社	印南郡上莊村大字井ノ口	245
村社	住吉神社	加古郡平岡村大字山之上	244
村社	住吉神社	加古郡平岡村大字二俣	244
村社	住吉神社	加古郡平岡村大字一色	244
村社	住吉神社	加古郡阿閑村大字野添	244
村社	住吉神社	加古郡阿閑村大字古宮	243
村社	荒井神社	加古郡荒井村大字荒井	242
郷社	日岡神社	加古郡水丘村大字大野	242
郷社	野口神社	加古郡野口村大字野口	241
県社	高砂神社	加古郡高砂町大字東宮町	240
村社	天満神社	加古郡加古川町粟津	239
村社	天満神社	加古郡加古川町備後	239

郷社	八幡神社	印南郡西神吉村大字宮前	250
郷社	生石神社	印南郡阿弥陀村大字生石	251
村社	福泊神社	印南郡の形村大字福泊	252
郷社	湊神社	印南郡の形村大字の形	252
村社	四宮神社	神戸市神戸区中山手通	253
村社	三宮神社	神戸市神戸区三宮町	254
郷社	諏訪神社	神戸市神戸区山本通	255
村社	嚴島神社	神戸市神戸区榮町	255
村社	天満神社	神戸市神戸区北野町	255
村社	住吉神社	神戸市灘区大石	255
郷社	敏馬神社	神戸市灘区岩屋	256
村社	若宮神社	神戸市灘区新在家	256
村社	六甲八幡神社	神戸市灘区八幡町	256
村社	船寺神社	神戸市灘区船寺通	257
村社	大土神社	神戸市灘区水車新田	258
村社	嚴島神社	神戸市灘区篠原	258
村社	春日神社	神戸市灘区都賀村開地	258
村社	丹生神社	神戸市灘区高羽	259
村社	猿田彦神社	神戸市灘区森村	259
村社	水神社	神戸市灘区稗田	260
村社	八宮神社	神戸市湊東区楠町	260
村社	嚴島神社	神戸市兵庫区永澤町	261
村社	天神社	神戸市兵庫区東柳原町	261
県社	七宮神社	神戸市兵庫区北宮内町	261

村社	蛭子神社	神戸市兵庫区東出町	262
村社	大國神社	神戸市兵庫区松屋町	262
村社	稻荷神社	神戸市兵庫区川崎町	263
村社	八幡神社	神戸市湊区氷室町	263
村社	大山咋神社	神戸市湊区山王町	263
村社	熊野神社	神戸市湊区熊野町	263
官幣中社	長田神社	神戸市林田区长田町	264
村社	大歳神社	神戸市須磨区車	266
村社	大歳神社	神戸市須磨区白川	268
村社	高取神社	神戸市須磨区高取山	269
村社	八幡神社	神戸市須磨区妙法寺町	270
郷社	證誠神社	神戸市須磨区権現町	270
郷社	廣峯神社	姫路市廣嶺山	270
村社	勝松神社	姫路市保城	271
村社	日吉神社	姫路市野里	271
村社	稻荷神社	姫路市乙阿保	271
村社	阿保神社	姫路市甲阿保	272
村社	九所御霊天神社	姫路市東郷町	272
県社	高岳神社	姫路市今宿	272
県社	姫路神社	姫路市本町	273
村社	大年神社	姫路市野里大月町	273
村社	水尾神社	姫路市山野井町	273
村社	大年神社	姫路市八代	273
村社	桑原神社	姫路市伊傳居町	274

郷社	射楯兵主神社	姫路市本町	274
村社	住吉神社	姫路市御立	274
郷社	荒川神社	姫路市井ノ口	275
村社	生矢神社	姫路市手柄	275
村社	苦道国主神社	姫路市苦編	276
国幣中社	出石神社	出石郡神美村大字宮内	276
村社	石部神社	出石郡出石町大字下谷	277
村社	稻荷神社	出石郡出石町大字内町	278
村社	諸杉神社	出石郡出石町大字内町	278
郷社	一宮神社	出石郡高橋村大字久畑	278
村社	日足神社	出石郡高橋村大字栗尾	279
村社	大生部兵主神社	出石郡高橋村大字薬王寺	279
郷社	二宮神社	出石郡高橋村大字後	279
村社	新宮神社	出石郡高橋村大字東中	280
村社	清瀧神社	出石郡高橋村大字栗尾	280
郷社	伊福部神社	出石郡室埴村大字中村	281
村社	徳神社	出石郡室埴村大字奥山	281
郷社	須義神社	出石郡室埴村大字荒木	282
村社	御出石神社	出石郡室埴村大字桐野	282
県社	中嶋神社	出石郡神美村大字三宅	283
村社	大生部兵主神社	出石郡神美村大字奥野	283
村社	有庫神社	出石郡神美村大字市場	284
村社	阿牟加神社	出石郡神美村大字森尾	284
村社	香住神社	出石郡神美村大字香住	284

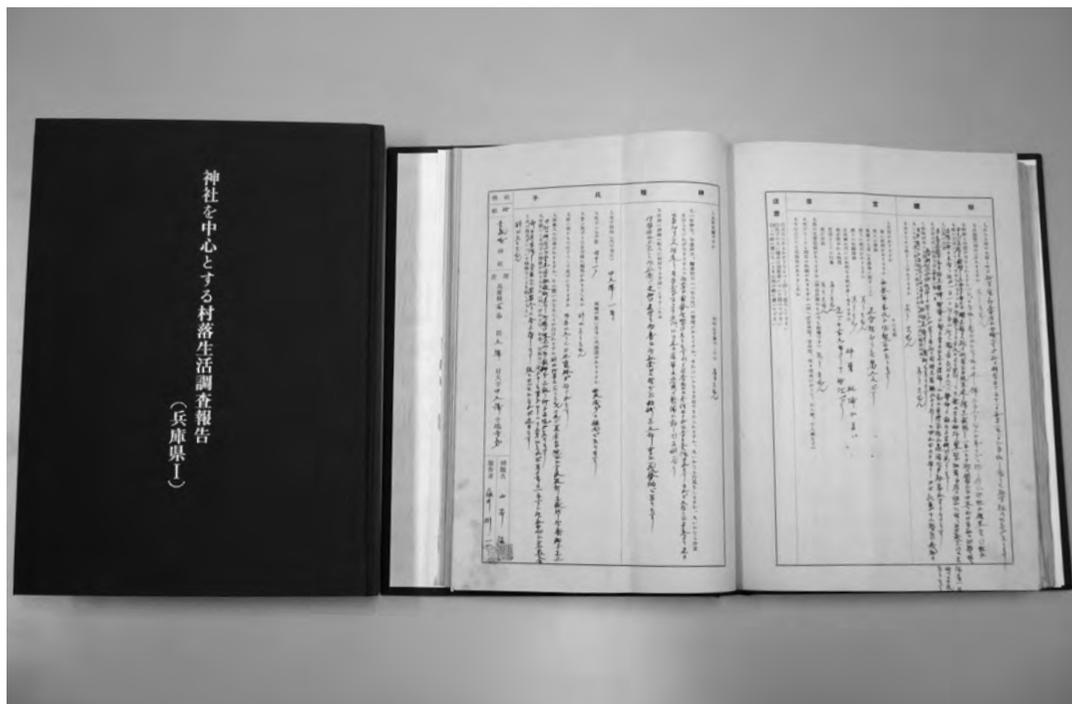
村社	三神社	出石郡神美村大字下鉢山	284
村社	八幡神社	出石郡神美村大字上鉢	285
村社	国知神社	出石郡神美村大字倉見	285
村社	八幡神社	出石郡神美村大字安良	285
村社	豊受神社	出石郡神美村大字袴狭	286
村社	小野神社	出石郡神美村大字口小野	286
村社	竈神社	出石郡神美村大字口小野	286
村社	竈神社	出石郡神美村大字奥小野	286
村社	天満神社	出石郡合橋村大字奥矢根	287
村社	三柱神社	出石郡合橋村大字畑	287
村社	賀茂神社	出石郡合橋村大字矢根	287
村社	白鳥神社	出石郡合橋村大字矢根	288
村社	手谷神社	出石郡合橋村大字河本	288
村社	五社神社	出石郡合橋村大字相田	289
村社	日出神社	出石郡合橋村大字南尾	289
村社	森本神社	出石郡資母村大字木村	290
村社	箱根神社	出石郡小坂村大字福居	290
村社	籠守神社	出石郡小坂村大字片間	290
村社	小坂神社	出石郡小坂村大字三木	291
村社	日吉神社	出石郡小坂村大字大谷	291
村社	三柱神社	出石郡小坂村大字丸中	291
村社	小坂神社	出石郡小坂村大字森井	292
村社	尾崎神社	出石郡小坂村大字鳥居	292
県社	和田神社	神戸市林田区和田宮通	292

村社	春日神社	三原郡廣田村大字山添	296
村社	若宮神社	明石郡樫谷村大字松本	296
郷社	神出神社	明石郡神出村大字東	297
郷社	住吉神社	明石郡押部谷村大字細田	298
郷社	天満神社	有馬郡三田町天神垣内	298
村社	御靈神社	有馬郡三輪町川除	299
郷社	三輪神社	有馬郡三輪町三輪	299
村社	八幡神社	有馬郡三輪町高次	300
村社	感神社	有馬郡三輪町桑原	301
村社	天満神社	有馬郡三輪町尼寺	301
村社	八王子神社	有馬郡三輪町志手原	302
村社	八王子神社	有馬郡三輪町香下	302
村社	大歳神社	有馬郡三輪町大原	303
村社	生瀬皇太神社	有馬郡塩瀬村大字生瀬	303
村社	八幡神社	有馬郡塩瀬村大字名塩	303
村社	豊歳神社	有馬郡大澤村大字市原	304
村社	素盞鳴神社	有馬郡大澤村大字中大澤	305
村社	素盞雄神社	有馬郡大澤村大字上大澤	307
村社	天満神社	有馬郡大澤村大字日西原	309
村社	天満神社	有馬郡大澤村大字簾	310
村社	長尾神社	有馬郡長尾村大字上津谷	311
村社	八王子神社	有馬郡八多村大字屏風	312
村社	八王子神社	有馬郡八多村大字深谷	313
村社	八多神社	有馬郡八多村大字下小名田	315

村社	天柏神社	有馬郡高平村大字下槻瀬	316
村社	八坂神社	有馬郡高平村大字波豆川	316
村社	八坂神社	有馬郡高平村大字上槻瀬	316
郷社	高賣布神社	有馬郡高平村大字酒井	316
村社	天満神社	有馬郡高平村大字木器	317
村社	素盞鳴尊神社	有馬郡長尾村大字宅原	317
村社	山王神社	有馬郡山口村大字舟坂	318
村社	天満神社	有馬郡小野村大字小野	318
村社	神明神社	有馬郡小野村大字永澤寺	319
村社	天満神社	有馬郡小野村大字小柿	319
村社	大歳神社	有馬郡小野村大字乙原	320
村社	天満神社	有馬郡小野村大字小柿	320

(*神社の場所は現在の地名ではなく、資料のままである)

『神社を中心とする村落生活調査報告』にみえる	
大阪府下の年頭行事	森本安紀 321
住吉祭と堺奉行	内海寧子 328
表紙解説	藤岡真衣 337
『神社を中心とする村落生活調査報告(三)』解説	黒田一充 340



『神社を中心とする村落生活調査報告』(兵庫県 I・II) 大阪市史編纂所所蔵

〈資料写真〉



大阪府

神社調査資料

社格	社名	所在地	報告者
村社	夜疑神社	大阪府泉南郡八木村大字中平字地極	原政男

神職	氏名	職名
1.	吉兼世襲ですか	否
2.	何時遊歴でしたか	山中増一郎氏(左清三氏の二代り)
3.	神職の呼称特別名稱があるですか	普通神主さんと仰るのみです
4.	一年神主年番神主輪番神主(年交代)の習慣がありますか	否
5.	以前神職の収入は如何なる方法によりましたか	氏子納金と云々、社入金
6.	其傳説について特殊なことがあつたら記入して下さい	
7.	現在の神職の氏名	石小 政男

氏名	職名
1.	氏子庶家は古神社の市町村の區域内に限られてゐますか
2.	氏子庶家は古神社の區域内に限られてゐますか
3.	氏子庶家は古神社の區域内に限られてゐますか
4.	氏子の宗廟祭
5.	氏子となる資格に制限がありますか
6.	氏子となる資格に制限がありますか
7.	氏子となるに特別な儀式がありますか
8.	氏子に成るものはどうして氏子になりますか
9.	氏子の間に階級がありますか
10.	氏子の階級は家系によりますか
11.	氏子の階級は家系によりますか
12.	氏子に成る資格はありますか
13.	階級により職務が異なりますか
14.	其他氏子について特殊なことを記して下さい

大阪府の回答用紙

社格	社名	所在地	報告者
村社	大蔵神社	兵庫県赤松郡大蔵村大字大蔵	羽田元

神職	氏名	職名
1.	氏子庶家は古神社の市町村の區域内に限られてゐますか	
2.	氏子となるに特別な儀式がありますか	
3.	氏子に成るものはどうして氏子になりますか	
4.	氏子の間に階級がありますか	
5.	氏子の階級は家系によりますか	
6.	氏子の階級は家系によりますか	
7.	氏子に成る資格はありますか	
8.	階級により職務が異なりますか	
9.	其他氏子について特殊なことを記して下さい	

兵庫県の回答用紙

大阪府

府社 開口神社 堺市甲斐町東二丁（堺市堺区）

報告者 社司・三上俊一

【神職】

- 1 [世襲] なし
- 2 [現在も世襲か] 全前
- 3 [特別な名称] 全前
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 神職報酬として氏子より募集せるものと、社入金の一部を以て充てたり
- 6 [その他] 当神社は、維新前まで俗に大寺と称し、境内に多数の寺院よりて、年番の寺院が其年の社務を執りしが、住吉神社の外宮又は奥ノ院とも伝称せるを以て、重なる神事祭典には、住吉神社より神職出張奉仕せり

7 [神職の氏名]

社司・三上俊一、社掌・三上俊太郎、社掌兼・酒井正

一

【氏子】

1 [氏子区域]

堺市大字大小路以南、南半町迄（市之町、甲斐町、大町、宿院町、中之町、寺地町、少林寺町、新在家町、南旅籠町、南半町）各東西各町、隅田、永代、賑、幸通、八千代通、文珠橋通、京町通、旭通り、神保通、一条通、二条通、三条通、四条通、五条通、六条通、永山園、陵西通、丸保園、大仙町、御陵通、耳原町

2 [二重氏子] なし

3 [他市町村区域] 限られています

4 [氏子の戸数] 約七千戸余

5 [戸数の変動] ありません

6 [氏子の資格] ありません

7 [氏子入り儀礼] なし

8 [婿入り] |

9 [若衆の行事] なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務] 氏子納金を負担す

13 [義務の差] なし

14 [その他] なし

【祭礼】

1 [祭の日時]

例祭 九月十二日午前九時、渡御祭 全日午後二時、

田實神事（直会祭） 九月十三日午前十時

2	〔儀礼内容〕	――
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	なし
8	〔当屋の交代〕	なし
9	〔特殊神事〕	渡御祭、鎮火祭
10	〔山の神祭〕	――
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし

一月十五日 古守札注連縄焼却（十日末俗にとんどと
 称す）、二月節分 火焼神事

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	なし
4	〔座衆の人員〕	なし
5	〔座入り儀礼〕	なし
6	〔首座の名称〕	なし
7	〔組織階級〕	なし
8	〔座人の義務〕	なし
9	〔宮座衆の姓〕	なし

10	〔座を開く時期〕	なし
11	〔宮座の行事〕	なし
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	なし

郷社 菅原神社

堺市戎ノ町東一丁（堺市堺区）

報告者 池田廣治

【神 職】

1	〔世襲〕	只今で三代目であります
2	〔現在も世襲か〕	以前も他の社家が、代々奉仕して居りました
3	〔特別な名称〕	先生と呼ばれて居ります
4	〔一年神主〕	――
5	〔収入〕	只今の氏子納金を、以前神官給料として氏子より醸出して居りました
6	〔その他〕	――
7	〔神職の氏名〕	池田廣治

【氏子】

1 〔氏子区域〕

堺市の大小路以北全部と、堺市山本町南半分とであり

- ます
- 2 「二重氏子」 二重氏子はありません
 - 3 「他市町村区域」 鎮座の市内に限られて居ります
 - 4 「氏子の戸数」 六千戸あります
 - 5 「戸数の変動」 追々増加して居ります
 - 6 「氏子の資格」 特に定たる資格に制限ありません
 - 7 「氏子入り儀礼」
 - 8 「婿入り」 以前氏子札を出して居りましたが、現在はありませぬ
神前結婚を行ひますか、其他は任意に参拝して居りませぬ
 - 9 「若衆の行事」 秋祭りに渡御供奉、或船渡式奉仕致します
 - 10 「氏子内の階級」 氏子各組合十二、三の団体があり、老人・中老・十人長等があります
 - 11 「階級の相違」 家持ち、或は借家人とか申して居ります
 - 12 「氏子の義務」 納金年二回に納めます
 - 13 「義務の差」 家持ちは、大体納金多額を納めます
 - 14 「その他」
- 1 「祭の日時」

- 秋祭 九月十四日、例祭 九月十五日 田実神事、九月十四日 渡御神事・船渡り、夏祭 七月十五日、冬祭 十一月十五日
- 2 「儀礼内容」 九月十四日午前中 例祭奉仕、午後 渡御神事があります。午後九時 船渡式（堺港湾にて）
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 正月元旦に雑煮。節分祭に古来より甘酒を供へます
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」 秋祭の船渡式、並に氏子より十二、三台の大鼓台の宮入り等、和泉の名物になって居ります
 - 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」 節分に厄除の大火焚神事、並一月十五日 左義長神事、古来名があります
- 1 「宮座の有無」

【祭 礼】

【宮 座】

- 2 「官座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「官座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

|
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |
 |

―社 方違神社

堺市北三國丘（堺市堺区）

報告者 神山鈴吉

【神 職】

- 1 「世襲」 不明
- 2 「現在も世襲か」 不明
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 社入金に依る
- 6 「その他」 無し

7 「神職の氏名」

社司・神山鈴吉、社掌・神山禎藏

【氏 子】

1 「氏子区域」

安井町、翁橋町、新町、市之町東五丁・六丁、熊野町、東五丁・六丁、瓦町、戎之町東四丁・五丁、花田口町、旧向陽町部落、榎町、三國丘町、田出井町、今池町、香丘町、東雲町

- 2 「二重氏子」 無し
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 四千戸以上
- 5 「戸数の変動」 明治十二年調 四百三十六戸、現今四千戸以上
- 6 「氏子の資格」 無し
- 7 「氏子入り儀礼」 無し
- 8 「婿入り」 別に儀式無し
- 9 「若衆の行事」 無し
- 10 「氏子内の階級」 無し
- 11 「階級の相違」 無し
- 12 「氏子の義務」 氏子納金負担の義務あり
- 13 「義務の差」 貧富の差により納金に相違あり
- 14 「その他」 無し

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
イ・粽祭（例祭）五月三十一日 ロ・祈年祭二月下旬
ハ・新嘗祭十一月下旬 ニ・秋祭 九月十六日・十七日 ホ・節分祭 二月節分
- 2 「儀礼内容」
上記イ・ロ・ハは、公式の大祭式に依る。ニの秋祭は、中祭式に依り行ひ、十六日は午後渡御式あり。ホの節分祭は、中祭式に依り行ひ、火焚神事あり
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 粽、赤飯、抹茶、しるこ
- 5 「当屋の決定」 無し
- 6 「長男の扱い」 無し
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 火焚神事
- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 節分火焚神事の際、燃します
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 無し
- 2 「宮座の建物」 無し
- 3 「座人の資格」 無し
- 4 「座衆の人員」 無し

- 5 「座入り儀礼」 無し
- 6 「首座の名称」 無し
- 7 「組織階級」 無し
- 8 「座人の義務」 無し
- 9 「宮座衆の姓」 無し
- 10 「座を開く時期」 無し
- 11 「宮座の行事」 無し
- 12 「座の財政」 無し
- 13 「文書記録」 無し
- 14 「類似の組織」 無し
- 15 「解体した座」 不明
- 村社 船待神社 堺市西湊町一丁（堺市堺区）
報告者 三上嘉一
- 【神 職】
- 1 「世襲」
当神社は、古来より神宮寺なりしにより、別当之れを管理し、代々其法弟之れを継承せり
- 2 「現在も世襲か」
明治元年神仏混淆を禁ぜらるや、別当還俗して祠官に補せらる。其血脈相継ぎ、当代に及べり
- 3 「特別な名称」
古来は法印と呼びしが、今は特別な名称なし
- 4 「一年神主」 なし

- 5 「収入」 米・麦二期の初穂
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 三上嘉一

【氏子】

- 1 「氏子区域」 西湊町、東湊町、出嶋町、旧湊町一円
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」 然り
- 4 「氏子の戸数」 約式千五百戸
- 5 「戸数の変動」

明治以前迄は約参百戸なりしに、移住し来る者多く、漸次増加せり。但、旧富家は殆滅亡し、移住者には貧者多し

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 特別に定めなし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 階級なし
- 12 「氏子の義務」 神社の維持、経営を協賛する義務あり
- 13 「義務の差」 平等なり。但、負担には軽重あり
- 14 「その他」

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 秋祭（例祭）九月十五日・十六日
- 2 「儀礼内容」 特別の順序なし
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 秋祭には、古来より本膳を献ず
- 5 「当屋の決定」 当屋なし
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 節分に火焚神事を行ふ

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

明治以前迄は天神講と云ふ講社ありしか、今は亡びてなし

―社 高須神社

堺市北半町（堺市堺区）

報告者

【神 職】

1 「世襲」

古来よりの世襲でなし。現神職にて二代目

2 「現在も世襲か」

不明

3 「特別な名称」

先生

4 「一年神主」

無し

5 「収 入」

崇敬者よりの献供、撤下物

6 「その他」

なし

7 「神職の氏名」

奥野駿介

【氏 子】

1 「氏子区域」

堺市一般を崇敬区域とす（他区域にも崇敬者多数あり）、区域内に八社あり

2 「二重氏子」

市内八社の氏子区域と共通す

3 「他市町村区域」

限られていない

4 「氏子の戸数」

市内一般及他区域を加へて三千戸

5 「戸数の変動」

大相違なし

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

無し

8 「婿入り」

崇敬心があれば、崇敬者になれる

9 「若衆の行事」

なし

10 「氏子内の階級」

なし

11 「階級の相違」

階級なし

12 「氏子の義務」

献供の義務あり

13 「義務の差」

異ならず

14 「その他」

なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

旧初午の日に、例祭を肅行す。七月八日夏季祭、十一月八日冬季祭

2 「儀礼内容」

祭式規定に依る

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

当番なし

6 「長男の扱い」

――

7 「当屋の任務」

――

8	〔当屋の交代〕	—
9	〔特殊神事〕	無し
10	〔山の神祭〕	無し
11	〔藁蛇の神事〕	無し
12	〔火焚の神事〕	節分 火焚神事
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	無し
2	〔宮座の建物〕	—
3	〔座人の資格〕	—
4	〔座衆の人員〕	—
5	〔座入り儀礼〕	—
6	〔首座の名称〕	—
7	〔組織階級〕	—
8	〔座人の義務〕	—
9	〔宮座衆の姓〕	—
10	〔座を開く時期〕	—
11	〔宮座の行事〕	—
12	〔座の財政〕	—
13	〔文書記録〕	—
14	〔類似の組織〕	互楽會有り
15	〔解体した座〕	不明

村社 神明神社 堺市築橋通二町（堺市堺区）

報告者 大江信元

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲では有りませんが、一代置いて父と同じ神社に奉仕して居ります

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

先生とか神主さん、又大夫さんと呼ぶ人も有ります

4 〔一年神主〕

有りません 氏子納金其他の神社経費に依りました

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

大濱通、大濱北町、大濱南町、龍神町各町、栄橋通各町、吾妻橋通各町、北大濱公園及埋立地一帯、戎島一部、住吉橋通各町、新天地

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

4 〔氏子の戸数〕

5 〔戸数の変動〕

限られて居ます 壱千戸 大正十年頃より大濱方面に住宅増加し、約二倍になり

ました

- 6 「氏子の資格」 有りません
 - 7 「氏子入り儀礼」 有りません
 - 8 「婿入り」
 - 9 「若衆の行事」 有りません
 - 10 「氏子内の階級」 有りません
 - 11 「階級の相違」 家格によります
 - 12 「氏子の義務」 神社の維持経営に付、絶対的義務を負ひます
 - 13 「義務の差」 異なります
 - 14 「その他」
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 二月中旬 祈年祭、七月十七日 夏季祭、九月十七日 例祭、十一月十七日 冬季祭、十一月下旬 新嘗祭
 - 2 「儀礼内容」
 - 3 「田植祭」
 - 4 「特殊神饌」
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」 鎮魂祭、日待祭

- 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」 毎年正月十五日には、氏子各戸より注連縄・古神符等を持寄り、氏神境内一定の場所に於て焼却致します。又、節分火焚神事が有ります
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
 - 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」
 - 14 「類似の組織」
 - 15 「解体した座」

村社 月洲神社 堺市南島元町 (堺市堺区)

報告者 社掌・酒井正一

【神 職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 神主さん、禰宜さん、先生
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 社入金の一部を充当
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 社掌・酒井正一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 堺市南島元町、全三宝町一町・二町・三町・四町、堺市平田町一町・二町・三町・四町、鉄砲町一町・二町・三町・四町、七道西町の一部

- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 約六百戸
- 5 「戸数の変動」 大正元年頃迄は二十六、七戸にてありしが、其後年と共に発展し来る
- 6 「資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」

初宮参の際、氏子札を渡すこと、せり。此れに依りて

氏子となるの証とせり

8 「婿入り」

入婿となりたる節は、其所在神社に奉告するを以て氏子たるの資格を生ず

- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 其所在産土神社の維持、経営に付ての負担を負ふこと、す

13 「義務の差」

貧富の別に依り、義務を負ふ上に多少は差異あることあり

14 「その他」

なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月五日、祈年祭 二月下旬、新嘗祭 十一月下旬
- 2 「儀礼内容」 なし
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし

- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] なし
- 12 [火焚の神事] 節分の夜に、俗にトンドと云ひ焼火す

【宮座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

村社 田守神社 堺市松屋元町（堺市堺区）

報告者 和田柳吉

【神職】

- 1 [世襲] |
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |
- 5 [収入] |
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名] 社掌・和田柳吉

【氏子】

- 1 [氏子区域] |
- 2 [二重氏子] 田守神社氏子区域 堺市松屋元町、平田新田（字塩濱
新田、若松新田、鶴松新田、天神新田）
- 3 [他市町村区域] |
- 4 [氏子の戸数] 式百八拾七戸
- 5 [戸数の変動] 明治四十四年、五年迄は氏子戸数八十戸
- 6 [氏子の資格] |
- 7 [氏子入り儀礼] |
- 8 [婿入り] |
- 9 [若衆の行事] |
- 10 [氏子内の階級] |

- 11 〔階級の相違〕
 - 12 〔氏子の義務〕 氏子納金
 - 13 〔義務の差〕
 - 14 〔その他〕
- 【祭 礼】
- 1 〔祭の日時〕
 - 十月五日 例祭、十一月二十三日 新嘗祭、二月十七日 祈年祭、七月十四日 夏季中祭、十一月二十三日 日小祭、六月三十日 大祓、十二月三十日 大祓 執行
 - 2 〔儀礼内容〕
 - 祈年祭・新嘗祭には、供進使参向に付、当日官法祭式により祭典
 - 3 〔田植祭〕
 - 4 〔特殊神饌〕
 - 5 〔当屋の決定〕
 - 旧慣により、年行事と氏子総代と協議の上、決定
 - 6 〔長男の扱い〕
 - 7 〔当屋の任務〕
 - 年行事、祭費の負担
 - 8 〔当屋の交代〕
 - 年行事は一ヶ年交替とす
 - 9 〔特殊神事〕
 - 10 〔山の神祭〕
 - 11 〔藁蛇の神事〕

- 12 〔火焚の神事〕
- 【宮 座】
- 1 〔宮座の有無〕
 - 2 〔宮座の建物〕
 - 3 〔座人の資格〕
 - 4 〔座衆の人員〕
 - 5 〔座入り儀礼〕
 - 6 〔首座の名称〕
 - 7 〔組織階級〕
 - 8 〔座人の義務〕
 - 9 〔宮座衆の姓〕
 - 10 〔座を開く時期〕
 - 11 〔宮座の行事〕
 - 12 〔座の財政〕
 - 13 〔文書記録〕
 - 14 〔類似の組織〕
 - 15 〔解体した座〕
- 郷社 **岸城神社** 岸和田市岸城町（岸和田市）
報告者 坂井棟治郎
- 【神 職】
- 1 〔世襲〕 親父以来です
 - 2 〔現在も世襲か〕

- 3 「特別な名称」 //
 - 4 「二年神主」 //
 - 5 「収入」 賽物を以て //
 - 6 「その他」 //
 - 7 「神職の氏名」 坂井棟治郎 //
- 【氏子】**
- 1 「氏子区域」
 - 岸和田市内の内 岸城町、宮本町、上町、五軒屋町、野田町、南上町、南町、本町、堺町、魚屋町、北町、大工町、中之浜町、紙屋町、大手町、中町、中北町、大北町
 - 2 「二重氏子」 //
 - 3 「他市町村区域」 市内のみ //
 - 4 「氏子の戸数」 四千五百戸 //
 - 5 「戸数の変動」 漸次増加します //
 - 6 「氏子の資格」 //
 - 7 「氏子入り儀礼」 //
 - 8 「婿入り」 //
 - 9 「若衆の行事」 //
 - 10 「氏子内の階級」 //
 - 11 「階級の相違」 //
 - 12 「氏子の義務」 //
 - 13 「義務の差」 //

- 14 「その他」 //
- 【祭礼】**
- 1 「祭の日時」 例祭 九月十五日
 - 2 「儀礼内容」
 - 修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、幣帛料供進、供進使祝 詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉
 - 3 「田植祭」 //
 - 4 「特殊神饌」 //
 - 5 「当屋の決定」 //
 - 6 「長男の扱い」 //
 - 7 「当屋の任務」 //
 - 8 「当屋の交代」 //
 - 9 「特殊神事」 //
 - 10 「山の神祭」 //
 - 11 「藁蛇の神事」 //
 - 12 「火焚の神事」 //
- 【宮座】**
- 1 「宮座の有無」 神座、八幡座、本座、南座、新座 //
 - 2 「宮座の建物」 //
 - 3 「座人の資格」 座の最年長者 //
 - 4 「座衆の人員」 百五十戸より三十戸 //
 - 5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 座老

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「宮座衆の姓」 一定せず

10 「座を開く時期」 旧正月七日

11 「宮座の行事」

各座は旧正月七日早朝、座老宅にて新年を祝ふ

12 「座の財政」 共有財産

13 「文書記録」 //

14 「類似の組織」 //

15 「解体した座」 //

村社 菅原神社 岸和田市別所町字土居（岸和田市）

報告者 平澤初次

【神 職】

1 「世 襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 //

3 「特別な名称」 一般に神主と呼んでおります

4 「一年神主」

輪番神主の制がありました。神主となる家柄は、沼座の年寄が交代で勤務しておりました

5 「収 入」

明治四十年専任神職を置く迄は、神主は無報酬でした

6 「その他」 //

7 「神職の氏名」 平澤初次

【氏 子】

1 「氏子区域」

岸和田市約半円と、南掃守村大字上松、全村大字加守、土生郷村の内、作才とです

2 「二重氏子」 なっていません

3 「他市町村区域」

岸和田市別所町鎮座ですが、隣村南掃守村及土生郷村に及んでおります

4 「氏子の戸数」 参千戸

5 「戸数の変動」

明治初年頃迄は百戸程でしたが、合併後増加しました

6 「氏子の資格」 別にあります

7 「氏子入り儀礼」 何もありません

8 「婿入り」

来た家の一大家族ですから、別に何等の規定も儀式もありません

9 「若衆の行事」 別に若衆の行事はありません

10 「氏子内の階級」 階級はありません

11 「階級の相違」 //

12 「氏子の義務」 神社経費負担等をしております

13 「義務の差」

経費負担額に等差は有りますが、他に別にありません

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」 秋祭（岸和田祭）九月十五日

2 「儀礼内容」

当日氏地各町より曳出す。地車を宮人と称し、社頭に参拝し、神社より授与の幣束を地車に付け、市中を曳歩く

3 「田植祭」 あります。毎年田植祭をしております

4 「特殊神饌」 旧五月節句には粽を作り、供へます

5 「当屋の決定」 当神社には当屋はありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

夏越神事 六月三十日、大祓の当日 茅の輪を作り、一般にくゞらせます。敬神勸学献燈祭 市内及付近氏地の小学生の書方を行灯に張り掲揚、祭典を行ふ

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

一月十五日、古札注連縄の焼却祭を執行しております

【宮 座】

1 「宮座の有無」 沼座と云っております

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」

川崎、安井、池添の三家を中心とし男子の分家を以て座人とせり

4 「座衆の人員」 現在にては五十四名あります

5 「座入り儀礼」

昔は厳重な儀式が行はれた様ですが、今は前記の一族で一家をなせば座人です

6 「首座の名称」 年寄と云ひます

7 「組織階級」 年寄五人、番頭一人、他は並通座人です

8 「座人の義務」

昔は、座人は神社に絶対関係がりましたが、現在は

何等の義務は有りません

9 「宮座衆の姓」

川崎、安井、池添の三姓で、他姓は有りません

10 「座を開く時期」 毎年一月十八日です

11 「宮座の行事」 現在では何もありません

12 「座の財政」

田宅地等より生ずる収入を以て、総会経費に当て、おります

13 「文書記録」 少しあります

14 「類似の組織」 何もありません

15 「解体した座」

官幣大社 大鳥神社 泉北郡鳳町大字大鳥（堺市西区）

報告者 宮司・北島邦孝

【神 職】

1 「世襲」

明治以前は、史料不備の為不詳なるも、以後は世襲ならず

2 「現在も世襲か」 上述により不明

3 「特別な名称」 俗に神主といふ

4 「一年神主」 該当事項なし

5 「収 入」 内務省令官国幣社職員俸給規則による

6 「その他」 該当事項なし

7 「神職の氏名」

宮司・北島邦孝、禰宜・水沢厩清、主典・山本安蔵、
主典・神保信利、主典・西尾好一、出仕・佐草俊郎、
出仕・南芳則、名誉出仕・田村勝

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子なし。但し、三撰社には左地あり。

大鳥美波比神社 泉北郡鳳町全部と濱寺町下の一部

大鳥北濱神社 泉北郡濱寺町下全部（上述の部除く）

〃 濱神社 〃 高石町羽衣全部

尚当社には、古来和泉国一ノ宮としての特種神事あり。

堺市、泉北郡、泉南郡、此にして亦準崇敬者と見做す

2 「二重氏子」 該当事項なし

3 「他市町村区域」 各撰社共、鎮座地町村内に限らる

4 「氏子の戸数」

撰社氏子数式千五百戸、準崇敬者約拾万戸

5 「戸数の変動」

【付箋】三撰社中、大鳥美波比神社は、明治初年鳳町
各字の氏神の合併となりて氏子数自然増加し、又、大
鳥北濱神社は、古来濱寺町の村政施行当時は極寒村な
りしも、近時健康住宅地として発展し、其の数亦倍加
し、大鳥濱神社も全様、新開地として氏子数は明治初
年より約十倍の戸数に達せり

6 「氏子の資格」

三撰社共氏子資格に就いては、只其の区域内に居住す
るを以つて資格とす

7 「氏子入り儀礼」 該当事項なし

8 「婿入り」

婿嫁を問はず、其の区域内に居住することに於て氏子
と見做す

9 「若衆の行事」 該当事項なし

10 「氏子内の階級」 該当事項なし

11 「階級の相違」 該当事項なし

12 「氏子の義務」

【付箋】氏は氏子納金制度あるも、当社撰社氏子に

は此の義務なし。但し、当社特殊神事（花摘祭、夏祭、冬祭）には、準崇敬者として一般上層階級より初穂の献納あり

13 「義務の差」 該当事項なし（但し義務の点に於て）

14 「その他」

三撰社氏子には六月、十二月の大祓に当り、人形頒布をなし、此が集纏に当りては初穂料を献納するものあり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

【付箋】歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、節分祭 二月四日、紀元節祭 二月十一日、祈年祭 二月十七日、花摘祭 四月十三日、天長節祭 四月廿九日、堺渡御祭 七月卅一日、例祭 八月十三日、明治節祭 十一月三日、新嘗祭 十一月廿三日、献穀祭 十一月廿五日、冬季祭 十一月廿八日

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、花摘祭、堺渡御祭、冬季祭

3 「田植祭」

【付箋】 本年より当社社裏参道隣接地に神饌田を卜定し、六月廿八日 此が第一回の御田植祭執行

4 「特殊神饌」

規定の神饌以外になし

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

該当事項なし

花摘祭、御田植祭、堺渡御祭、冬季祭

該当事項なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

該当事項なし

府社 泉穴師神社 泉北郡大津町字豊中 (泉大津市)

報告者 津守民藏

【神 職】

- 1 「世襲」 昔から世襲です
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 神主さん
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 氏子供進物と祭礼の時の収入
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 社司・津守民藏、兼務社掌・道井新一郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大津町字豊中、字宮、字板原、字虫取、字穴田、字我孫子、字池浦
前は穴師村でしたが、大津町に合併しました
- 2 「二重氏子」 成っていません
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 六百戸
- 5 「戸数の変動」 別に、大相違はありません
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 其のまま氏子になります

- 9 「若衆の行事」 例祭の渡御の時、御輿をかつぐ行事あり
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」 氏子納金負担の義務
- 13 「義務の差」 異りません
- 14 「その他」 祈年祭の時、モツと榊に木綿をつけた玉串とを神社からもち帰って田に立てます。豊年をいぬるため

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭(十月五日)、祈年祭(二月十七日)、新嘗祭(十二月二十三日)、夏宮(七月十五日)、歳旦祭(一月一日)、節分祭(二月三日)、大祓式(六月三十日、十二月三十一日)外、中小祭あり
- 2 「儀礼内容」 例祭、祈年祭、新嘗祭の順序にならふ
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 氏子総代がやります
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 祭典に差引へなき様に、神職の手伝をします
- 8 「当屋の交代」 祭典毎に交代します
- 9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

府社 百舌鳥神社 泉北郡百舌鳥村大字赤畑（堺市北区）

報告者 工藤一之

【宮 座】

1 「宮座の有無」 大津町池浦に、朝座が二つあります

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 池浦の人に限る。古来の習慣による

4 「座衆の人員」 参拾人位です。一座に拾五人位です

5 「座入り儀礼」

ありません。座が開かれる席にて挨拶します

6 「首座の名称」 首はありません

7 「組織階級」 重(主)に百姓

8 「座人の義務」 神社に奉仕すること善導です

9 「宮座衆の姓」

別に同じ姓は多くありません。河野・高寺・小端です

10 「座を開く時期」 旧八月十五日の朝、神社参拝

11 「宮座の行事」 神社参拝の後、一所に集り酒宴会合す

12 「座の財政」

一方は田地一畝の収入を積立て、他方金式百円所有

13 「文書記録」 別にあります

14 「類似の組織」 天神講があります

15 「解体した座」 なし

【神 職】

1 「世襲」 三代以前より世襲の状態なり

2 「現在も世襲か」 明治初年迄世襲

3 「特別な名称」 なし

4 「一年神主」 なし

5 「収入」 神社収入及氏子費

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 工藤一之

【氏 子】

1 「氏子区域」

神社町村区域の大字の一部小字（戸数に二〇戸）が他

町村神社の氏子となれり。百舌鳥村大字百済字北条

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

氏子区域は、神社鎮座の村及隣接東百舌鳥村の全部

4 「氏子の戸数」 壱千三百八十戸

5 「戸数の変動」 神社合祀により大相違あり

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式なし

8 「婿入り」 全時に氏子なり

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 階級なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 氏子納金の弁済を負ふ

13 「義務の差」

資産により、氏子納金の多少の義務の相違あり

14 「その他」なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋季例祭 古来より月見祭として有名なるを以て、例

祭日を旧暦八月十五日なり

2 「儀礼内容」

元旦祭、節分祭、祈年祭、夏季祭、秋季例祭、新嘗祭、

冬季祭

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

一月元旦より三日午後四時迄、「おんごく」と称し、

細かくちぎりたる餅を約三升新調の桶に入れ、献供す

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

当社は古来より、元旦より三日迄百舌鳥精進（魚肉を

絶つ）と称し、神社の神饌は勿論、一般氏子民に至る

迄魚肉を断ち、精進を厳守し、一月三日午後四時に

「おんごくまき」と称し、一日より供へたる餅（細か

な餅）を参集せる氏子民に撒く。之れを食して始めて

魚肉を口し、又、之れを「精進あげ」と称す

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

一月十五日に「とんど」と称し、氏子より前日藁竹等
を集め、周囲二十間余の焚火、厄除神事をなす

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

伊勢講、又は千度講と称し、各字にて二十又は三十人の
程の講員有り

15 「解体した座」

昔は、宮座が有りしなり。明治初年、各字の財産整理
の結果無くなれり

府社 泉井上神社 泉北郡和泉町大字府中字馬場之町(和泉市)

報告者 田所未市

【神 職】

1 「世襲」 古来世襲です

2 「現在も世襲か」 現今迄世襲です

3 「特別な名称」 一名祭主

4 「二年神主」 無し

5 「収入」

和泉国中の庄屋取斗に依る初穂に依りました

6 「その他」

神職祖先の主たる郷民祖先共同の盡忠祭(ヒカ)があります

7 「神職の氏名」 田所未市

【氏 子】

1 「氏子区域」 府中、肥子、井口、和気、小田、黒鳥

2 「二重氏子」

他神社氏子区域と、共通になっていません

3 「他市町村区域」 当神社鎮座の町内に限られています

4 「氏子の戸数」 壱千壱百戸

5 「戸数の変動」 区域戸数は、古今に大相違ありません

6 「氏子の資格」 現今無し

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 自然的に氏子になります

9 「若衆の行事」 現今無し

10 「氏子内の階級」 氏子間に、階級がありません

11 「階級の相違」 何制にもありません

12 「氏子の義務」

氏子納金を、義務の如く行(わ)れているのみです

13 「義務の差」 異なりません

14 「その他」 別段ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日、祈年祭 二月中、新嘗祭 十一月、月
次祭 一日・十五日、六月大祓 七月三十一日、元旦
祭 一月一日、夏祭 七月十五日、節分祭 二月

2 「儀礼内容」

一、例祭 二、祈年祭 三、新嘗祭 四、月次祭 五、
元旦祭 六、節分祭 七、大祓 八、夏祭

3 「田植祭」 現今無し

- 4 「特殊神饌」 飯山の神饌が用ひられます
- 5 「当屋の決定」 大祭の翌日、会合上にてきめめます
- 6 「長男の扱い」 かゝる事はありません
- 7 「当屋の任務」 当屋人の家を会場とし、又、使用道具を預ります
- 8 「当屋の交代」 交代の時期は例祭の翌日。方法は其の町及び大字区民会合上にて定めます
- 9 「特殊神事」 一、血祭輪の神事 二、篝火の神事
- 10 「山の神祭」 有りません
- 11 「藁蛇の神事」 有りません
- 12 「火焚の神事」 七月十四・十五日に燃します

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 現今有りません
- 2 「宮座の建物」 有りません
- 3 「座人の資格」 現今無し
- 4 「座衆の人員」 〃
- 5 「座入り儀礼」 現今有りません
- 6 「首座の名称」 〃
- 7 「組織階級」 〃
- 8 「座人の義務」 〃
- 9 「宮座衆の姓」 〃
- 10 「座を開く時期」 〃

- 11 「宮座の行事」 〃
- 12 「座の財政」 〃
- 13 「文書記録」 〃
- 14 「類似の組織」 日待講
- 15 「解体した座」 以前座がありました

郷社 高石神社

泉北郡高石町南（高石市）

報告者 社司・門林昇正

【神 職】

- 1 「世襲」 昭和十年六月九日拝命、世襲にあらざ
- 2 「現在も世襲か」 当社の世襲に非らざれども、父祖は他社の神職であり

ました

3 「特別な名称」

ありませんが、氏子は神主と称呼して居ります

4 「一年神主」

ありません

5 「収入」

給料米と称し米を集纏マイして居りました

6 「その他」

ありません

7 「神職の氏名」

従七位勲七等・門林昇正

【氏 子】

1 「氏子区域」

高石町の内、南・北・新の三字にして、高石町の内、羽衣は官幣大社大鳥神社撰社濱神社の区域です

- 2 「二重氏子」共通ではありません
- 3 「他市町村区域」

区域内に限られて居りますが、一部は(1)の通りです

- 4 「氏子の戸数」 約千五百戸
- 5 「戸数の変動」 別荘地帯として海浜に移住する者多く、相違あり
- 6 「氏子の資格」 制限なし
- 7 「氏子入り儀礼」 特別の儀式等なし
- 8 「婿入り」 婿に限らず、他より転入の者は全部氏子に編入す
- 9 「若衆の行事」 行事なし
- 10 「氏子内の階級」 階級制度なし
- 11 「階級の相違」 氏子納金集纏に差異あり
- 12 「氏子の義務」 氏子納金をなすの義務あり
- 13 「義務の差」 貧富の程度に依り、納金の義務に差異あり
- 14 「その他」 特に記載すべき事項なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 2 「儀礼内容」
 - 恒例の祭りの外、毎月一日・廿五日 月次祭、一月十日 戎祭、四月十五日 春季祭、五月一日 末社合祀祭、七月中旬(旧六月十四日) 御湯祭、七月十六日 夏

季祭、十月五日 渡御祭(四日宵宮)、十月下旬(旧九月廿九日) 神幸祭、十一月下旬(旧十月卅日) 還幸祭

- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 用いません
- 5 「当屋の決定」 神輿渡御の当番あるも輪番なり
- 6 「長男の扱い」 此事なし
- 7 「当屋の任務」 以下各項ともなし
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 以下各項なし
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

////
////
////
////
////

郷社 聖神社

泉北郡信太村（和泉市）

報告者 社司・年名清太郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありませんが、世襲的の如く代々奉仕して居りました

2 「現在も世襲か」

明治四十年頃迄のことです

3 「特別な名称」

神主と云て居ります

4 「一年神主」

なし

5 「収入」

氏子納金及寄付金の内より、毎月給料を受けて居りました

6 「その他」

記載すべきものなし

7 「神職の氏名」

年名清太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

信太村一円、南王子村一円

2 「二重氏子」

南王子村一円は、村社八阪神社の氏子区域と共通（二重氏子）になって居ります

3 「他市町村区域」

神社鎮座地信太村の外に、南王子村があります

4 「氏子の戸数」

千五百戸

5 「戸数の変動」

倍数以上になって居ります

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

別に規約の如きものではありませんが、氏子区域の家に入れば、当然氏子になったものと決めて居ります

9 「若衆の行事」

なし

10 「氏子内の階級」

なし

11 「階級の相違」

氏子の階級は家格であります

12 「氏子の義務」

神社の費用を負担して居ります。

13 「義務の差」

信太村は直接に、南王子村は間接に村役場より支出

14 「その他」

家格階級により等級を付して居りますから、異なります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月中旬、弓祭 三月十日、例祭 五月十日、

角力祭 八月廿八日、秋季祭 十月五日、新嘗祭 十一月下旬

2 「儀礼内容」

一、例祭 二、祈年祭 三、新嘗祭 四、秋季祭 五、

弓祭 六、角力祭

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

ありませぬ。単に毎年秋季祭渡御に、神輿の供奉を各村輪番に仕へて居ります

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

弓祭・角力祭

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

別して大きな程ではありませぬが、毎年節分の夜に厄除火焚神事を行います

【宮座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

なし

9 「宮座衆の姓」

なし

10 「座を開く時期」

なし

11 「宮座の行事」

なし

12 「座の財政」

なし

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

古来ありませぬ

郷社 春日神社

泉北郡南池田村大字三林字春日山(和泉市)

報告者 社司・内田安三

【神職】

1 「世襲」

否。世襲にあらず

2 「現在も世襲か」

前項によりなし

3 「特別な名称」

特別名称聞かず、普通神主といふのみ

4 「一年神主」

現今該当事項一切なし

5 「収入」

春秋二季に於ける麦及米の御初穂を、分限に応じたる寄付による

6 「その他」

特殊の記事なし

7 「神職の氏名」 内田安三

【氏子】

1 「氏子区域」

南池田村大字三林、全黒石、全國分、全平井、全納花、
全鍛治屋、全浦田、全萬町、全和田、北池田村大字下、
全室堂、全伏屋

2 「二重氏子」 該当事項なし

3 「他市町村区域」 否。限られていません。第一項の通り

4 「氏子の戸数」 一三四〇戸

5 「戸数の変動」

区域は古に変わらざるも、戸数は幾分か自然増加せり

6 「氏子の資格」 何等制限なし

7 「氏子入り儀礼」 何等特別の儀式はありません

8 「婿入り」

前項記述の通り、何等制限儀式等なく、従って在住自
然的氏子と見做るのであります

9 「若衆の行事」 何等の行事はありません

10 「氏子内の階級」 何等階級はありません

11 「階級の相違」

前項の通り階級はありませんから、本項の区別はあり
ません

12 「氏子の義務」

氏子総代の決議に基づく氏子納金、又は寄付金を負担す

るものとする

13 「義務の差」

階級はありませんから、義務に差別はありません

14 「その他」 何等記述すべきものではありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 一月十七日
若くは二、三日後、例祭十月五日、新嘗祭 十一月
日若くは 二、三日後。但、祈年・新嘗両祭の時日一定せざるは、
郡制時代幣帛供進使（郡長）の管内各神社参向の割当前
後の遺風に基づくものであります

2 「儀礼内容」

大正三年三月二十七日内務省令第四号神社祭式に準じ
て扱ひます

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」

由緒伝説等なきにより、特殊な神饌は用ひません

5 「当屋の決定」 当屋の制度はありません

6 「長男の扱い」

前項の通り、当屋制度ありませんから、ありません

7 「当屋の任務」 ありません

前項の通り、当屋制度なきにより、時期も方法もあり

8 「当屋の交代」

- 大阪府
- 9 「特殊神事」 ません
ありませぬ
- 10 「山の神祭」 祭も行事もありませぬ
- 11 「藁蛇の神事」 ありませぬ
- 12 「火焚の神事」 火焚神事などありませぬ

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 宮座がありません。従て名称もありません
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 名称区別なし
- 7 「組織階級」 階級制なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 宮座制がなきにより、詳ならず
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 要なし
- 13 「文書記録」 一切ありません
- 14 「類似の組織」 一切ありません
- 15 「解体した座」

以前はありました。前記氏子区域に掲げました各大字

毎に神社があり、従つて十一座或は十人衆といつて行事を執行して居つたが、曩年神社整理合併の爲め、自然消滅に歸したるが、現今も氏子の或る字に於ては、稍倂を存し、当神社を中心とせず、単独行爲として旧制度の幾分を実施しつゝ、ありと聞き及ぶ。以上

郷社 野々宮神社 泉北郡深井村大字深井一五七〇(堺市中区)

報告者 中村九平

【神職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 該当なし
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 該当なし
- 5 「収入」 主として初穂
- 6 「その他」 /
- 7 「神職の氏名」 中村九平

【氏子】

- 1 「氏子区域」 深井村全部、久世村の内 小阪・八田・東山・檜葉の四字、八田荘村の内 東堀上、百舌鳥村の内 北條
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」

深井村に鎮座あり、従つて久世村・八田荘村・百舌鳥

村は外なり

4 [氏子の戸数] 一三三戸

5 [戸数の変動]

大した相違なし。十ヶ年二百戸位増加

6 [氏子の資格] なし

7 [氏子入り儀礼] なし

8 [婿入り] 特別の行事なし

9 [若衆の行事] なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] 該当なし

12 [氏子の義務] 納金の義務あり

13 [義務の差]

14 [その他]

【祭 礼】

1 [祭の日時]

新年(二月一日)、夏祭(七月十三日)、冬祭(十二月十三日) 例祭(十月五日)、祈年祭(二月十七日)、新嘗祭(十一月廿三日)

2 [儀礼内容] 新年、祈年、夏祭、例祭、新嘗祭、冬祭

3 [田植祭] なし

4 [特殊神饌] なし

5 [当屋の決定] 該当なし

6 [長男の扱い]

7 [当屋の任務]

8 [当屋の交代]

9 [特殊神事]

10 [山の神祭]

11 [藁蛇の神事]

12 [火焚の神事]

【宮 座】

1 [宮座の有無]

2 [宮座の建物]

3 [座人の資格]

4 [座衆の人員]

5 [座入り儀礼]

6 [首座の名称]

7 [組織階級]

8 [座人の義務]

9 [宮座衆の姓]

10 [座を開く時期]

11 [宮座の行事]

12 [座の財政]

13 [文書記録]

14 [類似の組織]

15 [解体した座]

以前もなし

郷社 男乃宇刀神社

泉北郡横山村大字佛並（和泉市）

報告者 平野寅賢

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲
- 2 「現在も世襲か」 明治初年迄
- 3 「特別な名称」 先生・祠官・太夫
- 4 「一年神主」 村神主にして世襲なりしも、別段事情等なし

- 5 「収入」 米麦四石
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 平野寅賢

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 佛並、大畑、坪井、小川
- 2 「二重氏子」 現在なし
- 3 「他市町村区域」 然り
- 4 「氏子の戸数」 三百戸
- 5 「戸数の変動」 合併後、約三十戸増加
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 来りたる家が既に氏子数に在るの故を以て、別段氏子となるにvariなし
- 9 「若衆の行事」 現在なし

- 10 「氏子内の階級」 現在なし
- 11 「階級の相違」 差異なし
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担を負ふ
- 13 「義務の差」 神社費負担の等差あり
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭、新嘗祭、祈年祭。例祭は十月四日其他日時不定
- 2 「儀礼内容」 祈年祭、例祭、新嘗祭
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 祈年祭に、藁を以て男茎を作り、榊に結び付け神前に供す
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] 現在なし
- 2 [宮座の建物] 同
- 3 [座人の資格] 同
- 4 [座衆の人員] 同
- 5 [座入り儀礼] 同
- 6 [首座の名称] 同
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] 既往はありし

現在なし。但し、各大字にて座あり。又式あり

郷社 多治速比賣神社 泉北郡久世村大字和田（堺市南区）

報告者 吉田民藏

【神 職】

- 1 [世襲] 古来より、世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 全上
- 3 [特別な名称] 神主と呼ぶだけです
- 4 [一年神主] ありません
- 5 [収 入]

神社所有の財産より生ずる収入と、氏子より献納の初穂にて神職の収入として居ります

- 6 [その他] 特殊な例はありません
- 7 [神職の氏名] 吉田民藏

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 久世村 || 大字和田・大字平井・大字伏尾
福泉町 || 大字小代・大字太平寺・大字大庭寺
- 2 [二重氏子] 共通となっております
- 3 [他市町村区域] 鎮座地の区域内に限られていません。前記久世村の三字と福泉町の三字となっております
- 4 [氏子の戸数] 四百戸
- 5 [戸数の変動] 少し相違がある位です
- 6 [氏子の資格] ありません
- 7 [氏子入り儀礼] ありません
- 8 [婿入り] 婿に来た者には饗応する事は、習慣として氏子入又は同行入となっております
- 9 [若衆の行事] 旧き時代より、若衆の行事として盆踊りが行はれます
- 10 [氏子内の階級] 氏子の階級が年順であります。長老は氏子座の頭です

11 「階級の相違」 年令によります

12 「氏子の義務」

氏子は、氏神に参拝するは勿論、神社の維持を援け、日常の経費に至る迄、支弁する義務を負ってくれます

13 「義務の差」 階級により義務が異りません

14 「その他」 ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭十月五日、祈年祭二月廿五日、新嘗祭十一月二十五日。毎年一月六日行の神事、千年以前から行つて来た神事で、本社有の記録に載せられてあります

2 「儀礼内容」

行の神事は、一月六日各戸に牛杖ゴウヅエを作り、神前に供へ、祈禱が済むと家に持ち帰り、神棚に祭り置き、苗代田(庭カ)が初めると苗代田に樹て、祭るのである。かくすれば蝗虫の害がないと云ふ神事である

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」

祭の当屋は年順に依り、長老は座頭となります

6 「長男の扱い」 長老の家にて行っています

7 「当屋の任務」

昔の当屋は只今年番となり、各字交替にて氏子総代が

年番となり、総べて神社の世話役をするのであります

8 「当屋の交代」 一ヶ年交代であります

9 「特殊神事」 別紙の通りであります【別紙はなし】

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 別紙の通りであります【別紙はなし】

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 別紙の通りであります。別に資格はありません【別紙はなし】

【別紙はなし】

4 「座衆の人員」 六十人一組といたします

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 全上

7 「組織階級」 全上

8 「座人の義務」 全上

9 「宮座衆の姓」 土師、大仲、藤原、井上

10 「座を開く時期」 毎年八月と二月になっていきます

11 「宮座の行事」 宮座講があります

12 「座の財政」 氏子の負担となっております

13 「文書記録」 別紙の通り、永正年度の記録があります

【別紙はなし】

- 14 「類似の組織」 別紙の通りであります
- 15 「解体した座」 只今は氏神講となっております

郷社 **桜井神社** 泉北郡上神谷村大字片蔵(堺市南区)

報告者 井守(国俊)

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲ではありません 祖父の代より奉仕してをらす
- 2 「現在も世襲か」 【世襲】でなかったやうです
- 3 「特別な名称」 禰宜・神官・神主といつていたやうです
- 4 「一年神主」 座の正頭が社務を支配し、その下に神子の家があつて 祭事を司つて居たやうです
- 5 「収 入」 初穂料、神官等の名目で、氏子から徴収していたやうです

- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 井守国俊

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 上神谷村一円、福泉町の一部分、計十大字
- 2 「二重氏子」 なつていません
- 3 「他市町村区域」 鎮座地の村以外にもあります

- 4 「氏子の戸数」 七百二戸
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 祭祀以外のものは、旧暦八月十四日の観月祭、同十五日の放生祭位のもです。観月祭には「夜食上ゲ」と云つて、当番の大字から餅をついて献る神事があります。放生祭は、別に異つた行事がありません
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 梅干を供へます

5 「当屋の決定」 家並の順に依つたやうです

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」

地車の道具を預つたり、地車曳の接待などをします

8 「当屋の交代」

秋祭の供宴の夜行ひます。「当夜渡し」といつて、若

衆が紅提灯を手にくぐりかざし、太鼓に「キヤリ」

を合せて賑々しく次年の当屋へ地車の道具を運びます

9 「特殊神事」

境内神社国神社に、「こをどり」があります

10 「山の神祭」 行はれません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

雨乞の時、神社以外の所で燃すことがあります

【宮座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

「中村結鎮御頭次第」といふ、正平六年から正徳五年

迄の古記録があります

14 「類似の組織」

15 「解体した座」 昔ありました

村社 八幡神社 泉北郡踞尾村(堺市西区)

報告者 社掌・桐生 嵩

【神職】

1 「世襲」

古来より云ふ程、古くより世襲(マヤ)でわありませんが、明治廿二年以来三代目です

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

明治四十二年迄は、年二回の米麦の初穂でした。これを全部神職の収入として居りました

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・桐生 嵩

【氏子】

- 1 「氏子区域」 一村一社にして他町村の氏子ありません
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」 当神社の氏子区域、神社鎮座地の踞尾村内に限定してあります
- 4 「氏子の戸数」 八百六十八戸。これは昭和十一年二月末調べであります
- 5 「戸数の変動」 明治三十年頃に比すれば、約二倍であるそうです
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」 神社に参拝なし。御守を授ける例になって居ります。他町村より移転者にも、御札を授けて居ります
- 8 「婿入り」 婿に来る人は、後日氏子の入奉告祭を依頼に来る人が大部分あります
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」 資力と家格とによります
- 11 「階級の相違」 神社経常
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 三大祭、恒例祭を除き、私祭として主なる祭は、夏祭、放生会祭、八月十日 千度参祭、一月十五日 厄除大祭、節分星祭
- 2 「儀礼内容」 七月十三日 夏祭、九月何日（旧八月十五日）【放生会祭】、二月三・四日 節分祭、一月十五日 厄除祭
- 3 「田植祭」 現在は小学校児童によって行われるも、昭和十二年度より正式に行ふに決定
- 4 「特殊神饌」 相殿の祭神高良王大神の御長寿にちなみ、長寿餅を献じ、節分に授与す
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」 絵馬替神事・御田植神事・砂持神事（是は従来青年に より行はれしを、明年度より稚子（鬼）に改め、正式に取行ふこと決定致して居ります）
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」 一月十五日と節分、両日に御火たき執行

村社 蜂田神社

泉北郡八田荘村大字八田寺字宮ノ山(堺市中区)

報告者 社掌・浅野七五郎

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

今は亡びて無くも、昔千度講、及明治三十年頃迄、八幡講がありました。千度講主蔵(当時社司)の義経・弁慶・三郎の三人の真筆、社宝として残れり

【神 職】

- 1 「世襲」
 - 中古、真言宗佛光山西林寺住僧奉仕して、明治維新に至り廃寺となる
- 2 「現在も世襲か」
 - 明治維新、右宮寺廃寺以後は付近神社より兼務せり
- 3 「特別な名称」
 - カンヌシ又は先生と呼ぶ其他なし
- 4 「一年神主」
 - なし
- 5 「収入」
 - 不明
- 6 「その他」
 - なし
- 7 「神職の氏名」
 - 浅野七五郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」
 - 八田荘村一円にして、大字東堀上の一部を除く
- 2 「二重氏子」
 - なし
- 3 「他市町村区域」
 - 大字東堀上を除く外、八田荘村区域内に限る
- 4 「氏子の戸数」
 - 四百八拾戸。昭和十一年三月末日の現在
- 5 「戸数の変動」
 - 明治四十三年村内各社合祀以後、大なる相違なし

6 「氏子の資格」

何等制限なし。何人たるを問はず村内。但し、氏子区域に居住し、各大字の義務に従ふ者は、直に当神社の氏子となる

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

婿養子として、入家後は直に氏子となる習俗なり

9 「若衆の行事」 例祭神賑として、地車曳の他なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

宮繕資金の醸出、並に氏子納金負担等の義務あり

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 毎年二月十七日以後に行ふ。例祭 十月五日執行、新嘗祭 毎年十一月二十三日以後に行ふ

2 「儀礼内容」

祈年祭・新嘗祭・例祭等は、幣帛供進使として村長並に随員参向し、氏子総代其他村名譽職員参列の上、所定の祭典を行ふ。但し、例祭のみ地車曳出の神賑あり

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

一、鈴占神事 毎年節分当日行ふ。

二、千燈祭 毎年八月七日の薄暮、之を行ふ

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

- 12 「座の財政」 なし
 13 「文書記録」 なし
 14 「類似の組織」 なし
 15 「解体した座」 なし

村社 美多彌神社 泉北郡美木多村大字上（堺市南区）

報告者 吉田貞太郎

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲ではありません
 2 「現在も世襲か」
 3 「特別な名称」 神主と呼ぶ
 4 「一年神主」
 5 「収 入」

一ヶ年の神社経費を、氏子全体の人数により徴収す。
 例へば、一人当り拾銭とすれば、五人家族は五十銭、

七人家族は七十銭

- 6 「その他」
 7 「神職の氏名」 吉田貞太郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字大森・大字檜尾・大字上・大字別所の四ヶ字よりなる美木多村全村
 2 「二重氏子」

- 3 「他市町村区域」 村の区域内に限られて居ます
 4 「氏子の戸数」 四百五十戸
 5 「戸数の変動」 神社合併後、百戸増加しました
 6 「氏子の資格」 制限がありません
 7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式がありません
 8 「婿入り」 入籍と同時に氏子となります
 9 「若衆の行事」 例祭に、地車を引きます
 10 「氏子内の階級」 階級がありません
 11 「階級の相違」
 12 「氏子の義務」 納金の義務があります
 13 「義務の差」 資産によつて等差があります
 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 祈年祭 二月二十二日、新嘗祭 十一月二十三日、歳旦
 祭 一月一日、元始祭 一月三日、節分の翌日グワンダ
 ノ朔日、冬祭 十二月十五日、紀元節 二月十一日、天
 長節 四月二十九日、夏祭 七月十五日、大祓 六月三
 十日・十二月三十一日、明治節 十一月三日

2 「儀礼内容」

当日早旦社殿を装飾す、手水ノ儀、祭員所定の座に著
 く、供進使及参列員所定の座に著く、修祓、御幣物・
 辛櫃(マツ)を便宜の所に置く、前進、祭主御扉を開く（三

大祭のみ)、献饌 祭主祝詞を奏す、御幣物を奉る、
供進使祝詞を奏す、玉串奉奠 一、供進使 二、祭
主・祭員列拜 三、参列員全部、閉扉、退出

- 3 〔田植祭〕
 - 4 〔特殊神饌〕
 - 5 〔当屋の決定〕
 - 6 〔長男の扱い〕
 - 7 〔当屋の任務〕
 - 8 〔当屋の交代〕
 - 9 〔特殊神事〕
 - 10 〔山の神祭〕
 - 11 〔藁蛇の神事〕
 - 12 〔火焚の神事〕
- 【宮 座】
- 1 〔宮座の有無〕 座があります。エゲ山座・守子座・宮座
 - 2 〔宮座の建物〕 三座とも、各々座小家(マヤ)があります
 - 3 〔座人の資格〕
貴賤貧富の差別なく、年齢順による。一戸の戸主に限
る
 - 4 〔座衆の人員〕
エゲ山座 五十人、守子座 三十人、宮座 百人
 - 5 〔座入り儀礼〕
 - 6 〔首座の名称〕 一老と申します

- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
エゲ山座には森、守子座には檜本、宮座には和田・北
條

- 10 〔座を開く時期〕
節分の翌日(ゲワンダノ朔日)、七月十五日・十月四
日・十二月十五日・各座共同日に挙行
 - 11 〔宮座の行事〕
 - 12 〔座の財政〕
各座とも、座中所有の財産より生ずる得を持つてす
 - 13 〔文書記録〕
 - 14 〔類似の組織〕 山上講 伊勢講 琴平講
 - 15 〔解体した座〕
- 村社 八阪神社 泉北郡横山村大字下之宮字ヲの坪(和泉市)
報告者 葛城 薫
- 【神 職】
- 1 〔世襲〕 神社創立以来、世襲
 - 2 〔現在も世襲か〕 全前。現今に至る
 - 3 〔特別な名称〕 神主様・太夫様・先生
 - 4 〔一年神主〕
 - 5 〔収入〕 米初穂 麦初穂
 - 6 〔その他〕 なし

7 「神職の氏名」 葛城 薫

【氏子】

1 「氏子区域」

福瀬、下之宮、小ノ田、北田、九鬼、岡、善正、南面

利、槇尾、以上九大字

2 「二重氏子」

なし

3 「他市町村区域」

氏子区域は、鎮座の村内に限られています

4 「氏子の戸数」

五百四十戸

5 「戸数の変動」

明治四十一年二月、大字善正・八阪神社及槇尾神社合

併。約五十戸加入せり

6 「氏子の資格」

制限なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

制限なし

9 「若衆の行事」

例祭に、神輿をかきます

10 「氏子内の階級」

階級なし

11 「階級の相違」

全前

12 「氏子の義務」

氏子負担金を負担します

13 「義務の差」

階級なし

14 「その他」

なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭（十月五日）・祈年祭（二月下旬）・新嘗祭（十一月下旬）

2 「儀礼内容」

例祭々典と同時に、座儀執行。引続き、狩り山へ神輿

渡御

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

例祭神輿昇きの当番は、氏子戸数の多き字より、順次

少なき字に及ぶ

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

旧正月の座儀には、各氏子より榊の葉を持ち来り、之をお供へしたる後、戸別に分ちて苗代田に之を祭る。

之を榊座と云ふ

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮座】

1 「宮座の有無」

正月座・榊座・夏宮座・祭り座、各宮座あり

2 「宮座の建物」 二棟あります

3 「座人の資格」 氏子全部

4 「座衆の人員」 氏子全部（各座共同一）

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 各大字にて、一老又は十人衆と呼ぶ

7 「組織階級」 前項の一老又は十人衆は、年長に依る

8 「座人の義務」

各字の当番は、座毎に御酒及肴を持ち来る

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」

新年、旧正月、旧六月一日、十月五日、旧十一月十八日

11 「宮座の行事」 榊座・平座

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 旧来の儘、引続き座儀執行

村社 春日神社 泉北郡南松尾村大字春木字冬堂（和泉市）

報告者 梶畑（喜八郎）

【神 職】

1 「世 襲」 では、ありません

2 「現在も世襲か」 其事ありません

3 「特別な名称」 先生と呼ばれます

4 「一年神主」

此の事は、明治四十年頃まで地方の年長者十人を十人衆と申。此の十人衆、最年長者より月月替変わりに奉仕します。明治四十年より神職常置せる事になれり、との事であります

5 「収入」 氏子中よりの納金であります

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 梶畑喜八郎

8 「婿入り」 別に、何等の定とはありません

9 「若衆の行事」 ありません

【氏 子】

1 「氏子区域」 ありません

2 「二重氏子」 ありません

3 「他市町村区域」

南松尾村及北松尾村の二村全部が、当社の氏子となつています

4 「氏子の戸数」 九百八拾五戸であります

5 「戸数の変動」 今では、大略倍数になつて居る様です

6 「氏子の資格」 別に定めはありません

7 「氏子入り儀礼」

（後カ） 生（後カ）子三十日位で初参りする外、別に何事もありません

8 「婿入り」 別に、何等の定とはありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」

座と申して参拝団がありますが、別に階級もなし。つけてありません

11 「階級の相違」

家格によるならむと思ひます

12 「氏子の義務」

納金の負担を夫々に受けます

13 「義務の差」

納金は資格に依るようです

14 「その他」

平素は余り参拝いたしません、お正月・例祭・戎祭等の当日、一家全部参拝せられます

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月二十五日 祈年祭、十月五日 例祭、十一月廿三日

新嘗祭、一月十日 戎祭、一月一日 元旦祭、二月十一

日 紀元節祭、四月二十九日 天長節祭、十一月三

日 明治節祭

2 「儀礼内容」

十月五日 御例祭当日午前十時迄、各字より九台の地車の参入。之より式を始め、式終りて各地車退出したします

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

別してありません

5 「当屋の決定」

ありません

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

ありません

8 「当屋の交代」

三大祭供進使として、両村長交代になつています

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「蔓蛇の神事」

昔より神繩掛祭と申。座中より細繩を持寄りて之れを太くなし、七五三繩として奉納します。旧正月六日です

12 「火焚の神事」

毎年大晦日の夜に入ると、大火を燃します。御礼参りとして氏子一般参しますから、之の大火で、あたたまつて帰られます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

あります。宮座と申しています

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

資格として今は、之れとて記す可き事ありません

4 「座衆の人員」

今では、一座よりありません。一老より十老まで、外は四十名です

5 「座入り儀礼」

座入をすると其の家より座中全部を賄ひます

6 「首座の名称」 一老と申しています

7 「組織階級」 いろく〜であります

8 「座人の義務」

参拝の日を定めてあり、其の日に交代で時々の作り物をお供へします

9 「宮座衆の姓」 藤原と言ふ姓は、最も多くあります

10 「座を開く時期」 春と秋が多いです

11 「宮座の行事」

座中参拝せば、座中安全の祈願祭を行います

12 「座の財政」

座中五拾戸程あります。一戸に付、金五、六円当りの財産ある様です。之れを一老の管理となつて居る様です

13 「文書記録」 別にあります

14 「類似の組織」

敬老会と申、春秋の二会。氏子中の老人各字五名位、参拝して頂きお賄をします

15 「解体した座」 ありました

村社 郷莊神社 泉北郡和泉町大字阪本字大宮（和泉市）

報告者 長田謙造

【神 職】

1 「世襲」 古来より世襲なし

2 「現在も世襲か」 なし

3 「特別な名称」 単に神主と称す

4 「一年神主」

明治四十二年神社合併以前は、神職の常置なく、各大字毎に最年長者（一老又は年寄）を神主に当て、日常の日供祭祀を掌り。最年長者事故ある時は、次の年長者（二老）、之に代り奉仕を為し来り、年限なく、本人の辞退に依り、毎年一月中に各大字毎に初談会とする部落協議会に於て決定す。神社の維持経営・境内外を守り、火気に注意す

5 「収 入」

米麦の初穂料、又は部落協議費に依る手当の支給を受

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 長田謙造

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

和泉町の内、旧郷莊村全部（阪本、今在家、一條院、桑原、観音寺、寺門、今福）、北池田村大字阪本の八ヶ大字なり

4 「氏子の戸数」 三九七

5 「戸数の変動」

明治四十二年神社合併当時よりは、約六十戸増加せり

目下大字一條院地区内に黒鳥山荘住宅地経営に依り、

時来増加するものと思ふ

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 家格に依る
- 12 「氏子の義務」 神社の維持経常費の負担、营造物の修繕新改築費の負担等

- 13 「義務の差」 資産の程度に依り、出費に等級を付す
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月五日、新嘗祭 十一月二十三日以後、祈年祭 二月二十日以後

2 「儀礼内容」

当日早旦本殿を裝飾す。供進使参向、警察官護衛、町名譽職、小学校長、氏子惣代、小学校生徒参集。手水、修祓、参進、着座、開扉、献饌、齋主祝詞奏上、幣物献上、供進使祝詞奏上、供進使玉串を奉り拝礼、齋主

玉串を奉り拝礼、町名誉職、小学校長、氏子惣代玉串

を奉り拝礼、撤饌、開扉、退座、直会

- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 大字阪本に年寄衆と称し、字大木・字戒下・字神田の三部落毎に、大字阪本共有山林内に、祭祀の石祠の神前に於て、五月五日洗米、神酒、塩さは、ちまき、若布を献供し、三部落の男子は神酒を頂く例ありしも、

現今は廃止せり。各部落の最年長者は神主となり、齋主の役をなす

- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 一老と称す

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

各大字毎に年寄衆と称し、老年者を慰安の目的を以て、部落有財産収、若しくは、年寄衆財産収入に依る組織
かあります

15 「解体した座」 明治以後、亡びました

村社 山直神社 泉北郡山瀧村大字内畑字下出（岸和田市）

報告者 奥 庚子彦

【神 職】

1 「世襲」 古来から世襲です

2 「現在も世襲か」 昭和三年迄

3 「特別な名称」 神主と呼ぶ

4 「一年神主」 ありませぬ

5 「収入」

以前は、神社費を全収入から差引、残金を神職の収入

とせり

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・奥 庚子彦

【氏 子】

1 「氏子区域」 山瀧村大字内畑（一字のみ）

2 「二重氏子」 二重氏子はありません

3 「他市町村区域」 区域内に限られています

4 「氏子の戸数」 二五〇戸

5 「戸数の変動」 大層相違ありません

6 「氏子の資格」 別段、制限ありません

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式はありません

8 「婿入り」 別段の定めはありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」

座老（座老の年長者を一老と云ふ）及、平と云ふ

11 「階級の相違」 家格による

12 「氏子の義務」

氏子納金及初穂料を、納める義務があります

13 「義務の差」 階級によります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日、祈年祭・新嘗祭 日時未定、夏季

祭 七月五日、春季祭 三月五日

例祭、祈年祭、新嘗祭、春季祭、夏季祭

2 〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、春季、夏季祭、旧正月元旦祭

3 〔田植祭〕

ありませぬ

4 〔特殊神饌〕

ありませぬ

5 〔当屋の決定〕

本座・南座・東座・大座の四座に区分して、毎年交代で当屋を定めます

6 〔長男の扱い〕

長男の順序によりませぬ

7 〔当屋の任務〕

——

8 〔当屋の交代〕

——

9 〔特殊神事〕

例祭当日、其年の徴兵甲種合格者のみ神社に参集、神輿を昇き行く事を奉仕す。若衆は、地車を曳く事を年中行事とせり

10 〔山の神祭〕

ありませぬ

11 〔藁蛇の神事〕

ありませぬ

12 〔火焚の神事〕

ありませぬ

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

あります。名称は宮座と申します

2 〔宮座の建物〕

あります

3 〔座人の資格〕

——

4 〔座衆の人員〕

本座 五〇人、南座 七五人、東座 六三人、大座 五八人

5 〔座入り儀礼〕

別段、ありませぬ

6 〔首座の名称〕

一老なり

7 〔組織階級〕

座を四座に分ち、座老惣て協議の上執り行ふ。座老、平のみ

8 〔座人の義務〕

別段、義務はありませぬ

9 〔宮座衆の姓〕

赤坂、藤原、池田、沢

10 〔座を開く時期〕

旧正月元旦祭 夏季祭の二回

11 〔宮座の行事〕

年二回神前参集。祈願をなし、直会を頂いて帰る

12 〔座の財政〕

当屋がありて、その当番がその時期に応じて、戸毎に五銭なり十銭なりを神酒料として集むる、只それのみです。

13 〔文書記録〕

古文書はありませぬ

14 〔類似の組織〕

——

15 〔解体した座〕

——

村社 忠岡神社

泉北郡忠岡村大字忠岡字道之町（泉北郡忠岡町）

報告者 岡澤 勲

【神 職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」
- 5 「収入入」 財産収入
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 岡澤 勲

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 泉北郡忠岡村大字忠岡、大字馬瀬
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 千戸
- 5 「戸数の変動」 変りなし
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

氏子納金負担

13 「義務の差」

なし

14 「その他」

なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 三月一日、例祭 十月五日、新嘗祭 十二月一日、
夏季祭 八月一日、冬季祭 十二月一日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

春日講

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

忠岡村大字忠岡住人のみ限られて居ます

以前は神社田約六反あり。農業を為しつゝ、奉仕す（明治十四年頃迄）

八百名

治十四年頃迄）

4 [座衆の人員] 八百名

6 [その他] なし

5 [座入り儀礼] 入座式があります

7 [神職の氏名] 神谷寅次郎

6 [首座の名称] 一老

一老・中老・若中

1 [氏子区域]

村行政区画全部（外に出入なし）

7 [組織階級] 一老・中老・若中

【氏子】

なし

8 [座人の義務] なし

2 [二重氏子]

生木、濱塚、道村、西出

一年一回又は二回、官幣社大鳥神社へ初穂料として

9 [宮座衆の姓]

1 [氏子区域]

生木、濱塚、道村、西出

村行政区画全部（外に出入なし）

10 [座を開く時期] 旧壹月参拾日、旧二月一日及十一日の三回

2 [二重氏子]

一年一回又は二回、官幣社大鳥神社へ初穂料として

11 [宮座の行事] 旧二月十一日 春日祭執行す

3 [他市町村区域] 村区域のみなり

（約一回金拾円程度）献納の外に二重氏子なし

12 [座の財政] 春日講湯（村湯）より上る経費

4 [氏子の戸数] 六百五拾戸

13 [文書記録]

5 [戸数の変動]

――

区域戸数に大相違なきも、年々自然増加による約十戸

14 [類似の組織]

5 [戸数の変動]

――

乃至二十戸の増加あり

15 [解体した座]

5 [戸数の変動]

――

区域戸数に大相違なきも、年々自然増加による約十戸

村社 石津神社

6 [氏子の資格]

泉北郡神石村字上石津一三〇四地（堺市堺区）

報告者 社掌・神谷寅次郎

資格に制限なく、住居を以て氏子と認むものなり

報告者 社掌・神谷寅次郎

7 [氏子入り儀礼] 儀式なし

【神職】

8 [婿入り] 何等特別の手續も儀式も不用

1 [世襲] 明治拾年頃迄世襲なり（内容不詳）

9 [若衆の行事] なし

2 [現在も世襲か] 全上

10 [氏子内の階級] 全

全上

階級なし

3 [特別な名称] なし

11 [階級の相違] 階級なし

なし

4 [一年神主] 年番、輪番神主に非ず

12 [氏子の義務]

年番、輪番神主に非ず

神社に対する維持費一般、負担するの義務を負ひます

5 [収入]

神社に対する維持費一般、負担するの義務を負ひます

- 13 「義務の差」 該当事項なし
- 14 「その他」 特殊な事情なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

三大祭の外に一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、一月十日 初恵美須祭、二月十一日 紀元節、四月二十九日 天長節、七月十五日 夏季祭、十一月三日 明治節、十二月十五日 冬季祭、(三大祭中例祭は十月五日)

- 2 「儀礼内容」

前記の通りにして、其順序は規程の如く。早且本殿を装飾し、定刻に修祓、着席、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、閉扉、撤饌、退下

- 3 「田植祭」

なし

- 4 「特殊神饌」

目下用ひることなし

- 5 「当屋の決定」

該当なし

- 6 「長男の扱い」

全

- 7 「当屋の任務」

全

- 8 「当屋の交代」

全

- 9 「特殊神事」

別添の通り【別紙】

一 地車宮入の起源に就ては不明なるも、古来慣行的に行はれ、而して其日時は、十月五日午前十一時頃にして、地車及従事員に対し、清祓式を行ふ。其後、午後二時頃神輿渡御あり。之に供奉する氏子中の青

年団員が衆合し、全員揃たる上、御神霊を神輿に奉遷し、御旅所に渡向するものとす。全所にて祭典を行ひ、午後六時頃還御、移し奉る。而して其神事執行の様子は、御幸前日御旅所、道筋等を修祓し、左記の通り行列順序による事を概記す

渡御式

金棒・荷太鼓・獅子・社名旗・猿田彦(騎馬)・高張提灯・槍・鉾・高張提灯・太神籬・日旗・高張提灯・鉾・高張提灯・五色籬・高張提灯・神饌櫃・差羽・萬歳旗・五色籬・高張提灯・社紋旗・神輿・社掌・高張提灯・神楽方・巫子・伶人・金幣・御弓・御楯・太刀・神馬・高張提灯・斎主・稚児(数名)・氏子総代・村長・諸団体代表員及団及会旗 以上

- 10 「山の神祭」

なし

- 11 「藁蛇の神事」

なし

- 12 「火焚の神事」

一月十五日一回(新年の門松、メ飾繩を境内にて燃す事)

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」

目下なし

2	〔宮座の建物〕	〃
3	〔座人の資格〕	〃
4	〔座衆の人員〕	〃
5	〔座入り儀礼〕	〃
6	〔首座の名称〕	〃
7	〔組織階級〕	〃
8	〔座人の義務〕	〃
9	〔宮座衆の姓〕	〃
10	〔座を開く時期〕	〃
11	〔宮座の行事〕	〃
12	〔座の財政〕	〃
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	全
15	〔解体した座〕	大正二年頃迄座あり。今はなし

村社 菱木神社 泉北郡福泉町大字菱木（堺市西区）
報告者 伊藤真澄

【神 職】		
1	〔世襲〕	世襲なし
2	〔現在も世襲か〕	該当なし
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	該当なし
5	〔収入〕	初穂及寄付
6	〔その他〕	該当なし

7	〔神職の氏名〕	伊藤真澄
---	---------	------

【氏子】		
1	〔氏子区域〕	福泉町大字菱木、大字野々井
2	〔二重氏子〕	該当なし
3	〔他市町村区域〕	――
4	〔氏子の戸数〕	五百五拾戸
5	〔戸数の変動〕	大差なし
6	〔氏子の資格〕	なし
7	〔氏子入り儀礼〕	なし
8	〔婿入り〕	該当なし
9	〔若衆の行事〕	例祭に地車曳
10	〔氏子内の階級〕	昔はあつたけれども、今はなし
11	〔階級の相違〕	なし
12	〔氏子の義務〕	氏子納金の義務を負ふ
13	〔義務の差〕	上に全じ
14	〔その他〕	なし

【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	秋祭 十月五日
2	〔儀礼内容〕	なし
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	氏子総代一般が当番に当る

- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] 祭の万端をなす
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] なし
- 12 [火焚の神事] なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] 昔はあつたけれども、今はなし
- 15 [解体した座] 以前からなし

村社 曾禰神社 泉北郡大津町北曾根（泉大津市）

報告者 道井新一郎

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲に非ず
- 2 [現在も世襲か] //
- 3 [特別な名称] //
- 4 [一年神主] //

明治四十一年頃まで、一年神主、輪番一年交代でありました。其れは座中の者は年々交代で行はれました

- 5 [収入] 無報酬
- 6 [その他] //
- 7 [神職の氏名] 道井新一郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 泉北郡大津町北曾根、南曾根、二田、森、千原、尾井、千原、和泉町大字池上
- 2 [二重氏子] //
- 3 [他市町村区域] 和泉町大字池上あり
- 4 [氏子の戸数] 二百八十戸
- 5 [戸数の変動] 明治四十二年迄は、北曾根一部落にて僅に三十戸なり
- 6 [氏子の資格] //
- 7 [氏子入り儀礼] //

現今では特別な儀式はないが、昔は他村より転入すると、氏子入に村中に饗応す

8 「婿入り」

現今其儀式なし。昔は樽肴料として、氏子一般の若衆へ提供せり

9 「若衆の行事」

現今なし。昔は、正月十四日 火タキ行事あり

10 「氏子内の階級」

現今なし。昔は、座中と平（座頭若衆）あり

11 「階級の相違」

大体家格によります

12 「氏子の義務」

神社の経営に付、氏子納金其他の負担を負ひます

13 「義務の差」

義務に変わらないが、氏子納金に軽重あります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日、合祀記念日

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、春夏秋冬の四季祭

3 「田植祭」

／

4 「特殊神饌」

祈年祭には、普通神饌の他に、木綿一反茶一斤を供ふ

5 「当屋の決定」

現今なし。昔は、座中輪番に交代せり

6 「長男の扱い」

／

7 「当屋の任務」

／

8 「当屋の交代」

／

9 「特殊神事」

／

10 「山の神祭」

／

11 「藁蛇の神事」

／

12 「火焚の神事」

／

13 「火焚の神事」

／

14 「火焚の神事」

／

15 「火焚の神事」

／

16 「火焚の神事」

／

17 「火焚の神事」

／

18 「火焚の神事」

／

19 「火焚の神事」

／

【宮 座】

1 「宮座の有無」

明治四十一年頃迄源座・津守座あり現今なし

2 「宮座の建物」

／

3 「座人の資格」

／

4 「座衆の人員」

／

5 「座入り儀礼」

／

6 「首座の名称」

／

7 「組織階級」

／

8 「座人の義務」

／

9 「宮座衆の姓」

／

昔の座中、源座には、道井・野井、津守座は北嶋あり

10 「座を開く時期」

昔は旧正月八日、今はなし

11 「宮座の行事」

／

座の存立中は、旧正月八日に曾根笑講の行事あり

12 「座の財政」

13 「文書記録」 今見当らず

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

前記の如く昔は座はありません。今は亡びてなし

村社 信太森神社 泉北郡信太村大字中(和泉市)

報告者 沼 延治郎

【神 職】

1 「世襲」

古来森田氏一家の鎮守社にて、葛葉稻荷宮として祭祀を行ひ居れり

2 「現在も世襲か」

明治四十年信太村各字の氏神を合社して以来、信太森神社となる

3 「特別な名称」 なし

4 「一年神主」

5 「収入」 信者の賽銭などを以て、収入とせり

6 「その他」

神職は現在に於ても神職の俸給などなく、只、信者崇敬者よりの賽銭・おみくじ等を以て、祭祀を行ひ居れり

7 「神職の氏名」 沼 延治郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 信太村一円

2 「二重氏子」

当神社の氏子は、全部聖神社の氏子と共通なり(聖神社は、信太山に鎮座)

3 「他市町村区域」

氏子区域は、信太村一村に限れり。但、一部(字二区

王子)は氏子外なり

4 「氏子の戸数」 五百参拾戸

5 「戸数の変動」 大差なし

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」 何時にても氏子入自由にて、何等特別の儀式なし

8 「婿入り」 誰にても氏子入自由なり

9 「若衆の行事」 行事なし

10 「氏子内の階級」 階級制なし

11 「階級の相違」 何等関係なし

12 「氏子の義務」 神社費の負担を受けず、唯米麦の初穂を納むるのみ

13 「義務の差」 何等関係なし

14 「その他」

氏子は神社費を負担せず。毎年十月五日の秋祭の祭典費だけは、各字より持寄ること、なれり

【祭 礼】

毎年旧二月の初午祭を挙行す

- | | | |
|----|---------|------|
| 1 | 〔祭の日時〕 | //// |
| 2 | 〔儀礼内容〕 | //// |
| 3 | 〔田植祭〕 | //// |
| 4 | 〔特殊神饌〕 | //// |
| 5 | 〔当屋の決定〕 | //// |
| 6 | 〔長男の扱い〕 | //// |
| 7 | 〔当屋の任務〕 | //// |
| 8 | 〔当屋の交代〕 | //// |
| 9 | 〔特殊神事〕 | //// |
| 10 | 〔山の神祭〕 | //// |
| 11 | 〔藁蛇の神事〕 | //// |
| 12 | 〔火焚の神事〕 | //// |

【宮 座】

- | | | |
|---|---------|------|
| 1 | 〔宮座の有無〕 | //// |
| 2 | 〔宮座の建物〕 | //// |
| 3 | 〔座人の資格〕 | //// |
| 4 | 〔座衆の人員〕 | //// |
| 5 | 〔座入り儀礼〕 | //// |
| 6 | 〔首座の名称〕 | //// |
| 7 | 〔組織階級〕 | //// |
| 8 | 〔座人の義務〕 | //// |
| 9 | 〔宮座衆の姓〕 | //// |

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

////
////
////
////
////

以上

村社 日部神社

泉北郡福泉町字草部（堺市西区）

報告者 三木千里

【神 職】

1 〔世襲〕 違ひます

2 〔現在も世襲か〕

現任者の親の代まで替つて居りましたが、親の死後現任者後継

任者後継

3 〔特別な名称〕 別にあります

4 〔一年神主〕 ありません

5 〔収入〕

村の一般費用として、神社費、水利費その他雑費と共に集収し、その中より神社費として収入して居りまし

た

6 〔その他〕 ありません

7 〔神職の氏名〕 三木千里

【氏子】

1 [氏子区域]

福泉町字草部（小字馬場全部、小字石橋全部、小字太全部、小字万崎半部）、〃【福泉町】字上村、〃【福

泉町】字原田 以上

2 [二重氏子]

ありません

3 [他市町村区域]

限られています

4 [氏子の戸数]

三百八十余戸

5 [戸数の変動]

昔と変りありません

6 [氏子の資格]

ありません

7 [氏子入り儀礼]

別に氏子入と云ふのはありませんが、村入と云つて、他から入つて来た者が、村入と同時に氏子入と云ふ事になるのです

8 [婿入り]

前に述べました様に、村入と同時に氏子となります

9 [若衆の行事]

昔は、例祭に神前で獅子神楽を行ひましたが、当今ありません

10 [氏子内の階級]

別にありますませんが、田舎の事ですから、自然と昔の習慣上階級がある様です

11 [階級の相違]

家格による様に思はれます

12 [氏子の義務]

氏子納金の義務を負ひます。納入せざる時は村はじきを受けます

13 [義務の差]

異なります。一等級より十二等級位まであります

14 [その他]

特殊な事はありません

【祭礼】

1 [祭の日時]

歳旦祭（一月一日）、夏祭（七月十三日）、例祭（十月五日）、祈年祭（二月二十五日）、新嘗祭（十一月廿五日）、冬祭（十二月十三日）

2 [儀礼内容]

ありません

3 [田植祭]

ありません

4 [特殊神饌]

ありません

5 [当屋の決定]

氏子総代が集つて、祭一切の用事をします

6 [長男の扱い]

ありません

7 [当屋の任務]

ありません

8 [当屋の交代]

ありません

9 [特殊神事]

ありません

10 [山の神祭]

ありません

11 [藁蛇の神事]

ありません

12 [火焚の神事]

ありません

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 〃
- 3 「座人の資格」 〃
- 4 「座衆の人員」 〃
- 5 「座入り儀礼」 〃
- 6 「首座の名称」 〃
- 7 「組織階級」 〃
- 8 「座人の義務」 〃
- 9 「宮座衆の姓」 〃
- 10 「座を開く時期」 〃
- 11 「宮座の行事」 〃
- 12 「座の財政」 〃
- 13 「文書記録」 〃
- 14 「類似の組織」 〃

あります。天心講と云つて、昔から廿七人に限られて
(ます)
 い。毎月十六日夜神前に集り、全員挙つて大祓詞を奏
 上後、国家、郷の安泰を祈り、後、直会を致します。
 講元と云ふのがありまして、全責任を負ひ、その家
 代々後継します。又、この講費は年末に計算し、講員
 分担します。この講元者は、以前神職の無き時代、宮
 守をしていた家の子孫です。廿七人の中一人でも欠け
 ますと、希望の者が入講します

15 「解体した座」

村社 等乃伎神社 泉北郡取石村大字富木字善導(高石市)

報告者 石田重太郎

【神職】

- 1 「世襲」 ではありません。
- 2 「現在も世襲か」 元來世襲ではありません。
- 3 「特別な名称」 禰ネ宜ギさん
- 4 「一年神主」 左様な習慣は、元よりありません(往時、氏子中より宮世話人として、数名の者が朝夕御奉仕致しました)
- 5 「収入」 明治四十二年以來、社入金より定額の俸給を支給せられて
 います。
- 6 「その他」 特筆すべき事項はありません。
- 7 「神職の氏名」 石田重太郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 泉北郡取石村一円、大字富木・々綾井・々大園・々土生・々新家
- 2 「二重氏子」 なつていません。
- 3 「他市町村区域」 限られています。
- 4 「氏子の戸数」 約四百八十戸。神社経費の負担する者四百二十戸
- 5 「戸数の変動」 以前は、字富木二百戸内外でした

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 格別変つたことは致しません

9 「若衆の行事」

毎年九月二十五日に大前にて、地車の綱^{ツナ}くりを参道にて致します。

10 「氏子内の階級」 現今ではありません

11 「階級の相違」 階級はありません

12 「氏子の義務」

直接の義務としては、神社費負担をなします

13 「義務の差」

資産程度により、負担金の軽重の差があります

14 「その他」

特筆すべき事項ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（大祭 二月十七日）、新嘗祭（大祭 十一月二十三日）、例祭（大祭 十月五日）、歳旦祭（中祭 一月一日）、元始祭（中祭 一月三日）、紀元節祭（中祭 二月十一日）、天長節祭（中祭 四月二十九日）、合祀記念祭（中祭 五月二十九日）、明治節祭（中祭 十一月三日）

2 「儀礼内容」

歳旦祭・元始祭・紀元節祭・祈年祭・天長節祭・合祀

記念祭・例祭・明治節祭・新嘗祭

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 用ひられません

5 「当屋の決定」 ありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」

従来ありません（年二回大祓の他に、毎年九月下旬大前に於て、伊勢神楽の奉納がある程度です）

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

一月十五日早朝、境内を離れたところにて、正月に大前にたてた門松をしんとして青竹を燃やす。それに、神社の注連縄や氏子の古い神符の類も、この時一緒に焚く

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 ありません

4 「座衆の人員」 ありません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 ありません

7 「組織階級」 ありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」 ありません

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 ありません

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」

一月廿五日前後三日間、天神講と称し、十数名及至二

十数名の組々、各々その祖先より伝へられたる若干の

田地の取得にて酒宴を催し、そして夕方神社へ揃ふて

伊勢音頭を歌つて参拝します。【欄外に記入】お日待ち、

日の神天照大神に対し、その恩頼を奉謝する意より出

来たもので、同志の人々順番に当屋を定め、そして夜

を徹し、翌日の出を拝して一先づ帰散、午後再び集

り、伊勢講と称し酒宴を開く（若干の基金あり）

15 「解体した座」 ありません

村社 八阪神社

泉北郡南横山村大字父鬼（和泉市）

報告者 氏子総代、他二三名

【神 職】

1 「世 襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 全上

3 「特別な名称」 神主と申します

4 「一年神主」

右は明治四十年頃まで、氏子中より抽籤に依り、一ヶ

年交代を以て四人の年番神主を定めて、年中の神事に

奉仕して来たものであります

5 「収 入」 判明しません。無報酬の奉仕です

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・上田定徳

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

当社は一村一社ですから、他の神社と二重にはなりま

せん

3 「他市町村区域」 鎮座地一村に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 三百二十戸

5 「戸数の変動」

明治二十年頃からは、五十戸位減少して居る様です

6 「氏子の資格」 未だそこまで確な規定がありません

7 「氏子入り儀礼」 之も規定が出来て居ません

8 「婿入り」

従来の例として、入籍と同時に自然に氏子となつて居

ます

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」 大抵家格に依って居るので有ります

12 「氏子の義務」

社社の営繕費及維持費等の、負担の義務があります

13 「義務の差」 負担金に軽重が有ります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月五日 例祭、十一月二十三日 新嘗祭、二月十七日

祈年祭、七月五日 夏季祭、歳旦祭、元始祭、節分祭、

紀元節祭、天長節祭、明治節祭 以上

2 「儀礼内容」

神社祭式の規定に従ふて行ひますから、変つた事は有

りません

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

村神主の時代は、抽籤で定めたのであります

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」 神饌の調理、諸神事に奉仕致します

8 「当屋の交代」 9 「特殊神事」

毎年十一月五日を以て、新旧交代。其際は、新旧村神

主が、(大阪湾) 天津浦にて海水を浴して、心身共に

潔斎を行ひまして、神事に要する諸調度品等の受授を

行ふたのであります。尚、特殊神事として、神社合併

以前までは、毎年正月元日午前零時頃より、村神主が

先に立って、松明数十本を持って、年の初参りを氏子

と共に行はれたので有ます

10 「山の神祭」

山林の大木など伐採の時に、所有者が随意に御洗米・

御酒・鯛位を供へて山神・氏神に祈願を行ふ様な事、

希に行ひます

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

以前は、旧正月十五日の早朝行はれたのですが、只今

は神社限りて、お正月の注連縄や門松旧神札等を処分

する程度の火焚の行事を執行して居ます

【宮 座】

1 「宮座の有無」 現在は有りません

2 「宮座の建物」 同上

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

氏子の内には、橋本・定・北野・藤林・植林・大植・赤坂・井谷等が多い方です

10 「座を開く時期」

／

11 「宮座の行事」

／

12 「座の財政」

／

13 「文書記録」

／

14 「類似の組織」

／

15 「解体した座」

明治四十年頃まで有りました 以上

村社 助松神社

泉北郡大津村大字助松（泉大津市）

報告者 舘野兎毛

【神 職】

1 「世襲」

否

2 「現在も世襲か」

明治四十二年始めて神職を置きたる故、夫れまで世襲 現任なし

3 「特別な名称」

明治四十二年より始めて社掌の名儀あり

4 「一年神主」

昔は、年番にて神主代ありと聞く。名主、年寄などせりと云ふ

5 「収入」

米初穂、麦初穂等也

6 「その他」

／

7 「神職の氏名」

舘野兎毛

【氏子】

1 「氏子区域」

助松村、南浜寺

2 「二重氏子」

／

3 「他市町村区域」

然り

4 「氏子の戸数」

三百七十戸

5 「戸数の変動」

南浜寺は昔松原なりしが、今日約七、八十戸あり

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

此の土地に婿入せし故、氏子となる

9 「若衆の行事」

十月五日祭礼にダンシリを引く

10 「氏子内の階級」

昔はありと古老云ふ。今日はなし

11 「階級の相違」

昔は家格に依りしもの如し

12 「氏子の義務」

当社は氏子納金なし。麦初穂と米初穂也

13 「義務の差」

階級のある者は、村内なし。貧者は少し

14 「その他」

特殊の事なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日

2 「儀礼内容」

／

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

普通

- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」

世話人、之を定む
なし
提灯の世話程度也
三人づ、一年交代
なし
なし
なし
なし
なし
なし
なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」

昔ありしと聞く。今日なし

今日なし

なし

敬神講と云ふのが今日有り、神社の世話をなす
15 「解体した座」 以前有りしと云ふ

村社 大津神社 泉北郡大津町大字下条（泉大津市）

報告者 守田麻治

【神職】

- 1 「世襲」 世襲にあらず
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」

当地は神主様と呼称しますが、近村では禰宜様と呼びます

4 「一年神主」

当神社は、明治四十三年神社合併後、正式に有資格神職を常置したるも、其以前は大津村に五社ありて、何れも氏子百五、六十軒位にして、氏子惣代の承認に依り、無資格者にして中流以上の生活する隠居様が宮守として、境内中建物荒れば【付箋】自宅に居住し、粗末なる御供を奉りて居りまして、一ヶ月に収入全部を僅かに四、五円を取得し、枯損木の処分、又は境内建物の修繕等は、氏子惣代二、三名に相談して居りました位の程度であります。年度交代・輪番交代の事は、ありませぬ（外の壺通を見て頂きます）【他の壺通なし】

5 「収入」 神社の挙り金品全部取得せり

6 「その他」

7 「神職の氏名」 大津神社 社掌・守田麻治

【氏子】

1 「氏子区域」

旧大津町二千余戸は、下条・宇多二大字より成立し居るを以て、新大津町には四ヶ神社現存するも、区域は他御垣内と判然区画す

2 「二重氏子」

二重氏子はなし。南は大津川、東は旧穴師村虫取を境ひし、北は旧上条村と境、宿居川とし、西は海岸とす

3 「他市町村区域」

大津町の内、旧大津町即ち大字下条、宇多、二ヶ字区域内に限られてひます

4 「氏子の戸数」 式千戸

5 「戸数の変動」

昔は大津千軒と称したるも、近年工業の発展に連れ倍となる

6 「氏子の資格」

多少共神社の負担金を納むる者を以て、氏子と見做す

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

何等の規定もなし。第六項に依り氏子と為す

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

祭典時の奉納及資格に応じ、多少氏子納金を負担す

13 「義務の差」

財産の多少に依り、自然凡ての納金に差額を生ずる

14 「その他」 なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

毎年七月十五日 夏祭、十月五日 秋季例祭、十一月廿三日 新嘗祭、十二月十五日 冬季祭、二月十七日 祈年祭、計五回。何れも午前十時執行す

2 「儀礼内容」

秋冬両季祭は、神前に於て巫子神楽舞を為し、御供料奉仕者には、神酒並に神饌撤下物を分配す。又、十月五日例祭には、各町装飾を施したる地車を曳出し、全町、一年中盛大なる賑を成

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」

毎年一月十五日早朝より「トンド」と称し、元旦に神社を初め各々氏子か神棚へ供へける「七五三」飾、俗にシメ飾と云ふ、並に榊を神社境内に持ち集り、燃す慣行あり

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」

- 15 「解体した座」

【欄外に記入】 答案を記入せざる各目は、事項なしと御了解を乞ふ

村社 伯太神社

泉北郡和泉町大字伯太字上出（和泉市）

報告者 田所末市

【神職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」

古来世襲ではありません

世襲はありません

有りません

現今なし

無神主に付、収入の用なし

記入すべき事なし

田所末市

【氏子】

- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」

伯太

他神社の氏子と共通になって居ません

鎮座町内に限られています

三百五戸

相違ありません

有りません

有りません

如何なる定めもなし

- 9 「若衆の行事」 有りません
- 10 「氏子内の階級」 有りません
- 11 「階級の相違」 別段なし
- 12 「氏子の義務」 義務の定めなし
- 13 「義務の差」 異なりません
- 14 「その他」 記すべき事なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
 - 例祭 十月五日、祈年祭 二月中、新嘗祭 十一月中、
 - 月次 五日二十五日、元旦祭 一月一日、節分 二月
- 2 「儀礼内容」
 - 例祭、祈年祭、月次祭、元旦祭、節分
- 3 「田植祭」 有りません
- 4 「特殊神饌」 用ひません
- 5 「当屋の決定」 家屋の並ぶ順によります
- 6 「長男の扱い」 有りません
- 7 「当屋の任務」 祭り使用の村の道具を預ります
- 8 「当屋の交代」 正月中、家屋の並ひ順に依ります
- 9 「特殊神事」 有りません
- 10 「山の神祭」 山の祭は祭りません
- 11 「藁蛇の神事」 有りません
- 12 「火焚の神事」 〃

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 宮座はありません
 - 2 「宮座の建物」 〃
 - 3 「座人の資格」 〃
 - 4 「座衆の人員」 〃
 - 5 「座入り儀礼」 〃
 - 6 「首座の名称」 〃
 - 7 「組織階級」 〃
 - 8 「座人の義務」 〃
 - 9 「宮座衆の姓」 〃
 - 10 「座を開く時期」 〃
 - 11 「宮座の行事」 〃
 - 12 「座の財政」 〃
 - 13 「文書記録」 〃
 - 14 「類似の組織」 〃
- 合併せられた下宮に、天神團と云ふ類似なのがあります

村社 八阪神社

泉北郡南王子村（和泉市）

報告者 社掌・年名清太郎

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 なし

3 「特別な名称」 神主と云て居ります

4 「一年神主」 なし

5 「収入」

村役場よりの寄付金内より、毎月給料を受く

6 「その他」

別に記載すべきものなし

7 「神職の氏名」 年名清太郎（兼務）

【氏子】

1 「氏子区域」 南王子村一円

2 「二重氏子」

氏子区域全部は聖神社と共通にて（二重氏子）、他に

はなし

3 「他市町村区域」

神社鎮座の南王子村区域内に限られてあります。然し

ながら、他へ転居の場合、出氏子と言ふて居ります

4 「氏子の戸数」 八百五十戸

5 「戸数の変動」 約倍数になつて居ります

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

別に規約もなし。氏子区域内の家に入れば自然氏子と

思ひ決めて居ります

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 なし

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月中旬 祈年祭、十月上旬 例祭、十一月下旬 新嘗祭、

四月中旬 春季祭

2 「儀礼内容」

一、例祭 二、祈年祭 三、新嘗祭 四、春季祭

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 なし

- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 最初からありません

村社 大澤神社

泉北郡山滝村大字大澤字堂脇（岸和田市）

報告者 奥 庚子彦

【神 職】

- 1 「世襲」 古来より世襲です
- 2 「現在も世襲か」 昭和三年迄
- 3 「特別な名称」 神主と呼ぶ
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収入」

以前は、神社費を全収入から差引、残金を神職の収入

とせり

- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 社掌・奥 庚子彦

【氏子】

- 1 「氏子区域」 山滝村大字大澤（一字のみ）
- 2 「二重氏子」 二重氏子はありません
- 3 「他市町村区域」 区域内に限られて居ます
- 4 「氏子の戸数」 一三〇戸
- 5 「戸数の変動」 大層相違ありません
- 6 「氏子の資格」 別段制限がありません
- 7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式はありません
- 8 「婿入り」 定まつて居りません
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」

座老（座老の年長者を一老と言ふ）及、平と言ふ

- 11 「階級の相違」 年齢によります
- 12 「氏子の義務」

氏子納金、並びに初穂料を納める義務があります

- 13 「義務の差」 階級によります
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月五日、祈年祭、新嘗祭 日時不定、夏季祭 七月五日、春季祭 三月五日、例祭、祈年祭、新嘗祭、春季祭、夏季祭、

2 〔儀礼内容〕
例祭、祈年祭、新嘗祭、春季、夏季祭、旧正月 元日祭

3 〔田植祭〕 ありません
4 〔特殊神饌〕 ありません
5 〔当屋の決定〕 本座、新座の二座に区別して、毎年交代で当屋を定め

ます

6 〔長男の扱い〕 ありますせぬ
7 〔当屋の任務〕 別段任務はありません
8 〔当屋の交代〕 祭典毎に家の順序に依り、替ります
9 〔特殊神事〕

例祭当日、若衆は地車を曳く他はありません

10 〔山の神祭〕 ありません
11 〔藁蛇の神事〕 ありません
12 〔火焚の神事〕 ありません

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 本座、新座
2 〔宮座の建物〕 ありません
3 〔座人の資格〕 十六人主二組、八人主二組

4 〔座衆の人員〕

本座 五十六人、新座 三十五人以上、十六人主本座 五十八人、新座 三十八人

5 〔座入り儀礼〕 ありません

6 〔首座の名称〕 一老と申します

7 〔組織階級〕

長男は十二才迄、二男は十八才迄、生れ順序にて座入

致します

8 〔座人の義務〕

長男、二男は、年一回座衆を賄ひして座衆となる

9 〔宮座衆の姓〕 田中、鈴木、椎木、水野、溝端

10 〔座を開く時期〕

十二月一回のみ（元は毎年四回つゝありました）

11 〔宮座の行事〕

今はありません（昔は、座主交代にて氏神を毎月二十

五日にお祭りして居りましたか、神職を置きてから止

めました）

12 〔座の財政〕

ありません。（古昔は、座には夫々土地（山林）あり

ましたが、今は何もなし）

13 〔文書記録〕 ありません

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

府社 男神社

泉南郡雄信達村大字男里（泉南市）

報告者 菅野栄吉

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 古来より世襲ではありません
- 3 「特別な名称」 廻り神主と申せり
- 4 「一年神主」 六年交代にて、宮座中より奉仕せり。即ち、宮座中より六名、年長者の順番にて奉仕せり。最も奉仕期間中は、外出及不浄を禁ぜざれたり

5 「収入」

無報酬

6 「その他」

長者及廻り神主の任にある者は、一般氏子より尊敬を受く

7 「神職の氏名」

菅野栄吉、菅野精一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 雄信達村大字男里
- 2 「二重氏子」 単一氏子です
- 3 「他市町村区域」 村内であります
- 4 「氏子の戸数」 (巷百五拾五戸)
- 5 「戸数の変動」 大相違があります
- 6 「氏子の資格」

本村に住居し、神社氏子分賦金の負担義務を履行する

こと

- 7 「氏子入り儀礼」 神社氏子名簿に登載す
- 8 「婿入り」 一家を相続に依り氏子となる
- 9 「若衆の行事」 毎年大祭執行前、神社渡御道の修理等を行います
- 10 「氏子内の階級」 座と宮世話人、若衆などあります
- 11 「階級の相違」 資産程度に依り階級があります
- 12 「氏子の義務」 神社の経常費及臨時費の負担、労力義務奉仕、氏子総代の選挙並に被選挙の義務を負ひます
- 13 「義務の差」 階級により、負担義務が異なります
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、旧正月元旦恒例祭、正月五・八日 座講祭、正月十日 戎祭、正月十四日 御管式祭、二月十一日 紀元節祭、二月二十日 祈年祭、二月 節分祭、四月一日 入学祭、四月三日 準例祭、三月三日 節句祭、四月二十九日 天長節祭、五月五日 御節句祭、六月・十二月三十一日 大祓式、八月十四日・十五日 撰社例祭、九月九日 記念祭、十月十一日 例祭、十一月三日 明治節祭、十一月二十五日 新嘗祭、十二月二十一日 座講祭、十二月三十一

日除夜祭等なり

- 2 [儀礼内容] 内務省令第四号祭式令に依る
- 3 [田植祭] 田植祭ありません
- 4 [特殊神饌] 特殊な神饌を用ひます
- 5 [当屋の決定] なし
- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事]

別紙に記載す【別紙は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

戎祭(旧正月十日)

一、起源及沿革

年月日は不詳であります、古老の伝談に依ると貞観元年頃より始められたりと云う

二、神事執行の様様

毎年旧正月十日午前四時に小祭典を行ひ、祭典の終る頃より午前八時頃迄に、氏子全員が参拝することになつて居り、此際に、神社より氏子各戸に玉串を授け、氏子は次年の戎祭まで此玉串を自家の神棚に安置することになつて居ます

此の玉串に使用する榊は、古来より箱作村、現下莊村の湯の峯の榊を使用して居ます。榊の採取は、湯の峯の篤信家の、代々旧正月十四日次記御管式用

の斎竹と祈年祭用の檜の青葉と共に、寄進せらるゝことになつて居る習慣であります

御管式(旧正月十四日)

御管式は、一名粥占式とも云ふ。本年度の農作物の豊凶並に月別降雨量を、占ふ式であります

一、起源及沿革

此の神事は、起源は不詳であります、伝ふる所に依れば、五、六百年來の神事であります

二、神事執行の様様

式は、当夜九時頃より始まります。前記の斎竹中、直径五分程度のを、長さ約四寸に切断したる管竹に各々農作物の名札をつけて、田畑に區別して藤蔓にて括り、名札のみを白布にて包みて、塩水にて清めて、神前に進めて、氏子総代参列の下に小祭を行ひたる後、御本殿前の式場で大釜の粥中に入れて約二時間、中火を以て粥を焚きます。管竹中に粥粒の入り方の多少によりて、農作物の豊凶を判断するのであります。其の結果を社頭に発表することになつて居ます

三、(付)降雨分測定式

此の式は、前記粥占古式の焚火中に、本年の降雨量を占ひます

此の方法は、粥占式の釜の下の焚の中、灼い炭を取つて、之に一月より十二月迄の名命をなし置きて、

炭火の変化により降雨量を判断するのであります
尚、午前零時を期して、正殿前の計量器、即ち左記
の形のものにて月の影を測りて、前記炭火測定合計
と相一致するを例とせり



10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

縄掛神事があります

12 「火焚の神事」

中火を燃すことがあります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

右座及左座と申ます

2 「宮座の建物」

建物は、古は神社境内に有りましたが、現今では其式
場の跡地が有ます

3 「座人の資格」

三大祭執行の際、参列の資格が有ます

4 「座衆の人員」

右座 拾七名、左座 二十一名 計三十八名

5 「座入り儀礼」

座入儀式がありまして、座入宮帳へ記入の際、式を執
り行つて居ります

6 「首座の名称」

長者と申して居ります（即ち年長者）

7 「組織階級」

古来の組織に依りまして、長者及副長者の如き階級が
あります

8 「座人の義務」

毎年旧十二月二十一日、旧正月五、八日及正月十一日
等には、神社及七塚参拝をなし、座の式を執行ひます。
経費は、座人各自負担をなしつゝあり

9 「宮座衆の姓」

金田と申す姓が多く有ます

10 「座を開く時期」

旧十二月二十一日、旧正月五日、旧正月十一日等であ
ります

11 「宮座の行事」

神社に参拝、及七塚玉串奉奠等の行事があります

12 「座の財政」

各両座に基本財産として、田地及有価証券三百円内外
を有せり、従て、該利子金収入と、各座人一人に付約
一円内外の負担をなして、座の経営をなせり

13 「文書記録」

寛政年間、及元禄年間の文書記録があります

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

なし

府社 日根神社

泉南郡日根野村大字日根野字大井關（泉佐野市）

報告者 目 東

右区域中、上之郷村（字母山を除く）、長瀧村（全部）は、他神社氏子と共通

【神 職】

1 「世襲」 2 「現在も世襲か」

古来、明治維新迄世襲なりしが、現神職の父明治初年就任後父子相続、現在に至る

3 「特別な名称」 なし

4 「二年神主」

本社にはなきも、明治四十一年付近の村社・無格社数を合併し、現時は当神社の末社となれる神社には、

氏子男子の年長者二十名を年寄（社人）とし、其内最年長者を行事又は神主と称し、三ヶ年其職につき、三ヶ年後には其次に譲り、長老となる。行事は、該神社氏子の共有財産の保管、其他の用務を弁す

5 「収 入」 財産収入

6 「その他」

7 「神職の氏名」 目 東

【氏 子】

1 「氏子区域」

大阪府泉南郡日根野村、全郡上之郷村、全郡長瀧村、

右三ヶ村全部の区域

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 限られ居らず

4 「氏子の戸数」 一一五〇戸

5 「戸数の変動」 大相違なし

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 直に氏子となる

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 費用負担、労力奉仕

13 「義務の差」 異なることなし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 五月八日午前十時

2 「儀礼内容」

普通、祭典式による。祭典後、神輿渡御の行事あるのみ。末社には、春秋二回、氏子の男子全部参列して、拜殿にて座あり

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

本社にはなし。末社には、氏子の生れし記帳順序により、順番に当屋を務む

- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」

末社前記二回の座に酒肴を持参し、氏子の男子全部を饗応す(但し一回にてよし)

- 8 「当屋の交代」 右一回の饗応にて、次のもの之に当る
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

旧十二月晦日、境内の広場にて大トンドをなす

【宮座】

- 1 「宮座の有無」

末社各社毎に、行事(神主)の家にて、年寄(社人)を年数回饗応する座あり

- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 各社毎、氏子中の年寄(社人)
- 4 「座衆の人員」 各社毎に二十人
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 行事(又は年寄神主)
- 7 「組織階級」 組織は前記の通り、階級は年齢による
- 8 「座人の義務」 なし

- 9 「宮座衆の姓」 特記すべきものなし

- 10 「座を開く時期」

- 11 「宮座の行事」

- 12 「座の財政」 氏子の共有財産の収入による

- 13 「文書記録」 なし

- 14 「類似の組織」 なし

- 15 「解体した座」 なし

府社 波太神社 泉南郡東鳥取村大字石田(阪南市)

報告者 社司・山本鼎之助

【神職】

- 1 「世襲」 代々世襲でした

- 2 「現在も世襲か」 明治四年頃まで

- 3 「特別な名称」 なし

- 4 「一年神主」 なし

- 5 「収入」

神社所有の不動産の収入、氏子より献上の初穂等

- 6 「その他」 なし

- 7 「神職の氏名」 山本鼎之助

【氏子】

- 1 「氏子区域」

東鳥取村全部、尾崎村全部、西鳥取村全部、下荘村大字貝掛

2 「二重氏子」

全部二重氏子です（東鳥取村、尾崎村、西鳥取村、下
莊村大字貝掛）

3 「他市町村区域」 限られていません。前記の通り、三箇村
及大字一字です

4 「氏子の戸数」 壹千四百五十戸

5 「戸数の変動」 年々増加しています

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」

明治四年頃迄は、神社氏子帳につけていましたが、今
はありません

8 「婿入り」 手続きなし

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 階級なし

12 「氏子の義務」 年々神社経費を負担します

13 「義務の差」 異なりません

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月下旬 祈年祭、四月十五日 例祭、十月十一日 秋祭、
十一月下旬 新嘗祭、各祭共午前十時祭典執行す

2 「儀礼内容」 大正三年内務省令第四号に依る

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

明治の初め頃まで有りました様ですが、今はありませ
ん

2 「宮座の建物」 あります

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

なし

- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

ありました

郷社 **阿理莫神社** 泉南郡貝塚町久保（貝塚市）

報告者 麻生政吉

【神 職】

- 1 「世 襲」 神職なし。噂に祖先奉仕の伝言あり
 - 2 「現在も世襲か」 なし
 - 3 「特別な名称」 明治二十年頃、祠官と呼ぶ伝説あり
 - 4 「一年神主」 なし
 - 5 「収 入」 神職在りとすれば、年に米、麦各式石位と推考す
 - 6 「その他」 詳細不明
 - 7 「神職の氏名」 麻生政吉
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」 なし
 - 2 「二重氏子」 なし
 - 3 「他市町村区域」
- 区域は、貝塚町旧麻生郷区域内に限られて居ます
- 4 「氏子の戸数」

旧氏子 四百八十二戸、新氏子 千三百戸、計千七百八十一戸

- 5 「戸数の変動」 旧部落中二、三部落発展して見る処あり
- 6 「氏子の資格」 何等区別なし
- 7 「氏子入り儀礼」 別段異様なし
- 8 「婿入り」

氏地域内住居する内地人は、全般に亘り氏子となり、氏神と崇敬する念慮あり。殊に婿養子たらん者は、当然すぎる程、自然氏子なり

- 9 「若衆の行事」 若衆改名青年団員あり。年三回の祭に、献灯の行事あり
- 10 「氏子内の階級」 別に何等の区別なし
- 11 「階級の相違」 氏子に於て階級なし。有りとすれば、尊敬者又は物持の多い者
- 12 「氏子の義務」 氏子義務は、氏神社の歳費負担の義務者なり
- 13 「義務の差」 階級により、負担金は余程異なります
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 九月二十五日、新嘗祭 十一月二十五日、祈年祭 二月二十五日、夏祭 七月二十五日、冬祭 十二月

十日

2 「儀礼内容」 例祭、新嘗祭、祈年祭、夏祭、冬祭

3 「田植祭」

神社としてなし。町営にして、町内五社の神社にて、

年番廻り。神饌田創設あり

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 各部落区に於て、年長者を一位とす

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」

座入り儀式としては七人、十人中、内一人亡きときは新

入者出頭と云ひ、かなりの饗応なす

6 「首座の名称」 首座の人を、一老と云ふ

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」

座人の義務は、各部落中鎮座地本を宮本と呼び、毎年

の行事として、社頭に門松を立てる事

9 「宮座衆の姓」 不明

10 「座を開く時期」 現在、自然消滅

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

伊勢講あり。各部落に式、参組。三年目位に、伊勢参

り行事あり

15 「解体した座」 以前は、在りました

郷社 感田神社 泉南郡貝塚町(貝塚市)

報告者 江川秀正

【神 職】

1 「世襲」 昔は世襲なり

2 「現在も世襲か」 明治八年より大正八年迄、世襲なり

3 「特別な名称」 宮さんの先生と云ふ

4 「一年神主」 なし

5 「収入」

明治四十二年より、俸給により神職の収入とす。以前

不明

- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 江川秀正

毎年七月十九日午前十時 例祭、二月下旬 祈年祭、十
月下旬 新嘗祭

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、
天長節祭、明治節祭、節分祭、月次祭

【氏子】

- 1 「氏子区域」 なし
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」

当神社氏子区域は、旧貝塚町 中・近木・西・北・
南・中北・堀・南上町の八区が氏子なり

- 4 「氏子の戸数」 千四百戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」

当神社氏子区域に住居するものは、氏子とす

- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 家格による
- 12 「氏子の義務」 氏子納金の負担する義務のみなり
- 13 「義務の差」 階級により、負担の増減あり
- 14 「その他」 なし

【宮座】

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

七月十九日午後四時より、神輿渡御式あり

- 1 「祭の日時」

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし

- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

郷社 國玉神社

泉南郡深日村（泉南郡岬町）

報告者 山口義英

【神 職】

- 1 [世襲] そをです
- 2 [現在も世襲か] 昭和九年十二月十日迄
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] そんな方法がありません
- 5 [収入] 米初穂、麦初穂の方法でやっています
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名] 欠員

【氏子】

- 1 [氏子区域] |
- 2 [二重氏子] |

- 3 [他市町村区域] います
- 4 [氏子の戸数] 六百戸あります
- 5 [戸数の変動] あります
- 6 [氏子の資格] ありません
- 7 [氏子入り儀礼] ありません
- 8 [婿入り] 入籍しましたら、氏子とみなします
- 9 [若衆の行事] なし
- 10 [氏子内の階級] |
- 11 [階級の相違] 財産格に依ります
- 12 [氏子の義務] 氏子納金をいたしております
- 13 [義務の差] |
- 14 [その他] |

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 五月十日、十月三日
- 2 [儀礼内容] ありません
- 3 [田植祭] ありません
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] ありません
- 6 [長男の扱い] ありません
- 7 [当屋の任務] |
- 8 [当屋の交代] そんなことはありません
- 9 [特殊神事] ありません
- 10 [山の神祭] なし

- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

ありませ
ありませ

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

なし
ありませ
なし
なし
なし
ありませ
なし
ありませ
なし
ありませ
なし
なし
なし
なし

郷社 大森神社

泉南郡熊取村大字久保（泉南郡熊取町）

報告者 矢野 糺

【神職】

- 1 「世襲」

世襲で無い

- 2 「現在も世襲か」

――

- 3 「特別な名称」

神主と称す

- 4 「一年神主」

無し

- 5 「収入」

初穂料を集む

- 6 「その他」

無し

- 7 「神職の氏名」

矢野 糺

【氏子】

- 1 「氏子区域」

大久保、五門、紺屋、野田、七山、小垣内、宮村、小谷、久保、朝代、成合、高田、和田

- 2 「二重氏子」

二重氏子に成って居ませ

- 3 「他市町村区域」

限られて居ます

- 4 「氏子の戸数」

千二百戸

- 5 「戸数の変動」

――

- 6 「氏子の資格」

資格制限無し

- 7 「氏子入り儀礼」

特別儀式無し

- 8 「婿入り」

入籍すれば、氏子になります

- 9 「若衆の行事」

無し

- 10 「氏子内の階級」

階級無し

- 11 「階級の相違」

階級無し

- 12 「氏子の義務」

神社の修繕等の時は、之を負担す

- 13 「義務の差」

無し

- 14 「その他」

無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

七月十二日午前十時 夏祭、九月二十八日 例祭、十月二十八日 新嘗祭、二月二十八日 祈年祭、二月四日 節分祭、一月四日午前六時 元旦祭

2 「儀礼内容」

例祭、新嘗祭、祈年祭、夏祭、節分祭、元旦祭

3 「田植祭」

有ます。而し、公民学校にて行ます
公民学校にて、年一度献穀祭をなす

4 「特殊神饌」

無し

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

無し

7 「当屋の任務」

無し

8 「当屋の交代」

無し

9 「特殊神事」

例祭には、地車が出ます。夏祭には、灯籠をかきま

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

無し

【宮 座】

1 「宮座の有無」

無し

2 「宮座の建物」

無し

3 「座人の資格」

無し

4 「座衆の人員」

無し

5 「座入り儀礼」

無し

6 「首座の名称」

無し

7 「組織階級」

無し

8 「座人の義務」

無し

9 「宮座衆の姓」

無し

10 「座を開く時期」

無し

11 「宮座の行事」

無し

12 「座の財政」

無し

13 「文書記録」

無し

14 「類似の組織」

無し

15 「解体した座」

無し

郷社 蟻通神社

泉南郡長瀧村大字蟻通(泉佐野市)

報告者 木戸松太夫

【神 職】

1 「世襲」

古来より世襲なり

2 「現在も世襲か」

現在も而り

3 「特別な名称」

太夫さん、又は先生と称す

4 「一年神主」

なし

5 「収入」

米、麦の初穂でありました

6 「その他」

神職は神社の創設以来、世襲に決定しております

7 「神職の氏名」

木戸松太夫

【氏子】

- 1 「氏子区域」 長瀧村全部
- 2 「二重氏子」 長瀧村は、古来より府社日根神社の氏子の義務を尽して居ります
- 3 「他市町村区域」 氏子区域は、長瀧村の行政区域に限ります
- 4 「氏子の戸数」 三百六十戸
- 5 「戸数の変動」 今昔とも変りはありません
- 6 「氏子の資格」 他村よりの氏子入は、玄米五斗提供します
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 宮座の時、各字の若衆は、順次に御酒をつぎにまわります
- 10 「氏子内の階級」 氏子の年長者を座老とし、次を中老とし、次を若衆と称す
- 11 「階級の相違」 氏子の階級は年で定めます
- 12 「氏子の義務」 氏子は、神社の維持経営の義務を負ひます
- 13 「義務の差」 貧富の差に依り、供進金の額が違ひます
- 14 「その他」

氏子一同敬神の念厚く、祈晴・祈雨の際は協同して参拝す

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 祭祀令に依り、三大祭及曆面の祝祭に、祭典を致します。例祭は十月八日
 - 2 「儀礼内容」 祭祀令による順序にて行います
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 なし
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮座】
- 1 「宮座の有無」 在り。蟻通御座と称す
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 座筋の家格あり。家格ある家の男子生れて座帳面に記

入し、初めて座人の資格を生ず

4 「座衆の人員」 九百八十名

5 「座入り儀礼」

座の長二十一人あって年長になる時、座の長老を饗応

致します

6 「首座の名称」 敬老社人と称す

7 「組織階級」

階級は座の際は、神職は先着座致し、年長者より順次

着座いたします

8 「座人の義務」 設定なし

9 「宮座衆の姓」 木戸、古谷、永井、北浦、角谷、釈迦堂

10 「座を開く時期」 旧正月元旦、例祭日

11 「宮座の行事」

先づ御酒を神前に御供をいたし、御祈禱の上撤饌し、

氏子一同戴きます

12 「座の財政」 座の費用は、現在神社の経常費より支出

13 「文書記録」

書数は御座いませぬけれども、昔地ぶ酒(ママ)を作った幕が

残てあります

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

【神職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 ○

3 「特別な名称」 社司様、又は神主様と呼びます

4 「一年神主」 右の如き該当はありません

5 「収入」 以前は初穂の方法によつていました

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 南 市藏

【氏子】

1 「氏子区域」 八田、神須屋、眞上、流木、極樂寺

2 「二重氏子」 二重氏子になつて居りません

3 「他市町村区域」 有眞香村と土生郷村に跨つています

4 「氏子の戸数」 式百弐戸

5 「戸数の変動」 神社合併と独立により、一字増一字減。戸数差引三十

五戸減です

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 戸籍簿の手続によつて氏子となります

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 座中と座外の別は、あります

11 「階級の相違」 年齢によります

12 「氏子の義務」 神社維持の義務を負ひます

郷社 矢代寸神社 泉南郡有眞香村大字八田（岸和田市）

報告者 南 市藏

13 「義務の差」

財産の階級によつて、義務の高下はあります

14 「その他」

ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月一日、祈年祭 二月二十日、新嘗祭十一月二

十六日、歳旦祭 一月一日、紀元節祭 二月十一日、元

始祭 一月三日、天長節祭 四月二十九日、明治節

祭 十一月三日、合祀記念祭 四月二十日

2 「儀礼内容」

三大祭・五中祭は、神社祭式令の順序による。合祀紀

念祭は、修祓、神饌、祝詞、玉串、社司挨拶、氏子総

代々表の祝詞、参列者代表の答辞当日氏子中の金銀婚、還暦、喜・米

に当る人々を参列せしめ、
直会併びに扇子を贈与す

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

用ひられません

5 「当屋の決定」

五ヶ字の氏子総代中、輪番にきめます

6 「長男の扱い」

生れ順序によりません

7 「当屋の任務」

一カ年間すべて神職の補佐を致します

8 「当屋の交代」

毎年三月末日に交代し、別に方法はありません

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

あります。名称は座と云ふだけです

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

神社大小の祭典に参列する資格を与えています

4 「座衆の人員」

座百五十人

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

一老と云ひます

7 「組織階級」

座中生ぜし男子のみを以て組織し、座老と称する三十
人の階級者あります

8 「座人の義務」

義務がありません

9 「宮座衆の姓」

南・塚元・木岡・羽室・木下・小南・岩出等です

10 「座を開く時期」

毎年一月七日、九月九日

11 「宮座の行事」

ありません

12 「座の財政」

一月七日式拾銭。九月九日式拾銭づ、醸出して、座を
開きます

13 「文書記録」

ありません

- 14 「類似の組織」 他に敬神講あり。人員五十人あります
- 15 「解体した座」 ○

郷社 意賀美神社 泉南郡上之郷村字天神代（泉佐野市）

報告者 三澤元信

【神職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 太夫
- 4 「一年神主」 年寄神主として年長順となし、甲は生存中奉職し、甲死亡したるときは、乙の年長者之に代りて神主となる
- 5 「収入」 なし
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 三澤元信

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字机場、大字女形、大字上村、大字中村、大字下村、大字郷田
- 2 「三重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 大字母山は一字、他神社の区域なり
- 4 「氏子の戸数」 三百十戸

- 5 「戸数の変動」

古来は二百六十戸なりしも、今は三百十戸に増加す

- 6 「氏子の資格」 なし

- 7 「氏子入り儀礼」 なし

- 8 「婿入り」

其の家に氏子納金を納め来たれば、当然氏子となる

- 9 「若衆の行事」

村の休日には、提灯揚げとして、青年一同神社に参拝す

- 10 「氏子内の階級」 なし

- 11 「階級の相違」 年齢に依ります

- 12 「氏子の義務」

氏子納金を納付し、神社に関する一切の費用を負担す

- 13 「義務の差」

各氏子の資力により、等級を付し負担せしめます

- 14 「その他」

神社修繕及建築其他工事に付、各氏子平均に労力を以て奉仕せしめます

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭日 九月二十五日、祈年祭 二月二十三日、新嘗祭 十一月二十一日
- 2 「儀礼内容」 例祭には座配、地車を引出し
- 3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

例祭日及祈年祭日の両度に於て座配を執行し、其の座配の当屋は、宮世話人會にて之を行ふものとする

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 座配一切を経営し、処理す

8 「当屋の交代」

宮世話人の任期は満四ヶ年とし、氏子一般の選挙に依るものとする

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座はあります。祈年祭は正月座、例祭は宮座十人座

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 氏子の年長者十人を以て十人衆と呼ぶ

4 「座衆の人員」 各座とも各十人宛とす

5 「座入り儀礼」

十人衆に組入れられたる際は、其の報告祭を執行す

6 「首座の名称」 年長の人を座老と申します

7 「組織階級」 年長順なれば階級なし

8 「座人の義務」

村に祈年祭ありしときは、十人衆は参籠す

9 「宮座衆の姓」 重里・昼馬・中道等なり

10 「座を開く時期」

年中六回とし、一月、三月、五月、七月、九月、十一月とす

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 以上の通り

15 「解体した座」 古来より、今に至り継続して居ります

郷社 火走神社 泉南郡大土村大字大木（泉佐野市）

報告者 芝本長次

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 世襲の時代が有つたとは聞きません

3 「特別な名称」

ありません。普通には神主と申しています

4 「一年神主」

此の御問ひは現在の事で無く、昔の事を御尋ねのやうに思ひます。現在の事は、現行神社法令に詳細規定せられていきますから、申上げません。そして、昔の事を
お答へ致しますと、現在がそうであるかと間違はれる

恐れがあります。昔の事なれば、宮座の方で御承知願へますから、此処ではお答へ致しません

5 「収入」

以前の意味が、前任者のことでありますれば、大阪府規定の俸給額を、神社より収入していました。昔の、宮座の一老を神主と称した時は、座から収入したものであります

6 「その他」

7 「神職の氏名」

【氏子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

なつていません。明治中期以前迄は、大字土丸も氏子

区域でしたが、現在は大木のみであります

3 「他市町村区域」

お尋ねの通りで、大土村大字大木が区域です

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

ありました。古は土丸と大木でしたが、今は大木だけ

です

6 「氏子の資格」

氏神の区域に住んでいる者は、総て其処の氏子であると云ふ現行法令でありますから、資格とか制限の規定

はしていません

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

住めば氏子です。昔の制度に就いてお尋ねでしたら、

宮座の方を見て下さい

9 「若衆の行事」

現在では、田植え休みから例祭に至る迄の百姓の休日

に、若衆が神社へ丁ちんの献灯に来るぐらいです

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

神社経費を支出の義務を負ひます。所有財産の大小に

より等級を定めてありまして、其等級に応じて神社費

を負担するのです

13 「義務の差」

14 「その他」

特殊な事はありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 九月二十四日、祈年祭 二月下旬、新嘗祭 十一

月下旬、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節

祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節

祭 十一月三日、旧元日祭 旧一月一日、節分祭 二月

上旬、五月節句祭 旧五月五日、夏祭 旧六月十六日、

八朔 旧七月三十日から一日の朝へ、火焚祭 旧十一月

十日

2 「儀礼内容」 官国幣社祭式に準じて行ふています

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 無かつたやうです

5 「当屋の決定」

祭には当屋ありません。宮座には当級六人あります

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

明神講と称する一つの宮座が、毎年一月一日に座を行ふ時に特殊な神事があります。其事は、大阪府発行の郷社特殊慣行神事と云ふ本に載っています。早魃が続いて雨祈をして、雨をお降し下さつたときに、こおどりと称する踊をします

10 「山の神祭」

旧正月に、初めて山へ行つて仕事をして来た荷は、荷を解かずに、其荷に御鏡餅を供へて山の神を御祭りします。明治四十年に火走神社へ合併された神社の中に、山神社が三社もありますが、特殊な行事はありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

大きな火はありませんが、旧一月十四日と火焚祭には

燃します。今は行ひませんが、約二十年程前迄、虫追

ひと申て、各家から一本宛の大きな松明を持出し、神

社より頂いた火で点火して、村の端から端迄、太鼓と

鐘をたたいて、夜ざり騒いだと云う事です

【宮座】

1 「宮座の有無」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】三組あります。明神講と、上の庄の座と、下の庄の座との三つであります。明神講の他は、宮座と申すだけです

2 「宮座の建物」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】あります。現在拝殿と称していますが、上の庄の座と下の庄の座を行ふ為の建物です。現在社務所に当ててありますのが、明神講の座を行ふ建物であります

3 「座人の資格」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】必らず父祖より座人の家筋である事、古来から土地に居住する者、分家も資格あります。他から移住して来た者は、資格がありません。座人が他国へ出て行つても、帰つて来ると元の座人の資格があります。但、二老迄しか進まれません。上の庄の座は、三才になると米三升出して帳へ付けてもらひます。俗に三升者と

称します。下の庄の座は、生れると直ぐに座の戸籍簿に載せません。他に米や金は出しませんが、十五才になりますと、米九升の時価を金で出します。俗に九升者と申します

4 「座衆の人員」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

明神講は、約百十戸ありました。人員は、六十七人です。上の庄の座は、約二百三十人、下の庄の座は約六十五人です

5 「座入り儀礼」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

十五才になりますと、人数の都合により、実際は十二、三才から二十才迄の内、上大木で二人、中大木で二人、下大木で二人、計六人が一ケ年間当役を務めて初めて座人となります。当後の事を年番とも申します。上の庄（上大木、中大木を上の庄と云ふ）の四人で、社人の三十人に御馳走を出します。下の庄（下大木を下の庄と云ふ）の二人は、九人の社人に御馳走を出します。それをして置かねば、中老にも社人にもなれません。村の小使の如き用事をしたものです。神社へは、百八の丁ちに献燈（田植休みから例祭迄の百姓の休日）をしに来るぐらいです

6 「首座の名称」 一老と申します

7 「組織階級」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

下の庄の座は、本座（北座の事）・南座の別ありて、本座は五十五、六人。南座は十余人で、年長者から九人が社人で、其下続いて九人が中老です。本座・南座共に一老があります。上の庄の座は、四列に並びます。北側の二列を本座（北座）と云ひ、南側の二列を南座と云ひます。そして又、外側に座す者をカハ（側）座と云ひ、中に座す二列を中座と云ひます。ですから、本座の側座と、本座の中座と、南座の中座と、南座の側座との四つになります。十五才（当役を務めると）になると座衆に入り、四十才以上になると中老となり、六十才になると社人と云ひます。社人は座の役ぬけで元老となります。労力を課せられる事はありません。中座は社人にはなれますが、中老にはなれません。中老は必ず側座よりなります。一老も二老も必ず側座よりなります。現行の専任神職なき時代に於ては、此の一老を神主と称していました。そして、座から報酬が当りました。側座は本座にも南座にもありますから、本座にも一老・二老、南座にも一老・二老があります。二老は柿合せ（神供物係）です。側座から中座の家へ養子に行きますと、二老迄で一老にはなりません。子の代には一老迄進めます。側座へ中座の者が養子に行くと、御神酒料として米を二斗五升（半俵と称す）出して、其代は末座であり、子の代は登座であ

る。座人で他国へ出ていた者が帰村すると、元の座を繋げられます。分家は、棟役（お米を出すこと）を納めて一つの座を立ててもらひます。但、納付米の高は、中老が其家の力を見て定めます。座の仕事は全て中老が行ひ、又監督をします。上の庄の座の社人は、現在三十人です。中老は十五人であります。其他は座衆と申す。座の席順は当役を務めた順序で、当役の順序は上の庄は三才になつた時の親の順序により、下の庄は本人の生年月日によります。

明神講は、上の庄の側座と、下の庄の本座により組織されています。戸数は約百十戸、人員は六十七人あります。当役を務めて、達磨講（宮座とは違ひますが、男子十五才になりますと、村の人は誰でも皆入る講です）を卒へた十七、八才から四十才迄位の人です。一戸に一人しか出ませんから、兄弟の多い家の兄は早く引いて弟に譲つています。座を行ふ間が、上中下の三間ありますから、上の衆、中の衆、下の衆と呼んでいきます。上の衆の上大木、中大木、下大木の各二人宛計六人と会計二人が大体の仕事をしています

8 「座人の義務」

座人の経費を支出する義務。但、社人にはありません。座人としての品位を保つ義務です

9 「宮座衆の姓」

窪堀氏、河原氏、南氏、奥氏、清水氏が多いです

10 「座を開く時期」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
明神講は、新一年一月一日（陽曆以前は旧の二月一日）、旧三月一日、旧九月一日、旧十月一日の四回。上の庄の社人の座は、旧三月四日、旧九月四日、旧十一月四日、上の庄の座は、新一年一月一日、旧七月末日より朔日の朝にかけて、旧十一月十日の六回、下の庄の座は、旧九月十三日、旧十月十八日、旧十一月十八日、旧三月十八日、旧八月十八日、旧九月十八日の六回であります【本文横に鉛筆でメモ書きあり】

11 「宮座の行事」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
祭礼の9番で申ました、明神講の行ひがあります。宮座は座を行ふのが主ですから、其他に申上る程の事はありません

12 「座の財政」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
明神講は、所有の山林、藪、田畑より生ずる収益を経費に当てています。こめ金と称して、講衆より集めて経費に使用しています。基本財産の如き積立もしていません。又、配当もしていません。上の庄の座、及下の庄の座は、所有財産より生ずる収益の一部を経費に当て、一部を配当しています。そして、座の都度に経費を集めています

13 「文書記録」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
あります。天明五年の大木村座式改録、其他に戸籍簿、
会計簿、宛米帳等があります

14 「類似の組織」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

神社では、今は座を行っていませんが、明治四十年に
合併しました。それぞれの神社に就いて何々講と云ふ
名が残っています

15 「解体した座」

村社 信達神社 泉南郡東信達村大字金熊寺（泉南市）

報告者 山田二三

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲なりき
- 2 「現在も世襲か」 前任神職まで（大正十年迄）
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収 入」 一年二期の旧節季に氏子納金を集め、半期分の俸給雑
給を支出するのと、毎年十二月初穂米を集めるもの

6 「その他」 無し

7 「神職の氏名」 山田二三

【氏 子】

1 「氏子区域」

東信達村全部（大字六尾・金熊寺・童子畑・楠畑・葛
畑）、信達村（大字牧野・岡中）雄信達村（大字幡代・
馬場）計九ヶ字

2 「二重氏子」 二重区域無し

3 「他市町村区域」 否

4 「氏子の戸数」 五百参拾九戸

5 「戸数の変動」 大相違無し

6 「氏子の資格」 無し

7 「氏子入り儀礼」 無し

8 「婿入り」

氏子区域に居住する事に依り、自然氏子になります

9 「若衆の行事」 例祭に地車（やぐらと称す）を引く

10 「氏子内の階級」 無し

11 「階級の相違」 階級無し

12 「氏子の義務」 神社費を負担する事

13 「義務の差」 異なること無し

14 「その他」 無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十五日・十六日（特殊なる祭無し）、新嘗
祭 十二月十六日、祈年祭 三月十六日

2 [儀礼内容]

例祭に際し、祭典後、神輿の渡御を行うのみ。其他に
神事無し。渡御奉仕は、氏地内各青年団員とする

3 [田植祭]

無し

4 [特殊神饌]

特殊なものを用ひません

5 [当屋の決定]

当屋なるもの無し

6 [長男の扱い]

無し

7 [当屋の任務]

〃

8 [当屋の交代]

〃

9 [特殊神事]

無し

10 [山の神祭]

無し

11 [藁蛇の神事]

無し

12 [火焚の神事]

無し

【宮 座】

1 [宮座の有無]

宮座有り。単に「座」と称す

2 [宮座の建物]

無し

3 [座人の資格]

氏子各戸に一人(男女大人小供を問はず)

4 [座衆の人員]

人員は毎年一定せず

5 [座入り儀礼]

無し

6 [首座の名称]

別に名称無し

7 [組織階級]

階級無し

8 [座人の義務]

義務無し

9 [宮座衆の姓]

男

10 [座を開く時期]

例祭当日午前中(十月十六日)一年一回

11 [宮座の行事]

無し

12 [座の財政]

無し

13 [文書記録]

無し

14 [類似の組織]

無し

15 [解体した座]

無し

昔は氏子区域も広く、盛大なる座が、毎年御旅所である國市場と称する広き森にて行はれたり

村社 里外神社

泉南郡西信達村大字岡田字宮ノ脇(泉南市)

報告者 西 慶治郎

【神 職】

1 [世襲]

答 昔は年寄神主ですが、中古世襲となりました

2 [現在も世襲か]

答 現在迄は代々受継ぎです

3 [特別な名称]

答 太夫

4 [一年神主]

答 古来より世襲になる迄は、年寄は神主となり、其在命中奉仕す。死亡後は、次の年寄は交代す

5 [収入]

答 名譽職ですから報酬はありませんが、神饌料及初穂料其他の社入金を以て充てらる

6 [その他]

答 なし

7 [神職の氏名] 答 西 慶治郎

【氏子】

1 [氏子区域]

答 西信達村大字岡田一円（同大字には他神社氏子なし）

2 [二重氏子]

答 なし

3 [他市町村区域]

答 西信達村大字岡田に限られています

4 [氏子の戸数]

答 五百戸

5 [戸数の変動]

答 神社合祀により、以前とは倍加しています

6 [氏子の資格]

答 なし

7 [氏子入り儀礼]

答 別に儀式はありませんが、座拝帳に記入いたします

す

8 [婿入り]

答 氏子入をすれば、何時でも氏子になります

9 [若衆の行事]

毎年例祭日に、宵宮・当日の二日間地車を曳出し、宮詣をして、御神慮を慰め奉る。旧正月十日戎祭には、

当日餅撒神事を行ひ、鏡餅の争奪を行ふ

10 [氏子内の階級]

答 なし

11 [階級の相違]

答 年齢による

12 [氏子の義務]

答 神社経営に要する経常費其他、臨時修繕費等の負担を受く

13 [義務の差]

答 異なることなし

14 [その他]

答 なし

【祭礼】

1 [祭の日時]

答 十月十一日例祭、十二月十一日新嘗祭、三月十一日祈年祭、旧正月十日戎祭

2 [儀礼内容]

答 三大祭は法定により執行。但、例祭には、氏子の座拝式及地車宮詣の行事を行ふ。戎祭には、餅撒神事執行。神楽奉奏を行ふ

3 [田植祭]

答 御田はなし。氏子一般の田植に、夏至祭を行ふ

4 [特殊神饌]

答 例祭・座拝式には、魚の神饌、酒諸味、鱈、濱焼

5 [当屋の決定]

答 年齢五十歳に達したる男子を選みて、当屋を定む

6 [長男の扱い]

答 なし

7 [当屋の任務]

答 座拝式に要する行事を担当す

8 [当屋の交代]

答 例祭座拝式後、跡付帳に記入。当屋より来る当屋衆に渡し、盃の式あり

- 9 「特殊神事」 答 王餘魚祭。現今中絶す
 10 「山の神祭」 答 なし
 11 「藁蛇の神事」 答 なし
 12 「火焚の神事」 答 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 答 昔は中之座、北之座、西之座とありたり。現在は、浦座、陸座の二座あります
 2 「宮座の建物」 答 なし
 3 「座人の資格」 答 氏子の男子頭全部
 4 「座衆の人員」 答 浦座 四百三十人、陸座 五十人
 5 「座入り儀礼」 答 なし
 6 「首座の名称」 答 年寄
 7 「組織階級」 答 氏子の男子を以て組織す。階級なし
 8 「座人の義務」 答 年齢五十歳に達すれば、座拝式の当屋を受くる義務を有す
 9 「宮座衆の姓」 答 上野、亀岡、辻、赤路、出口、赤井、玉田
 10 「座を開く時期」 答 現在は、十月十一日例祭
 11 「宮座の行事」 答 座拝の式
 12 「座の財政」 答 宮座地を有し、其収益を以て座拝を経営す

13 「文書記録」

- 答 文久元年 御祭礼旧例式 の帳面あり
 酉御祭礼
- 14 「類似の組織」

答 現在十人衆と云ふ敬老会を催し、毎年一回、四月上旬、氏子男子にて年長者十人を神社に招待す

15 「解体した座」 ○

【欄外】昭和十一年七月十日提出（印）

村社 **加茂神社** 泉南郡下荘村大字箱作（阪南市）

報告者 松田兵三郎

【神職】

- 1 「世襲」 古来より世襲でした
 2 「現在も世襲か」 明治初年迄 明主と呼ぶ
 3 「特別な名称」 神主と呼ぶ
 4 「一年神主」 ありません
 5 「収入」 基本財産収入 米・麦、初穂賽物によりました
 6 「その他」 ありません
 7 「神職の氏名」 社掌・松田兵三郎
- 1 「氏子区域」 西箱作全部

- 2 「二重氏子」 共通しておりません
- 3 「他市町村区域」 当下荘村内に限ります
- 4 「氏子の戸数」 氏子全戸数百五十戸
- 5 「戸数の変動」 相違ありません
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式がありません
- 8 「婿入り」 差別なし
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 差別なし
- 12 「氏子の義務」 神社維持経営の負担
- 13 「義務の差」 貧富の別に依り負担を受るも、階級なし
- 14 「その他」 特殊な事項ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十一日、祈年祭 旧初午（二月三日）当日、
新嘗祭 十一月下旬、其他、中祭・小祭は各当日

- 2 「儀礼内容」 公式祭の順序に依る
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 ありません

- 8 「当屋の交代」 ありません
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 宮座あります 名称宮座
- 2 「宮座の建物」 当社の庁舎を使用す
- 3 「座人の資格」 氏子全部
- 4 「座衆の人員」 氏子百五十人
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 神職座首
- 7 「組織階級」 ありません。平等座
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「宮座衆の姓」 村内氏子全部なれば、 (姓名カ) 羅多なり
- 10 「座を開く時期」 例祭当日、十月十一日なり
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 費用は、氏子平等に持寄り
- 13 「文書記録」 ありません
- 14 「類似の組織」 ありません
- 15 「解体した座」

往古七百年以前より古座ありしが、中古分裂して古座、再起座の二座となれり。古座は、十二人番頭より成る。

座首は、座頭と称して世襲なりき。神主は、十二人番頭中より出す。^(ママ)大正の初年迄持續せしが、平等思想の為め解散

村社 船守神社 泉南郡淡輪村大字淡輪字宮ノ辻（泉南郡岬町）

報告者 岡崎敬之輔

【神 職】

- 1 [世襲] 古来は世襲でした
 - 2 [現在も世襲か] 明治の終り頃迄、世襲でした
 - 3 [特別な名称] ありません
 - 4 [一年神主] ありません
 - 5 [収入] 賽物によりました
 - 6 [その他] |
 - 7 [神職の氏名] 岡崎敬之輔
- 【氏子】
- 1 [氏子区域] |
 - 2 [二重氏子] 他神社氏子区域と、共通致して居りません
 - 3 [他市町村区域] 当淡輪村内に限られて居ります
 - 4 [氏子の戸数] 六百戸
 - 5 [戸数の変動] 区域の変動ありません
 - 6 [氏子の資格] ありません
 - 7 [氏子入り儀礼] |

- 8 [婿入り] 差別ありません
- 9 [若衆の行事] 行事ありません
- 10 [氏子内の階級] ありません
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] 神社経営の維持負担
- 13 [義務の差] 階級ありません
- 14 [その他] |

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十五日、新嘗祭 旧暦十一月一日、祈年祭 不定、献湯祭 旧暦十一月十五日
- 2 [儀礼内容] |
- 3 [田植祭] ありません
- 4 [特殊神饌] 献湯祭の神饌に蒸飯^{カシコ}を献じます
- 5 [当屋の決定] 以下ありません
- 6 [長男の扱い] |
- 7 [当屋の任務] |
- 8 [当屋の交代] |
- 9 [特殊神事] |
- 10 [山の神祭] |
- 11 [藁蛇の神事] |
- 12 [火焚の神事] |

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

【欄外】当神社には、古より座はありません。然し当

社と関係はありませんが、座の宮と称して当淡輪村内に五つの社があります。何れも或氏族の宮にして、その氏族にあらざれば、絶対に座の中へは入れません。大抵一つの社に座が二つ、或は三つあります。元は一つであったのですが、中古勢力の勝劣等により、二つ或は三つに分れたのです。旧暦正月五日には、小祭と申して座中の者、年番に御祭り致します

村社 一岡神社

泉南郡信達村大字大苗代字海會宮（泉南市）

報告者 堀越市太郎

【神 職】

- 1 [世襲] 無し
- 2 [現在も世襲か] 無し
- 3 [特別な名称] 神主
- 4 [一年神主]

無し。以前は氏子内に烏帽子講と称する家格があり、其内の年長者を神主と定め、其の人は命を終るまで職を務め、命終れば、次の年長者へ引継ぐ事は定められたり。而して神主となれば、最初一ヶ月間は、毎日海に出て、海水浴を行ふ行事ありたり

- 5 [収入] 其社の神饌料及賽銭を充てたり
- 6 [その他] 無し
- 7 [神職の氏名] 堀越市太郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 無し
- 2 [二重氏子] 無し
- 3 [他市町村区域]

氏子区域は、信達村大字大苗代、西信達村大字中小路、全大字北野の一円とす

- 4 [氏子の戸数] 弐百参戸
- 5 [戸数の変動]

減。以前、信達村大字市場も氏子内なれとも、神社整理結果、半数以上減

行し、例祭当日午後、神輿渡御の行事を為し、秋祭は中祭と定めたり

6 「氏子の資格」 無し

3 「田植祭」 無し

7 「氏子入り儀礼」 無し

4 「特殊神饌」 無し

8 「婿入り」

5 「当屋の決定」 氏子内家屋順に依り、^(カ)人宛とす

9 「若衆の行事」 氏子区域内に入籍すれば、当然一氏子となる

6 「長男の扱い」 無し

10 「氏子内の階級」 無し

7 「当屋の任務」 座当番義務一切を負ふ

11 「階級の相違」 年齢に依る

8 「当屋の交代」 一ヶ年とし、翌年の秋祭まで

12 「氏子の義務」

9 「特殊神事」

13 「義務の差」 無し

海会宮池初榎奉告祭へ、信達村大字市場・全大苗代、西信達村大字中小路・全北野・全岡田、共有池の初榎

14 「その他」

拔は、里外神社、稲荷神社両社鎮座の大神等を招奉り、五ヶ大字水利委員等、例年夏至三日前の日集合し、祭典を執行

神社経常費の負担を負ふ。然しながら、負担額は持定せる階級に依るものなり

神社施設に係る事業の労力は、階級なしにて奉仕せらる

10 「山の神祭」 無し

11 「藁蛇の神事」 無し

11 「藁蛇の神事」 無し

12 「火焚の神事」 無し

12 「火焚の神事」 無し

【祭 礼】

【宮 座】

1 「祭の日時」

1 「宮座の有無」 無し

祈年祭 三月七日、例祭 七月十四日、新嘗祭十一月七日、秋祭 十月十四日

2 「宮座の建物」 無し

2 「儀礼内容」

3 「座人の資格」 氏子内年長者を、総代立合の上定む

祈年、例祭、新嘗三大祭は、法令の定むる処に依り執

4 「座衆の人員」 式拾人

5 「座入り儀礼」 無し

5 「座入り儀礼」 無し

- 6 「首座の名称」 年寄
- 7 「組織階級」 無し
- 8 「座人の義務」 無し
- 9 「宮座衆の姓」 無し
- 10 「座を開く時期」 例年秋祭の節
- 11 「宮座の行事」 無し
- 12 「座の財政」 無し
- 13 「文書記録」 無し
- 14 「類似の組織」 式十人衆
- 15 「解体した座」

村社 春日神社

泉南郡佐野町（泉佐野市）

報告者 田島左京

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 ヶ
- 3 「特別な名称」 太夫さん、又は神主さん
- 4 「一年神主」

現在はなし。明治初年迄は年寄と称し、十二人あり、一番年長者を、長者神主と称す。毎月当番を定め、奉仕して居ました。年寄となると、凡べての不浄を避けて居ました。仮令ば、死葬に行かず、人糞を取扱はざる程度でありました

5 「取入」

常置神職無かりし故、なし

- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 社掌・田島左京

【氏子】

- 1 「氏子区域」 佐野町行政区域全部
 - 2 「二重氏子」
 - 3 「他市町村区域」 而り
 - 4 「氏子の戸数」 現在参千六百五十戸
 - 5 「戸数の変動」
- あります。以前は三百戸程でしたが、神社合併後、現在の通りになりました

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 規定なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」

氏神社の維持経営すべき義務を負ひます

- 13 「義務の差」 貧富の差により、神社へ供進金の差があります
- 14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭（夏祭）七月二十四日、新嘗祭（御火焚祭）十二月一日、祈年祭 旧暦二月初午の日、祇園祭 七月十三日、結陳祭 旧正月十一日、其他暦面の祝祭典

2 「儀礼内容」

三大祭は神社祭祀令の通り、結陳祭は弓引の神事あつて、氏子子女、盛装して参拜

3 「田植祭」

神饌田あり。毎年田植前に水口祭を行ふ

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

1より12まで、現在はなし。神社合併以前は、被合併神社及当神社にも宮座がありました。合併後、すべて廃絶しました。座人は凡べて男子にして、出生直ちに

座に記入し、十六才の時座入りの儀式あつて多額の費用を要せし故、十六才は八、九才迄も入ることが出来ない人がありました。座入りの年より順に、年長者を一老と云ひ、座を統治して居ました。座の開く日は

正月の初旬でありました。座の財政は、座員即ち烏帽子と称し、徴収して居ました

13 「文書記録」

明治になつてからの、座の人名帳丈けがあります

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

有りました

村社 菅原神社

泉南郡山直町稲葉字宮山（岸和田市）

報告者 南 鐵治郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲でありませぬ

2 「現在も世襲か」

昔から世襲でありませぬ

3 「特別な名称」

貫主様と呼ぶ人はあります

4 「一年神主」

右該当の如き習慣がありません

5 「収入」

以前は、初穂等の方法によつていました

6 「その他」

ありませぬ

7 「神職の氏名」

南 鐵治郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

稲葉一円

2 「二重氏子」 二重氏子になつて居りませぬ

3 「他市町村区域」 山直町稲葉のみに限られています

4 「氏子の戸数」 百八十戸

5 「戸数の変動」

区域は昔も全ですが、氏子は明治時代より三十戸増加
しています

6 「氏子の資格」 制限がありません

7 「氏子入り儀礼」 何等の儀式がありません

8 「婿入り」

宮座の帳面につけて、其の日から氏子となります（其
の日に生れた者として）

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」

座老と敬称する階級者は、十八名あります。外に何等
階級がありません

11 「階級の相違」 年齢によります

12 「氏子の義務」

神社の維持、並びに神職の達によつて、労力奉仕の両
義務があります

13 「義務の差」

財産の階級によつて、維持の義務のみが異なります
「その他」 ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭十一月二
十三日、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節
祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節
祭 十一月三日、半夏至祭 半夏至の日

2 「儀礼内容」

三大祭・五中祭は、祭式令の通りの順序による。半夏
至祭は、修祓・神饌・扇草ムシクサ献供・祝詞・玉串・直会
（半夏至祭は田植終了後、扇草を献供して扇草の如く
稲葉繁茂し、害虫に罹らぬやう祈願する祭です）

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」

半夏至祭には、必ずキュリ、ジャガイモ、ソラマメ、
箸を神饌の中に用ひます

5 「当屋の決定」 一代一度の制にて輪番にさめます

6 「長男の扱い」

男子の生れ順により、約六十歳前後に当屋はまはつて
来ます

7 「当屋の任務」

一年間神職の補佐役、及び神社清浄の奉仕を致します
「当屋の交代」 毎年旧の一月七日に交替し、別に方法はありません

8 「特殊神事」

早魃の時は、座老階級を初め、氏子の戸主神前に参集

し、太鼓を叩き、大祓の辞並びに雨乞の祝詞を、天に届けと合唱する特殊神事はあります

10 「山の神祭」

毎年旧一月十日、保安林内にて山の神祭を致します

(山に無数の小幣を立て、木に半作りの藁草履を吊して祭事を行います)

11 「藁蛇の神事」

ありませぬ

12 「火焚の神事」

ありませぬ

【宮座】

1 「宮座の有無」

あります。本座・南座

2 「宮座の建物」

ありませぬ

3 「座人の資格」

本座或は南座に属する家に生れし男子にして、将来座老階級になる資格があります

4 「座衆の人員」

本座 二百四十人、南座 百二十人

5 「座入り儀礼」

ありませぬ

6 「首座の名称」

一老と謂ひます(本座の一老、南座の一老)

7 「組織階級」

本座は本座出生の男子。南座は南座出生の男子を以て組織し、本座には十二人。南座には六人の座老と敬称する階級はあります

8 「座人の義務」

費用の負担、及び当屋任務に就かねばならぬ義務があります

9 「宮座衆の姓」

本座には、和田・森・林。南座には、南・谷藤・村坂等が多くあります

10 「座を開く時期」

毎年旧一月七日、半夏至の日の両度

11 「宮座の行事」

旧一月七日、半夏至の日。座祭を行ひ、座衆全員年長順に着席して、直会をいただきます。

12 「座の財政」

出生の時は、弍拾銭。旧一月七日、弍拾銭。半夏至の日、弍拾銭づ、全員より醸出しています

13 「文書記録」

ありませぬ

14 「類似の組織」

宮座はありますから、他に何もありません

15 「解体した座」

昔から今以て宮座があります

村社 菅原神社

泉南郡山直町大字田治米(岸和田市)

報告者 葛野貞一

【神職】

1 「世襲」

世襲にあらず

2 「現在も世襲か」

——

3 「特別な名称」

神主といふ

4 「一年神主」

大正四年以前迄は、大字の年寄拾五人を撰び、毎月輪番に当番を立て、責任を以て神様に奉仕する習慣となつて居た

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

定まつた収入などなし。当番になつた

年寄は、自費を以て月並祭をなす

葛野貞一

【氏子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

氏子区域は、大字壹円

共通なし

神社鎮座の大字内に限らる

式百拾戸余

発展しつゝあり

制限なし

儀式なし

入籍して氏子となる

行事なし

階級なし

なし

なし

なし

1 「祭の日時」 拾月五日 大祭日

2 「儀礼内容」 元旦祭、紀元節、祈年祭、天長節、大祭、明治節、新嘗祭

3 「田植祭」 御田なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

祭月の当番年寄が、責任を持ちてお祭をなす

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 神饌物等の準備をなす

8 「当屋の交代」 十五人衆一ヶ月交代となつてゐる

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」

7 「組織階級」 なし

【祭礼】

- 8 「座人の義務」 なし
 9 「宮座衆の姓」
 10 「座を開く時期」
 11 「宮座の行事」
 12 「座の財政」
 13 「文書記録」
 14 「類似の組織」
 15 「解体した座」

以前は宮座あつたが、現在は座も宮座もなし

村社 **春日神社**

泉南郡田尻村大字吉見（泉南郡田尻町）

報告者 松浪 稔

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲にあらず
 2 「現在も世襲か」 古来は、特別氏子中の最年長者を以てす
 3 「特別な名称」 神主
 4 「一年神主」 右該当事項なし。存命中は神主たる事を得たりき
 5 「収入」 氏子より年耄回、神社に献納の初穂を以て収入とす
 6 「その他」

神主たる事の名誉は、氏子民深く熱望し、一家の幸福は更なり。一族共に祝福す。毎朝海辺に身を清め、参拝したる由

- 7 「神職の氏名」 松浪 稔

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 泉南郡田尻村大字吉見全体
 2 「二重氏子」 共通せず
 3 「他市町村区域」 神社鎮座の区域に限る
 4 「氏子の戸数」 約三百戸
 5 「戸数の変動」 大差なし
 6 「氏子の資格」 一般氏子に制限なし
 7 「氏子入り儀礼」 平氏子には儀式なし
 8 「婿入り」 養子先へ入籍すれば、平氏子となる
 9 「若衆の行事」 なし
 10 「氏子内の階級」
 11 「階級の相違」 平氏子と特別氏子、即ち烏帽子子の相違あり
 12 「氏子の義務」 平氏子、烏帽子子共に營繕寄付の義務あり
 13 「義務の差」 烏帽子子は、小額の初穂の義務、並に当屋の義務あり。

本籍の有無並年齢による。【付箋】本籍者にして氏地内に出生し、数年十六歳となりて氏神御千度講に入座せるものは、特別氏子烏帽子と云ふ。氏地内出生者とも、理由なく該年齢を経過せる者は、加入するを得ず。其れ等は総て平氏子なり。故に、婿に來たる者は、自己一代は絶対に烏帽子たるを得ず

平氏子にはなし

14 「その他」

烏帽子の名称は、長老神主の云にして、宮拾式人衆に加入出来得る資格あり。平氏子には絶対なし

出す

8 「当屋の交代」

当屋交代儀式は、壹月十三日御千度講祭を以て行なふ。同時に、烏帽子加入の儀式あり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

御千度講祭（壹月十三日）、祈年祭（貳月十七日後）、敬神祭（四月十三日）、例祭（拾月十一日）、新嘗祭（十一月二十三日後）

9 「特殊神事」

御千度講は、一の特特殊神事なり。壹月十二日、即ち本祭の前日は、口開神事と称し、神職初め氏子総代・宮拾式人衆相集ひ、本祭の接待に遺漏なきやを調査す。

2 「儀礼内容」

右の順序に執行。祈年・新嘗・例祭には田尻村より幣帛供進。祭祀神令に依る

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

例祭に限り、「ザクロ」を是非共神饌中に用ふ

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

5 「当屋の決定」

当屋は、毎年五人耆担とす。烏帽子加入者年齢順に定む。四、五年前迄は四名一組たりしが、烏帽子人員増加に伴なひ一名を増す。現在年齢は四十二、三才

12 「火焚の神事」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

無報酬を以て、満一ヶ年間神社に奉仕し、祭典諸接待費用を分担す。但し、後日神社より一定の補助金を支

【宮 座】

1 「宮座の有無」

御千度講（前述の通り）、即千本座。豆腐講、即ち稻荷座。【付箋】豆腐講は、長者・大村・大古村・古村引別・古村引別右・古村引別左・新古村、以上七講より成る。稻荷神社合併以前組織せるものにして、昔

稲荷神社神主は、長者講長老者に限りたりと云ふ

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」

豆腐講は、年齢、婿の区別なく、誰にても加入する事を得

4 「座衆の人員」

長者 貳拾五人、大村 六拾九人、大古村 参拾人、古村引別 五拾四人、古村引別 右 参拾八人、【付箋】古村引別 左 参拾九人、新古村 貳拾七人。年々多少の増減あり

5 「座入り儀礼」

別段なる儀式なし。十二月十日を以て行なふ。入座すれば翌年当屋を経営す

6 「首座の名称」

神主と云ふ

7 「組織階級」

種々あり

8 「座人の義務」

稲荷神社宮繕に際し、特に講中より醸金す

9 「宮座衆の姓」

^(何カ)失れも大差なし

10 「座を開く時期」

毎年十二月十日、稲荷神社神前に於て祭典執行。氏子総代並に各講神主参列、講員数に応じ神饌物を分与し、各自当家に帰参、経営す

11 「宮座の行事」

なし

12 「座の財政」

神社より各講拾円宛、即ち金七拾円を毎年醸出す。講員

員の頭数により分配。其他は、各自講員負担とす

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 弥栄神社

泉南郡春木町大字春木（岸和田市）

報告者 豊田國太郎

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

従来、氏子内で輪番神主を選^(ふか)ひ。元庄屋の子孫神主となり、祭日は勿論、平素社殿の掃除をなし、神饌を供へ（神饌費は大字の費用）、神主の給料は氏子より初穂を集め、料金に替、一年中の給料に充つ

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

豊田國太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

当町大字春木・磯上・吉井の三大字内、吉井は他神社

氏子

- 2 「二重氏子」
 - 3 「他市町村区域」 神社鎮座地に限る
 - 4 「氏子の戸数」 二千四百五十戸
 - 5 「戸数の変動」
古三百五十戸 大正元年紡績会社創立以来家屋増加し、
今日に至り、二千四百五十戸に及ぶ
 - 6 「氏子の資格」
 - 7 「氏子入り儀礼」
 - 8 「婿入り」
- 氏神区域に住居すれば、土着の人と同様氏子
- 9 「若衆の行事」
 - 10 「氏子内の階級」
 - 11 「階級の相違」 家格に依る
 - 12 「氏子の義務」 神社費納金する義務を負ふ
 - 13 「義務の差」 神社費負担額の義務を異にす
 - 14 「その他」 仏教信者は、氏神に対する崇敬心うすし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
一月一日元旦祭。二月廿五日祈年祭。七月十五日夏
季祭。九月十五日例祭。十一月廿五日新嘗祭
- 2 「儀礼内容」 神社祭式の順序に依る
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」

【宮 座】

- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」
- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」

15 「解体した座」

【欄外】余白部分は記すべき事項なし

―社 南近義神社 泉南郡貝塚町字王子（貝塚市）

報告者 一ノ瀬常太郎

【神職】

1 「世襲」 今に古来の世襲あり

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主様と呼ぶ習慣あり

4 「一年神主」

明治四十二年五月に合祀後は、一年神主と輪番神主と

か等は絶対になし

5 「収入」

古は、神職の収入なし。然れども、専務神職になりて

より、氏子納金に依る

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・一ノ瀬常太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 旧南近義村一円

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」

字王子に氏神鎮座するも、氏子区域は旧南近義村一円

4 「氏子の戸数」 四百六十三戸

5 「戸数の変動」

明治四十二年五月に合祀以来、大相違なし

6 「氏子の資格」

氏地内に出生せしものは、必ず氏子たるの資格を有す。

他地方より転籍、入寄留者は氏子となるの資格を得ず

7 「氏子入り儀礼」

氏子となるには、古来の例に依り、如何なる方法を講

ずると雖も、絶対に氏子となるの資格あらず

8 「婿入り」

婿養子等にて入籍家の氏子なる時は、当然氏子となる

ものなり

9 「若衆の行事」 無之

10 「氏子内の階級」

氏子にして資産の多寡に不抱、階級あり。年長を以て

順位を定む

11 「階級の相違」 年令に依れり

12 「氏子の義務」

神社の生じたる諸費の負担を受く（諸費は氏子総代は

決す）

13 「義務の差」

階級、又は年長等の区別なく、一人一戸の並度の義務

を負ふ

14 「その他」 無之

【祭 礼】

1 「祭の日時」 主たる特記すべき祭なし

2 「儀礼内容」

三大祭の外、主たる祭なきも、時に応じ臨時祭を執行することになり居れり

3 「田植祭」

田植祭なきも、字王子に限り、田植後は植付終了祭を行ふことになり居る

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

例祭には、大体地車挽出すことになり居り。其の順番は、其年の抽籤に依り、順番を極むことに成り居れり

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

合祀以前は、各字に於て宮座は設けありたるも、今は大略亡び居れり。然れども、或一部落には、年寄十人

衆と称し、宮座の如く、毎月日を決め神社に参拝す

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

其の部落の男子数中より年長者十人を寄出し、之れ等を座人とす

4 「座衆の人員」

字地藏堂 十人、字王子 十人、字窪田 十人

5 「座入り儀礼」

入座儀式なきも、仮令年長と雖も、刑罰に処せられたる者は、座に加入することなし

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

何等組織なきも、其字の十人衆に加入する年輩となる時は、自然座人となる

8 「座人の義務」

座人は其の字民を代表し、神社仏閣等へ参拝の義務は勿論、其他に口論する場等、仲裁的を協力施すの義務を有し居れり

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

宮野・岡野・杉岡等の如し
毎月一日・十二日・十五日（十二日は地藏堂、一日窪田、十五日王子）

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

- 13 「文書記録」 なし
 14 「類似の組織」 なし
 15 「解体した座」 以前は各字毎に設けありたり

村社 土生神社 泉南郡土生郷村大字土生（岸和田市）

報告者 奥 六造

【神 職】

- 1 「世襲」 否
 2 「現在も世襲か」 不明
 3 「特別な名称」 無し
 4 「一年神主」 無し
 5 「収入」 部落の協議費より支出せり
 6 「その他」 無し
 7 「神職の氏名」 社掌・奥 六造

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 土生郷村大字土生の一区域のみ
 2 「二重氏子」 全部他神社氏子と共通せず
 3 「他市町村区域」 然り
 4 「氏子の戸数」 三百五十戸
 5 「戸数の変動」 世の進運に伴い、漸次区域戸数は増せども、古今に大相違なし
 6 「氏子の資格」 制限なし

- 7 「氏子入り儀礼」 無し
 8 「婿入り」 無条件にて氏子となる
 9 「若衆の行事」 無し
 10 「氏子内の階級」 無し
 11 「階級の相違」 無し
 12 「氏子の義務」 神社費を負担すべき義務を負ふ
 13 「義務の差」 無し
 14 「その他」 無し

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭、祈年祭、新嘗祭、元旦祭
 2 「儀礼内容」 規定の神社祭式の通り
 3 「田植祭」 田植終了後、一週間以内に中祭の例式にて挙行す
 4 「特殊神饌」 無し
 5 「当屋の決定」 無し
 6 「長男の扱い」 無し
 7 「当屋の任務」 無し
 8 「当屋の交代」 無し
 9 「特殊神事」 無し
 10 「山の神祭」 無し
 11 「藁蛇の神事」 無し
 12 「火焚の神事」 無し

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 宮座あり。但し名称なし
- 2 「宮座の建物」 無し
- 3 「座人の資格」 古来より、宮座人の系統を承くる家長（男子）、及び其の分家
- 4 「座衆の人員」 唯一座のみにて、人員百五十三人
- 5 「座入り儀礼」 無し
- 6 「首座の名称」 一老と呼ぶ
- 7 「組織階級」 古来より、宮座人の系統を承くる家長（男子）及び其の分家にして、長老十六人の外、年齢順に依り、別に階級なし
- 8 「座人の義務」 一年に一回開く宮座の賄ひをすべき義務あり。但し、当番十六人、一年毎に年齢順にて交代す
- 9 「宮座衆の姓」 山原、山本、山中、福本、古石
- 10 「座を開く時期」 毎年二月二十五日の一回
- 11 「宮座の行事」 神前拜礼。規約読み聞かせ。神酒拜戴。一老の古謡朗唱等
- 12 「座の財政」 座には資産なく、宮座費は、神社費及び区の協議費中より支出す

13 「文書記録」

宮座名簿及び規約書（明治以降）

14 「類似の組織」

無し

15 「解体した座」

無し

村社 **西葛城神社** 泉南郡西葛城村大字木積字片山（貝塚市）

報告者 吉澤福吉

【神職】

1 「世襲」

古来定まりたるものなく、毎年氏子中より神社の賽銭及び基本財産たる土地より生ずる収入を目途とし、入札に付し、最高者神社を奉仕せりと云ふ

2 「現在も世襲か」

神社規則の制定を受けて、始めて兼務社掌を置けり

3 「特別な名称」

「神主さん」と呼称する外、特に名称なし

4 「一年神主」

1の如く、一年神主にて神社の基本財産たる田一反及び年中の賽銭収入高を見積り、入札して最高位のもの神主となる。神主は、例祭・月次祭等の祭典^{神社}境内の清掃をし、修繕其他臨時の業務は、氏子と合議の上、定むるを例とせりと云ふ

5 「収入」 田一反よりの上り高と賽銭とによる

6 「その他」

別紙記載の如し（裏面に）【裏書き】当神社氏子（区）

内の一部、字木積及び字蕎原の二村には神主の家なるもの一軒宛あり。其起因とする所を聞くに、もと隣村東葛城村の内なる河合・塔原トノハラ・相川ソウガワの三部落と合して五ヶ荘と称し、この五ヶ荘は紀伊国境の山脈たる葛城連峯の最高峯葛城山（標高八五七米余）にある葛城神社を祭祀せり。葛城神社とは、現今にても石造の小舎殿と玉垣及び新造の拝殿を有せり。祭神不明なるも、水を祈るを以て水分の神なるが如し。古は、旧岸和田藩主の監視下に於てこの五ヶ荘は氏神を祀り、年々若干の祀祭料マツを得しもの如し。而して、ひでり続きて水を欲する時に於ては、藩主より特別の祭祀料を得て、水を祈願するを例とせりと云ふ。かゝる来歴あるを以て、この五ヶ荘各村には神主の家なる伝統的のものありて、代々この祭神に対する特別の関係を有し、現今に於ても、毎年旧暦六月十八日、七月廿五日、八月廿二日の三回を祭典日と定め、五ヶ荘輪番を以て祭祀に当れり。当日に至れば、当番神主なるものは早朝より登山し、総ての設備なし。他村神主も亦必ず参拝するを例とせり。当番神主の仕事としては、前日より神饌をと、のへ、祭具及び単簡なる粧飾を人夫をして授給する。悪路二里の山頂に運び、祭典の準備をなし、湯茶の設け、神職の招聘、直礼のしたく等、汗にぬれて奔走之を努む。この祭典当日には、唯五ヶ荘のもののみならず、他村のものも早朝より登山参拝し、特に

以上三回祭日のうち、七月廿五日は東麓なる牛瀧山威徳寺の法会の日と合致するを以て、当日は一日の業を休みてこゝに登山した後、牛瀧に下山するもの殊に多し。この下山路は、現今南海鉄道会社の宣伝中なる葛城コースなるを以て、牛瀧より登山する青年男女少なからざるにより、全会社より、山頂に木造洒落たる休憩所を設備して休息所に当てり。其展望は都会人士には珍しものにして、東に近く金剛山を山又山の重れるうちに眺め、南は脚下に紀の川河谷横をはりて紀伊の諸山を見、遠く南方には高野山、大峯山は模糊のうちにあり。北方は淡路島と共に、茅渟は一望のうちにありて風光可なるものと云ふべきなり。右祭典日に於ては、神主は直接祭典をなすにあらざして、神職を招聘して之をなさしめ、神主なるものは、神職の指示によりて祭典の準備をなする過ぎざるものとす。然れども、この五ヶ荘のうち、木積・蕎原二村、其番に当る時は、当神職は暑中最も暑き候、三回この悪路の葛城山に登山を要するは当然の事なりと、村民は皆て解し居れり。

7 「神職の氏名」

杜掌・正六位勲五等・吉澤福吉

【氏子】

1 「氏子区域」

西葛城村全村にして、大字六（木積（コツミ）、三ヶ山（ミカン山）、馬場、蕎原（ソブラ）、大川、根谷（キ

ビタニ)の部落とし、之内には他の神社の氏子区域を含まず

- 2 「二重氏子」 かゝることなし
- 3 「他市町村区域」 然り。西葛城村全村なり
- 4 「氏子の戸数」 五百廿七戸
- 5 「戸数の変動」 大なる相違なし
- 6 「氏子の資格」 特に定まりたるものなし
- 7 「氏子入り儀礼」 特別なる儀式とはなし。区長届出で記入をし、神社に参拝す
- 8 「婿入り」 其家に入籍と全時に家人となりしを限界とす
- 9 「若衆の行事」 神社に關係あるものなし
- 10 「氏子内の階級」 大字木積の一区域のみ、古来より座あるものあり。其他はなし
- 11 「階級の相違」 家格によりて定まれり
- 12 「氏子の義務」 氏子納金を負担し、毎年旧盆及旧正月前の二回に分納す
- 13 「義務の差」 氏子納金は僅少なる差額を以て、十五年に区分せり
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 本祭り 十月十七日、夏祭り 七月十八日、この外、一区域のみに、旧暦毎月廿八日夕刻より参拝する百燈明祭と、座老のみ早朝参拝する年十二回の朝拝とあり
 - 2 「儀礼内容」 規定の順序による。特殊の神事なし
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 百燈明祭及座老の朝拝の時は、熟饌を混合併用せり
 - 5 「当屋の決定」 かゝる制なし
 - 6 「長男の扱い」 なし
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 大字木積の一部落(戸数二二八戸)のみ宮座現存す。本座・上座・奥座の名称を有し、一座十六名を定員とし、総計四十八名とす
 - 2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」

当村に生息せし日より起算し、古きものより加入す。例えば生産（マツ）せば、宮座の行事に届出で、他村より移住のものは、其時届出つ。此際、米三升三合を納付す

4 「座衆の人員」

本座 十六名、上座 十六名、奥座 十六名、計四十八名

5 「座入り儀礼」 (裏面にあり)

【裏書き】座老の一員死亡其他によりて欠員を生ずる時は、新座入りのものとして、殊に定まりたる儀礼と称するものはなきも、其当日には多くの餅を搗きて之を捧し、神社に來りて参拝報告をなし、之を持ち歸りて全座十五名を招待し、この餅を分配及び饗応をなして披露を行ふ。其程度は、家の貧富によりて自ら差あり。

6 「首座の名称」 一老と称す

7 「組織階級」 (裏面にあり)

【裏書き】一座十六名を定員とし、座は其家柄によりて座の所届定まりありて、欠員ある時は、次きの最も古きもの加入す。此際には、貧にして座入を欲せざるものは之を除外す。故に、宮座に加入の家とは、村内にては中等以上の部にして、其年（高カ）も六十歳を越ゆるを以て自然村民の敬意を受くるものとす。宮座のうち犯罪者を生ずる時は之を除名す。この除名を受け

8 「座人の義務」 (裏面にあり)

たるものは、日常むきの（采カ）作より一時に（監敷カ）したるものにあらずを以て、社会制裁上にも効果あるものとす。【裏書き】特に定まりたるものなきも、定例の参拝の外に、新加入者二名は行事と称し、参拝時の座席の設備、神饌の調達等、一般の世話役をなすものとす。この二名は新たに加入者を見ざる間は、（前カ）其任に当るものとす。

9 「宮座衆の姓」

特に片よりたるものなきも、川瀬姓は比較的多し

10 「座を開く時期」 (裏面にあり)

【裏書き】神社参拝は、左記十二日にして、凡て旧暦による。

一月一日(本膳)、一月四日、三月三日、五月五日、六月十五日、七月七日、八月十二日(本膳)、九月三日、九月九日、十月一日(本膳)、十一月一日(本膳)、十一月十五日。

右の外、毎月十八日、一座宛集合・懇談会をなす。場所は、五か村唯一の広き席を有する寺院を用ゆ。右のうち、本膳と称するは、最も重き神饌にして、八月十二日は、旧慣の例祭日に相当し、十月一日は神無月の第一日にして、神霊出雲出発の送別を意味し、十一月一日は、帰還歓迎を意味す。本膳の神饌は十一品以上として、内必す海魚の「エフ」（ツカ）を供するを例とせ

り。

11 「宮座の行事」 10の通り

12 「座の財政」

毎年、木積村より賄料として米の支給をうく。金に換

算すれば七、八千円位のものなり

13 「文書記録」 年毎の会計簿の外、記録なきを遺憾とす

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 前記の外なし

村社 稻荷神社 泉南郡貝塚町大字森（貝塚市）

報告者 中居藤太郎

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」 米、麦、初穂、各^(毎カ)戸に一升

6 「その他」

7 「神職の氏名」 中居藤太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

木島一円 水間、三ツ松、森、名越、清見

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 六九九戸

5 「戸数の変動」 一一六戸増

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 神社経費を負担す

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十五日、新嘗祭 十一月、祈年祭 二月、四

方拝 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節 二月十一日、

天長節（四月二十九日）、神武天皇祭（四月三日）、神

嘗祭（十月十八日）、明治節（十一月三日）、大正天皇

祭（十二月廿五日）

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 あります

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]
- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事]

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

ありました

村社 意賀美神社

泉南郡有真香村大字土生瀧（岸和田市）

報告者 社掌・川原敏郎

【神 職】

- 1 [世襲]
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]
- 5 [収入]
- 6 [その他]
- 7 [氏名]

世襲ではありません

ありません

ありません

氏子納金

川原敏郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域]
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務]

大字土生瀧、大字阿間河瀧

なっています

限られています

参百拾参戸

ありません

ありません

ありません

自然氏子となります

ありません

ありません

経費の分担

13 [義務の差]
14 [その他]

【祭 礼】

1 [祭の日時] 祭祀令に依ります
 2 [儀礼内容] /
 3 [田植祭] ありません
 4 [特殊神饌] /
 5 [当屋の決定] ありません
 6 [長男の扱い] /
 7 [当屋の任務] /
 8 [当屋の交代] /
 9 [特殊神事] /
 10 [山の神祭] ありません
 11 [藁蛇の神事] ありません
 12 [火焚の神事] ありません

【宮 座】

1 [宮座の有無] ありません。八人衆
 2 [宮座の建物] ありません
 3 [座人の資格] 一字に男子八人にして最年長者順
 4 [座衆の人員] 一字八人両字にて十六人
 5 [座入り儀礼] 入老報告祭を執行す
 6 [首座の名称] 一老

7 [組織階級] 最年長者順にして階級なし
 8 [座人の義務] 祭典毎に参拝参列す
 9 [宮座衆の姓] 上田・植田・奥の姓が大部分です
 10 [座を開く時期] 各祭典毎に参拝参列します
 11 [宮座の行事] ありません
 12 [座の財政] なし
 13 [文書記録] ありません
 14 [類似の組織] /
 15 [解体した座] /

村社 茅渟神社 泉南郡樽井村（泉南市）

報告者 中尾幸照

【神 職】

1 [世襲] 違ひます。
 2 [現在も世襲か] ×
 3 [特別な名称] 神主と呼びます
 4 [一年神主] 無し
 5 [収入] 無し

神職俸給令に依り、毎年度の収入支出予算に計上の俸給額にて支給せり

6 [その他] 無し
 7 [氏名] 中尾幸照 ナカオヨシナル

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大阪府泉南郡樽井村々内
 - 2 「二重氏子」 なっていません
 - 3 「他市町村区域」 限られています
 - 4 「氏子の戸数」 約四百五十戸
 - 5 「戸数の変動」
 - 6 「氏子の資格」 区域は不変。戸数も大して相違ありません
制限がありません
 - 7 「氏子入り儀礼」 無し
 - 8 「婿入り」 無し
- 右に関しては別に制限もなく、普通家督相続又は相当年限の経過によります
- 9 「若衆の行事」 無し
 - 10 「氏子内の階級」 無し
 - 11 「階級の相違」 家格によります
 - 12 「氏子の義務」 神社維持及義務
 - 13 「義務の差」 異なりません
 - 14 「その他」 無し

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

十月十八日午前十時（以下時間は午前十時に付省略す）例大祭、十二月十八日 新嘗大祭、三月十八日 祈年大祭。其他、内務省神社祭祀令に定規されたる中祭式

- 2 「儀礼内容」 内務省神社祭祀令の規定の通り執行す
- 3 「田植祭」 無し
- 4 「特殊神饌」 無し
- 5 「当屋の決定」 祭の当屋はありません
- 6 「長男の扱い」 無し
- 7 「当屋の任務」 無し
- 8 「当屋の交代」 無し
- 9 「特殊神事」 無し
- 10 「山の神祭」 無し
- 11 「藁蛇の神事」 無し
- 12 「火焚の神事」 無し

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 あります。茅渟神社座拝。
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 特別の規約無きも、本村内の居住者
- 4 「座衆の人員」

計三百六十七名（凡て一座にて座別なし）

- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 座の首座と云ふのはありません
- 7 「組織階級」 特別に階級なきも、大部分有産階級
- 8 「座人の義務」

十月十八日の例祭に、座拝経営の当屋として座拝員中（座人）より、毎年十名宛輪番に奉仕するの義務あり

9 「宮座衆の姓」

城野・与野・上野・藪内・眞鍋・深見・戎野

10 「座を開く時期」

十月十八日

11 「宮座の行事」

ありません

12 「座の財政」

座持員の共有田地があります

13 「文書記録」

無し

14 「類似の組織」

無し

15 「解体した座」

現在座はありません

村社 産土神社

泉南郡多奈川村大字谷川（泉南郡岬町）

報告者 三宅壽男

【神 職】

1 「世襲」

世襲でなし

2 「現在も世襲か」

なし

3 「特別な名称」

神主

4 「一年神主」

一年神主、年番神主（一年交代）の習慣なし

5 「収 入」

会計指定以前は、神田有りしよし

6 「その他」

三宅壽男

7 「氏名」

三宅壽男

【氏 子】

1 「氏子区域」

多奈川村大字谷川、大字小田平、大字東畑、大字西畑

2 「二重氏子」

無し

3 「他市町村区域」

区域内に限れり

4 「氏子の戸数」

五百二十戸

5 「戸数の変動」

ありません

6 「氏子の資格」

無し

7 「氏子入り儀礼」

無し

8 「婿入り」

特別の儀式なし

9 「若衆の行事」

無し

10 「氏子内の階級」

無し

11 「階級の相違」

無し

12 「氏子の義務」

神社費の負担

13 「義務の差」

無し

14 「その他」

無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 五月十五日、祈年、新嘗、御湯祭 十月一日 氏

2 「儀礼内容」

子より

祈年祭、例祭、御湯祭、新嘗祭、秋祭合祀記念祭

3 「田植祭」

無し

4 「特殊神饌」

無し

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

無し

7	〔当屋の任務〕	全
8	〔当屋の交代〕	全
9	〔特殊神事〕	全
10	〔山の神祭〕	無し
11	〔藁蛇の神事〕	無し
12	〔火焚の神事〕	無し
【宮座】		
1	〔宮座の有無〕	無し
2	〔宮座の建物〕	無し
3	〔座人の資格〕	全
4	〔座衆の人員〕	全
5	〔座入り儀礼〕	全
6	〔首座の名称〕	全
7	〔組織階級〕	全
8	〔座人の義務〕	全
9	〔宮座衆の姓〕	全
10	〔座を開く時期〕	全
11	〔宮座の行事〕	全
12	〔座の財政〕	全
13	〔文書記録〕	全
14	〔類似の組織〕	全
15	〔解体した座〕	全

村社 稻荷神社

泉南郡下荘村大字箱作字田山（阪南市）

報告者 形部由太郎

【神職】

1 〔世襲〕 世襲にあらず

2 〔現在も世襲か〕 /

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕 氏子又は信者の祈禱料、初穂料等に依る

6 〔その他〕 なし

7 〔氏名〕 形部由太郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕 なし

2 〔二重氏子〕

一部は、他神社の氏子区域と共通。泉南郡下荘村字箱作小字田山

3 〔他市町村区域〕 鎮座の区域に限る

4 〔氏子の戸数〕 三十五戸

5 〔戸数の変動〕 なし

6 〔氏子の資格〕 なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕 なし

9 〔若衆の行事〕 なし

10 〔氏子内の階級〕 なし

11	〔階級の相違〕	なし
12	〔氏子の義務〕	神社経済の維持
13	〔義務の差〕	なし
14	〔その他〕	なし
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	歳旦祭 一月一日、紀元節 二月十一日、祈年祭 三月 第一午の日、神武天皇祭 四月三日、例祭 旧二月初午、 天長節 四月二十九日、新嘗祭 十二月第一午の日
2	〔儀礼内容〕	／
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	なし
8	〔当屋の交代〕	なし
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	なし

2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	なし
4	〔座衆の人員〕	なし
5	〔座入り儀礼〕	なし
6	〔首座の名称〕	なし
7	〔組織階級〕	なし
8	〔座人の義務〕	なし
9	〔宮座衆の姓〕	なし
10	〔座を開く時期〕	なし
11	〔宮座の行事〕	なし
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	なし
村社 鹿島神社 泉南郡鳴滝村(泉南市)		
報告者 形部由太郎		
【神 職】		
1	〔世襲〕	世襲にあらず
2	〔現在も世襲か〕	なし
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	なし
5	〔収入〕	氏子納金及初穂を徴し、俸給に依る
6	〔その他〕	なし

7 「氏名」 形部由太郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 なし
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 神社鎮座の区域に限る
- 4 「氏子の戸数」 二百五十二戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社維持費を負担す
- 13 「義務の差」 階級により、負担金の差あり
- 14 「その他」 なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

- 歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節 二月十日、祈年祭 二月十九日、神武天皇祭 四月三日、例祭 十月十九日、新嘗祭 十一月十九日、天長節 四月二十九日

2 「儀礼内容」

- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 氏子総代の推選による
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 例祭の諸準備、及跡始末
- 8 「当屋の交代」 九月末日 氏子総代会に於て、推選す
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 宮座あり。名称は単に宮座と称す
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 氏子一戸に一人宛の男子
- 4 「座衆の人員」 二百五十二人
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 上中を第一とし、辻野を其次とす
- 10 「座を開く時期」 十月十九日
- 11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 寄付による

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

村社 加支多神社 泉南郡北中通村大字鶴原（泉佐野市）

報告者 松浪 稔

【神 職】

1 「世襲」 該当せず

2 「現在も世襲か」 同 せず

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 なし

5 「収入」 収入なし（年長神主）

6 「その他」 なし

7 「氏名」 松浪 稔

【氏 子】

1 「氏子区域」

泉南郡北中通村大字鶴原、貝田、新家、鶴原東

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 神社鎮座の区域内に限る

4 「氏子の戸数」 参百八拾戸

5 「戸数の変動」 大相違なし。多少増加

6 「氏子の資格」

神社氏地内に在籍せる者にして、永年居住せる者。寄留者は含まず

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 入籍すれば、氏子となる

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 初穂の義務。営繕寄付の義務

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 拾月八日、新嘗祭 拾壹月貳拾参日以後、祈年

祭 貳月拾七日後

2 「儀礼内容」

例祭 十月七日宵祭 本祭には、供進使社頭に参向。

祈年祭・新嘗祭、当日各相同じ

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし
 - 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 各祭典に参列す
 併以前は、各字に座を存置せり
- 十人衆。各字より人員を定。又、字の長老者計十名より成る。

村社 日枝神社 泉南郡南中通村大字樫井字坪之宮（泉佐野市）

報告者 西 慶治郎

【神 職】

- 1 「世襲」 答 なし
- 2 「現在も世襲か」 答 なし
- 3 「特別な名称」 答 神主
- 4 「一年神主」

答 年寄十人衆の年長は神主となり、在命中奉仕す。死亡後、次の年長に交代す

5 「収 入」

答 別に報酬はないが、初穂料其他を充てらる

6 「その他」

- 7 「氏名」 答 西 慶治郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

答 南中通村大字樫井（同大字の西部の一部は他神社

の氏子なり）

- 2 「二重氏子」 答 なし

3 「他市町村区域」

答 南中通村大字樫井東部に限られています

- 4 「氏子の戸数」 答 七拾戸

- 5 「戸数の変動」 答 以前より減少しています

- 6 「氏子の資格」 答 神社鎮座地に於て生れたる者に限る

7 「氏子入り儀礼」 答 宮帳に記入します
8 「婿入り」 答 婿に來た年を一歳として、氏子となります

9 「若衆の行事」 答 毎年例祭日に地車を曳出し、又、獅子舞の行事を行ひ、以て御神靈を慰めまつる

10 「氏子内の階級」 答 なし
11 「階級の相違」 答 年齢による

12 「氏子の義務」 答 神社經常費及臨時修繕費の負担を受く

13 「義務の差」 答 異なることなし
14 「その他」 答 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

答 十月十日 例祭、十二月五日頃 新嘗祭、三月五日頃 祈年祭

2 「儀礼内容」

答 三大祭は、法定の式により行ふ。但、例祭には、地車宮詣・獅子舞・座拜式等行事あり

3 「田植祭」 答 なし
4 「特殊神饌」 答 なし

5 「当屋の決定」 答 宮帳により、年齢十六年に達したる男子を以て当

屋と定めます

6 「長男の扱い」 答 なし

7 「当屋の任務」 答 座拜式の行事を担当す
8 「当屋の交代」 答 宮帳順により交代す

9 「特殊神事」 答 なし
10 「山の神祭」 答 なし

11 「藁蛇の神事」 答 なし
12 「火焚の神事」

答 旧十二月大晦日夜、及旧正月十四日朝に大火をたきます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

答 現今宮座がありますが、別に名称はなし
2 「宮座の建物」 答 なし

3 「座人の資格」 答 氏子男子頭全部
4 「座衆の人員」 答 総数壹百五拾人

5 「座入り儀礼」 答 別になし
6 「首座の名称」 答 年寄と云ふ

7 「組織階級」 答 氏子の男子を以て組織す。階級なし
8 「座人の義務」 答 十六歳の順に当れば、必ず当屋を受くるの義務を

有す
9 「宮座衆の姓」 答 奥、森本

10 「座を開く時期」 答 例祭日 十月十日

11 「宮座の行事」

答 座拝の式があります。他の行事なし

12 「座の財政」 答 宮費を以てす。其他になし

13 「文書記録」 答 なし

14 「類似の組織」

答 宮座の座首・年寄十人を以て十人衆と呼び、神社

祭典に座列する習慣はありません

15 「解体した座」 ○

【欄外】 昭和拾壹年七月拾日提出（印）

村社 菅原神社 泉南郡下荘村大字箱作字東箱作（阪南市）

報告者 岡崎敬之輔

【神 職】

1 「世襲」 古来より世襲でした

2 「現在も世襲か」 明治の初年迄

3 「特別な名称」 ありません

4 「一年神主」

5 「収 入」 基本財産収入と賽物とによりました

6 「その他」

7 「氏名」 社掌・岡崎敬之輔

【氏 子】

1 「氏子区域」 下荘村箱作字東箱作

2 「二重氏子」 区域は共通して居りません

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 百拾五戸

5 「戸数の変動」 相違ありません

6 「氏子の資格」 制限ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 差別ありません

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 ありません

11 「階級の相違」 差別ありません

12 「氏子の義務」 神社維持経営の負担の義務

13 「義務の差」 異りません

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三大祭始め、中小祭、例祭 十月十一日、その他公式

祭の当日

2 「儀礼内容」 公式祭の順序によります

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」 以下全部ありません

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 座があります
- 2 「宮座の建物」 当社の庁舎を使用させます
- 3 「座人の資格」

平民座なれば、当社氏子区域に居住する者、即氏子全部資格あります

- 4 「座衆の人員」 百拾五名
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 現在は、神職が座主となって居ります
- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「宮座衆の姓」 氏子全部が座衆なれば、姓は雑多です
- 10 「座を開く時期」 十月十一日例祭当日
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 座の費用は氏子は、等分に持ちよります。大抵二十銭（一戸に付）
- 13 「文書記録」 ありません

- 14 「類似の組織」 ありません
- 15 「解体した座」

往古七百年以前より古座コウありしが、中古分裂して古座、再起座の二座となれり。古座は十二人番頭より成り、座首は座頭と称して、【以下、欄外に記入】世襲なりき。神主は十二人番頭中より出ず。小職の家（岡崎）、代々座頭なりしが、父の代になりて（大正初年）平等思想（デモクラシー）の為、解散

現在は加茂神社・菅原神社共に分離し、共に独立致して居りますが、往古より大正の初年頃迄は、両社共氏子も共通にて、同一神職が両社に奉仕致して居りました。座も亦両社共同、一の座でありまして、例祭当日、加茂神社で開けば、翌日は菅原神社で催す。従って、座衆も座頭も両者共同一人でした

村社 住吉神社 泉南郡多奈川村大字小島（泉南郡岬町）

報告者 三宅壽男

【神 職】

- 1 「世襲」 無し
- 2 「現在も世襲か」 無し
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 無し
- 5 「収入」 氏子よりの献物によれり
- 6 「その他」 無し

7 「氏名」 三宅壽男

【氏子】

1 「氏子区域」 多奈川村大字小島

2 「二重氏子」 無し

3 「他市町村区域」 限れり

4 「氏子の戸数」 百二十戸

5 「戸数の変動」 無し

6 「氏子の資格」 無し

7 「氏子入り儀礼」 無し

8 「婿入り」 無し

9 「若衆の行事」 無し

10 「氏子内の階級」 無し

11 「階級の相違」 無し

12 「氏子の義務」 無し

13 「義務の差」 無し

14 「その他」 無し

【祭礼】

1 「祭の日時」

戎祭 一月十日、例祭 六月三十日、祈年、新嘗祭、合

祀祭 九月十日

2 「儀礼内容」 戎祭、祈年祭、例祭、合祀祭、新嘗祭

3 「田植祭」 無し

4 「特殊神饌」 無し

5 「当屋の決定」 無し

6 「長男の扱い」 無し

7 「当屋の任務」 無し

8 「当屋の交代」 無し

9 「特殊神事」 無し

10 「山の神祭」 無し

11 「藁蛇の神事」 無し

12 「火焚の神事」 無し

【宮座】

1 「宮座の有無」 無し

2 「宮座の建物」 全

3 「座人の資格」 全

4 「座衆の人員」 全

5 「座入り儀礼」 全

6 「首座の名称」 全

7 「組織階級」 全

8 「座人の義務」 全

9 「宮座衆の姓」 全

10 「座を開く時期」 全

11 「宮座の行事」 全

12 「座の財政」 全

13 「文書記録」 全

- 14 [類似の組織] 全
- 15 [解体した座] 全

村社 **夜疑神社** 泉南郡八木村大字中井字地福寺(岸和田市)

報告者 原 政男

【神 職】

- 1 [世襲] 否
- 2 [現在も世襲か] 山中増二郎氏、全清三氏の二代のみ
- 3 [特別な名称] 普通神主さんと称しています
- 4 [一年神主]

専任神職の出来る以前は、大字の十六人衆の筆頭が一年宛神主として奉仕したそうです。即ち、一老の神主です。それは、その一年間は汚辱に触れる事を禁ぜられ、祭日の準備、神饌の献撤等に携った様です

- 5 [収 入] 氏子納金を主とする社入金
- 6 [その他]
- 7 [氏名] 原 政男

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 泉南郡八木村全部(大字池尻・大町・額原・南小松里・小松里・下池田・荒木・中井・箕土路・西大路)、全春木町の一部(大字吉井)、泉北郡忠岡村の一部(大字北出)

- 2 [二重氏子] 無し
- 3 [他市町村区域] 否、1項参照
- 4 [氏子の戸数] 八〇〇戸
- 5 [戸数の変動] 往古(合祀以前)は、大字中井のみの一〇〇戸未満でした

- 6 [氏子の資格] 無し
- 7 [氏子入り儀礼] 無し
- 8 [婿入り] 土着の者と少しの差別なく、氏子として待遇します

9 [若衆の行事] 陰暦正月十四日の夜、大火を炊きます

- 10 [氏子内の階級] 宮座と称する前記十六人衆のグループがあるのみです
- 11 [階級の相違] 前項の場合年令によります
- 12 [氏子の義務] 氏子納金の負担
- 13 [義務の差] 否
- 14 [その他] 取立て、申す程のものありません

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 例祭(十月五日)、祈年祭(二月中旬)、新嘗祭(十一月下旬)、夏・冬祭(七月・十二月各十五日)
- 2 [儀礼内容]
- 3 [田植祭] 無し

- 4 「特殊神饌」
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」
 - 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」
- 氏子欄9項参照

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
- 神職欄4項参照
- 田作より十六人衆入りの時、大戸オラトと称する饗応があります
- 十六人の中、上の六人を六人衆、下の十人を十人衆と称する二階級

- 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」
 - 14 「類似の組織」
 - 15 「解体した座」
- 村社 **波多神社** 泉南郡土生郷村大字畑（岸和田市）
- 報告者 麻生政吉
- 陰暦二月十三日、拝殿に於て一老委譲の儀式
- 大字より、年々協議費の中より支給されます

【神職】

- 1 「世襲」
 - 2 「現在も世襲か」
 - 3 「特別な名称」
 - 4 「一年神主」
 - 5 「収入」
 - 6 「その他」
 - 7 「氏名」
 - 1 「氏子区域」
 - 2 「二重氏子」
 - 3 「他市町村区域」
- 神職なし
- なし
- なし
- なし
- 僅少の初穂米・麦と思ふ
- 詳細不明
- 兼務・麻生政吉
- 他神社氏子なし
- 二重氏子なし

【氏子】

区域は、土生郷村字区域内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 氏子戸数八十戸

5 「戸数の変動」 余り変りなし

6 「氏子の資格」 何等区別なし

7 「氏子入り儀礼」 別段異様なし

8 「婿入り」

氏地区域内に住居する内地人一般に亘り氏子となり、

又、氏神と崇敬する念慮あり。殊に婿養子たらん者は、

当然すぎる程の自然氏子なり

9 「若衆の行事」

改名青年団あり。団員より年三回の祭日に献燈の行事

あり

10 「氏子内の階級」 別に何等の区別なし

11 「階級の相違」

氏子に於て階級なし。有るときは智識者（賢人）又は

物持の多い者

12 「氏子の義務」

氏子義務は、氏神社の歳費負担の義務者なり

13 「義務の差」 階級により、負担金は余程変ります

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月一日、新嘗祭 十一月二十八日、祈年祭 二

月二十八日、小祭 十月十七日、夏祭 七月十九日

2 「儀礼内容」 夏祭、例祭、小祭、新嘗祭、祈年祭

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし。有るときは、年長者を一位とす

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし。有るときは、首座の人を一老と云ふ

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 不明

10 「座を開く時期」

なし

11 「宮座の行事」

なし

12 「座の財政」

なし

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

伊勢講あり。村中三組に分れ、隔年に伊勢参り行事あり

15 「解体した座」

以前あり

村社 菅原神社

泉南郡山直町大字岡山（岸和田市）

報告者 葛野貞一

【神職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

——

3 「特別な名称」

神主といふ

4 「一年神主」

大正四年以前迄は、大字の年寄が一年交代で神主となり、神様に奉仕して居つたが、大正四年九月神職として奉仕後は、以前の神主は自然消滅せり

5 「収入」

定まつた収入はありません

6 「その他」

神主となつたらば、氏子よりの献りものを全部収入して、それごとく神に奉仕す

7 「氏名」

葛野貞一

【氏子】

1 「氏子区域」

氏子区域は大字一円

2 「二重氏子」

共通なし

3 「他市町村区域」

神社鎮座の大字内に限られています

4 「氏子の戸数」

四百参拾戸余

5 「戸数の変動」

発展しつゝあり

6 「氏子の資格」

制限なし

7 「氏子入り儀礼」

儀式なし

8 「婿入り」

入籍後、氏子となる

9 「若衆の行事」

行事なし

10 「氏子内の階級」

階級なし

11 「階級の相違」

階級とてなし

12 「氏子の義務」

義務なし

13 「義務の差」

義務などありません

14 「その他」

なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

拾月五日 大祭日

2 「儀礼内容」

元旦祭、紀元節、祈年祭、天長節、明治節、新嘗祭、大祭

3 「田植祭」

田植祭なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

なし

祭日は何れの時も当番なし。神職が雇人を指揮して祭の準備をなす

- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 米座・酒座・餅座
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 氏子男子に限る
- 4 「座衆の人員」 百五六十人
- 5 「座入り儀礼」 儀式なし
- 6 「首座の名称」 一老といふ
- 7 「組織階級」 氏子中の年寄拾人を撰び、輪番に立ち、十人衆と称へ、座の世話をなす
- 8 「座人の義務」 座人の義務等なし
- 9 「宮座衆の姓」 藤浪姓が多し
- 10 「座を開く時期」 旧九月、全壹月、全三月
- 11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 座の財産なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 現在座あり

村社 種河神社

泉南郡新家村大字新家字大角豆花（泉南市）

報告者 堀越市太郎

【神 職】

- 1 「世襲」 無し
- 2 「現在も世襲か」 無し
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」

氏子内の年長者を神職とし、其人一代職を務め、神主となるたる。最初一ヶ月間、毎日海に出て海水浴を行ふ事とせり

5 「収 入」 其神社の神饌料、及賽銭を以て充たり

6 「その他」 無し

7 「氏名」 堀越市太郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 無し
- 2 「二重氏子」 無し
- 3 「他市町村区域」 新家村一円

- 4 「氏子の戸数」 式百九拾五戸
 - 5 「戸数の変動」 大差なし
 - 6 「氏子の資格」 無し
 - 7 「氏子入り儀礼」 神社氏子名簿に記入すればよし
 - 8 「婿入り」 神社氏子名簿に記入すればよし
 - 9 「若衆の行事」 例祭には、地車を引出し、里神楽を奉納す
 - 10 「氏子内の階級」 無し
 - 11 「階級の相違」 年齢に依る
 - 12 「氏子の義務」 神社経常費を負担す
 - 13 「義務の差」 無し。但し、経常費の負担は特定の階級に依る
 - 14 「その他」 神社施設の事業には、労力奉仕に階級なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 二月十八日 祈年祭、十月十三日 例祭、十一月二十五日 新嘗祭
 - 2 「儀礼内容」 法令の定むる処に依る
 - 3 「田植祭」 無し
 - 4 「特殊神饌」 今は亡ひたれども、古は例祭には醴酒を献したり
 - 5 「当屋の決定」 無し。神主は当屋の責任を負ふ

- 6 「長男の扱い」 無し
 - 7 「当屋の任務」 無し
 - 8 「当屋の交代」 無し
 - 9 「特殊神事」 無し
 - 10 「山の神祭」 無し
 - 11 「藁蛇の神事」 無し
 - 12 「火焚の神事」 無し
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 無し
 - 2 「宮座の建物」 無し
 - 3 「座人の資格」 無し
 - 4 「座人の人員」 無し
 - 5 「座入り儀礼」 無し
 - 6 「首座の名称」 無し
 - 7 「組織階級」 無し
 - 8 「座人の義務」 無し
 - 9 「宮座衆の姓」 無し
 - 10 「座を開く時期」 無し
 - 11 「宮座の行事」 無し
 - 12 「座の財政」 無し
 - 13 「文書記録」 無し
 - 14 「類似の組織」 十人衆と称へ、年長者より十人を撰ひ、組織せり

15 [解体した座]

年一回例祭当日には、十人衆を頭に氏子一般拝殿に着し、御酒鏡餅を配布す

村社 嘉祥神社 泉南郡田尻村大字嘉祥寺(泉南郡田尻町)

報告者 松浪 稔

【神 職】

1 [世襲] 該当せず

2 [現在も世襲か] 同

3 [特別な名称] 神主

4 [一年神主] 該当なし

5 [収 入] 長老神主の時代は、別して収入なし

6 [その他] なし

7 [氏名] 松浪 稔

【氏 子】

1 [氏子区域] 泉南郡田尻村大字嘉祥寺

2 [二重氏子] 該当せず

3 [他市町村区域] 神社鎮座の区域に限る

4 [氏子の戸数] 約式百五拾戸

5 [戸数の変動] 大相違なし

6 [氏子の資格] 本籍者たること。寄留者は含まず

7 [氏子入り儀礼] なし

8 [婿入り] 何等の儀式なく、入籍すれば氏子となる

9 [若衆の行事] なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務]

初穂献納の義務、神社宮繕の際、寄付の義務

13 [義務の差] なし

14 [その他] なし

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭 拾月拾壹日、新嘗祭 拾壹月式拾参日以後、祈

年祭 式月拾七日以後

2 [儀礼内容]

祈年祭当日、田尻村より幣帛供進使、社頭に参向。

新嘗祭又同じ。例祭 十月十日 宵祭 十月十一日 本祭 本祭には、

供進使社頭に参向

3 [田植祭] なし

4 [特殊神饌] なし

5 [当屋の決定] なし

6 [長男の扱い] なし

7 [当屋の任務] なし

8 [当屋の交代] なし

9 [特殊神事] なし

10 [山の神祭] なし

- 11 〔藁蛇の神事〕 なし
- 12 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

- 1 〔宮座の有無〕 なし
 - 2 〔宮座の建物〕 なし
 - 3 〔座人の資格〕 なし
 - 4 〔座衆の人員〕 なし
 - 5 〔座入り儀礼〕 なし
 - 6 〔首座の名称〕 なし
 - 7 〔組織階級〕 なし
 - 8 〔座人の義務〕 なし
 - 9 〔宮座衆の姓〕 なし
 - 10 〔座を開く時期〕 なし
 - 11 〔宮座の行事〕 なし
 - 12 〔座の財政〕
 - 13 〔文書記録〕 なし
 - 14 〔類似の組織〕
- 十人衆あり。氏子年長者より十名を選定。神社祭典には各々参列す。
- 15 〔解体した座〕 神社合併以前は存置す

村社 揖取神社 泉南郡西鳥取村大字波有手(阪南市)

報告者 社掌・山本鼎之助

【神職】

- 1 〔世襲〕 なし
- 2 〔現在も世襲か〕 なし
- 3 〔特別な名称〕 なし
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 なし
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔氏名〕

府社波太神社 社司兼務社掌・山本鼎之助

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 大字区域
- 2 〔二重氏子〕
- 3 〔他市町村区域〕 大字区域に限る
- 4 〔氏子の戸数〕 三五〇戸
- 5 〔戸数の変動〕 なし
- 6 〔氏子の資格〕 なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 入籍と共に氏子となる
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 何れもなし
- 12 〔氏子の義務〕 氏子納金

13 「義務の差」
なし
14 「その他」
なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 毎年六月五日に、鎮守祭とし行ふ
2 「儀礼内容」 なし
3 「田植祭」 なし
4 「特殊神饌」 なし
5 「当屋の決定」 氏子総代中より、順序に
6 「長男の扱い」 なし
7 「当屋の任務」 祭の際、準備をなす
8 「当屋の交代」 毎年、祭終了後にてなす
9 「特殊神事」 なし
10 「山の神祭」 なし
11 「藁蛇の神事」 なし
12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし
2 「宮座の建物」 なし
3 「座人の資格」 なし
4 「座衆の人員」 なし
5 「座入り儀礼」 なし
6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし
8 「座人の義務」 なし
9 「宮座衆の姓」 なし
10 「座を開く時期」 なし
11 「宮座の行事」 なし
12 「座の財政」 なし
13 「文書記録」 なし
14 「類似の組織」 なし
15 「解体した座」 なし

村社 楠本神社

泉南郡山直町大字包近（岸和田市）

報告者 南 鐵治郎

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません
2 「現在も世襲か」 ○
3 「特別な名称」 神主様と呼びます
4 「一年神主」 右の如き該当はありません
5 「収 入」 初穂の方法によつていません
6 「その他」 ありません
7 「氏名」 (兼務) 南 鐵治郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 包近一円
2 「二重氏子」 二重氏子になつて居りません

3 「化市町村区域」 鎮座町の区域に限られています

4 「氏子の戸数」 百十三戸

5 「戸数の変動」

純農の町ですから、古今に大相違はありません

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 戸籍簿の記入によつて、氏子となります

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」 座老と称する八人の階級者があります

11 「階級の相違」 年齢によります

12 「氏子の義務」 神社維持の義務を負ひます

13 「義務の差」

財産の階級によつて、義務の高下があります

14 「その他」 ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月五日、祈年祭 二月十八日、新嘗祭 十一月

三十日、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節

祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節

祭 十一月三日

2 「儀礼内容」

三大祭。五中祭。神社祭式令の順序による（未指定神

社にて幣帛供進なし）

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 用ひません

5 「当屋の決定」

一代一度の制にて、氏子中輪番にきめます

6 「長男の扱い」 男子の生れ順序によります

7 「当屋の任務」

祭礼の準備と、一ケ年間神職の補佐を致します

8 「当屋の交代」

毎年旧一月七日に交代し、別に方法はありません

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 ありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 あります。座と称します

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」

神社大小の祭典に参列の資格を与えています

4 「座衆の人員」 二百二十六人

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 一老と謂ひます

7 「組織階級」

座の家に生れし男子を以て組織し、座老と称する八人

の階級者がありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」 木下・大嶋・信貴・松本・前藤等セントウです

10 「座を開く時期」 毎年旧一月八日

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」

13 「文書記録」 旧一月七日、式拾銭づ、據出して座を開きます
ありません

14 「類似の組織」 座の外に何もありません

15 「解体した座」 ○

村社 淡路神社 泉南郡山直町大字摩湯（岸和田市）

報告者 葛野貞一

【神 職】

1 「世襲」 世襲にあらず

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主といふ

4 「一年神主」

大正四年以前迄は、字の年寄一年交代となりて神に奉

仕せり

5 「収入」 収入なし

6 「その他」

年寄交代して神主とならば、凡て自費を以て神様に奉

仕をなす

7 「氏名」 葛野貞一

【氏 子】

1 「氏子区域」 氏子区域は大字一円

2 「二重氏子」 共通にあらず

3 「他市町村区域」 神社鎮座の大字内に限らる

4 「氏子の戸数」 七拾五戸

5 「戸数の変動」 稍発展をなす

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 入籍の上、氏子となる

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 氏子の階級なし

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 拾月五日 大祭

2 「儀礼内容」

元旦祭、紀元節、祈年祭、天長節、大祭、明治節、新

嘗祭

3 「田植祭」 田植祭なし

4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	なし
	七人の宮懸あり。一ヶ月毎に一人交代として輪番に奉仕をなす	
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	祭典境内外の掃除をなす
8	〔当屋の交代〕	なし
	七人の宮懸、一ヶ月毎に交代して奉仕をなす	
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし

【宮座】

1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	なし
4	〔座衆の人員〕	なし
5	〔座入り儀礼〕	なし
6	〔首座の名称〕	なし
7	〔組織階級〕	なし
8	〔座人の義務〕	なし
9	〔宮座衆の姓〕	なし
10	〔座を開く時期〕	なし

11	〔宮座の行事〕	なし
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	なし
	従前は座并に宮といつて御祭があつたが、今は亡びてなし	

村社 尾崎神社

泉南郡尾崎村（阪南市）

報告者 社掌 山本鼎之助

【神職】

1	〔世襲〕	否
2	〔現在も世襲か〕	なし
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	不明
5	〔収入〕	不明
6	〔その他〕	なし
7	〔氏名〕	山本鼎之助

【氏子】

1	〔氏子区域〕	尾崎村全部
2	〔二重氏子〕	なし

氏子区域全部は、府社波太神社と共通です。二重氏子になつていません

- 3 [他市町村区域] 尾崎村全部の区域内に限られています
 - 4 [氏子の戸数] 四百七十戸
 - 5 [戸数の変動] 年々増加しています
 - 6 [氏子の資格] なし
 - 7 [氏子入り儀礼] なし
 - 8 [婿入り] 手続きなし
 - 9 [若衆の行事] なし
 - 10 [氏子内の階級] なし
 - 11 [階級の相違] 階級なし
 - 12 [氏子の義務] 年々の神社経費を負担します
 - 13 [義務の差] 異ならず
 - 14 [その他] —
- 【祭 礼】
- 1 [祭の日時] 二月二十日 祈年祭、七月十四日 例祭、十一月二十五日 新嘗祭、各祭共、午前十時祭典執行す
大正三年内務省令第4号に依る
 - 2 [儀礼内容]
 - 3 [田植祭]
 - 4 [特殊神饌]
 - 5 [当屋の決定]
 - 6 [長男の扱い]
 - 7 [当屋の任務]
 - 8 [当屋の交代]
- なし

- 9 [特殊神事]
 - 10 [山の神祭]
 - 11 [藁蛇の神事]
 - 12 [火焚の神事]
- 【宮 座】
- 1 [宮座の有無]
 - 2 [宮座の建物]
 - 3 [座人の資格]
 - 4 [座衆の人員]
 - 5 [座入り儀礼]
 - 6 [首座の名称]
 - 7 [組織階級]
 - 8 [座人の義務]
 - 9 [宮座衆の姓]
 - 10 [座を開く時期]
 - 11 [宮座の行事]
 - 12 [座の財政]
 - 13 [文書記録]
 - 14 [類似の組織]
 - 15 [解体した座]
- なし
- 明治三十年頃まで有りました様ですが、今はありません

村社 菅原神社

泉南郡山直町大字三田（岸和田市）

報告者 葛野貞一

【神 職】

1 「世襲」 世襲にあらず

2 「現在も世襲か」 なし

3 「特別な名称」 神主といふ

4 「一年神主」

大正四年以前迄は、大字内の長老者を以て神主と称へ、

凡ての神事をなす

5 「収 入」 収入なし。自費を以て奉仕す

6 「その他」 なし

7 「氏名」 葛野貞一

【氏 子】

1 「氏子区域」 氏子区域は、大字一円

2 「二重氏子」 共通にあらず

3 「他市町村区域」 神社鎮座の大字内に限らる

4 「氏子の戸数」 三百余戸

5 「戸数の変動」 発展なしつゝあり

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 儀式なし

8 「婿入り」 入籍後、氏子となる

9 「若衆の行事」 行事とてなし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 記する点なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 拾月五日 大祭

2 「儀礼内容」

元旦祭、紀元節、祈年祭、天長節、大祭、明治節、新

嘗祭

3 「田植祭」 田植祭なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 現今当屋なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

- 3 〔座人の資格〕 なし
- 4 〔座衆の人員〕 なし
- 5 〔座入り儀礼〕 なし
- 6 〔首座の名称〕 なし
- 7 〔組織階級〕 なし
- 8 〔座人の義務〕 なし
- 9 〔宮座衆の姓〕 なし
- 10 〔座を開く時期〕 なし
- 11 〔宮座の行事〕 なし
- 12 〔座の財政〕 なし
- 13 〔文書記録〕 なし
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 昔時はあつたらしく今はなし

村社 春日神社 泉南郡大土村大字土丸（泉佐野市）

報告者 芝本長次

【神 職】

- 1 〔世襲〕 世襲ではありません
- 2 〔現在も世襲か〕 世襲の時代が有つたことは聞きません
- 3 〔特別な名称〕 ありません。普通に神主と申しています
- 4 〔一年神主〕

別記 【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

此の御問は現在の事で無く、昔の事を御尋ねのやうに
思ひます。現在の事は、現行神社法令に詳細規定せら

5 〔収 入〕

れていますから、申し上げます。そして昔の事をお
答へ致しますと、現在がそうであるかと間違はれる恐
れがあります。昔の事なれば、宮座の方で御承知願へ
ますから此処ではお答へ致しません

別記 【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

以前の意味が、前任者の事でありましたら、大阪府規
定の兼務手当額を神社より収入してました。昔の宮
座の一老を神職と称した時代でありますれば、座から
収入したものであります

6 〔その他〕 無し

7 〔氏名〕 芝本長次です

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 泉南郡大土村大字土丸全部です
- 2 〔二重氏子〕 なつていません
- 3 〔他市町村区域〕
- 4 〔氏子の戸数〕 お尋ねの通りで、大土村大字土丸が区域です
現在百拾戸あります
- 5 〔戸数の変動〕 ありません
- 6 〔氏子の資格〕

氏神の区域に住んでいる者は、総て其処の氏子である
と云ふ現行法令でありますから、資格とか制限の規定
はしていません

7 「氏子入り儀礼」 特別な儀式はありません

8 「婿入り」

住めば氏子です。昔の制度に就いて御尋ねでしたら宮座の方を見て下さい。

9 「若衆の行事」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

現在では、田植休みから例祭に至る迄の百姓の休日、

若衆が神社へ丁ちんの献燈に来るぐらいです

10 「氏子内の階級」 ありません。但、宮座にはあります

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

神社経費支出の義務を負ひます。所有財産の大小により、等級を定めてありまして、其等級に応じて神社費を負担するのです

13 「義務の差」

14 「その他」 特殊な事はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

例祭 九月二十五日、祈年祭 二月下旬、新嘗祭 十一月下旬、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節

祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節

祭 十一月三日、旧元日祭 旧一月一日、節分祭 二月

上旬、夏祭 旧六月十六日、八朔 旧七月三十日夕より

朝へ、火焚祭 十一月十日

2 「儀礼内容」

官国幣社祭式に準じて行ふています

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

無かつたやうです

5 「当屋の決定」

祭に当屋はありません。但、宮座には当役二人あります

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

早魃が続いて、雨祈をして雨をお降らし下さつた時に「こおどり」と称する踊をします

10 「山の神祭」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

旧正月に初めて山へ行つて仕事をして来た荷に、荷を

解かず其荷に御鏡餅を供へて山の神をお祭りします。

旧正月七日には山へ行かない事になっています

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

大きな火はありませんが、旧一月十四日と火焚祭には燃します

【宮座】

1 「宮座の有無」 あります。宮座と申しています

2 「宮座の建物」

あります。現在拝殿と申て^レいますが、座を行ふ為の建物です

3 「座人の資格」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
必ず、父祖より座人の家筋である事（何れも座講）。
長男は、十才になると、玄米二升の時価を座に出し、
次男以下は、三十才の時に、金参拾円を座に出せばよい。何れも出さねば資格は消滅します

4 「座衆の人員」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
座は一つで、其人員は現在九十四人。他に座人で、
他町村に行つてゐる人が十五人あります

5 「座入り儀礼」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
三十才になりますと座に入りますが、座入りの挨拶
をするぐらいで、儀式と云ふ程の事はありません。（自宅に）
座人に（全部）、御馳走を出さねばなりません

6 「首座の名称」

一老と申ます

7 「組織階級」 別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

南座と本座（古くは北座）とありて、本座の一老より

五人、南座の一老より五人の十人を以て十人衆と称す。

十人衆は、一人宛一ヶ月交代で、一、六日に即ち一ヶ月に六日（旧の一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日）、一六神饌を供へます。現行の神職無き時代に於ては、此の十人衆が神職の仕事をしていましたのです。明治四十一年の座改革後の事を、お答へしましたのです。此の土丸は、明治中期以前迄は当社の氏子であり、又、大木の火走神社の氏子でありました。座株ある家へ、座株なき家より入夫又は養子になりたる者は、前例により、五年後する事になつています

8 「座人の義務」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
三十才になつて、初めて座に入った時に御馳走を出さねばなりません（そのかはり一生よばれるばかりです）。
座人としての品位を保つ義務です

9 「宮座衆の姓」

南氏、中谷氏が多いです

10 「座を開く時期」

旧二月十六日、旧三月三日、旧十一月三日

11 「宮座の行事」

ありません。座が主です

12 「座の財政」

別記【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】
長男が座入りの為に出した金は、全部基本財産に積立て、絶対に費消しません。但、基本財産より生ずる利子と次男以下の者が出した金を以て経費に当てていま

13
〔文書記録〕

す。座入りの時に御馳走する費用は座からの補助と座入りの者の金で行ひます。従つて、座の財政は堅実です。昭和十年末に於ける基本財産額は、金壱千五百弍議員で一老の家の人です。約十ヶ年努められています。十人衆には座から給料を渡しています

別記 【別記は、明治大学図書館所蔵資料から引用】

あります。座人の名簿、南座・本座の区別簿、会計簿、明治四十一年に改革した会計帳及決議書があります

14
〔類似の組織〕15
〔解体した座〕

『神社を中心とする村落生活調査報告』（大阪府） 大阪市史編纂所蔵

兵庫県「第一冊」

郷社 有間神社 有馬郡有野村大字有野（神戸市北区）

神職名・報告者 小野順雅

【氏子】

1 〔氏子区域〕 現在は八ヶ字

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十日、祈年祭 二月廿三日、新嘗祭 十一月廿七日。他定めの中小祭

2 〔田植祭〕

古史料に明瞭なり。今は有りません。昔は、舒明・孝徳両帝より下賜の八十三束の御饌田か有りました。池田伊勢守社司の時、神社所在田地山林を横領、売しものにて、今はなし

3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕

別になし。昔は、御頭祭が有りました。一年交代に行ひ、順序に巡る

5 〔当屋の任務〕

一年間受持にて、其終りに祭典を行ひ、直会を盛大に

して、次にゆづる習慣になつて居りました

6 〔当屋の交代〕

御頭祭の当日、厳に次にゆづるので有ります

7 〔特殊神事〕

なし

8 〔藁蛇の神事〕

なし

9 〔火焚の神事〕

十二月卅一日より元旦に至る迄、斎灯をたきます

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

有ります。「名称」長床【建物の名称か】

〔宮座の建物〕

有ります

〔座人の資格〕

氏子及穢のなきもの一般

〔座衆の人員〕

定なし

〔座入り儀礼〕

なし

〔組織階級〕

なし

〔宮座衆の姓〕

中村と司。今は用ひません

〔座を開く時期〕

御頭神事の時、祭礼の時

〔宮座の行事〕

不明

〔座の財政〕

不明

2 〔文書記録〕

納米五斗、米五斗以上のものを敷居内と定め、以下を敷居外とす

3 〔類似の組織〕

御当仲間が有ります。伊勢講・愛宕講仲間が有ります。

庚申講も有ります

4 [解体した座] 有りました

郷社 湯泉神社 有馬郡有馬町字愛宕山(神戸市北区)

神職名・報告者 伊藤史生

【神職】

1 [世襲]

不明。中世より真言・天台・禅宗僧別当職として、権現坊と称す。

【氏子】

1 [氏子区域]

有馬町

4 [婿入り]

餅又は赤飯、又は献饌等して、氏子入り、又は参社して氏子入とす

7 [その他]

初宮参り 出生後男子三十一日、女子三十一日目に餅・赤飯、献饌等。初宮参りのみする人もあります

【祭礼】

1 [祭の日時]

歳旦祭 一月一日、温泉入初祭 一月二日、元始祭 一月三日、節分祭 節分当日、立春祭 立春当日、紀元節 祭二月十一日、祈年祭 二月十七日、天長節 四月二

十九日、鎮花祭 五月三日、節句祭 五月五日、陸軍紀念祭 三月十日、海軍紀念祭 五月二十七日、夏祭 七月三日、節句祭 九月九日、満蒙紀念祭 九月十八日、

例祭 十月三日、新嘗祭 十一月二十三日、歳晚祭 十二月三十一日

2 [田植祭]

往古ありしと云伝ふ。古検地田三反一畝十五歩、延宝六年三月新検地三反三畝十五歩免租、神饌灯明料に使用す

3 [特殊神饌]

ありませぬ

4 [当屋の決定]

ありませぬ

5 [当屋の任務]

ありませぬ

6 [当屋の交代]

ありませぬ

7 [特殊神事]

温泉入初祭 温泉浴場へ神輿渡御し献饌、湯祈禱し、町内を巡幸す。鎮花祭 時期の花を奉り、病氣予防祈禱、祭改暦迄、四月三日執行す。例祭 小野川予て病氣平癒を祈願し、全快後全国頭取の許を得て、大相撲の格を以て奉納相撲を行ふこと、今日に至る

8 [藁蛇の神事]

ありませぬ

9 [火焚の神事]

十二月三十一日及節分日は、夕方より庭燎を終夜。一月十五日朝より門松を燃す

【宮座】

1 「宮座の有無」 中世迄ありしも不明。御当

「宮座の建物」

ありましたが、明治初年売却せりと云ふ。此は、別当

職住宅権現坊にて執行せりと云伝ふ

「座人の資格」 「座の財政」 不明

2 「文書記録」

付近の薬師寺火災に類焼す。氏子崇敬者に就て調べて

も、書類ありませぬ

3 「類似の組織」 ありませぬ

4 「解体した座」 ありました

村社 住吉神社 有馬郡藍村大字大川瀬字曾根山（三田市）

神職名 佐久間廉之助

報告者 岩尾源吉

【氏子】

1 「氏子区域」

往昔は、廿四ヶ村の氏子（戸数不明）を有せしも、今

は大川瀬部落のみ

【祭礼】

1 「祭の日時」 別紙の通り

【別紙】 小祭 毎月三日 月次祭、旧一月二日、三日、

旧八月十三日、旧十一月十八日

中祭 一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、二月十一

日 紀元節祭、四月廿九日 天長節祭、十一月三日 明

治節祭、十二月廿五日 大正天皇祭

大祭 二月十八日 祈年祭、十月四日 例祭、十一月廿

四日 新嘗祭

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

毎年旧三月三日、座入の順により定む。宮座の部に

記しある。五回に限る

5 「当屋の任務」

一ヶ年間斎戒し、祭の当日御供を整へ、供進す

6 「当屋の交代」

毎年旧三月三日、鍵渡しの式をなし、引継交代す

7 「特殊神事」 なし

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 あります。御當

「宮座の建物」 長床、御供部屋あり

「座人の資格」

古来より其家に座ある者にして、座一同の承認を得
たる者に限る

〔座衆の人員〕 八十二人

〔座入り儀礼〕

満十五才以上の者にて、正座より座入を許されたる者は、旧正月二日に座員一同承認を受け、翌三日列席前にて挨拶をなし、正座より座席を定めらる

〔組織階級〕

氏子の人を以て組織し、階級は、座入の順により上座となる

〔宮座衆の姓〕

福井の姓が最も多し

〔座を開く時期〕

正月二日、三日、旧八月十三日、十月四日、旧十一月十八日の五回

〔宮座の行事〕

五回とも、延し餅の御供を部屋にて拵へ、翌朝未明に神前に供へ、午前八時座員一同御酒御供を頂き、后、酒七升と八重の煮メにて饗応を受けます。当番は一人なり。前日「オハケ」を立て、身を清め、御供に上る

〔座の財政〕

〔別紙〕基本金六百拾九円、年六朱の利子を以て営みをなしたる。一カ年五人の者に、一人に対し、金七円を支給す。基本金は、氏子座人各区郷へ貸付、毎年十二月末、会計係其利子を集むる

2 〔文書記録〕

なし

3 〔類似の組織〕

なし

4 〔解体した座〕

村社 酒垂神社

有馬郡藍村大字藍本字庵ノ上(三田市)

神職名 佐久間廉之助

報告者 山本竹治郎

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕

藍村の内、藍本の部に属する大字にして日出坂・本庄・曲り・波田・岩倉の五部落より成る

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕

夏祭は陰暦六月二十五日にして、秋祭は、陽暦十月十七日に祭礼を行ふ。今より約二十年程以前は、陰暦九月九日に秋祭を行ひたるも、陽暦施行と同時に変更したるものなり。

〔別紙〕小祭 毎月十二日 月次祭

中祭 一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、二月十一日 紀元節祭、四月廿九日 天長節祭、十一月三日 明治節祭、十二月廿五日 大正天皇祭

大祭 二月廿七日 祈年祭、十月十七日 例祭、十一月廿七日 新嘗祭

月廿七日 新嘗祭

2 〔田植祭〕

昔は有りたるも、今は全くなし

3 「特殊神饌」

秋祭には、氏子は戸毎に甘酒を造りて、宵祭、即ち十六日朝供進するを例とす。

4 「当屋の決定」

各部落に小宮ありて、年二回（正月・九月）毎戸一人は必ず参詣するを例とし、其部落に於て毎年男子出生したる家の三戸より、各酒一升と野菜類を調理したるものを持寄り、参詣者を犒ふこと、したる部落もあり。若し年内に男子三人以上出生したる場合は抽籤し、その抽籤に外れたるものは、次年度に之を為すこと、なるの習慣となれり

5 「当屋の任務」

6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

往昔は、神事ありたるやに伝へらるゝも、今は其跡をとゞめず

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

此種の習慣なし。
往昔は、境内にて晦日の夜大火を焚きたりしも、今は全く絶えたり

【宮座】

1 「宮座の有無」

往昔は宮座はありたるも、今は其習慣も全く絶へ、座

人の資格を有したる者も、其の何某の家なりしやも殆ど知ること能はざる有様なり

2 「文書記録」

3 「類似の組織」

毎年二回（旧三月十二日、九月十二日）、明神講あり。同部落内にも数講に分たれたり

4 「解体した座」

村社 羽束神社

有馬郡三輪町大字香下（三田市）

神職名・報告者 杉本峻一

【氏子】

1 「氏子区域」

三輪町香下

6 「年齢階梯制」

ありません。但し、青年会はあります

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十日、夏祭 旧六月八日、秋祭 九月九日、新嘗祭 十二月十四日、四大節

2 「田植祭」

ありません

3 「特殊神饌」

用ひられません

4 「当屋の決定」

家並順できめられます

5 「当屋の任務」

神饌の調達等

6 「当屋の交代」

一年交替、九月九日より翌年九月九日まで

- 7 「特殊神事」 別段、特殊な神事はありません
 8 「藁蛇の神事」 ありません
 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
 2 「文書記録」 ありません
 3 「類似の組織」 ありません
 4 「解体した座」 しかとわかりません

村社 山王神社

有馬郡有野村大字唐櫃字大道垣（神戸市北区）
 神職名・報告者 伊藤史生

【神 職】

- 2 「一年神主」
 一年神主にして、小字七組年番神主。一年に交代する習慣にして、年末に不浄者を除きて神籤を取りて決定す。禊して神勤し、他人と盃を交換せざること、総て穢の場所へ立寄らざること。明治六年より宮守と改称し、公然神職は兼務す

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 唐櫃

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十六日、夏祭 七月十六日、例祭 十月二十六日、新嘗祭 十一月二十六日

- 2 「田植祭」

あります。御田があります

- 3 「特殊神饌」

あります。新米に大判形長さ五寸余、厚さ二分程、存おが會餅あえもち。大豆を刈取り、其儘にて湯煮として、献饌後、各戸へ配布す

- 4 「当屋の決定」

年末に神籤にてきめます。

- 5 「当屋の任務」

毎月一・六の日及大中小祭、大祓及臨時祭に神饌物を買取り持参し、神殿内外の掃除を存す

- 6 「当屋の交代」

一月三日、受渡奉仕の方法を教ゆ

- 7 「特殊神事」

除蝗祭 夏の土用入三日目、藁にて人形・馬・馬子等を造り、髪は棕櫚毛を用ふ。各戸一名づ、奉仕し、午後三時より、神社境内にて歌を謡ひつ、引廻すこと十数回。夫より松明を先頭に、約一里の道傍へ送り、捨つ

- 8 「藁蛇の神事」

ありません

- 9 「火焚の神事」

一月十五日朝、門松を燃す

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありました。諸味當

「宮座の建物」 ありませぬ

「座人の資格」

宮守、古来某太夫と称す。常に身家清浄にし、鳥獸の肉を食はず。他人と酒盃の交換、煙草の火の貸借をなさず。水浴襖祓す

「座衆の人員」 百二十二人一座よりありませぬ

「座入り儀礼」 ありませぬ

「組織階級」 ありませぬ

「宮座衆の姓」 多くの姓名はありませぬ

「座を開く時期」 旧曆九月九日

「宮座の行事」

神社撤饌を調料し、存會餅・莢豆等を膳部とし、朱塗の大椀盃にて三廻す。初回は一人毎に謡曲を謡ふ。此間禁煙草、三回終て当主に僂む。古来よ酒は新米にて濁酒を造りしが、自家用禁止後清酒に改め、明治三十五年より節約の為、廃止す

「座の財政」

2 「文書記録」 ありませぬ

3 「類似の組織」 ありませぬ

4 「解体した座」 右之通り

無格社 山王神社

有馬郡有野村大字下唐櫃字溝の上(神戸市北区)

神職名・報告者 伊藤史生

【神職】

2 「一年神主」 一年神主。年番交代の習慣あります

【氏子】

1 「氏子区域」 下唐櫃

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭二月二十二日、例祭十一月二十八日、新嘗祭十月三日

2 「田植祭」 ありませぬ。御田もありません

3 「特殊神饌」 ありませぬ

4 「当屋の決定」 年末に神籤にてきめます

5 「当屋の任務」

毎月一・六の日、及び大中小祭大祓、及臨時に神饌物を買取りて持参し、神殿内外の掃除をなす。

6 「当屋の交代」 一月三日受渡。奉仕の方法を教ゆ

7 「特殊神事」

節分・除夜祭・東天紅式 十三歳の男児二人拝殿前に直立せしめ、餅一重つ、を供し、鶏鳴の声を三唱せしむ。追儺式 一月三日早朝、栗木皮にて二尺四方の的を作り、上・鬼・下の三字を書し置き、新旧宮守は鮫紋の上下服、其他は上下にて社務所にて、前宮守は上

座、新宮守は次座、神酒を受け、座を交替し、更に神

酒を受け、氏子一同へ順次盃を廻し終て、左右の弓主

より弓矢を受けて、兩人神社へ参拝し、庭上にて矢四

本づ、交替に射放つこと三回。終て兩人は弓を地上に

置き、絃の両方へ各増カ杭六本づ、打込み。閏年には二

十六本打込む。終て神社へ参拝し、前年宮守は楢水に

銭十二文を付て、散布す

8 「藁蛇の神事」 ありませぬ

9 「火焚の神事」 一月十五日、朝門松を燃します

【宮座】 ありませぬ

村社 中尾神社 有馬郡有野村大字有野字五社（神戸市北

区）

神職名・報告者 小野順雅

【神職】

2 「一年神主」

神職は永年奉職しますが、宮守は一年交代です。御頭

神事を受けた当家が受持ます。六斎日は祭日で、神饌

を供へ、三月一日に当番を受けてから、一年間の終三

月一日迄として終り、三月一日に、本膳を用意して酒

盛の宴を開いて、次に当番渡しの行事をなす

1 「氏子区域」 有野村内五社

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、祈年祭 三月十七日、新嘗祭 十二

月十七日、中祭・小祭

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

四軒つつ祭典毎に交代して、餅撒等一切の行事を司る。

御頭祭は、三月一日に一年一度、家庭を伝える資格のも

のを評議の結果、定めます

5 「当屋の任務」

右の通り、四軒組は餅撒と大祭の当番を為す。御頭祭

の当番は、六斎日に神饌を供へ、万事の保護を為す。

掃除等迄三月一日には本膳の用意して直会を厳にし当

渡し行事の上、次に送り交代す

6 「当屋の交代」

各祭典毎に四人組は交代す。御頭当家は三月一日に一

度交替す。

7 「特殊神事」 なし

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」 晦終夜

【氏子】

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 〔名称〕長床 〔建物の名称か〕

〔宮座の建物〕

〔座人の資格〕 〔座の財政〕

2 〔文書記録〕

3 〔類似の組織〕

御頭神事仲間有り。伊勢講・愛宕講仲間有り。

4 〔解体した座〕 不明

村社 **若宮神社** 有馬郡有野村有野字岡場（神戸市北区）

神職名・報告者 小野順雅

【神職】

2 〔一年神主〕

崇敬者の中にて、御頭神事の当番が宮守としてつとめます。神職は永年変わりません

【氏子】

1 〔氏子区域〕 一字

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十日、新嘗祭 十二月十六日、祈年祭 三月十六日。中・小祭、夏祭 七月十六日夜中、御當祭 七月十六日

2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕

御頭神事は、加入者十七軒巡回。順番当番

5 〔当屋の任務〕

一年中六斎日は祭日、神饌供進。其他万事

6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕

御頭神事 一月十六日、一家の格式順に座を設けて執行。祭典後、当家に於て直会す

8 〔藁蛇の神事〕 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 2 〔文書記録〕

3 〔類似の組織〕

御頭神事仲間、伊勢講仲間及愛宕講仲間有り

4 〔解体した座〕

村社 **八幡神社** 有馬郡有野村有野字馬場（神戸市北区）

神職名・報告者 小野順雅

【神職】

2 〔一年神主〕

御頭の当家が、一ヶ年間の供奉を受持ます。六斎日及大・中・小祭に神饌を用意し、掃除万端受持ます

【氏子】

- 1 「氏子区域」 一字

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十日、新嘗祭 十二月十五日、祈年祭 三月十五日、夏祭 七月十五日、御頭祭 十二月十一日、他
中・小祭

- 2 「田植祭」

なし

- 3 「特殊神饌」

- 4 「当屋の決定」

毎年順次定まり居り、簡単に次に渡します

- 5 「当屋の任務」

一ヶ年間、神社の掃除及神饌の用意等受持ます

- 6 「当屋の交代」

十二月十一日 御頭祭の即日、次に渡します

- 7 「特殊神事」

御頭神事 十二月十一日執行。本日、当員、社殿にて
祭典後、当家に於て直会

- 8 「藁蛇の神事」

〳〵 9 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 「宮座の有無」

〳〵 2 「文書記録」

- 3 「類似の組織」

御當仲間有り。伊勢講・愛宕講は

- 4 「解体した座」

村社 田尾神社

有馬郡有野村大字有野字田尾寺（神戸市北区）

神職名・報告者 小野順雅

【神職】

- 2 「一年神主」

御頭祭の当家が一年間受持ます。神饌及掃除等

【氏子】

- 1 「氏子区域」

一字

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十日、新嘗祭 十二月七日及十一日頃、祈年祭 二月廿一日頃。中小祭、御頭祭 一月八日、夏祭 七月七日夜

- 2 「田植祭」

なし

- 3 「特殊神饌」

なし

- 4 「当屋の決定」

当員、順次に一年交代に巡ります

- 5 「当屋の任務」

一年間、神饌の用意と掃除等

- 6 「当屋の交代」

一月八日、御頭祭の日次に渡します

- 7 「特殊神事」

〳〵

- 8 「藁蛇の神事」

〳〵

9 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」 〓 2 「文書記録」

3 「類似の組織」 伊勢講・愛宕講・御頭仲間

4 「解体した座」

村社 **大歳神社** 有馬郡有野村大字二郎（神戸市北区）

神職名・報告者 小野順雅

【神職】

2 「一年神主」

一年交代に順次に定められて有り、旧正月に交代します。祭典日及六斎日等、神饌を用意して、掃除万端受持ます

【氏子】

1 「氏子区域」 一字

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十一日、新嘗祭 十二月中旬、祈年祭 三月中旬、夏祭 旧六月三十日夜、中祭及小祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 〓 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」 例祭、しし舞を行います
新旧正月元日に、前夜より斎灯をたく

【宮座】

1 「宮座の有無」 〓 2 「文書記録」

3 「類似の組織」 伊勢講・愛宕講

4 「解体した座」

村社 **天満神社** 有馬郡本庄村大字井ノ草字宮ノ谷（三田市）

神職名・報告者 塔下 勇

【神職】

1 「世襲」 古来僧侶が兼せり

【氏子】

1 「氏子区域」 井ノ草、長阪

5 「若衆入り」 十五歳加入、其他別になし

6 「年齢階梯制」 若衆、中老の別あり

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月一日 秋季例祭、七月廿五日 夏祭、三月一日 祈年祭、十一月二十五日 新嘗祭、四大節等

2 「田植祭」

- 3 「特殊神饌」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし

- 2 「文書記録」

- 3 「類似の組織」 氏神講あるのみ

- 4 「解体した座」

村社 天満神社 有馬郡中野村大字加茂字野口(三田市)

神職名・報告者 塔下 勇

【神職】

- 1 「世襲」

否。古来は真言宗僧侶が代へたり

【氏子】

- 1 「氏子区域」 加茂

- 5 「若衆入り」

十五歳に達すれば加入することとなり、別に行事なし

- 6 「年齢階梯制」 中老・若衆の別あり

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

十月二日 秋例祭、七月廿五日 夏祭、六月二十三、四日 移鎮報告祭、式月廿五日 祈年祭、十一月廿七日 新嘗祭、其他四大節等

- 2 「田植祭」 〳 6 「当屋の交代」 なし

- 7 「特殊神事」

十月二日の宵宮祭に、稻曳と称する祭が有り。若衆則青年中式名、稻束を荷ひ、馬場の東端一丁隔てたる小道より廻り、村人はともに付きて、一戸一人以上松明に点火、エイトーくと掛声をして行列。馬場の第一鳥居に入るや、稻荷ふ青年は、持参の松明に点火して行。其時、残の青年は、各自松明に点火、馬場に待受、其稻を奪はんと曳廻すなり。但し、奪入れたることはなし

- 8 「藁蛇の神事」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」

「宮座の建物」 長床

「座人の資格」「座衆の人数」

秋祭の際、座頭四名、其他神輿かき十六名、世話人四名、道具持六名、座に就き、御酒を戴く。資格、当今は抽籤。古へは村に永住の者より選て来由、又座頭は、当時は氏子惣代がなすこととなるも、古は選て来の由

〔座入り儀礼〕 〱 〔組織階級〕 なし

〔宮座衆の姓〕 別になし

〔座を開く時期〕 〱 〔座の財政〕 なし

2 〔文書記録〕 なし

3 〔類似の組織〕 氏神講が有り、其他なし

4 〔解体した座〕

郷社 天津神社 美囊郡北谷村大字前田字下馬場(三木市)

神職名・報告者 柴田信忠

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 大字単位であります

次着席する。

〔組織階級〕 座入の組織階級は、別に有りませぬ

〔宮座衆の姓〕 姓は、種々に別て居ります

〔座を開く時期〕 宵宮の午後六時

〔宮座の行事〕

往古は、一定の麻袴の服装にて、規程せられたる酒肴にて謡曲を唱へしも、現今にては、紋付羽織袴の

服装とす

〔座の財政〕 神社の経常費にて支弁す

2 〔文書記録〕 別に、記録を存置しませぬ

3 〔類似の組織〕 〱 4 〔解体した座〕

郷社 細田神社 美囊郡中吉川村大字長谷桑木原(三木市)

市)

神職名・報告者 柴田信忠

〔祭礼〕

1 〔宮座の有無〕

有ります。名称は、只宮座と称して居ります

〔宮座の建物〕 有りませぬ。拝殿を使用す

〔座人の資格〕

祭儀の役割受の役により、座人の資格を定め、席次

も又、其の役により定む。

〔座衆の人員〕 人員計十六名

〔座入り儀礼〕

座入の儀式は、別にありませぬ。然し役の上より順

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 大字単位であります。

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕 早苗開^{サビラキ} 毎年五月一日

2 〔田植祭〕 有りませぬ

3 〔特殊神饌〕

用ひられます。餅米と黒豆、「ヨメナニ、干し大根」、

「赤飯」、鯛

4 「当屋の決定」 長谷郷と大塚郷の交替当番

5 「当屋の任務」

神饌の準備。早苗開参集者の一定の酒肴の準備。謡曲奉唱者の選出

6 「当屋の交代」 五月一日を期し、次年度の当屋に引継ぐ

7 「特殊神事」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

県社 荒田（二ノ宮）神社

多可郡松井庄村大字的場（多可町）

神職名・報告者 村木義蔵

【氏子】

1 「氏子区域」

松井庄村、奥荒田区、的場区、寺内区、西脇区

5 「若衆の行事」

行事となるほどのことなし。酒を出す程度

【祭礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭、元始祭、祈年祭（二月二十五日）、例祭（十月十七日）、新嘗祭（十一月二十八日）、大祓（六月・十二月）、天長節祭、紀元節祭、建国祭（中小祭は他に少々あり）

2 「田植祭」

御田はあれど、田植祭なし（但、田祭と称するものはあり）

3 「特殊神饌」 ～ 6 「当屋の交代」 なし

7 「特殊神事」

例祭に於ける神幸式と流鏑馬神事なり【別紙】例祭に於ける神幸式は、公祭執行後、中陣安置の金幣を捧持して、参道馬場を経て三回（三坐の金幣なれば）なす。これは往事、征夷大將軍坂上田村麻呂参向の様式にちなみて行ふ（意味はくるひもあれど）。この供奉の中、現氏子でなき大屋村より將軍に擬する者と従者七人来る。而して將軍は甲冑に装ひ、他は古式による従者の装ひの為、この際、金幣捧持者は、往時將軍参向の際、供奉したると伝ふ。藤村の姓なるもの、年毎巡回にその役に当り、他はせしめず。次に白幣捧持の神幸あれど、この白幣は千年祭に奉幣したるものなるらし。流鏑馬は、この神幸式を竟えて後、馬場にてなせと直に弓をとりてなすは、前述嚴重性のある奥荒田村の騎手のみなり。他は定数、馬場を往復駆くのみ。この騎者はこの行事に当るに際し、特別の禊齋をなす。流鏑馬次第は神幸式後、直にとりかゝり、定回数の中頃よりはじむ。目下、この記録等は省異のまゝ、在れど復古したき意思あり

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

元旦に広前にて火をたく。但し、大きな火といふには
当たらずれど、門立しに於ては先づ近し

【宮座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「文書記録」

3 「類似の組織」 伊勢講はあり

4 「解体した座」 不詳

村社 稻荷神社

多可郡松井庄村大字熊野部(多可町)

神職名 村木義蔵

【神職】

2 「一年神主」

神職に代わりて、禱人(当人)と称して、一年交代の
制あり。然して一代一度といふ制、年長順に神社の世
話係の意味、祭祀準備手伝、或は神職の下働きといふ
意味。葬儀に立合はざること。特に身を清浄にするこ
と

【氏子】

1 「氏子区域」 松井庄村熊野部

4 「婿入り」

大夫成、烏帽子成と称して、例祭に出御の(閏年のみ)

神輿をかつぐ義務を有す

5 「若衆入り」

行事といふほどのことなし。家計にふさわしく酒を
す、むる程度

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭、例祭、大祓、新嘗祭、藤人祭、当人引継祭、
追儺祭

2 「田植祭」 宮田はあれど、田植祭なし

3 「特殊神饌」

御当(御禱)わたし(当人引継の条)。かます入にして、
一斗二升の鏡餅を一重さ、ぐ。この量の中より小餅十
二ケをとりて、共に神饌とす。閏年は十三ケとす。外
に牛蒡の太筆大のものを味噌合にして捧げ、これをい
ただく

【別紙】3、特殊なる神饌には当たらず、

正月二日の本当の引継の条、「牛王」と称して、杉の
実のりよき枝をさ、げてこれを拝受する。豊作の兆と
して苗代にまつるといふ。外に土器に土器をわりたる
粉を神酒にて粘り、これを各人の額につけて魔除けを
意味する行事ありし

4 「当屋の決定」 年長順にして同年輩の場合は、抽籤とす

5 「当屋の任務」

直接の神社係にして（外の氏子惣代はあり）、神職の下働き役としてみとむ

6 「当屋の交代」

旧正月二日（本当といふ）、旧正月十六日追儺式、やはり当人ひきつぎの式と共にす

7 「特殊神事」

追儺式は、武者当といひ、鬼の字を的にして（的の裏にひそめ）、当人が弓にて射るなり

【別紙】追儺式 武者当引継の際、行ふ次第

次第

- 一、神前に奏上 修祓・祝詞・当人誓詞・参拝
- 二、（射的場（追儺式場））修祓は、一の修祓に次いでなす

- 三、次 追儺式奉仕者は、当人二人 処定の位置に付く
- 四、次 神酒を授く（射手に）

- 五、追儺 的を弓に依りて射る

これより先、的をしつらへ置き、その中心に鬼と書したるをひそましむ

- 各二回 一回矢五本、一矢、一矢到達点を記録す
- 六、行事竟ゆれば、記録と鬼とを神前に捧げて拝礼

神職は追儺のいたれるを奏上す。

- 七、氏子一同拝殿に円坐して神酒と、3なる特殊神饌 牛蒡の味噌合をいただく。これにて終了

- 8 「藁蛇の神事」 なし
- 9 「火焚の神事」 なし。

正月の志米飾なども焼かざる風習なり

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 2 「文書記録」 なし
- 3 「類似の組織」 伊勢講はあり
- 4 「解体した座」 なし

村社 大歳神社 多可郡中町大字東山字村上西山（多可町）

神職名 内藤利男

報告者 大西義治

【氏子】

- 1 「氏子区域」 中町東山
- 4 「婿入り」 御当を受けたる後、氏子となる
- 5 「若衆の行事」 拾五才より三十迄（マヤ）て、神角力を奉仕する

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 毎年、節句祭
- 2 「田植祭」 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 毎年一番より、戸主の年長者たる者に定める
- 5 「当屋の任務」 壺ヶ年間、宮の掃除及雑務に服する
- 6 「当屋の交代」 祭後、翌日に交代す

- 7 「特殊神事」 〓 8 「藁蛇の神事」
- 9 「火焚の神事」 毎年杓月十五日、七五三を焼く

【宮座】 なし

村社 **名越神社** 多可郡中町大字田野口字窺町（多可町）

神職名 内藤利男
報告者 岩本利一

【氏子】

- 1 「氏子区域」 中町田野口
- 4 「婿入り」 宮詣りをなしたる後、氏子となる
- 5 「若衆の行事」 拾五才以上、参拾才迄となす

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 神嘗祭 拾月十七日
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 無し
- 4 「当屋の決定」 抽籤を以てなす
- 5 「当屋の任務」 祭典の補助、並神社境内の掃除等を分担す
- 6 「当屋の交代」 四月三日
- 7 「特殊神事」 〓 8 「藁蛇の神事」 無し
- 9 「火焚の神事」 左義長の行事をなす

【宮座】 無し

村社 **加都良神社** 多可郡中町大字天田字当ノ木（多可町）

神職名 内藤利男
報告者 吉田與三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 中町天田

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 九月九日節句祭
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 申込により決定す
- 5 「当屋の任務」 宮掃除、祭の補助
- 6 「当屋の交代」 薬師当なるを以て、寺院に於て行ふ
- 7 「特殊神事」 花合せとて、十五日年越、社前に於て村人榊の木を持ち叩合ふことあり
- 8 「藁蛇の神事」 なし
- 9 「火焚の神事」 旧正十四日、七五三焼を行ふ

【宮座】 ナシ

村社 大歳金刀比羅神社

多可郡中町大字鍛冶屋字ヌタノ谷(多可町)

神職名 内藤利男

報告者 遠藤田三郎

【氏子】

1 [氏子区域]

中町鍛冶屋

6 [年齢階梯制]

六十五才以上本当、式十五才以上中老、十五才以上若衆

【祭礼】

1 [祭の日時]

旧参・六・拾の各月九日、十日金刀比羅祭及三公祭

2 [田植祭] 3 [特殊神饌] なし

4 [当屋の決定] 年長より二名選任、一代当とす

5 [当屋の任務] 祭典補助及宮域清掃

6 [当屋の交代] 一月一日

7 [特殊神事]

【別紙】

一、雀のもん(もんは物の意にて雀の飼料の意か)

昔は当人背に藁苞を負ひ、晒木綿にて鉢巻をなし、杖をつき、各戸を訪ひ一握りの玄米を貰ひ受けて当家に帰る(中途七戸を廻る事に改め、今は廻らず、部落より米を交付する事と改めたり)

十二月三十一日、当家にありては、両親揃ひし青年四人の奉仕により、穴深き立臼と釜及突棒を三本用意して当人の帰るを待つ

当人帰り来るや、礼服にて着坐して式を始む。此の式終る迄、列席の者一同無言なるを以て、榊葉一葉を喰はへる

青年の一人、釜の下を焚きて米壺升を当人に見すれば、当人の一人が一升五合と称ふ。此米を程よく煎りて臼に入れ、三人の青年突棒にて調子を合せ、つきこなし。藁苞に入れる(これより前、当人の一人は藁苞を負ひ、背を向けて待つ)。水引をかけたれば、後より押して奥の間より外へ押し出す。押し出されたる当人は、大声にワアーと笑ひ、一同も又、此に和してワアーと笑ひ式を終る

これより当人は、羽織袴に晒の鉢巻のま、苞を負ひ、杖をつき、氏神に詣で、立会の者も後につゞき小さき檜の割へぎにて、本社を始め小社に至る迄、此の煎米を供へ、後一同神酒・煮メを頂きて帰る

苞は鈴の緒に下げ置けば、参拝者一同之を頂く事、今に变らず

之を雀のものと称し、大切なる儀式とせり

二、花合せ

元朝、社前長床にて当人二人向ひ合ひ、上座・下座共に檜の杖を持ちて叩合ふ事、一再「大歳こうとし、

御祝ひ申す」と称ふ。昔は一方は子供なりし由なるも、今は当人にて行ふなり。終りて、宮の禱に列す

以上

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」 一月十五日、旧正共、注連焼を行ふ

【宮座】 なし

郷社 **加都良神社** 多可郡中町大字間子宮山（多可町）

神職名 内藤利男

報告者 小林五吉

【氏子】

1 「氏子区域」 中町間子

6 「年齢階梯制」 十五才以上、若衆以上をおとなとなす

【祭礼】

1 「祭の日時」

三公祭 三月八日、祈年 十月八日、例祭 十二月八日、新嘗祭を行ふ外なし

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 用ひません

4 「当屋の決定」

一代当にして、希望者の内、年長より一名を選任します

5 「当屋の任務」 祭典補助、神域の清掃に任じます

6 「当屋の交代」 旧正月元旦を以て交代します

7 「特殊神事」

三月八日お当を行ひ、氏子を招宴して豊稔を祈ります

8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」

旧正月十四日、注連焼を行ひ、狐狩とて村境に幣を立て、悪魔除を祈ります

【宮座】 ありません

指定村社 **山神社** 城崎郡清瀧村大字山宮（豊岡市）

神職名・報告者 田中正臣

【氏子】

1 「氏子区域」 兵庫県城崎郡清瀧村山宮

5 「若衆入り」

御酒を御供し、若衆等には金一封を寄付します。但（身分に応じて寄付をなす）

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月九日、祈年祭 三月廿日、新嘗祭 十一月廿六日

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 村総代がします

5 「当屋の任務」 当屋、祭典の準備を斡旋します

6 「当屋の交代」

旧正月に寄合つて、其際改選します。一年交代

7 「特殊神事」 〓 8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

旧正月十五日、神社境内外にて大火燃す事あり

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〓 2 「文書記録」

3 「類似の組織」 産土講、日待講あり

4 「解体した座」

村社 岩戸神社 氷上郡國領村大字國領字高雄（丹波市）

神職名・報告者 兼務社掌・松井宗治

【神 職】

2 「一年神主」

年番禰宜と称するものがあります（一年交代）。それは、毎年一月十五日おみくじにて氏子民の中より決めます。行為 〓 掃除、宮守。注意 〓 不浄の場所に立寄りぬ事、喪に服したる時は、臨時代人を置く

【氏 子】

1 「氏子区域」 國領一円

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十七日

2 「田植祭」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし 該当事項なし

2 「文書記録」 ありません

3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 不明

村社 八田神社 氷上郡大路村大字中山字桂（丹波市）

神職名・報告者 兼務社掌・松井宗治

【神 職】

2 「一年神主」

年番宮守なるものがあります（二年交代）。それは、部落内に五組の伊勢講があり、その講員中より一名を推選す。推選されし者は、境内の浄化、献灯或は神饌等をお供ふ。注意としては、不浄の場所に立寄りぬ事、喪に服したる時は臨時代人をして奉仕す

【氏 子】

1 「氏子区域」 中山一円

5 「若衆入り」

毎年四月三日、青年団入退奉告祭（兼務社掌出張）を

行ひ、直後神前に宣誓式を行ふて入退します

阿萬村、阿萬浦、稲田村、新田村、筒井村

6 [年齢階梯制] 戸主、青年の別あり

【祭 礼】

1 [祭の日時] 例祭十月十七日

【祭 礼】

1 [祭の日時]

初宮 正月五日、祈年祭 二月廿日、春祭(例祭) 四月十五日、七月三十日祭(夏祭)、馬祭(九月十五日)、十一月二十三日 新嘗祭

2 [田植祭] 6 [当屋の交代] なし

7 [特殊神事] 神幸式 例祭日当日 次第 祭典後 午前八時発御

1 先導 伊勢講員礼装、2 大麻 伊勢講員礼装、3 金幣二本、白幣一本(神輿の代り) 伊勢講員、4 神饌 同じく講員礼装、5 神職 徒歩、6 氏子総代供奉 第一御旅所着 午前九時 献饌・祝詞、直に第二御旅所着 午前九時三十分 献饌・祝詞、直に還行 午前十一時頃 御還行報告祭

8 [藁蛇の神事] 9 [火焚の神事] なし

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] なし

4 [解体した座] 不明

【宮 座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] なし

4 [解体した座] 不明

【宮 座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] なし

4 [解体した座] 不明

【宮 座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] なし

4 [解体した座] 不明

【宮 座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] なし

4 [解体した座] 不明

【氏 子】

1 [氏子区域]

郷社 八幡神社

三原郡阿萬町大字阿萬村字本庄(南あわじ市)

神職名・報告者 前川 奉

【氏 子】

1 [氏子区域]

[座衆の人員] 三才頭二百人、二十才頭約四十人

[座人の資格] 三才、二十才(男のみ)

[宮座の建物] なし

1 [宮座の有無] 龜岡頭

【宮 座】

1 [宮座の有無] 龜岡頭

[宮座の建物] なし

[座人の資格] 三才、二十才(男のみ)

[座衆の人員] 三才頭二百人、二十才頭約四十人

〔座入り儀礼〕 〔組織階級〕 なし

〔宮座衆の姓〕 橋本・阿部・鈴木・江本

〔座を開く時期〕 正月、四月、九月

〔宮座の行事〕 奉幣行事

〔座の財政〕 なし

2 〔文書記録〕 名簿及簡単な規定書あり

3 〔類似の組織〕 別段なし

4 〔解体した座〕 昔も今も不変

郷社 八幡神社 三原郡沼島村大字中区（南あわじ市）

神職名・報告者 沼津政一

【氏子】

1 〔氏子区域〕 沼島村全区域です

5 〔若衆入り〕

男子十五、六才になれば若衆入りをなし、先輩に挨拶をとりかわすのみ

6 〔年齢階梯制〕

古来階級を設け老・壮・若を夫れど帳元、船裁判、若衆と称へています

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

祈年祭 三月八日、臨時祭 旧五月十五日、例祭 十一月三日、新嘗祭 十一月廿六日、厄除祭 旧一月十日

2 〔田植祭〕 ありません

3 〔特殊神饌〕 用いません

4 〔当屋の決定〕

今は有りませんが、古来氏子中有産者を選び、当屋といたしました

5 〔当屋の任務〕

他当屋の家族、並びに神社奉仕関係者の凡てに対し、饗応をなすもので有ります

6 〔当屋の交代〕

当屋を一年交代制にて抽籤により決めました

7 〔特殊神事〕

旧正月十日に厄除祭を行ひ、氏子中大厄に当れる男女は、子刻前後社頭に参拝、厄除開運を祈願いたします

8 〔藁蛇の神事〕 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 〔文書記録〕 ありません

3 〔類似の組織〕 五人組の組織が、以前はありました

4 〔解体した座〕 座は有りません

明石市

県社 柿本神社 明石市人丸町三四三番地（明石市）

神職名 岩林茂雄

報告者 崇敬者総代協議

【氏子】

1 「氏子区域」 崇敬者、明石を中心として付近

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 四月十七・十八・十九日

2 「田植祭」 〳 6 「当屋の交代」 無

7 「特殊神事」

無。但、四月十八日 神幸祭執行、十九日 御湯式執行、十一月廿三日午前 新嘗祭、午後 火災除祭 御湯式執行

8 「藁蛇の神事」 〳 9 「火焚の神事」 無

【宮座】

1 「宮座の有無」 〳 2 「文書記録」 無

3 「類似の組織」 人丸講、特別行事無

4 「解体した座」 無

村社 若宮神社 明石市当津一番町（明石市）

神職名・報告者 兼務・井上清治

【氏子】

1 「氏子区域」

一区域は約三百戸（一区域を以て氏神を維持す）

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（二月廿一日）、新嘗祭（十一月廿五日）、例祭（十月八、九日）

2 「田植祭」 〳 8 「藁蛇の神事」

項目に合ふ行事なし

9 「火焚の神事」

火を燃す行事は佐義長祭だけにして、此の行事は、伊弉冉美神社（イサハミ）に依り奉仕す

【宮座】 昔は如何、今は知る人もなし、文書録もなし

県社 伊弉冉神社 明石市当津一番町（明石市）

神職名・報告者 井上清治

【氏子】

1 「氏子区域」 一区域約三百より四百戸になる

7 「その他」

当社に、氏子総代以外に宮委員と云ふものありて、万事宮の諸議事を論じ、氏子総代にかけける旧習あり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（二月廿日）、例祭（十月九、拾日）、新嘗祭（十一月廿四日）、春祭（四月拾日）、夏祭（七月廿三・廿四日）、佐義長祭（二月十五日）

2 「田植祭」

無し

3 「特殊神饌」

別段記す程の事もなし

4 「当屋の決定」

当社には別段なし

5 「当屋の任務」

〽8 「藁蛇の神事」 〽 右

9 「火焚の神事」

正月十五日に佐義長祭を行ふ際、火を燃し、神事を行ひます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

昔は如何が、今は知る人も無し

2 「文書記録」

無し

3 「類似の組織」

御当^{オトウ}と云ふものありて、正・五・九月にお宮の拝殿にこもり、夜を明かし、明方に神を拝して御開きする

4 「解体した座」

文書類もなきため、知るよしもない。古老に聞けど知らず

養父郡

郷社 盈岡神社

養父郡大藏村大字宮内字鈴竹（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【氏 子】

1 「氏子区域」

宮内、法道寺、岡の三部落

5 「若衆入り」

馬かけり、角力の行事在り。又、弓の行事あり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月十八日 厄神祭、祈念祭 十月十五日、例祭 十一月廿三日、新嘗祭

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

小学校より、新嘗祭に新穀を供進す

4 「当屋の決定」

部落別に順番に定め、氏子惣代其責任を帯ぶ

5 「当屋の任務」

年中の境内掃除、祭事の餅等及神饌の任

6 「当屋の交代」

十二月二十五日 毎年

7 「特殊神事」

〽9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

全部なし

村社 **若宮神社** 養父郡大藏村大字高田字茶白山（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神職】

2 「一年神主」

古は年番神主とす。氏子が抽籤にて是を定む。今は専務神職あり

【氏子】

1 「氏子区域」

高田

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月二十日 祈年祭、十月十六日 例祭、十一月二十五日 新嘗祭

日 新嘗祭

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

小学校より、新嘗祭に新穀を供進す

4 「当屋の決定」

氏子の内、抽籤にて定む

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、及祭事の神饌奉納の任を掌る

6 「当屋の交代」

毎年例祭の節

7 「特殊神事」

～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

全部なし

村社 **御所森神社** 養父郡大藏村大字堀畑字森（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神職】

2 「一年神主」

以前は神子ありて、神主を務む。現在は神職専務す

【氏子】

1 「氏子区域」

堀畑

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月十九日 祈年祭、十月十九日 例祭、十一月廿四日 新嘗祭

日 新嘗祭

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

小学校より、新嘗祭に新穀を供進す

4 「当屋の決定」

氏子の内、抽籤にて定む

5 「当屋の任務」

年中境内の掃除、及神社祭事の神饌奉納の任務す

6 「当屋の交代」

毎年例祭の節

7 「特殊神事」

～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

全部なし

村社 **若宮神社**

養父郡大藏村大字宮田字深谷（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神職】

2 「一年神主」

以前、年番神主。氏子の内、抽籤にて是を務む。現在は神職専務す

【氏子】

1 「氏子区域」

宮田

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十七日例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子の内、抽籤にて定む

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、祭事の神饌を任務す

6 「当屋の交代」

例祭の節

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

全部なし

村社 **三柱神社**

養父郡大藏村大字高瀬字木戸（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【氏子】

1 「氏子区域」

高瀬

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十七日例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子内抽籤にて定む

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、及祭事の神饌を任務す

6 「当屋の交代」

毎年例祭の節

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

全部なし

村社 **大歳神社**

養父郡大藏村大字土田字上ノ山（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神職】

2 「一年神主」

年番神主。氏子内、抽籤にて一年交代。御本殿の御鍵を掌る。現在は神職専務す

【氏子】

1 「氏子区域」

土田

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十七日例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子内、抽籤にて定

- 5 [当屋の任務] 年中境内掃除、祭事の神饌を任務す
- 6 [当屋の交代] 毎年例祭の節
- 7 [特殊神事] 〳9 [火焚の神事] なし

【宮座】 全部なし

村社 内倉神社 養父郡大藏村大字東谷字宮本（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

- 【神職】
- 2 [一年神主] 以前は、氏子内有志者を任撰して神主とし、御鍵及祭典の事を掌る。現在は、神職専務す

- 【氏子】
- 1 [氏子区域] 東谷

- 【祭礼】
- 1 [祭の日時] 二月二十一日 祈年祭、十月十六日 例祭、十一月二十

六日 新嘗祭

- 2 [田植祭] 〳3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 氏子内順番にて是を定む
- 5 [当屋の任務] 年中境内掃除、祭事の神饌を任務す
- 6 [当屋の交代]

- 7 [特殊神事] 〳9 [火焚の神事] なし
- 毎年十二月御當祭を致し、氏子中当屋に集り、神酒及御飯を戴く

【宮座】 全部なし

村社 手谷神社 養父郡大藏村大字寺谷字宮森（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

- 【氏子】
- 1 [氏子区域] 寺内（谷カ）

- 【祭礼】
- 1 [祭の日時] 十月十七日 例祭
- 2 [田植祭] 〳3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 氏子内抽籤にて定む
- 5 [当屋の任務] 年中境内掃除、神饌を任務し、御鍵を掌る

- 6 [当屋の交代] 氏子内、旧十一月一日御當祭を行ひ、氏子中当屋に集り、御酒・御飯を戴き、抽籤す

- 7 [特殊神事] 〳9 [火焚の神事] なし

【宮座】 全部なし

村社 **桐原神社**

養父郡糸井村大字室尾字男山（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神 職】

2 「一年神主」

古は別当寺ありて、和尚神事一切を掌る。現在は、神職専務す

【氏 子】

1 「氏子区域」

室尾

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月一日 例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子順番にて受持

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、神饌を任務す

6 「当屋の交代」

例祭の節

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

全部なし

村社 **熊野神社**

養父郡糸井村大字朝日字下小嶋（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【氏 子】

1 「氏子区域」

朝日

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月十八日 例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子順番にて受持

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、神饌品を任務す

6 「当屋の交代」

例祭の節

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

全部なし

村社 **立石神社**

養父郡糸井村大字内海字炭山谷（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【氏 子】

1 「氏子区域」

内海

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月八日 例祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子順番にて受持

5 「当屋の任務」

年中境内掃除、神饌品を任務す

6 「当屋の交代」

例祭の節

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

全部なし

村社 **若宮神社** 養父郡糸井村大字高生田字水上（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕 高生田

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 十月十七日例祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 氏子内、抽籤にて定む

5 〔当屋の任務〕 年中境内掃除、及神饌品を任務す

6 〔当屋の交代〕 例祭の節

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

全部なし

村社 **佐岐津彦神社** 養父郡糸井村大字寺内字寺内（朝来市）

神職名・報告者 杉原岩吉

【神職】

2 〔一年神主〕

古は、神子ありて神主とし、祭事を掌る。現在は、神職専務す

【氏子】

1 〔氏子区域〕 寺内

5 〔若衆入り〕 若衆のザンザカ踊をする夏祭りあり

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

十月十七日例祭、七月十五日ザンザカ踊の夏祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 氏子抽籤にて定む

5 〔当屋の任務〕 年中掃除、神饌品任務す

6 〔当屋の交代〕 例祭の節

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

全部なし

村社 **十六柱神社** 養父郡糸井村大字林垣字馬場（朝来市）

神職名・報告者 杉原 岩吉

【神職】

2 〔一年神主〕

古は、神社に縁故ある家、代々鍵取神主として祭事を掌る。現在は神職専務す

【氏子】

1 〔氏子区域〕 林垣、寺内一部分

5 〔若衆入り〕 若衆の大角力を行ふ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月二十八日 祈年祭、十月十八日 例祭、十二月一

日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 氏子抽籤にて定む

5 「当屋の任務」 年中境内掃除、神饌品を任務す

6 「当屋の交代」 毎年例祭の節

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

全部なし

村社 男阪神社

養父郡養父市場村大字宮垣（養父市）

神職名・報告者 伊藤千尋

【氏 子】

1 「氏子区域」

宮垣

【祭 礼】

1 「祭の日時」 十月十四、十五日 例祭

2 「田植祭」 御田は有りますが、田植祭は行ひません

3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

氏子総代二名有りて、社用・雑務一式を行ふ

5 「当屋の任務」 〓 9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 威徳神社

養父郡糸井村大字竹ノ内（朝来市）

神職名・報告者 伊藤千尋

【氏 子】

1 「氏子区域」

竹ノ内、和田

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三月十七日 祈年祭、十月十八・十九日 例祭、十一月

二十三日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 毎年氏子中の抽籤による

5 「当屋の任務」 祭典其他、一年間一切の社用を行ふ

6 「当屋の交代」 例祭当日、社前にて交代す

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 水谷神社

養父郡養父市場村大字奥米地（養父市）

神職名・報告者 伊藤千尋

【氏 子】

1 「氏子区域」

奥米地

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 十一月十七日 例祭
- 2 「田植祭」 〽 3 「特殊神饌」
- 4 「当屋の決定」

祭典当日、神前にて村内特定の当屋を持ちて、恥かしならざる。定まれる家の戸主にて、抽籤を行ひて定む。祭典当日は、一切の社務を行ふ

- 5 「当屋の任務」 〽 6 「当屋の交代」
- 7 「特殊神事」

村内七十才以上の老人、社前に集合し、鉄砲等を片手にして田陣を作り、歩ぶみして踊りし後、直会を喫する。別に名称はない様です

- 8 「藁蛇の神事」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 宇留破神社 養父郡養父市場村大字口米地（養父市）

神職名・報告者 伊藤千尋

【氏子】

- 1 「氏子区域」 口米地、鉄屋米地

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 十月九日 例祭
- 2 「田植祭」 〽 3 「特殊神饌」
- 4 「当屋の決定」

- 5 「当屋の任務」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

県社 養父神社

養父郡養父市場村大字養父市場字宮ノ谷（養父市）

神職名・報告者 伊藤千尋

【氏子】

- 1 「氏子区域」

養父市場、大藪、藪崎、口米地、鉄屋米地、奥米地、中米地、大塚、小城、西藪崎

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

二月 日 祈年祭、旧正月二十五日祭、四月十五・六日 御當祭、八十八夜當月祭、十月十日 例祭、十一月二十二日 新嘗祭

- 2 「田植祭」 〽 3 「特殊神饌」 有りません

- 4 「当屋の決定」

別に当屋はなく、氏子総代が主に雑務を行ひます

- 5 「当屋の任務」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 三柱神社 養父郡廣谷町大字新津（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 氏子区域 養父郡廣谷町新津

【祭礼】

1 祭の日時 毎年十月十七日之例祭のみです

2 田植祭 〓 3 特殊神饌

4 当屋の決定

例祭から例祭迄、五人之者が順番に務めます

5 当屋の任務

例祭の時の神饌物、神職の接待に当る位です

6 当屋の交代 〓 9 火焚の神事

【宮座】

村社 谷武神社 養父郡廣谷町大字上野字谷間地（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 氏子区域 養父郡廣谷町谷間地

【祭礼】

1 祭の日時 毎年旧九月九日之例祭のみで有ります

2 田植祭 〓 3 特殊神饌

4 当屋の決定

例祭之当日、順番を以て七人が神事を務めます。不断之境内清掃と、例祭当日神饌之調度をなすだけです

5 当屋の任務 〓 9 火焚の神事

【宮座】

村社 瀧谷神社 養父郡廣谷町大字上野（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 氏子区域 養父郡廣谷町上野

【祭礼】

1 祭の日時 毎年旧九月九日之例祭のみです

2 田植祭 〓 3 特殊神饌

4 当屋の決定

例祭当日、七人づゝが順番に、次年之例祭迄の神事を務めます。不断の清潔保持と、例祭当日之諸奉仕位いです

5 当屋の任務 〓 9 火焚の神事

【宮座】

村社 **白岩神社** 養父郡廣谷町大字大坪（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕 養父郡廣谷町大坪

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十七日之例祭のみで有ります

2 〔田植祭〕 〽 3 〔特殊神饌〕

4 〔当屋の決定〕

例祭から例祭迄、三人づゝ順番、神事を務めます

5 〔当屋の任務〕 〽 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **産霊神社** 養父郡廣谷町大字浅野（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕 養父郡廣谷町浅野

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十六日之例祭のみで有ります

2 〔田植祭〕

3 〔特殊神饌〕

古来甘酒祭と称し、甘酒を饌したそうですが、今は廢

つて居ます

4 〔当屋の決定〕

例祭之当日、順番を以て、五人が次年之例祭迄神事を務めます

5 〔当屋の任務〕 〽 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **須賀神社** 養父郡廣谷町大字稻津（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕 養父郡廣谷町稻津

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十六日之例祭のみで有ります

2 〔田植祭〕 〽 3 〔特殊神饌〕

4 〔当屋の決定〕

氏子総代三人が、一人づゝ一年交代で、他之三人之氏子（是も毎年順番に）と共に神事を務めます

5 〔当屋の任務〕 〽 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **乙屋神社** 養父郡廣谷町大字畑字乙屋（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕 養父郡廣谷町畑字乙屋、下谷

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十五日之例祭のみです

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕

4 〔当屋の決定〕

当屋と言ふのは有りません。世襲之氏子総代が三戸有りまして、専ら神事を務むるので有ります。最も、例

祭之前日から、氏子の青年総動員で社内外之大掃除、土俵の築造等に当ります

5 〔当屋の任務〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **玉水神社**

養父郡廣谷町大字伊豆・左近山・玉見（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕

養父郡廣谷町伊豆・左近山・玉見三部落です

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十六日之例祭のみです

2 〔田植祭〕

3 〔特殊神饌〕

宮本之玉見区長之専任で、是に殆ど世襲之宮掛りが三名有りまして神事を務めるので、境内は何時も清潔が保たれて居ます

4 〔当屋の決定〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **八幡神社** 養父郡廣谷町大字畑字上谷（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 〔氏子区域〕

7 〔その他〕

例祭之時、祝詞奏上之終を待ち、当番自製之紙的に向
け、氏子各自に調へ置ける竹之弓に、竹之矢をつがへ
て射ます

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 毎年十月十五日（新）之例祭のみです

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕

4 〔当屋の決定〕

例祭から例祭迄、順番に二人が神事を務めることになつて居ます。境内之清潔に注意したり、例祭之時之神饌を整へたりする位です

5 「当屋の任務」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 十二所神社 養父郡廣谷町大字十二所（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 「氏子区域」 養父郡廣谷町十二所

【祭礼】

1 「祭の日時」 毎年旧十月十五日之例祭のみです

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

例祭から例祭迄、毎年七人が順番に神事に当ります。

例祭之神饌物、境内之掃除などをするだけです

5 「当屋の任務」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 輕部神社 養父郡廣谷町大字上箇（養父市）

神職名・報告者 田村元恭

【氏子】

1 「氏子区域」 養父郡廣谷町廣谷・上箇二部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭、節分、一月一日の外有りません。例祭は、旧九月九日です

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 例祭を以て当代りをします

5 「当屋の任務」

一年中（翌年の例祭迄、境内の掃除、点灯、神饌物の世話をする位です）

6 「当屋の交代」

二百十六戸之氏子を十四組に分ち、毎年二組づゝが奉仕します

7 「特殊神事」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

郷社 齋神社 養父郡建屋村大字長野字長田（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏子】

1 「氏子区域」

長野（野谷、石ヶ坪、柴、尾ノ上、内山、長野）

5 「若衆入り」 青年奉納角力

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月廿二日 祈年祭、十月二十一日 例祭、十一月二十

九日 新嘗祭、四月十六日 星祭、節分祭、旧八月一日

八朔祭

2 「田植祭」

昔はありたるも、今はなし

3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

氏子を三分して、三カ年一度務める様になす

5 「当屋の任務」

掃除、諸準備、後始末

6 「当屋の交代」

一ヶ年

7 「特殊神事」

〽9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 谷倉神社

養父郡建屋村大字長野字宮山（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏 子】

1 「氏子区域」

長野の一部分

【祭 礼】

1 「祭の日時」

旧九月九日 例祭

2 「田植祭」

〽3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

〽9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 葛神社

養父郡伊佐村大字浅間字大成ル（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏 子】

1 「氏子区域」

浅間の一部

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月十七日 例祭

2 「田植祭」

〽3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

〽9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 柳神社

養父郡伊佐村大字上小田字宮ノ谷（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏 子】

1 「氏子区域」

上小田

5 「若衆入り」

青年奉納相撲

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 十月十七日例祭
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 三柱神社 養父郡伊佐村大字下小田（養父市）

【氏子】

- 1 「氏子区域」 下小田

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 十月十七日例祭
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 春日神社 養父郡伊佐村大字大江（養父市）

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大江の一部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 十月十七日例祭
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 毎年交代にて十人宛
- 5 「当屋の任務」 掃除、神饌調整、後始末
- 6 「当屋の交代」 一ヶ年間
- 7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 船山神社 養父郡伊佐村大字伊佐字船山（養父市）

【氏子】

- 1 「氏子区域」 伊佐
- 5 「若衆入り」 青年奉納角力

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 十月十七日例祭
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 毎年部落の協議に依り、六人宛
- 5 「当屋の任務」 掃除総て監督、神饌の調整、後始末
- 6 「当屋の交代」 満一ヶ年間。一月一日を以て任期とす
- 7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 **若宮神社** 養父郡伊佐村大字大江字宮山（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏子】

1 〔氏子区域〕 大江の一部分

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 十月十七日例祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 毎年交代にて五人宛

5 〔当屋の任務〕 掃除、其他神饌の調整、後始末

6 〔当屋の交代〕 一ヶ年間

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **花岡神社** 養父郡伊佐村大字坂本字城山（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏子】

1 〔氏子区域〕 坂本全部、大江の一部

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 十月十七日例祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕

坂本本部落、與垣、大江より各二人宛六人

5 〔当屋の任務〕 掃除、神饌調整、後始末

6 〔当屋の交代〕 祭の時のみ

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 **五社神社** 養父郡伊佐村大字岩崎（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏子】

1 〔氏子区域〕 岩崎

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 十月十七日例祭

2 〔田植祭〕 〓 8 〔藁蛇の神事〕

9 〔火焚の神事〕

十月十六日晚、子供が九月より木山積したるを燃すなり

【宮座】

村社 **浅間神社** 養父郡伊佐村大字浅間字井戸ノ上（養父市）

神職名・報告者 安積盛三

【氏子】

1 〔氏子区域〕 浅間

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 四月十五日 例祭、十月十七日 秋祭
- 2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし
- 4 〔当屋の決定〕 部落の協議により、交代制にて十人宛
- 5 〔当屋の任務〕 掃除、神饌調整、後始末
- 6 〔当屋の交代〕 一ヶ年間
- 7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 御井神社 養父郡南谷村大字宮本（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏 子】

1 〔氏子区域〕 一（宮本）

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 しがさんちち（旧四月三日）現在は五月三日、八朔祭り（旧八月一日）神輿渡御式
- 2 〔田植祭〕 なし
- 3 〔特殊神饌〕 普通
- 4 〔当屋の決定〕 小字にて決定。小字は毎年順番に変更

5 〔当屋の任務〕 神社境内の掃除、祭典の際の諸準備

6 〔当屋の交代〕 年末、拜殿にて当渡しの式を行ふ

7 〔特殊神事〕 特殊なるものなし

8 〔藁蛇の神事〕 なし

9 〔火焚の神事〕 旧暦十一月十五日、萩を刈り集めて燃す

【宮 座】

此の欄該当記事なし

村社 産霊神社

養父郡南谷村大字糸原（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏 子】

1 〔氏子区域〕 一

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕 十月十日
- 2 〔田植祭〕 なし
- 3 〔特殊神饌〕 普通
- 4 〔当屋の決定〕 各モヨリ一年交代に
- 5 〔当屋の任務〕 神域の掃除、祭典の準備
- 6 〔当屋の交代〕 年末
- 7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 菅森神社

養父郡南谷村大字門野（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 氏子区域

一

【祭礼】

- 1 祭の日時

旧六月十四日

- 2 田植祭

なし

- 3 特殊神饌

普通

- 4 当屋の決定

各モヨリを一年交代に

- 5 当屋の任務

お宮の掃除、祭典の準備

- 6 当屋の交代

年末

- 7 特殊神事

9 火焚の神事

なし

【宮座】

なし

村社 清所神社

養父郡南谷村大字須西（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 氏子区域

一

【祭礼】

- 1 祭の日時

旧六月十四日

- 2 田植祭

なし

- 3 特殊神饌

普通

- 4 当屋の決定

各モヨリ一ヶ年交代にて決定

- 5 当屋の任務

お宮の掃除、祭の準備

- 6 当屋の交代

年末

- 7 特殊神事

9 火焚の神事

なし

【宮座】

なし

村社 栲幡原神社

養父郡南谷村大字和田（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 氏子区域

一

【祭礼】

- 1 祭の日時

旧六月十四日

- 2 田植祭

なし

- 3 特殊神饌

普通

- 4 当屋の決定

各モヨリ一ヶ年交代にて順番に決定

- 5 当屋の任務

お宮の掃除、祭の準備

- 6 当屋の交代

年末

- 7 特殊神事

特殊なるものなり

- 8 藁蛇の神事

9 火焚の神事

なし

【宮座】

なし

村社 **和田神社** 養父郡南谷村大字和田字明延（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 一

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 五穀祭 旧六月十四日
- 2 〔田植祭〕 なし
- 3 〔特殊神饌〕 普通
- 4 〔当屋の決定〕 モヨリ順番に行ふ
- 5 〔当屋の任務〕 お宮の境内、掃除
- 6 〔当屋の交代〕 年末に交代
- 7 〔特殊神事〕 神舞、氏子の子供等、笛・太鼓・三味線に合せて舞ふ
- 8 〔藁蛇の神事〕 なし
- 9 〔火焚の神事〕 旧十一月十五日、萩を燃やす

【宮座】

なし

村社 **二ノ宮神社** 養父郡口大屋村大字夏梅（養父市）

神職名・報告者 寺尾三尾

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 一

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 十月十七日
- 2 〔田植祭〕 なし
- 3 〔特殊神饌〕 普通
- 4 〔当屋の決定〕 各モヨリ一年交代に順番に行ふ
- 5 〔当屋の任務〕 お宮の掃除
- 6 〔当屋の交代〕 祭典の翌日、当渡しの式を行ふ
- 7 〔特殊神事〕 〽9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 **一ノ宮神社** 養父郡口大屋村大字中村（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 一

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 十月十六日
- 2 〔田植祭〕 〽3 〔特殊神饌〕 なし
- 4 〔当屋の決定〕 上・中・下の三モヨリ一ヶ年交替
- 5 〔当屋の任務〕 宮の掃除
- 6 〔当屋の交代〕 祭の翌日当屋にて新旧当渡しの式を行ふ
- 7 〔特殊神事〕 〽9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 三柱神社

養父郡口大屋村大字樽見(養父市)

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 [氏子区域]

一

【祭礼】

1 [祭の日時]

秋祭り 十月十七日、卯の當祭り 旧十一月上卯日

2 [田植祭]

なし

3 [特殊神饌]

普通

4 [当屋の決定]

各「モヨリ」一年代りに

5 [当屋の任務]

お宮の掃除

6 [当屋の交代]

卯の當祭りの翌日、当屋にて当渡し

7 [特殊神事] 〃9 [火焚の神事] なし

【宮座】

なし

村社 日枝神社

養父郡大屋村大字山路(養父市)

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 [氏子区域]

二

【祭礼】

1 [祭の日時]

夏越祭 七月十五日

2 [田植祭]

なし

3 [特殊神饌]

普通

4 [当屋の決定]

各「モヨリ」順番に決定

5 [当屋の任務]

お宮の掃除

6 [当屋の交代]

祭りの翌日、当屋にて

7 [特殊神事] 〃9 [火焚の神事] なし

【宮座】

なし

村社 押武者神社

養父郡大屋村大字笠谷(養父市)

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 [氏子区域]

一

【祭礼】

1 [祭の日時]

十月十七日

2 [田植祭]

なし

3 [特殊神饌]

普通

4 [当屋の決定]

七戸にて輪番

5 [当屋の任務]

お宮の掃除

6 [当屋の交代]

祭りの翌日交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 二ノ宮神社 養父郡大屋村大字大杉（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 「氏子区域」 一

【祭礼】

1 「祭の日時」 ざんざこ祭り 八月十六日

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 普通

4 「当屋の決定」 各「モヨリ」を一年交代に

5 「当屋の任務」 お宮掃除

6 「当屋の交代」

祭典の翌日、当屋にて当渡しをなし、新旧交代となす

7 「特殊神事」

「ざんざこ舞」氏子中男子腰に太鼓をくゝりつけ、大

人四人は背に大団扇をくゝりつけ、唄と笛に合せ乍ら

円形に舞ふ

8 「藁蛇の神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 一ノ宮神社 養父郡大屋村大字加保（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 「氏子区域」 一

【祭礼】

1 「祭の日時」

節句祭り（旧九月九日）現在は新曆十月九日

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 各「モヨリ」を交代に

5 「当屋の任務」 お宮の掃除

6 「当屋の交代」 お祭りの翌日当屋にて新旧交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 三ノ宮神社 養父郡西谷村大字筏（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

1 「氏子区域」 一

【祭礼】

1 「祭の日時」 旧六月七日

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 なし

- 4 「当屋の決定」 各モヨリを輪番に
- 5 「当屋の任務」 お宮の掃除
- 6 「当屋の交代」

年末に交代。当屋にて当渡しを行ふ。——旧当屋より
新当屋へ

- 7 「特殊神事」 〓9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 上森神社 養父郡西谷村大字藏垣（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

- 【氏子】
- 1 「氏子区域」 一

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 秋祭り 十月十七日
- 2 「田植祭」 なし
- 3 「特殊神饌」 普通
- 4 「当屋の決定」 一年代りにて輪番
- 5 「当屋の任務」 祭典準備、神域の掃除
- 6 「当屋の交代」 祭日、式後当屋にて当渡しをなす
- 7 「特殊神事」 〓9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 三社神社 養父郡西谷村大字若杉（養父市）

神職名・報告者 寺尾三良

【氏子】

- 1 「氏子区域」 一

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 秋祭り（旧十月十五日）
- 2 「田植祭」 なし
- 3 「特殊神饌」 普通
- 4 「当屋の決定」 祭の式後、抽籤にて決定
- 5 「当屋の任務」 神域の掃除、祭典の準備（幟立て、其他）
- 6 「当屋の交代」 祭の式後、当渡しの式あり
- 7 「特殊神事」 「弓引き」的を射る——番籤の順により、一人一矢
づ、射る
- 8 「藁蛇の神事」 〓9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 此の欄該当なし

村社 三柱神社 養父郡八鹿町大字小佐字今井（養父市）

神職名
報告者 奥田卓二

【氏子】

- 1 「氏子区域」 八鹿町小佐今井部落全部

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十七日

2 「田植祭」 なし

3 「特殊な神饌」 用ひず

4 「当屋の決定」 当屋なし

5 「当屋の任務」 〽6 「当屋の引継ぎ」

7 「特殊神事」 〽9 「大きな火を燃す」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 なかりき

村社 住吉神社 養父郡八鹿町大字小佐字石堂（養父市）

神職名
報告者 奥田卓二

【氏 子】

1 「氏子区域」 八鹿町小佐石堂部落

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十七日

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 用ひず

4 「当屋の決定」 当屋なし

5 「当屋の任務」 〽6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 〽9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 なかりき

村社 三柱神社 養父郡八鹿町大字日畑字日畑（養父市）

神職名
報告者 奥田卓二

【氏 子】

1 「氏子区域」 八鹿町日畑の大部

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十五日

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 用ひず

4 「当屋の決定」 当屋なし

5 「当屋の任務」 〽6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 〽8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」 例祭当日、境内に大火を燃やす

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 なかりき

村社 日枝神社

養父郡八鹿町大字九鹿字九鹿（養父市）

神職名

報告者 奥田卓二

【氏子】

1 〔氏子区域〕

八鹿町九鹿、九鹿部落全部

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日

2 〔田植祭〕

なし

3 〔特殊神饌〕

用ひず

4 〔当屋の決定〕

当屋なし

5 〔当屋の任務〕 〓 6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

なし

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 〓 3 〔類似の組織〕

なし

4 〔解体した座〕

なかりき

村社 火結神社

養父郡八鹿町大字九鹿字岡（養父市）

神職名

報告者 奥田卓二

【氏子】

1 〔氏子区域〕

八鹿町九鹿岡部落全部

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日

2 〔田植祭〕

なし

3 〔特殊神饌〕

用ひず

4 〔当屋の決定〕

当屋なし

5 〔当屋の任務〕 〓 6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

なし

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 〓 3 〔類似の組織〕

なし

4 〔解体した座〕

なかりき

村社 熊野神社

養父郡八鹿町大字小佐字馬瀬（養父市）

〔備考〕馬瀬部落は、小佐及九鹿両区に跨る

神職名

報告者 奥田卓二

【氏子】

1 〔氏子区域〕

八鹿町九鹿、馬瀬部落全部

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日

2 〔田植祭〕

なし

3 〔特殊神饌〕

用ひず

4 〔当屋の決定〕

当屋なし

- 5 「当屋の任務」 〓 6 「当屋の交代」
- 7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 〓 3 「類似の組織」 なし
- 4 「解体した座」 なかりき

村社 三柱神社 養父郡八鹿町大字小佐字中村（竹端）
（養父市）

神職名

報告者 奥田卓二

【氏子】

- 1 「氏子区域」 八鹿町小佐中村部落全部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十七日

- 2 「田植祭」 なし

- 3 「特殊神饌」 用ひず

- 4 「当屋の決定」 当屋なし

- 5 「当屋の任務」 〓 6 「当屋の交代」

- 7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 〓 3 「類似の組織」 なし

- 4 「解体した座」 なかりき

村社 住吉神社 養父郡八鹿町大字舞狂（養父市）

神職名

報告者 奥田卓二

【氏子】

- 1 「氏子区域」 八鹿町舞狂全部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十五日

- 2 「田植祭」 なし

- 3 「特殊神饌」 用ひず

- 4 「当屋の決定」 当屋なし

- 5 「当屋の任務」 〓 6 「当屋の交代」

- 7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 〓 3 「類似の組織」 なし

- 4 「解体した座」 なかりき

村社 屋岡神社 養父郡八鹿町（養父市）

神職名・報告者 奥田卓二

【氏子】

- 1 「氏子区域」 八鹿町

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月廿五日、例祭 十月十五日、新嘗祭 十一月廿八日

2 「田植祭」 〓3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 当屋なし

5 「当屋の任務」 〓6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 〓9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〓3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 なかりき

県社 **名草神社** 養父郡八鹿町大字石原字妙見（養父市）

神職名・報告者 奥田卓二

【神 職】

1 「世襲」

否。明治初期まで、真言宗帝釋寺住職別当たり。其の配下に、神事奉仕の世襲神職に似たるものありたり

【氏 子】

1 「氏子区域」 八鹿町石原全部、同町日畑の一部

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 三月廿五日、例祭 八月一日、新嘗祭 十一月廿三日。お当祭 旧正月十三日、種卸祭 旧四月一日、春季祭 旧四月八日、夏季祭 旧六月十八日：旧例祭なし

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 用ひず

4 「当屋の決定」 地元戸主の談合にて

5 「当屋の任務」 おとうの祭を営む

6 「当屋の交代」

旧正月十二日、当番の宅にて宴あり。その場にて交替を宣す

7 「特殊神事」

おとう祭あり。とう人、旧正月十三日、狩衣姿にて参拝、玉串を捧ぐ

8 「藁蛇の神事」 〓9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〓3 「類似の組織」 なし

4 「解体した座」 なかりき

村社 **楯縫神社** 養父郡建屋村大字町字宮山（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神 職】

1 〔世襲〕

明治維新神仏混合禁止以前は、別当寺建興寺の支配にして、神職はなかりしものと見ゆ。神仏分離後、現任神職の父、県社養父神社神職より兼務神職となりたるなり

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 大字町全部

2 〔戸数〕 現今百四十三戸

記録なく、唯、口碑にのみ残りて確たる証左なきも、天明の頃迄は、大字森部落も当氏子なりしが、当社火災に罹り焼失し、神殿再建の際、大字森は神殿造営の協議に与たらざりしに依り、其時より大字森は氏子を離れたるなりと古老は言伝へり。然れとも考ふるに、大字森にも式内杜内神社ある処より見れば、純なる氏子にあらずして、現今の崇敬者たる性質のものにはあらざりしか

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕

例祭 陽曆十月十二日、祈年祭 陽曆二月廿一日、新嘗祭 陽曆十一月二十九日、祈年祭・新嘗祭は、神饌幣帛料供進指定に始まる

2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕

氏子内を、上之町・上へ町・中町・下モノ町と四組に別ち、上之町より順次に其最寄当番にして、一ヶ年交代なり

5 〔当屋の任務〕

年内神社境内の掃除、年内大祭事（一月より十二月迄一ヶ年間）の神饌物の取集、幟・高張提灯等の裝飾

6 〔当屋の交代〕

十二月三十一日。別に儀式等なく、次当番には口伝するなり

7 〔特殊神事〕 9 〔火焚の神事〕 なし

〔宮座〕

なし

村社 杜内神社

養父郡建屋村大字森字カ、ナベ（養父市）
神職名・報告者 伊藤五百祐

〔神職〕

1 〔世襲〕

明治維新神仏分離前迄は、臨濟宗祐徳寺別当たりしか
如きも、不明なり。神仏分離後、現任神職の一人、県社養父神社神職より兼務神職となりたるなり

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 大字森の一部（小字奥山・原）

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 大正四年迄は陰曆九月九日なりしを、以後陽曆十月九日に改正。祈年祭 大正十二年二月廿四日付、神饌幣帛料供進神社に指定せられしより、此日を以てす。新嘗祭 十一月三十日（祈年祭・新嘗祭は供進指定より始まる）

2 「田植祭」 〽 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 氏子内を三組に別ち、其最寄当番なり

5 「当屋の任務」

年内祭事、神饌物の取集め、幟・高張提灯の裝飾、年内境内掃除

6 「当屋の交代」

例祭日、祭典終了後、午後四時頃神職と共に拜殿に上昇、神職は拜殿正面中央、旧当番は向つて右側、新当番は左側に列座し、神職は旧当番の一ヶ年の労を謝する挨拶をなし。新当番に次の一ヶ年間の注意訓辞をなし。神酒の撤せるを、三ツ組の第一杯を二献受けて、旧当番長（仕長・森部落としての仕長）に授け、旧当番長二献を受けて新当長（仕長）に指し、当番の任務を引継ぐ意味を述べ、新当長も二献飲んで部下の新当番順次に二献つゝを受く。此時、神職は第二杯を取りて二献受けて、之を新当長に授け、新当長二献受けて旧当長に指し、一ヶ年の任務を引受けし意味の挨拶あり。

旧当長二献飲んで部下旧当番の者二献つゝ、頂くなり。両者頂き終れば、二つの杯を同時に神職受けて二献つゝ、注がしめ、二杯を同時に口にして頂き終り、神職より当番交代式の終了を告ぐるなり。此式は、大正十二年の例祭日より行ひ居れり

7 「特殊神事」 〽 9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】 なし

村社 三柱神社 養父郡建屋村大字森字才木南側（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神 職】

1 「世 襲」

明治維新神仏分離迄は、臨濟宗祐徳寺別当たりしか如し、神仏分離後、現任神職の父、県社養父神社神職より兼務神職となりたるなり

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字森の一部（小字森、犬野）

2 「戸数」 現在六十四戸

証左なきを以て明かならざれとも、往古は式内社内神社の氏子なりしも、何時の頃にか一社を建て、杜内神社の氏子も分離したるものなりしと思考せらる。大字町部落の口碑に依れば、天明の頃迄は、楯縫神社の

氏子なりしと言伝へしと。確証なく、崇敬者程度のものなりしならんか

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 大正四年迄は陰暦九月二十八日なりしを、以後陽暦十月二十三日に改正せり。祈年祭 大正十二年二月廿四日、神饌幣帛料供進神社に指定せられしより、此日を以てす（指定に始まる）。新嘗祭 十一月三十日（指供進神社指定に始まる）

2 「田植祭」 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子内を三組に別け、夫れく氏子惣代一名を当番長とし、大字森の仕長一名を以て副長とし、其最寄当番なり

5 「当屋の任務」

年内祭事の神饌物収集、幟・高張提灯等の装飾、年内境内掃除

6 「当屋の交代」

例祭日、祭典終了後、午後四時頃神職と共に拝殿に上昇、神職は拝殿正面中央に下面、旧当番長以下向て右側、新当番長以下は左側に列座し、神職は旧当番一ヶ年の労を謝する挨拶をなし。新当番に次の一ヶ年間の注意訓辞をなし。神酒の撤せるを、三ツ組第一杯を二

献受けて旧当番長に授く、旧当番長二献受けて新当番長に指し、当番の任務を引継ぐ意味を述べ、新当番長二献受け、部下新当番順次二献つゝ、受く。此時、神職

は第二杯を取りて二献受け、之を新当番長に授け、新当番長二献受けて旧当番長を指し、一ヶ年任務を引受けし意味の挨拶あり。旧当番長二献受け、部下旧当番順次二献つゝ、頂くなり。両者頂き終れば、二つの杯を同時に神職受けて、二献つゝ、を注かしめ、二杯を同時に口にして頂き終り、神職より当番交代式の終了を告ぐるなり。此式は、大正十二年の例祭日より行ひ居り

7 「特殊神事」 9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】 なし

村社 中尾神社 養父郡建屋村大字能座字中尾山（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神 職】

2 「一年神主」

十数年前迄は、古来高階氏を名乗る旧家、神殿の御鍵を保管し、氏子は皆之を神主と称し居りたるも、高階氏断絶してより、御鍵は氏子総代中にて保管する事となれり

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 大字能座全部

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 大正五年迄は旧曆九月十三日なりしを、以後陽曆十月十三日に改正せり

- 2 〔田植祭〕

なし

- 3 〔特殊神饌〕

なし。但し、制規の神饌物の外に、宵宮の夜に氏子各戸より農作物の任意の初穂を献し、庭積とす

- 4 〔当屋の決定〕

氏子内を四組に別ち、最寄当番とし、順次に口伝にて次番に送る

- 5 〔当屋の任務〕

年内の祭事の神饌物の取集め、幟・高張提灯の裝飾、年内境内掃除

- 6 〔当屋の交代〕

例祭日を以て期日とし、次番に送る

- 7 〔特殊神事〕 9 〔火焚の神事〕

なし

【宮座】

なし

村社 産霊神社

養父郡建屋村大字餅耕地字矢ノ谷(養父市)

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神職】

- 1 〔世襲〕 別記参照

【別紙】

当氏子鍵預り回家、朝日氏に蔵する記録の写し

一、旧誌に載する所及古老の口碑に依しは、人皇十五代応神天皇の御宇、須留ヶ峯に顕現し給ふ。此山に不植の杉の繁殖するは、其靈跡なりと言伝ふ。御鎮座の地を、宮山と云ふ。接続地、東に大幣太上皇の地名あり。西に矢根作・楯作の字名あり、北に矢ノ谷あり、南に築地ノ内の地名あり。御神殿は南向に建設ありて、妙見宮と称す。正面鳥居の前に、大川東に流れ、此に宮橋架設あり。川の南岸は大道なり。往古神門の古跡と称し、東に六丁距り、今は田となり門田と云ふ地名に残る。其接続地西の二丁を、當田と云ふ。霜月八日の御当祭の米を作る社田なりと云ふ。又、灯明錢を上る田を油田と云ふ地名に残る。今は個人の有に帰す。神主山と云ふ有つて、字名を宮司谷と云ふ。神子屋敷は下屋敷と称し、地名に残る。神子休職の際、器具は朝来郡竹田町表米の宮に譲り、屋敷の旧跡には、石と梅の古木、南天の三種を祭り、神として古跡に残る。其地主、毎年陰十一月二十三日、白米に黒豆十二粒を入れて洗米として祭るの例規に伝へたり。尚、妙見宮別当寺は、辨天山浄法寺と云ふ天台宗あり。文禄年中に廃寺となる。

当寺本尊阿弥陀如来は、木像にして立像なり。作者不詳なるも霊像なり。松下家に遷座し、現に存しあり。浄法寺鎮守の弁才天の尊像も、共に同家に遷祀ると云伝ふ。同寺弁天池の椿の大木年経て枯れたるも、其旧跡は祭り神と称し、毎年陰六月亥の日、稲田祭に小麦餅を以て其地主より祀るの例規に伝ふ。

寺田は今に、浄法寺田と云ふ。此别当寺廃寺となり、以後は満行院（修験者）の受持とし、大祭の節は、竹田町表米宮の神主来り。維新の頃迄続き、維新後は養父神社の神主の受持となる（伊藤社掌曰く、此養父神社の神主とあるは現社掌の亡父なり）

一、文政十三年庚寅三月上棟祭、别当兼務満行院祭典執行神主竹田町表米神社北垣出羽頭正当神子、全朝日越後並に神主物部八幡宮高倉淡路守正喬神子、全朝日某他に成就院務むとなり

一、文久二壬戌年臨時大祭湯立執行

神主 朝来郡竹田町表米神社 北垣出雲頭正信

神子 全 朝日撰津

神主 全郡物部八幡宮 高倉淡路守正忠

神子 全 朝日河内

2 「二年神主」

明治維新後は、氏子内の旧家朝日氏御鍵を保管し、氏子一般は之を神主と称せり

【氏子】

1 「氏子区域」 大字餅耕地全部

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 元陰曆九月八日（古くは十一月八日なりしか如し）なりしを、大正五年より陽曆十月八日に改む

2 「田植祭」 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 氏子を四組に別ち、最寄当番とす

5 「当屋の任務」

年内境内掃除、祭事の神饌物の取集め、幟・高張提灯の裝飾。

6 「当屋の交代」

例祭日を以て交代期とし、口伝へにて番に送る

7 「特殊神事」 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 2 「文書記録」

3 「類似の組織」 別記参照

【別紙】講社、一、奥組にあり、毎年陰曆五月小休と陰十月亥の子の二回講を務む。五月小休と云ふは、田

植濟の祝ひ休みなり。此日、講宿の者講連中より神酒錢を集め、神棚に神酒・飯・花・灯明を献し、講社員

一同参集礼拝して神酒を戴く。十月亥の日御玄猪オゲンチヨの

陽曆十月八日、三日當 別記参照【別紙は3に記入】

2 「田植祭」 無し

3 「特殊神饌」 7 「特殊神事」 別記参照

【別紙】祭礼の項第一、第三、第四、第五、第六、第七目に就て、当社由緒及古儀旧慣の大意

一同其膳に座るの式なり。御日記毎年十月の講に鬪引きにて書替へ、講宿の神棚に祭る。但し五月の講は、五穀成就の祈念なり。十月の講は、其御礼の講なりと云伝ふ。

4 「解体した座」

村社 白山神社 養父郡建屋村大字三谷字三谷（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神職】

1 「世襲」

明治維新神仏分離以前の大字船谷真言宗大仙寺別当として支配したる如し。神仏分離後、現任神職、又県社養父神社神職より兼務神職となりたるなり

【氏子】

1 「氏子区域」

大字三谷の一部（小字三谷・池山・松ヶ原）

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 大正五年迄は、陰曆九月十八日なりしを、以後

代々伍左衛門を名乗り、現戸主に於て十五世を経居り。始め源平両家一ノ谷合戦の時、戦敗れて其部下十四、^(初カ)五名を従へて本部落字クシバと名くる所の山中に落来り、其後本部落に移住せるなりと。而して本社に蔵する軸物に白山大権現と揮毫せるあり。其納むる箱に、盛谷伍左エ門と記しあり。之れは、初め落来りし時より持参せしものなりと云伝へれば、其崇敬せる加賀白山姫命を、社殿を建て、奉祀せるにはあらざるなきか。本社の古儀としては、三日當と名けて陰曆正月三日に当番渡の儀あり。其様は、始め旧当番の者ゆるだと名くる木の直径一寸位のものを一尺に切り、其両端を十字に四ツ割となしたるものを数本用意し、又花の木としてしきみの葉付の枝を取来たり。前のゆるだの木を束となし、之にしきみを立つ。神饌として、握飯十二ケを用意して待つ。時刻来れば氏子集り、盛谷氏へ迎の使者を立つや、始め、^(初カ)盛谷氏は唯諾々と答ふるのみ

にて出で来らず。其使者七度至るも来らず。而して、

八度目の使者が途中に到る時避するやうに出来たるな

り。之を、七度半の使と云ふ奇なりと云ふへし。盛谷

氏来りて始めて神饌を供して祭事を行ふ。此時集れる

氏は、二組に別れて、ごう木と称する前以て用意せ

る木束にしきみを立てたるものを中央にして、両

方より押合ひをなす。是、源平合戦の遺習なりと。終

て神饌を撤す。而して其撤饌四ヶを盛谷氏へ、二ヶを

三谷部落へ、残りを児童に分つなり

当番は、小字三谷耕地より二名、池山耕地により二名、

各耕地々々の最寄の順次当番となり、前式終て旧当よ

り新当へ口伝するなり。任務は、年内祭事の準備、年

内境内掃除なり

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

村社 日枝神社

養父郡建屋村大字船谷字妙見（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【神職】

1 「世襲」

明治維新神仏混淆禁止以前迄は、別当寺真言宗大仙寺

の管理なりし。其後、兼任神職（現任神職の父）を置

かれしより、今に及ぶ

【氏 子】

1 「氏子区域」

大字船谷全部

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭以前は陰暦九月九日なりしを、大正十年より陽暦

十月十五日に改めたり

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」 ～ 7 「特殊神事」

別記参照

【別紙】古儀旧慣

大正十年より廃止して行さる事となりたるも、当社に

は、元例祭日に人身御供の儀式ありたり。氏子中にし

て男子生まるれば、当人となる。例祭日近きて、陰暦

九月六日夜に至りて、宿当のものは氏子中に使ひして、

本夜、箸削りをなすにより、御出下さいとて案内し、

氏子集まりてゆるだの木にて二十四膳の割箸を作る。

之れ神饌の用具なり。而して、予て用意せる甘酒を温

めて一同に饗す。翌七日に、無格社諏訪神社の例祭を

務む。八日の夜に、古例々格ならしと唱へ、ゑんや踊、

人身御供の行列の習礼するの式あり。翌九日、例祭当

日時刻、氏子の者当宿に集りて、大飯（一升飯）を食

するの膳に座はる。其座席は、当人別当寺住職両側に、

神主と称ふる社殿の鍵預り二人（部落の旧家守本氏、

之は当社御鍵預り。中野氏、之は無格社諏訪神社の御

鍵預り。両氏代々之を務む、以下、順次に着くなり。此時、かぶとあづきとて、小豆を煮て鳥兜形トリカブトに作りたるものを二個（一升二合）を持出して、当人より始めて取り、以下順次に食して大飯を喰ふ。時刻来れば、人身御供の行列に着く。其順序は、

一、オヤタイマツ（麻芋の殻を束ねたる松明なり）

二、オホバキ様（当宿の軒先に周り五、六寸の竹と麻芋の殻とを以て、三尺四方、高さ三四尺の祭壇の如きものを作り、四方の隅柱には、両部式の四手とネジ藁とを付けたるもの。氏子四人にてかつぐ）

三、別当寺住職

四、神主（神社の鍵預りのこと）

五、当人（人身御供の当人）

六、氏子の者

七、当上様（所謂、当宿の証標たる五、六寸の大きさの祠なり）

八、甘酒壺

九、御供へ物（渋柿、小豆、枝豆のうでたるもの、山の芋、ヌカゴ、一夜作り甘酒 二十四膳）

此行列の役員は、身分あるものは、古へは無紋の上下を着用し、又帯刀するものは、皆柄頭を紙にて捲き、役員全部ゲと名付けたる藁ぞうりの尻の切りたるものを穿ち、行列の様は、恰も葬送の行列にさも似たり。而て、当宿より神社境内に入る迄、道中に於て一同声

を描へて悲哀の声にて、ホォーイホォーイと叫びつゝ、歩行し、又、時々大声をあげて笑ふ事もあり。中古一時は船谷の笑ひ祭りと云ひて、往来の者の袖袂などを握つて引留め、其人に向ひて種々ヒヤウキンなる事を云ひて笑ひ、其者迷惑がれば、一同の者猶更声を揃へて之を笑ふなどの弊さへ生したる事ありたりと境内に至り着けは、オホバギ様を据え、御供物をなし、僧侶読経供養して了つて、ゑんや踊りに移る

此踊は、大鼓打一人、トビコ一人、其他十二人の男児よりなるものにして、十二人は環状に連りかゝむ。初めにトビコは、此環状の外側を三步半にて廻りて、人員点呼をなすなり。其歩を運ぶや、大鼓に拍子に合せてなす。廻り終れば、其環中に、又三步半にて中央に止まり、ホォーイと声を揚げ、両手を高く伸ばせば、十二人の男児はウワーと云ひて立ち上り、踊を終るなり。当社に、鬼面一ヶ、ヒョットコ面一ヶあり。何れも櫛材にして製作者・年代由来等不詳のなるも、古老の口碑に依れば、当社に人身御供の古式のありしは、中古、岩見重太郎おろし退治物語は当社にして、豊岡町と大坂にて演劇を観たるとき、両所とも重太郎のセリフ中に佛々退治せしは、但馬国船谷なりと云ひしを聞きたることありと云へり。最も此鬼面などは、人身御供の行列に使用せるものならんと云へり

御鍵預り守本氏の保管せる、産土神祭禮改正議決清規の写

兵庫県養父郡建之屋村大字船谷村

産土神毎歳大祭式改革清規

一、当家の事 宿当相当之区域、当村惣戸数折半して以て上部を以て宿当とし、下部を以て相当と定めるものとす。尤も、鬮引を以て確定し、私意を不差挟を要す。旧例たるや、男子有之を選び当人と定め来たりしも、男子の有無に依て、当人永年不相当に至るなどの偏に出つすを以て、今般当人を改めて、爾来戸に代る事と衆議評決議す

一、旧例九月七日 宿当席上に於て、吸物・甘酒限りの饗応と定め、古例の大飯を断然廃止するものとす。

当席に於て、次後年当家・相当、鬮取確定すへし

一、本年以降、壺戸毎に米五合宛を差出すものとす。

旧例一戸壺升なるも、大飯を廃止するに付、減少するものとす

但し、旧九月朔日、相当の義務として、回戸米五合宛を取纏め、宿当に納むるものとす

一、同八日の晩、古例々格ならしと唱へ、エンヤ踊。

往昔、人身御供の行列式を習礼して、翌九日当方より参宮の式をならすの古例あるも、今回断然廃止し、改正して以て、爾来村中一戸一人を定り、有心輩は男女児共の別なく、数人社参して夜籠りを為して敬

神を表し、併せて、村内安全、五穀成就、家運長久、村民安穩を可祈念事

尤も、当家より甘酒を運び、参詣の老若男女一統に差出すものと定む。今夕、社境内に於て点灯、子供相撲奉納して、神楽に供すへし。尤も、投げ花有志に募り可用意。籠薪木等古例に習ふ可し。火要慎肝要。境内にて、大小弁便カの不潔施行、堅く禁す

一、九日、別当大仙寺僧当家に趣き、神供物・幣帛持参村内協和同心、一統社参して当渡し候事

一、神供并に神官・僧侶配膳・饗応等、初穂の儀は宿当に於て取扱ひ可弁事

一、神田作方は、爾来当家の廻りと定む

一、七日より、宿当近隣の者三名より不尠依頼し、以て世話係りとす

一、山王社祭祀式、従前の通り、可執行事

但し、村中一戸五合宛を当家より取集め候ものとす。七日朝参拜、社殿に於て鬮取り、来年の当家を定むものとす（伊藤社掌曰、山王社とあるは無格社諏訪神社なり）

一、七日朝九時、山王社に於て、式畢て同日昼後、大当に集合して、甘酒・吸物の饗応。八日の斎夜社参、甘酒通夜籠り。相撲・神楽に供へ。九日午後、大当方に相寄て後、一同社参。翌年当渡しの式施行、右順序堅く可履行。集合議決条目、為後年、龜鑑連印

如件

明治二十九壬申年旧十月二十七日、於て大仙寺会
 席村内産子協和会をなし、十一月二日別当大仙寺
 十七世の住職北垣弘應、社殿に詣て、祭礼改正協
 和の旨神告し畢んぬ

守本滝太郎 中野国造 守本太兵衛

中野政太郎 北本市郎右工門 中野與兵衛

守本熊治 西村慶三郎 中野小左工門

中野作蔵 北本角右工門 北本勝蔵

小前惣代

藤盛宇右工門 高柴芳治郎

藤原利左工門 藤原栄三郎

別当 権中僧都・北垣弘應

大正十年、祭日を陽曆に改正を期として、僧侶の關係
 を断然絶ち、人身御供の行列を廃止せるも、大体の行
 事は、右清規に準拠して執行し居れり

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 田中神社

養父郡宿南村大字宿南字館（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

1 「氏子区域」

大字宿南の一部（小字宿南）

2 「戸数」

明治十二年迄は、小字寄宮・町も当氏子なりしか、十
 二年寄宮鎮座寄宮神社村社加列に就き、寄宮、町の氏
 子は分離す

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 元陰曆九月十七日なりしを、明治四十一年より
 陽曆十月十七日、祈年祭 陽曆二月廿六日、新嘗祭
 陽曆十二月一日、祈・新阿祭供進神社指定に始まる。

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子中を三組に別ち、最寄当番とし、それ／＼の氏子
 総代を以て当番長とす

5 「当屋の任務」 年内境内掃除、諸祭典の準備

6 「当屋の交代」

二月二十六日、祈年祭終了を以て交代期とし、口伝に
 て次に送る

7 「特殊神事」

別記参照

【別紙】中世より、霜月朔とて陰曆十一月朔日に小祭

を執行し、湯立の行事ありしが、陰曆廃止後、陽曆十
 二月一日に改め執行し来りを以て、神饌幣帛料供進神
 社に指定せられしより、新嘗祭を此日に執行する事と
 せるなり。従前の霜月朔祭は、公式新嘗祭執行後、引

続き挙行す。神饌・祝詞奏上後、湯立の行事あり。玉

串奉奠・撤饌後、餅撒あり。湯立行事の概況左の如し
前庭に、忌竹十二本を四角（三坪程）に立て、注連縄
を蜘蛛手に張り、白紙の四垂を数多垂し、竹先には大
なる四垂の幣を藁束に立て、付く。又、社殿の方の隅
竹に日の丸の扇三本つ、紅白の布、麻苧及氏子中有志
より奉納せる真綿を飾り付く。其中に十二釜を据へ、
湯を沸し（形式）、湯釜を以て湯花を散らすなり。参
拜者は此式場を圍繞して、此湯花の懸りしものは、其
年内病厄に罹らずとて競つて湯花を注かれんとす

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 寄宮神社

養父郡宿南村大字宿南字寄宮（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

1 「氏子区域」

大字宿南の一部（小字寄宮・町）

別記参照

【別紙】当社記録に（木札）

（表面に）

明治十二歳 総氏子 氏子総代

宿南六右衛門

藤本順三郎

世話掛

藤本藤右工門

奉祭村 寄宮神社

八月吉日 兼勤田中神社祠掌・朝比兵吉

（裏面に）

奉祭当社之儀は、古往より産土神に候処、元豊岡県庁
に於て神社取調之際、各産土神は由緒の有無に依らず
総て村社に御取立に相成り候処、不斗取調へ落に相成、
無格に列し、同村田中神社氏子混同相成り、氏子一同
難息罷在候処、今般元教部省布告に基き、氏子協議
の上、村社加列の儀、明治十一年より兵庫県庁に度々
出願候処、明治十二年卯七月に御指令、村社に加列相
成候間、為末年、此段及記載置候也

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 元陰曆九月十七日なりしを、明治四十一年より
陽曆十月十七日に改む。厄除け祭 陰曆八月十五日
別記参照 【別紙】（第七目を含む）

厄除祭 陰曆八月十五日に行ふ。其概況は、神饌・祝
詞の後、社前に於て湯立の行事あり（古くは神子、廢
止後は神職奉仕）。湯釜は六ヶとす。行事終て撤饌、
前年の此日より当日迄に願懸けるものの報賽として
献せる小餅を撒きて、式を了はる

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

例祭日の諸準備は、小字寄宮氏子中を三組に別ち、最寄当番とし、厄除祭日の方は、小字町氏子中を三組にして最寄当番とす

- 5 「当屋の任務」 年内境内掃除、祭日諸準備、講の世話
- 6 「当屋の交代」 別記参照【別紙、宮座第3項に含まれる】
- 7 「特殊神事」 別記参照【別紙、祭礼第1項に含まれる】
- 8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし

- 2 「文書記録」

- 3 「類似の組織」 別記参照

【別紙】（祭礼の項第六目を含む）

産土講と唱へて陰暦正月十七日午後より講宿に集合、当年の氏神当番宿を以てし、世話掛は其最寄当番なり。而して、講の氏子中を、^(マイ)小字寄宮・町の二組なり。時刻来り、講員一同集合すれば、一応神社に参拝。講宿に帰りて、奥床に向ひて神拝（洗米・神酒・塩水を供ふ）後、夜食の膳に着く（材料は、予め講当番世話掛、其講中各戸に就て神酒銭・白米三合・小豆一合・菜材料として、任意のものを集め、簡単なる煮メを作り置く）。食終わりにて、次当番の当宿及伊勢神宮代参者二名の鬮引をなす。了て、又神拝（多くは般若心経の由）をなし、後は雑談して夜を徹し、翌早朝一同神社に参

拜して解散

- 4 「解体した座」

村社 **大藏神社** 養父郡宿南村大字青山字大藏（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字青山全部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 陽暦十月十七日、陰暦十一月朔日 御火焼祭

- 2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」 なし

- 4 「当屋の決定」 氏子を三組に別ち、最寄当番とす

- 5 「当屋の任務」

年内境内掃除、祭日の幟・高張提灯の裝飾

- 6 「当屋の交代」

例祭日を限りとす。別に儀式等なく、口伝にて次番に送くる

- 7 「特殊神事」 別記参照

【別紙】従前は例祭日に神賑として太鼓踊又は鬼踊、或はざんざこ踊と称し、子供六人・若物二人（子供^(音ッ)は腰に小太鼓、若者は団扇分と唱へ、大なる美飾の唐団扇を背負ひ、腰に小太鼓を着け、何れも頭にしやくぐまと云ふ物を被る）。円形区域内にて踊り、老人二、

三名、高台に座して、最も古風の調にて音頭を取るの例ありしか、今は廃して行はさるも、早天打続くとはマ臨時に祈雨祭を執行して、之れを行ふときは、必ず其翌日多少の降雨ありと云ひて、氏子民一同此踊を疎かにせず

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

古くは御火焼き祭とて、氏子中小児等、山野より萩を刈り集め、境内に積重ねて焼上げしも、今は廃止して行はさるに至りしと、然れども小祭は執行す

【宮座】

1 「宮座の有無」 2 「文書記録」

3 「類似の組織」

氏子中を三組に別ち、御火焼祭の夜、御日待講と称へ、講宿の奥床に氏神々号の軸を掛け、其講宿の最寄の者参集。拝礼、お日待ちをなし、翌朝神社に参拝して、別に講宿は、其組々にて鬮引にて定む

4 「解体した座」

村社 兵主神社 養父郡宿南村大字浅倉字宮岡（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

1 「氏子区域」

大字浅倉全部

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 陰曆九月九日、陽曆四月五日 養蚕祈願祭、陰曆十一月初ノ子ノ日子ノ日祭。別記、陰六月末 境内末社水無月神社の川下祭り。其状況別記

【別紙】（第七目をも含む）

一、子の日祭り 口碑によれば、天正年中より始まると云ひて、陰曆十一月初の子の日に行ふ。秋休み祭とも云へは、新嘗祭の意ならん。祭事は小祭にて、神饌、祝詞奏上、氏子惣代の拝礼のみにして、氏子は随時参拝なれとも、氏子一般は、各多少の親類客を受けて、賑ひ和やかなる事は、例祭に勝ざる

一、養蚕祈願祭 陽曆四月三日に小祭執行。養蚕繁栄、五穀豊穰を祈るなり。氏子随時参拝、午後四時頃、餅撒あり。明治二十年頃より始まると云へり

一、川下祭 陰曆六月二十九日（小の月は二十八日）境内末社水無月神社の祭典なり。神輿の渡御あり。当日午後四時頃、数町距りたる円山川に神幸し、河水にて禊し、境内に還幸。仮宮にて、御旅所の祭典を執行す。其概況を記せば、先頭に烏帽子白丁を着して、大真榊進み、次に、年内に立願せる者、竹の幣串に五色の紙幣（四垂）を付けたるを立連ねて行列し、次に神輿進む。神職其後に供奉。昇丁は氏子青年中より十名を選定して、烏帽子白丁にて昇く。

其発輿の時は、「オターア」との掛声にて肩に昇き、道中は「チヨウサヤ」「ホオサア」と前後相互に掛声にて進み、境内より約一丁計りの鳥居外にて輿を止めて少憩。又発輿、円山川に至り、神輿は先頭の大真榊に従ひて河水中に入り禊し（河水中にては、輿を肩より降して手にて腰のあたりにてさぐ）、川岸に上り、二、三丁川上に上り、又水中に入り、禊しつ、水中を川下に降りて、元の川岸に昇る。斯くする事三度にして、河原の清浄大処に輿を駐む（昔は、此河原を御旅所として仮宮を建て、一夜を明かして翌朝本殿に還御ありしも、三十年許前、大俄雨にて河水大增溢して仮宮を流失し、神輿も殆ど流失せん程の事ありしより、仮宮は神社境内に建設して神輿を駐め、一夜を明す事となれり）。小憩の後、円山川原より境内の仮宮に着輿、神饌を供して祭典を行ひ、夕食後、湯立行事を執行。其様は、仮御殿の前庭に忌竹十二本を四角に立て（約三坪の長方形）、注連縄を蜘蛛手に張り、白紙の四垂を数多垂れ、竹先には大なる四垂の幣を藁束に立て、付く。仮殿の方の隅竹には、日の丸の扇三本つゝ、紅白布、麻苧、及氏子中より奉納せる真綿を飾り付く。其の中に十二釜を据へ、湯を沸かし（形式）、湯笹を以て湯花を散らすなり。参拝者は、此式場を圍繞して拝観し、此湯花の懸りしものは其年内病厄に罹らんとて、競

つて湯花を注かれんとす。昔は、此行事神子の奉仕する所なりしも、維新後は、神職之を奉仕す。此行事終れば、氏子青年を先達として、参拝の老若男女一斉に盆踊を始む。近在二、三里より参拝者も之に和して、午後十二時頃迄は踊り抜くなり。踊終了すれば、余輿として、万歳・浪曲・浄瑠璃等あり。参拝者等は、終夜之を聴き、暁に及び、早朝、前日の昇丁等は又神輿を奉し、神職、参拝者供奉して円山川に至り、禊すること前日の如くして、神輿を本殿に還御し奉り、祭礼を終るなり。此参拝者は、実に数千人に及び、露店は境内周囲に充満す

2 「田植祭」→3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 氏子中を四組に別ち、最寄当番とす

5 「当屋の任務」

年内境内掃除、神饌物の取集準備、幟・高張提灯の装飾

6 「当屋の交代」 例祭日を限りとし、口伝にて次に送くる

7 「特殊神事」 別記参照【別紙、1「祭の日時」参照】

8 「藁蛇の神事」→9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 伊久刀神社 養父郡宿南村大字赤崎字家ノ上（養父市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 大字赤崎全部

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 陰曆九月十一日、三日当 陰曆十一月三日

- 2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

- 4 〔当屋の決定〕 氏子中を四組とし、最寄当番とす

- 5 〔当屋の任務〕 年内境内掃除、諸祭事の諸準備

- 6 〔当屋の交代〕

陰曆十一月三日を以て交代期とし、口伝へにて次番に送くる

- 7 〔特殊神事〕 別記参照

【別紙】 陰曆十一月三日を三日当、又秋休祭と云ひて、

小祭を。神饌・祝詞奏上後、湯立の行事あり。拝礼の

後、撤饌。式を終る此時、年内に立願せるもの、報賽

として、献供せる小餅を撒くなり

- 8 〔藁蛇の神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】 なし

村社 白山神社 養父郡宿南村大字赤崎字進美山（豊岡市）

神職名・報告者 伊藤五百祐

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 崇敬者区域、赤崎全部

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

陰曆三月十八日、^{（歴）}陰六月十八日

- 2 〔田植祭〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

美囊郡

郷社 八幡社 美囊郡三木町大字福井字喜春（三木市）

神職名・報告者 横山久吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

三木町福井、別所村高木の一部、並久留美の一部、

平田六村

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、祈年

祭 二月十七日、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、

紀元節 二月十一日、天長節 四月廿九日、明治節 十月三日、韃祭十二月八日

席者は異にす。新嘗祭 十二月十三日、祈年祭 二月二十七日

2 「田植祭」
3 「特殊神饌」

2 「田植祭」～6 「当屋の交代」
7 「特殊神事」

韃祭に参拝者各自、小豆のニギリ御飯（これをオタマと云ふ）、あげ豆腐の角切りを御供して拝む。早朝で、参拝者は鍛冶職全部数千人である

4 「当屋の決定」～6 「当屋の交代」

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」

7 「特殊神事」

御輿の渡御 例祭宵宮発輿、御旅所駐輦、翌日還御

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」

【宮座】

【宮座】

無格社 美坂神社 美囊郡別所村大字東這田字前山（三木市）
神職名・報告者 子谷良三郎

村社 小和田神社 美囊郡別所村大字和田字天王山（三木市）
神職名・報告者 横山久吉

【氏子】

1 「氏子区域」 別所村大字東這田

【氏子】

1 「氏子区域」

別所村和田、全西這田、全正法寺、久留美村鳥町

戸数漸次増加

当社は無格社と雖も、村社以上にして、崇敬の念弥々厳なるを以て、例祭及祈年祭、新嘗祭には、小学児童参拝す。村長、校長、警察官、青年婦人会等参拝、各玉串を献ず

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、旧九月八日の二回。然し、祭典列

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭（旧四月一日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 「田植祭」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **熊野神社** 美囊郡別所村大字興治字宮場（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 別所村大字興治

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭（旧九月十五日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 「田植祭」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **王子神社** 美囊郡別所村大字下石野字王子山（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 別所村大字下石野

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭（十月九日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 「田植祭」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **御酒神社** 美囊郡別所村大字石野字三坂山（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 別所村大字石野

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭（旧四月一日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 「田植祭」 〳 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 〳 6 「当屋の交代」
- 7 「特殊神事」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **八雲神社** 美囊郡別所村大字花尻字谷口山（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 別所村大字花尻

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭（旧九月九日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 「田植祭」 〳 3 「特殊神饌」 なし
- 4 「当屋の決定」 〳 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 八幡神社 美囊郡別所村大字小林字宿谷（三木市）

神職名・報告者 松下仁三郎

【神職】

2 「一年神主」 氏子総代が全部何事もなす

【氏子】

1 「氏子区域」 別所村小林

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十九日、記念祭 五月廿五日、例祭 十月十三日、新嘗祭 十一月廿四日

2 「田植祭」 〳 6 「当屋の交代」 なし

7 「特殊神事」 神楽奉納

8 「藁蛇の神事」 〳 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

郷社 御坂神社 美囊郡志染村大字御坂字宮ノ東（三木市）

神職名・報告者 松下仁三郎

【氏子】

1 「氏子区域」

志染村の御坂、井上、志染中、安福田、窟屋、細目、吉田甲、乙

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 五月一日、御田祭 五月三日、祈年祭 二月十七日、御弓祭 二月初亥日、新嘗祭 十一月廿三日

2 「田植祭」 五月三日執行

3 「特殊神饌」 御弓祭に、塩鯛を用ふ

4 「当屋の決定」 臨番（輪方）とて、氏子部落一部落単位に交代す

5 「当屋の任務」 祭礼の諸準備、直会時の給仕、亭主役

6 「当屋の交代」 二月初亥の御弓祭と、五月例祭馬番とす

7 「特殊神事」

例祭の馬駈け。二頭の馬、境内馬場にて九回駈戻る。

騎主（手カ）は花笠を着す。衣装一定す

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

昔、蝗虫祭として行ひたれど、近時之を廃す

【宮座】 なし

村社 住吉神社 美囊郡志染村大字廣野新開字住吉(三木市)

神職名・報告者 松下仁三郎

【神職】

2 「一年神主」

宮当番、五名、一年交代、神社境内の清掃、祭時の準備、宮の装飾、直会の世話

【氏子】

1 「氏子区域」

志染村廣野新開

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十九日、春祭 三月十五日、例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月廿四日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

郷社 御酒神社

美囊郡細川村大字垂穂字前田(三木市)

神職名・報告者 松下仁三郎

【神職】

2 「一年神主」

部落単位なれども、小部落は二部落組合ふこととし、一年交代。例祭を期として交代す。祭礼時に世話をな

す

【氏子】

1 「氏子区域」

細川村瑞穂、中里、垂穂、増田

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十八日、例祭 十月十一日、新嘗祭 十一月廿五日

2 「田植祭」～3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

(輪カ) 臨番として氏子部落一部落、或ひは二部落にて交代す

5 「当屋の任務」 直会時の給仕、亭主役

6 「当屋の交代」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 三坂神社

美囊郡細川村大字豊地字上ノカチ(三木市)

神職名・報告者 向山生一

【氏子】

1 「氏子区域」

大柿、佐野、桃津、金屋、高篠、高畑、脇川
5 「若衆入り」 あります。青年入団式

6 [年齢階梯制] あります。青年、おとな

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭（拾月六日——昔は旧暦九月一日）、夏祭（旧暦六月二十六日）、春祭五月六日

2 [田植祭]

あります（旧暦四月一日執行）

3 [特殊神饌]

用ひられません

4 [当屋の決定]

各部落一年交替巡廻り

5 [当屋の任務]

神饌、直会、余興等の一切

6 [当屋の交代]

毎年十二月末、新旧当屋立会、引継

7 [特殊神事]

今は廃れていますが、昔は龍馬翁といふのがあります

8 [藁蛇の神事]

ありません

9 [火焚の神事]

あります（旧正月元旦）

【宮 座】

1 [宮座の有無]

ありません

2 [文書記録] 〳 3 [類似の組織]

4 [解体した座]

無格社を中心として、伊勢講・祇園講・愛宕講・皇道講等あり

村社 九社神社 美囊郡細川村大字西村字男谷（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏 子】

1 [氏子区域]

細川村大字西村

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭（旧九月一日）、祈年祭、新嘗祭

2 [田植祭] 〳 4 [当屋の決定] なし

5 [当屋の任務] 〳 6 [当屋の交代]

7 [特殊神事] 〳 9 [火焚の神事] なし

【宮 座】

なし

村社 大日神社

美囊郡細川村大字細川中字大日前（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏 子】

1 [氏子区域]

細川村大字細川中

【祭 礼】

1 [祭の日時]

例祭（旧九月一日）祈年祭、新嘗祭

2 [田植祭] 花振祭あり 御田祭に準ず

3 [特殊神饌] 〳 4 [当屋の決定] なし

5 [当屋の任務] 〳 6 [当屋の交代]

7 [特殊神事] 〳 9 [火焚の神事] なし

【宮座】

- 1 [宮座の有無] 〽2 [文書記録] なし
- 3 [類似の組織] 敬神講あり
- 4 [解体した座] なし

村社 若宮神社 美囊郡奥吉川村大字稲田字平見(三木市)

神職名・報告者 宮地隆史

【氏子】

- 1 [氏子区域]

稲田、金会、毘沙門、福吉、市野瀬、東田、楠原、豊岡、水上、奥谷(以上奥吉川村全部落)、米田、大沢、吉安(以上中吉川村内の分)

【祭礼】

- 1 [祭の日時]

一、午祭 十月十五日。但し、昔は旧九月午日に行へり
 二、輪拔祭 旧六月十五日に執行 三、厄神祭 旧一月十九日執行 四、六日祭 旧八月六日に執行

- 2 [田植祭]

- 3 [特殊神饌]

午祭に用ふる供物 一、枝豆十二本 二、久保柿十二個 三、餅十二個 四、幣串各二本宛八本

- 4 [当屋の決定] 〽6 [当屋の交代]

- 7 [特殊神事]

ヤホウ神事、馬馳け、「座振前、十月十五日に(秋祭に)行ふ

- 8 [藁蛇の神事]
- 9 [火焚の神事]

【宮座】

- 1 [宮座の有無]

有り。一、中村座 二、大沢座 三、上中村座 四、畑座

〔宮座の建物〕 拝殿にて座振前をなす
 〔座人の資格〕

祖先より受継いて、現在に至る。一老・二老の別ありて、二老四年務め、一老となり、再び四年務める
 〔座衆の人員〕

各座十六人 計六十四人。各座一老・二老、各一名宛あるのである

〔座入り儀礼〕 〽 [組織階級]

〔宮座衆の姓〕 黒田、藤田

〔座を開く時期〕 午祭 十月十五日

〔宮座の行事〕

座振前、ヤホウ神事、馬馳け、渡御、厄神祭
 〔座の財政〕 各座により異にす

- 2 [文書記録] 調査中です

- 3 [類似の組織] 〽4 [解体した座]

村社 天満神社

美囊郡奥吉川村大字福吉字フロケ谷 (三木市)

神職名 宮地隆史
報告者 山本敷一

【氏子】

1 【氏子区域】

美囊郡奥吉川村福吉一円 有馬郡貴志村馬渡一円

【欄外】 十二字部落

【祭礼】

1 【祭の日時】

旧六月二十五日 夏祭、旧八月二十五日 秋祭

2 【田植祭】 3 【特殊神饌】 無し

4 【当屋の決定】

年齢の古きものより順次、当屋を行います

5 【当屋の任務】 職立をなし、祭事手伝をなす

6 【当屋の交代】 当屋は一ケ年交代とす

7 【特殊神事】 神事としては、秋祭のみ小角力

8 【藁蛇の神事】 9 【火焚の神事】 無し

【宮座】

1 【宮座の有無】 2 【文書記録】 無し

3 【類似の組織】 天神講として十二名

4 【解体した座】 無し

村社 大歳神社

美囊郡奥吉川村大字水上字湯屋ヶ谷 (三木市)

神職名 宮地隆史
報告者 山本新松

【神職】

2 【一年神主】

明治以前、神仏両部時代は、石峯寺の管下であつて、明治に至りて神仏の区別明らかに及んで、関係は自然に消滅した。其後久しく神職を置かなかつたか、現今は、若宮神社の神職の兼掌である。別に宮守ありて、大歳講の当番者、一年交代に之を務む。この当番は、毎月一日十二日の二回神饌を献じ、境内の掃除をする。当番は、日常他人の入りたる湯に浴せず、他人の箸を着けたるものは食はず、葬式に立合はず、常々齋戒精進するのである

【氏子】

1 【氏子区域】 南水上部落

【祭礼】

1 【祭の日時】

元日祭、講堂祭 (八月十二日) (播磨コウドウ野口念佛と云ふ諺かありますか、コウドウ祭は、其範圍頗る広汎であります。近時、講堂の文字を慣用しています)

か、其の当否は未詳であります)

2 〔田植祭〕 なし

3 〔特殊神饌〕 八月十一日宵宮には、甘酒を献じます

4 〔当屋の決定〕 〳6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕 祈年神事と報賽神事とがあります

【別紙】

一、祈年神事は、元日に行ふのである。氏子の各家より、長さ三、四尺の榊の梢（檜にてもよし）式本を束ねたものを持参す。先づ当番者神前に参進して、神拝の詞を奏上す。其の間、氏子の戸主又は戸主代人は彼の榊を持ち、長床に列座して待機す。右終ると当番者は祈年の詞の奏上を予告する

当番 ヨウソウカ（用意はよいかの意か）

氏子 ヨウソウジヤ（用意は整ふたかの意か）

右二回繰返す

次に祈年詞 以下三回繰り返す

ハヤトシ（早稔）

ナカトシ（中稔）

オクトシ（奥稔）

ミコクジヤウジユ（美穀成就）

マンガウジヨウ（満家有饒）

ワセモトツキ（早稲も斗付）

ナカテモトツキ（中稲も斗付）

オクテモトツキ（晩稲も斗付）

サンメウユウガイ（三苗合皆）

右終ると同時に、氏子の者は榊を以てがた〳〵と床上を撞くこと数回、かくすること三回にして、行事を終る。榊は家に持ちかへり、苗代に立つるか例である

二、報賽神事は、祈雨・除蝗・防疫等、祈願報賽の爲め、臨時に之を行ふのである。其の次第は、氏子の各家より、恰も七夕祭の如く、色紙を短冊に切り、竹笹に吊るしたもの一本宛持ちより、之を押立て、囃言を一斉に唱和し、大鼓をたゝいて調節をとり、鳥居より社前まで練り込むこと三回で、神事は終る。歌詞は、左の通りである。

神の代の昔に変わぬ道すぐに千代に千代と囃される。

神も千代とはやされる。ヤホウ〳〵（弥祝又弥寿の意か）

括弧内の文字は、報告者の試した解釈であります

以上

8 〔藁蛇の神事〕 〳9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 〳2 〔文書記録〕 なし

3 〔類似の組織〕 大歳講かあります

4 〔解体した座〕 今も昔もなし

村社 大歳神社 美囊郡奥吉川村大字北水上(三木市)

神職名 宮地隆史

報告者 椎木興基

〔座入り儀礼〕 〓 〔組織階級〕 なし

〔宮座衆の姓〕 区々

〔座を開く時期〕 〓 〔座の財政〕 なし

2 〔文書記録〕 〓 3 〔類似の組織〕 なし

4 〔解体した座〕

【氏子】

1 〔氏子区域〕 北水上

3 〔資格〕

部落入りをしたもの。所謂、御当講に入ったもの

村社 祢御門神社 美囊郡久留美村大字大村字北山(三木市)

神職名・報告者 子谷良三郎

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 正月講、八月御当

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 抽籤

5 〔当屋の任務〕

身清浄をなし、月六祭日に参詣をなし神事をす

6 〔当屋の交代〕 一ヶ年

7 〔特殊神事〕

8 〔藁蛇の神事〕 正月に、七五三飾をなす

9 〔火焚の神事〕 なし

【氏子】

1 〔氏子区域〕 久留美村大字大村

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 例祭(十月十七日)、祈年祭、新嘗祭

2 〔田植祭〕 〓 4 〔当屋の決定〕 なし

5 〔当屋の任務〕 〓 6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

村社 八幡神社 美囊郡久留美村大字宿原字奥谷(三木市)

神職名・報告者 子谷良三郎

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 有。株親と云ふ

〔宮座の建物〕 なし

〔座人の資格〕 正月講及八月御当の席順に定めあり

〔座衆の人員〕 六名

【氏子】

1 〔氏子区域〕 久留美村大字宿原

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 例祭（十月十五日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 [田植祭] 〳 3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 輪番として、氏子惣代一名を定む
- 5 [当屋の任務] 諸祭典の準備等
- 6 [当屋の交代] 旧一月四日、御弓を授受して申継ぐ
- 7 [特殊神事] 〳 9 [火焚の神事] なし

【宮 座】

なし

村社 三坂神社

美囊郡久留美村大字加佐字宮ノ本（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 久留美村大字加佐、西加佐

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 例祭（五月二日）、祈年祭、新嘗祭
- 2 [田植祭] 〳 3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 氏子惣代一名を定め、輪番とす
- 5 [当屋の任務] 諸祭典の準備等
- 6 [当屋の交代] 不定
- 7 [特殊神事] 例祭当日、馬を走らせ、安産又は諸病の願開とす
- 8 [藁蛇の神事] 〳 9 [火焚の神事] なし

【宮 座】

なし

村社 岩壺神社

美囊郡久留美村大字長屋字川ノ上（三木市）

神職名・報告者 子谷良三郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 久留美村大字長屋三木町の内、大塚、芝町、平山、滑原、東条町

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 御田祭（旧四月二日）、祈年祭（二月十七日）、例祭（十月十七日）、新嘗祭（十一月二十三日）
- 2 [田植祭] 御田祭あり
- 3 [特殊神饌] 例祭の当夜、丑の刻に生魚（特にイナ）を献じて行ふ
祭儀あり
- 4 [当屋の決定] 輪番として、家毎に定めたる
- 5 [当屋の任務] 諸祭典の準備
- 6 [当屋の交代] 例祭を以て交代す
- 7 [特殊神事] 御田祭の際、長屋のみにて行ふ神事あり
- 8 [藁蛇の神事] 〳 9 [火焚の神事] なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 〽 2 「文書記録」 なし
- 3 「類似の組織」 敬神講あり。年二回
- 4 「解体した座」 なし

郷社 八雲神社

美囊郡久留美村大字久留美字宮ノ西（三木市）
神職名・報告者 子谷良三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」
久留美村大字久留美、與呂木、平井、跡部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」
御弓祭（旧一月六日）、祈年祭（二月二十一日）、裏祭（旧四月八日）、御酒口開祭（十月四日）、例祭（十月十日）、新嘗祭（十一月二十五日）、御火焚祭（旧十一月八日）

- 2 「田植祭」 〽 4 「当屋の決定」 なし
- 5 「当屋の任務」 〽 6 「当屋の交代」
- 7 「特殊神事」

御弓祭と称し、旧朧月六日早朝より、氏子の内、久留美及與呂木の一部にして、男子出産せし者に限る

- 8 「藁蛇の神事」 なし
- 9 「火焚の神事」

御火焚祭と称し、旧十一月八日夕刻、広庭に檜の枝葉を組立、此を焚く

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 〽 2 「文書記録」 なし
- 3 「類似の組織」 敬神講あり
- 4 「解体した座」 なし

郷社 八幡神社

美囊郡淡河村字下村（神戸市北区）
神職名・報告者 足利國朝

【氏子】

- 1 「氏子区域」 淡河、上淡河、志染村の一部

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 〽 9 「火焚の神事」
- 祭礼より九迄に対し、殊記すべき事項ありません

【宮座】

宮座はありません

郷社 新宮神社

美囊郡中吉川村大字山上字上畑（三木市）
神職名・報告者 宮地隆史

【氏子】

- 1 「氏子区域」 中吉川村内（大畑、鍛冶屋、貸潮、渡瀬、法光寺、西

奥、山上)、北谷村内(有安、古市、実楽)

7 [その他]

明治時代迄は、当神社と郷社細田神社と氏子は同一であつた故に、其の時代には、氏子戸数は五百以上ありたり

【祭 礼】

1 [祭の日時] 夏祭 八月五日

2 [田植祭] 〳7 [特殊神事]

8 [藁蛇の神事]

昔は蛇を藁で作り、御輿に付けて居た様です

9 [火焚の神事]

【宮 座】

1 [宮座の有無]

2 [文書記録] なし

3 [類似の組織]

4 [解体した座]

座の如きものかあつた様です。然し、其の模様は不明であります

多可郡

県社 兵主神社 多可郡黒田庄村大字岡(西脇市)

神職名・報告者 宮崎勘太夫

【神 職】

1 [世 襲]

神仏混淆時代、社坊神通寺とも極楽寺とも言はれ、後に、三草藩士関根氏祠官となり、其後を本郡中町東安田稲荷神社祠官家の裔宮崎勘太夫、現在になつて居ます

【氏 子】

1 [氏子区域]

多可郡黒田庄村「岡・喜多・大門・津万井・福地・大

伏」、同郡西脇町蒲江 以上七ヶ村

5 [若衆行事]

各区毎に、例祭翌日に酒壺升、煮染持参、夫々簡単な挨拶を為して入ります

【祭 礼】

1 [祭の日時]

三月九日 祈年祭、旧六月十三日、夏祭(大祇園祭)、十月十三日 例祭、十月十四日 例祭、十二月九日 新嘗祭

2 [田植祭]

氏子各区、当人作田を致します。新嘗祭に、初穂を献上します。他に、村内三小学校輪番にて作田し、初穂を神宮寺、又村内各神社に奉献します

3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

氏子各区内神社にて、当渡行事前申込み、多数なれば御神籤にて定めます

5 「当屋の任務」

各区内神社の掃除・祭典援助等為します。尚、兵主神社に毎朝参拝

6 「当屋の交代」

往時は、九月九日(節句祭)前、福地旧八月十三日、他六ヶ村は九月節句頃です。或は各区々にして為ます

【別紙】

当人は、喜多村五人、他六ヶ村は二人宛にて勤めます
福地 御霊神社にて旧八月十三日。大門 熊野神社
旧八月三十日。喜多 旧九月三日朝。津万井 昔は旧九月四日今は十。岡 十月十二日。大伏 十月十五日。蒲江 四月十一日(昔は九月九日)

7 「特殊神事」

別紙に記す

【別紙】例祭に、昔は、山車に農産物の供物に乗せ、練込みました。今は、五ヶ村より太鼓台の奉昇し、伊勢音頭にて練込みます
福地より御神輿を先奴・猿田彦等大名行列を組み、

「列形」を称し、唄を称して練込み、宮人を致します

8 「藁蛇の神事」

トンドをします

【宮座】

心当りなし

村社 古奈爲神社

多可郡黒田庄村大字小苗(西脇市)

【神職】

神職名 宮崎勘太夫

報告者 藤原元治

3 「収入」

神仏混合時代、社坊は古儀真言宗(高野山) 平野山就 泉寺勤行らしく、其蹟あり

【氏子】

1 「氏子区域」

小苗

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月二十六日 祈年祭、旧六月晦前日夏(川下祭) 祓、十月十六日 例祭、十一月二十六日 新嘗祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

御神籤に依り、定めます

5 「当屋の任務」

一年間四名にて、支障等の際には、各自代りて勤めま
す

6 「当屋の交代」

十月十五日、氏子の中、有志十二名を三組に分ち、一
組四名宛当渡し、引継を致します

7 「特殊神事」別紙に記す

【別紙】例祭に、一家の入園児（六、七才）位の児童
を圖取とし、年頃同じの二人が赤禪を締め、相撲十二
番を取り、当人より御供の鏡餅三つ宛を二人に授け、
行司方に一重を授く。此の後に、神相撲の他、児童が
為す

川下祭 篠山川、加古川上流川合ですから、此祭を青
年が準備を鳥居外に為して、神職等立会勤めます

8 「藁蛇の神事」別紙に記す

【別紙】旧正月十日に、氏子より藁を持参して、社前
にて周囲一尺二寸位、長さ五間位の大縄を繕り、鳥居
内側にて、二本の大木の間に懸けます。大きな注連の
如きものです

9 「火焚の神事」 トンドを致します

【宮 座】 心当りなし

村社 住吉神社 多可郡黒田庄村大字門柳（西脇市）

神職名 宮崎勘太夫

報告者 区長・藤原佐市郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 門柳

5 「若衆行事」

昔時、現今の青年に入るに、酒壺升煮ヲ持参して入る

6 「氏子階級」

此儀、青年の中に昔「中分」「下分」と云ひしも、如
何なる事か不詳。

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春社日 祈年祭、旧六月三十日 夏祭（虫送り）、旧九

月十三日 例祭、十二月上旬 新嘗祭

2 「田植祭」 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 御神籤に依り定

5 「当屋の任務」 毎日行を執る

6 「当屋の交代」

時期、秋例祭の前々日に行ふ。方法は別紙に記す

【別紙】

御当渡之古式

当住吉神社鳥居額を神祇伯資延王謹書（マ）とあると当渡之
儀の酌人二人分の袴とを賜りあり、由而

膳立を荒薦の上にて献立す。「タテ」の花を四房にて
膾にす。青豆・青菜を四ツ宛入れて壺とす。子芋を八
角切にして飯に入れ（ツキヌキ敷）、此の飯も四角を
二ツ合せて八角になる様にす。子芋と青菜を和へて平
にする。盃事は甘酒にて四献、小甕の様なものを用ふ。
酌人は、両親の揃ふた子供が二人、紺の麻の肩衣様の
装束に袴を着け、刀を帯びて行ふ。旧新当人両夫婦が
盛装して、旧当人妻が床柱に座し、それに向ひて新当
人が座す。新当人妻は旧当人妻の左に座し、それに向
ひて旧当人が座す。盃事は、旧当人妻より順次献酬す。
当送りは、式終りて新当人家へ伊勢音頭にて送る

前記の甕の盃及馳走は、夫婦のもの二人分合せて苞に
して、夫々家に永久保存す

7 「特殊神事」 別紙に記す

【別紙】夏祭に祭典後、凡そ夕方、麦藁にて馬等の作
物を為し、それを持つ者、又松明を持ち、鉦・太鼓を
叩きて村界迄行き、其処で神酒、煮染を一同頂きて帰
宅す

8 「藁蛇の神事」 別紙に記す

【別紙】往時、境内に五葉の松にて、東向帆掛船形の
入船を作り、長さ六間半余、巾三間半あり。社前に詣
るに其の下を通る。少々の降雨にては濡れぬ程繁つて
居た。此を秋に揃へる事を為した

9 「火焚の神事」 別紙に記す

【宮 座】 心当りなし

村社 春日神社 多可郡黒田庄村大字田高（西脇市）

神職名 宮崎勘太夫

報告者 萩野新右衛門

【氏 子】

1 「氏子区域」 西田高・東田高・石原・船町以上

3 「氏子の資格」

一定の年限其の大字に住居したる後、大字協議の上、
是を認めたれば、宮党を勤め、始めて氏子となる

4 「婿入り」 入籍後、宮党を勤め氏子となります

5 「若衆入り」

満十五歳に達したる男子、始めて若衆入を為し、祭典
世話方を為します。其際、木作り灯炉壺個及酒壺升を
振舞ます

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月二十七日 祈年祭、土用入夏祭（大 祓）、十月二
十七日 例祭、十二月二日 新嘗祭、旧九月九日（節句
祭）

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」

莢大豆・栗・柿・海老等、三宝に盛り、萩の箸を添へて供へます

4 「当屋の決定」

一、七、八歳の男子供多数申込者の中、御籤を以て下籤・上籤・本籤の三段に分ち定めます

5 「当屋の任務」

一、田高は、年中宮掃除、其他管理保護を為して居ます。例祭には、三大字の党人共祭典行事を手伝ひます

6 「当屋の交代」

【別紙】

田高にては、昔九月一日より拾壹日迄、村中の御客を行ひ、九月八日御党渡を為します

九月一日 御神酒口明け、二日 米洗、三日 鯔魚洗、

四日 鯔漬け、五日 御幣切、六日 米打行事、七日 鯔

切、八日 宮上り、九日 祭典、十日 片付、十一日 手

伝人振舞

一、米打行事は、村内子供全部立白に米式升を入れ、

杵にて打ち、白米となす。此間、面白い米打歌を称す。夜は、青年の蒲の取合

一、鯔切 村内戸主全部集り、大根鯔を切り、翌日の献立を為す

一、宮上り 当人全部、宮の長堂に午前五時参集、祭

典後着座。各自持参の肴及当屋より汁・栗・柿・莢大豆・膾を出し、神酒一献より九献迄、約五斗余を振舞ひます

7 「特殊神事」

【宮座】

村社 瀧尾神社

多可郡黒田庄村大字黒田（西脇市）

神職名・報告者 宮崎勘太夫

【神職】

1 「世襲」

本郡黒田庄村黒田庄主神社々司兼務に付、該神社に就きて見て下さい。社坊は円護寺と云はれ、現在はありません

【氏子】

1 「氏子区域」

黒田

3 「資格」

往時、宮当の着座に、家の上座に着す者ありし由

4 「婿入り」

入籍して御当を勤めてなる

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月二十八日 祈年祭、旧六月七日 夏祭（大祓）、十一月二十八日 新嘗祭、十月二十日（御当）例祭

村社 大蔵神社 多可郡黒田庄村大字前坂（西脇市）

神職名・報告者 宮崎勘太夫

2 [田植祭]

第一鳥居下に、二区の田あり。在郷軍人団・青年団に依り、耕作す

【神職】

1 [世襲]

本郡黒田庄村黒田社主神社々司兼務に付、該神社に就きて見て下さい。当前坂は真宗（一向宗）にて、宗派上旧行事等は少く御座います

3 [特殊神饌]

4 [当屋の決定]

各家、男子誕生と同時に入当申込をなし、当人三名を御神籤に依り定めます

【氏子】

1 [氏子区域] 前坂

5 [当屋の任務]

一、当人三人は御酒当、餅御供当、赤強飯当にして、御籤外の申込者は「計り当」として、神社財政の援助をなして、当勤の責を尽します

【祭礼】

1 [祭の日時]

八十八夜前後に祈年祭、例祭は十月二十日、新嘗祭は十二月上旬

6 [当屋の交代]

一、交代の時期は往時旧九月二十日にして、御酒当は九献を以て振舞ひとし、九献の間に赤飯当、餅当は夫々延きます。肴も九品にて、当人が上座の家へ招待し、上座着座の上、皆家族（男子のみ）振舞を受ける。上座三十軒程にて、宮に正面して座し、次座頭と座して行くも、今は廢（止カ）

【宮座】

加西郡

7 [特殊神事] 〳 9 [火焚の神事]

村社 天満神社 加西郡富合村大字常吉字開地（加西市）

【宮座】

神職名 欠員

報告者 区長・菅野庄三郎

【氏子】

- 1 [氏子区域] 常吉一円
- 5 [若衆入り] 祭日に職建て、提灯掲揚をなす

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 夏祭（陰暦六月二十五日）、於當祭（旧八月十三日）、例祭（旧九月九日）
- 2 [田植祭] 〓3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 抽籤
- 5 [当屋の任務] 社殿境内の掃除と監守
- 6 [当屋の交代] 陰暦八月十三日 於當祭当日、神前にて責任授受の式を行ふ。一年交替
- 7 [特殊神事] 古来陰暦九月九日（例祭）には、神前にて神楽の奉納ありしも、明治四十年頃より廃止にて、目下行はれず
- 8 [藁蛇の神事] なし
- 9 [火焚の神事] 陰暦正月十五日未明に、境内に於て左義長（正月に使った注連、「かざり」を全部集め、之に太い生竹を添へて燃やす）

【宮座】

村社 天満神社

加西郡富合村大字玉野新家字北山（加西市）
神職名 欠員
報告者 井上傳次郎

【氏子】

- 1 [氏子区域] 玉野新家一円
- 6 [年齢階梯制] 所謂若衆なる由のあるも、其他は一樣なり

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 夏祭（旧六月二十五日）、秋祭（旧九月九日）、於當祭（旧八月十三日）
- 2 [田植祭] 〓3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 抽籤
- 5 [当屋の任務] 社殿並び境内の掃除と監守
- 6 [当屋の交代] 於當祭、当日神前にて責任授受の式行はれ、一年交替
- 7 [特殊神事] 〓9 [火焚の神事] なし

【宮座】

村社 天満神社

加西郡富合村大字玉野字宮ノ西（加西市）
神職名 欠員

報告者 区長・西脇源治

数の半数)

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 玉野、山枝各一円

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

夏祭（旧六月二十五日）、於當祭（旧八月十三日）、秋

祭（旧九月九日）

- 2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 なし

- 4 〔当屋の決定〕 抽籤

- 5 〔当屋の任務〕 社殿並境内の掃除と監守

- 6 〔当屋の交代〕

於當祭、当日神前に於て責任授受の式を行す。一年交

替

- 7 〔特殊神事〕 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

郷社 王子神社 加西郡下里村大字王子字垣内（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

現在の区域は、明治四年太政官達郷社定則に依れり、

即ち、下里村一円に九會村の四ヶ部落（九會村全戸

- 1 〔祭の日時〕

例祭 四月二十三日、祈年祭 三月二十三日、新嘗祭

十二月二十三日

- 2 〔田植祭〕 執行し居らす

- 3 〔特殊神饌〕 用ひ居らす

- 4 〔当屋の決定〕 七人を組となし、昔抽籤により定まれり

- 5 〔当屋の任務〕

例祭及夏祭に於ける社前の裝飾、並余興場の設備をな

す

- 6 〔当屋の交代〕

旧二月十二日（昔の大祭日）に、組の規約書入り箱を

次の組に渡して交代す

- 7 〔特殊神事〕 特殊として、神事は無之

- 8 〔藁蛇の神事〕 曾て行ひし事、無之

- 9 〔火焚の神事〕

旧正月十五日の暁、左義長と称し、境内及馬場先に於

て笹竹を組立て、殊に馬場先にては十数間の高さまて

組上げ、東の白む頃火を焚く。属（俗カ）にトンドと称し居れ

り

【宮座】

宮座に該当する事項、無之

村社 日吉神社

加西郡下里村大字中西字宮山（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕

五ヶ部落

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日

2 〔田植祭〕

執行に居らす

3 〔特殊神饌〕

用ひ居らす

4 〔当屋の決定〕

四人を一組となし、昔、抽籤に依り定めり

5 〔当屋の任務〕

当屋の組は、例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 〔当屋の交代〕

旧正月に、鍵箱を次の組に渡して交代をなす

7 〔特殊神事〕

特殊として神事は、無之

8 〔藁蛇の神事〕

曾て行ひし事、無之

9 〔火焚の神事〕

大火を焚くこと、無之

【宮座】

宮座に該当する記事、無之

村社 笠原神社

加西郡下里村大字西笠原字前垣内（加西市）

神職名・報告者 板村 光吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕

一部落

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日

2 〔田植祭〕

執行に居らす

3 〔特殊神饌〕

用ひ居らす

4 〔当屋の決定〕

敬神の念に厚き二名を選ひて、定めらる

5 〔当屋の任務〕

当屋の組は、例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 〔当屋の交代〕

交代の年数を定めす

7 〔特殊神事〕

特殊として神事は、無之

8 〔藁蛇の神事〕

曾て行ひし事、無之

9 〔火焚の神事〕

大火を焚くこと、無之

【宮座】

宮座に該当する記事、無之

村社 速玉男神社

加西郡下里村大字三口字村中（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕

一部落

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十八日

2 「田植祭」 執行し居らず

3 「特殊神饌」 用ひ居らず

4 「当屋の決定」

七人を一組となし、昔抽籤に依り、定まれり

5 「当屋の任務」 例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 「当屋の交代」

旧正月に、鍵箱を次の組に渡して交代となす

7 「特殊神事」 特殊としての神事は、無之

8 「藁蛇の神事」 曾て行ひし事、無之

9 「火焚の神事」 大火を焚くこと、無之

【宮座】 宮座に該当する記事、無之

村社 王子神社 加西郡下里村大字坂本字西ノカチ(加西市)

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

1 「氏子区域」 一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十八日

2 「田植祭」 執行し居らず

3 「特殊神饌」 用ひ居らず

4 「当屋の決定」 六人を一組となし、抽籤により定すれり

5 「当屋の任務」 例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 「当屋の交代」

旧正月に、鍵箱を次の組に渡して交代となす

7 「特殊神事」 特殊としての神事は、無之

8 「藁蛇の神事」 曾て行ひし事、無之

9 「火焚の神事」 大火を焚くこと、無之

【宮座】 宮座に該当する記事、無之

村社 天満神社 加西郡下里村大字倉谷字宮山(加西市)

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

1 「氏子区域」 二部落

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十七日

2 「田植祭」 執行し居らず

3 「特殊神饌」 用ひ居らず

4 「当屋の決定」

七人を一組となし、抽籤により定まれり

5 「当屋の任務」 例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 「当屋の交代」

旧正月に、鍵箱を次の組に渡して交代となす

7 「特殊神事」 特殊としての神事は、無之

8 「藁蛇の神事」 曾て行ひし事、無之

9 「火焚の神事」 大火を焚くこと、無之

【宮座】 宮座に該当する記事、無之

村社 天満神社 加西郡九會村大字桑原田（加西市）

神職名 欠員
報告者 区長・高田亀雄

【氏子】

1 「氏子区域」 桑原田一円
5 「若衆の行事」 祭日に、幟建す

【祭礼】

1 「祭の日時」 夏祭（旧六月二十五日）、於當祭（旧九月六日）、秋祭（旧九月九日）

2 「田植祭」 〃 3 「特殊神饌」 なし
4 「当屋の決定」 抽籤

5 「当屋の任務」 社殿並に境内の掃除、監守、氏神を祭る

6 「当屋の交代」 於當祭、当日神前にて責任授受の式を行ふ。一年交替

7 「特殊神事」 〃 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

郷社 乎疑原神社 加西郡九會村大字繁昌字山ノ辻（加西市）

神職名 兼務社掌・柴田善七
報告者 氏子惣代・大西直治

【氏子】

1 「氏子区域」 山枝、玉野、常吉、朝妻、玉野新家、上宮木、下宮木、中野、桑原田、繁昌（全部で十部落）

【祭礼】

1 「祭の日時」 祈年祭（二月二十五日）、例祭（三月二十五日）、新嘗祭（十二月二十三日）、夏祭（旧六月二十五日）、秋祭（旧九月九日）

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」 否
4 「当屋の決定」 〃 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 秋祭（旧九月九日）には、「神角力」として氏子の子供

（自五才至十三才位）か、境内の一隅で角力をとる。その費用は、神社経費から支出し、角力一勝負毎に各人へ金二

8 「藁蛇の神事」 〃 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

村社 神功神社

加西郡九會村大字田原字大將軍（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

一部落

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 旧九月九日

- 2 〔田植祭〕

執行し居らす

- 3 〔特殊神饌〕

用ひ居らす

- 4 〔当屋の決定〕

七人を一組となし、抽籤に依り定まれり

- 5 〔当屋の任務〕

例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

- 6 〔当屋の交代〕

旧正月二十一日、鍵箱を次の組に渡して交代す

- 7 〔特殊神事〕

特殊としての神事は、無之

- 8 〔藁蛇の神事〕

曾て行ひし事、無之

- 9 〔火焚の神事〕

大火を焚くこと、無之

【宮座】

宮座に該当する記事、無之

村社 八幡神社

加西郡九會村大字網引字宮後（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

一部落

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 旧八月十五日

- 2 〔田植祭〕

執行し居らす

- 3 〔特殊神饌〕

新米を御飯に焼き、一膳を三合のつきぬきとなし、十
五膳を未明に供へる

- 4 〔当屋の決定〕

七人を一組となし、抽籤に依り定まれり

- 5 〔当屋の任務〕

例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

- 6 〔当屋の交代〕

旧八月十五日、鍵箱を次の組に渡して交代す

- 7 〔特殊神事〕

特殊としての神事は、無之

- 8 〔藁蛇の神事〕

曾て行ひし事、無之

- 9 〔火焚の神事〕

大火を焚くこと、無之

【宮座】

宮座に該当する記事、無之

村社 両皇大神社

加西郡九會村大字栄字村前（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

一部落

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 旧九月九日

- 2 〔田植祭〕

執行し居らす

3 「特殊神饌」
用ひ居らす

4 「当屋の決定」
六人を一組となし、抽籤に依り定まれり

5 「当屋の任務」
例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 「当屋の交代」

旧正月六日、鍵箱を次の組に渡して交代す

7 「特殊神事」
特殊として神事は、無之

8 「藁蛇の神事」
曾て行ひし事、無之

9 「火焚の神事」
大火を焚くこと、無之

【宮座】
宮座に該当する記事、無之

村社 天神社
加西郡九會村大字鶉野字大願地（加西市）

神職名・報告者 板村光吉

【氏子】

1 「氏子区域」
一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」
例祭 旧九月九日

2 「田植祭」
執行し居らす

3 「特殊神饌」
用ひ居らす

4 「当屋の決定」

古来、神社に隣接する寺院の僧侶に依り、当屋に定め

らる

5 「当屋の任務」
例祭及夏祭に於ける社前の装飾をなす

6 「当屋の交代」
交代の年期を定めず

7 「特殊神事」
特殊の神事は、無之

8 「藁蛇の神事」
曾て行ひし事、無之

9 「火焚の神事」
大火を焚くこと、無之

【宮座】
宮座に該当する記事、無之

村社 大歳神社
加西郡富田村大字吸谷字大歳山（加西市）

神職名 林 光治

報告者 中尾源之助

【氏子】

1 「氏子区域」
吸谷、窪田

【祭礼】

1 「祭の日時」

秋季祭 十月十六・七日、夏祭 七月二十五日

2 「田植祭」
ありません

3 「特殊神饌」
用ひられません

4 「当屋の決定」

吸谷部落内の氏子にて、抽籤にて決定します

5 「当屋の任務」

新年の門松立、七五三張り祭典時の清掃等

6 「当屋の交代」
暦年交代

7 「特殊神事」 ～ 9 「火焚の神事」
なし

【宮座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「文書記録」

講の組織が二組あります

3 「類似の組織」

4 「解体した座」

村社 八幡神社

加西郡富田村大字谷口（加西市）

神職名・報告者 行本 慶四郎

【氏子】

1 「氏子区域」

五個

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、四方拝祭 一月四日、夏祭 旧六月

十六日

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」

否

4 「当屋の決定」

最初抽籤、以後其順番に従ふ

5 「当屋の任務」

神輿を昇き、祭典の幹旋をなす

6 「当屋の交代」

(4) に述べたり

7 「特殊神事」

9 「火焚の神事」

無し

【宮座】

1 「宮座の有無」

3 「類似の組織」

無し

4 「解体した座」

無かりき

村社 大歳神社

加西郡賀茂村大字東横田（加西市）

神職名・報告者 渡邊二郎

【氏子】

1 「氏子区域」

東横田一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十七日の例祭、旧六月十四日の夏祭

2 「田植祭」

否

3 「特殊神饌」

9 「火焚の神事」

【宮座】

否

村社 天満神社

加西郡賀茂村大字西横田（加西市）

神職名・報告者 渡邊二郎

【氏子】

1 「氏子区域」

西横田一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十七日の例祭、旧六月二十五日 夏祭

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」

否

4 「当屋の決定」

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

否

【宮座】 否

村社 里神社 加西郡賀茂村大字山下（加西市）

神職名・報告者 渡邊二郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕 山下一部落

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 十月十七日の例祭、旧六月十六日の夏祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 否

4 〔当屋の決定〕 〓 7 〔特殊神事〕

8 〔藁蛇の神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 否

【宮座】 否

村社 大歳神社 加西郡賀茂村大字鎮岩（加西市）

神職名・報告者 渡邊二郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕 鎮岩一部落

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

十月十七日の例祭、旧六月二十六日の夏祭

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 否

4 〔当屋の決定〕 〓 7 〔特殊神事〕

8 〔藁蛇の神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 否

【宮座】 否

郷社 王子神社 加西郡賀茂村大字西劔坂（加西市）

神職名・報告者 渡邊二郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕

現在の氏子は賀茂村全部と下里村の一部落とです

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

三大祭の他に、祭礼はありません（例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月二十八日、祈年祭 二月二十八日）

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕 否

4 〔当屋の決定〕 〓 7 〔特殊神事〕

8 〔藁蛇の神事〕 否

9 〔火焚の神事〕 節分夜と旧暦大晦日の夜、燃します

【宮座】

1 〔宮座の有無〕 否

2 〔文書記録〕 〓 3 〔類似の組織〕 否

4 〔解体した座〕 不詳

村社 **五社神社**

加西郡西在田村大字大内字ボロジ(加西市)

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

西在田村大内一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 旧暦九月八、九日

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

此の項なし

村社 **若一神社**

加西郡西在田村大字上万願寺字女功(加西市)

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

西在田村、上万願寺、下万願寺一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 旧暦九月八、九日

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

此の項なし

村社 **礪崎神社**

加西郡西在田村大字若井字岩熊(加西市)

神職名・報告者 兼務社掌 柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

西在田村若井一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

厄神祭 旧暦一月十九日、例祭 旧暦九月八、九日

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

此の項なし

村社 **礪崎神社**

加西郡西在田村大字下道山字崇礪(加西市)

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

西在田村下道山、上道山

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

祈年祭 二月十八日、例祭 五月十五日、古例祭 十月

十七日、新嘗祭 十二月十六日

2 〔田植祭〕 〳 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 抽籤

5 〔当屋の任務〕 祭典当日の諸準備をなし、祭典参列す

- 6 [当屋の交代] 旧暦一月十六日部落総会に於て
- 7 [特殊神事]

神輿の渡御あり。古来重陽の節九月九日なりしが、明治四十五年以來十月十七日。在田村石部神社へ渡御あり。道程行列の順序は、古例に依る

- 8 [藁蛇の神事] 〓 9 [火焚の神事] なし

【宮座】 此の項なし

村社 **王子神社** 加西郡在田村大字上芥田字谷田（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

- 【氏子】
- 1 [氏子区域] 在田村上芥田一円

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十六、十七日
- 2 [田植祭] 〓 3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 抽籤
- 5 [当屋の任務] 社殿境内の掃除と監守
- 6 [当屋の交代] 一月十六日、部落総会に於て
- 7 [特殊神事] 〓 9 [火焚の神事] なし

【宮座】 此の項なし

村社 **大歳神社** 加西郡在田村大字下芥田字八反坪（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

- 【氏子】
- 1 [氏子区域] 在田村下芥田一円

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十六、十七日
- 2 [田植祭] 〓 9 [火焚の神事] なし

【宮座】 此の項なし

村社 **大歳神社** 加西郡在田村大字廣原字川内西町（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

- 【氏子】
- 1 [氏子区域] 在田村廣原一円

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十六、十七日
- 2 [田植祭] 〓 3 [特殊神饌] なし
- 4 [当屋の決定] 抽籤
- 5 [当屋の任務] 社殿、境内の掃除と監守
- 6 [当屋の交代]

- 7 [特殊神事] 〓 9 [火焚の神事] なし
- 一年交替にて、毎年一月十六日部落総会に於て

【宮座】

此の項なし

村社 八幡神社

加西郡在田村大字佐谷字垂水谷（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

在田村佐谷一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

八幡祭 旧暦八月十五日、例祭 十月十六、十七日

2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 抽籤

5 〔当屋の任務〕

社殿境内の掃除監守、及毎年旧暦一月五日払暁、神社の周囲を三步毎に五寸位に切りたる藁を敷き、其上に御饌、御酒を供へ、又神前に椎柴を捧げ、氏子のもの参拝し、此椎柴を持帰り、稲苗代田に挿す慣例あり

6 〔当屋の交代〕

一年交替にて、一月十六日部落総会に於て

7 〔特殊神事〕 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

此の項なし

村社 若王子神社

加西郡在田村大字別所字王子山（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

在田村別所一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十六、十七日

2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 なし

4 〔当屋の決定〕 抽籤

5 〔当屋の任務〕 社殿境内の掃除、監守

6 〔当屋の交代〕

一ヶ年交替にて、一月十六日部落総会に於て

7 〔特殊神事〕

神輿渡御の儀式あり。往古は重陽の節当日なりしが、明治四十五年以来、十月十七日郷社石部神社へ還御あり。道程及行列順序は、古例に依る

8 〔藁蛇の神事〕 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 礪部神社

加西郡在田村大字越水字宮田（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏子】

1 〔氏子区域〕

在田村越水一円

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十六、十七日

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」

郷社石部神社の御旅所にして、十月十七日石部神社の神輿の渡御あり。神輿前に、白蒸飯と甘酒の絞り糟を供へて之れを参列者に頂かしむ

4 「当屋の決定」

毎年一月十六日部落総会の節、抽籤にて定む

5 「当屋の任務」

社殿境内の掃除、監守。十月十七日神饌の調達等なり

6 「当屋の交代」 一ヶ年

7 「特殊神事」 〽9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

なし

村社 大年神社

加西郡在田村大字鴨谷字大年浦（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏 子】

1 「氏子区域」 在田村鴨谷一円

【祭 礼】

1 「祭の日時」

於當祭 一月九日、例祭 十月十六、十七日

2 「田植祭」 〽3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

毎年一月九日未明に、氏子のもの神前に参集、燎火を点し、神前に於て前年男子の出生したる家の人と、其年男子の出生したる家の人と参列して、於當授受の式を行ひ、一同神酒を拝受して散会す

5 「当屋の任務」

社殿境内の掃除と監守

6 「当屋の交代」

第四項の通り

7 「特殊神事」 〽9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

なし

村社 大年神社

加西郡在田村大字殿原字大年東（加西市）

神職名・報告者 兼務社掌・柴田善七

【氏 子】

1 「氏子区域」 在田村殿原一円

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十六、十七日

2 「田植祭」 〽3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 抽籤にて

5 「当屋の任務」 社殿の境内の掃除と監守

6 「当屋の交代」 一ヶ年毎に

7 「特殊神事」 〽9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

郷社 石部神社 加西郡在田村大字上野字池ノ上(加西市)

神職名・報告者 社司・柴田善七

【氏子】

1 【氏子区域】

在田村殿原、鴨谷、笹倉、越水、別所、上野、佐谷、

廣原、下芥田、上芥田、北

【祭礼】

1 【祭の日時】

祈年祭 三月十七日、例祭 十月十六日、古例祭 十月

十七日、新嘗祭 十二月十七日

2 【田植祭】

ありません

3 【特殊神饌】

古例祭に^(重カ)膳と唱へ、栗蒸飯、茄子、柿、柚、芋、ト

コロ、等を用ひます

4 【当屋の決定】

大字毎に、輪番にきめます

5 【当屋の任務】

古例祭の神輿奉昇、幟建て、神饌全部を奉納し、古例

祭神事を担当す

6 【当屋の交代】

一年輪番です

7 【特殊神事】

往昔は九月八、九日、即重陽の節に、氏子より屋台、

神輿を奉昇し、神事を行ひましたが、明治維新以来は神輿のみにて、現今十月十七日古例祭としての神事を行ひます

8 【藁蛇の神事】 〳 9 【火焚の神事】 なし

【宮座】

1 【宮座の有無】

往昔宮立と称するもの、氏子内に八戸ありました

【宮座の建物】 なし

【座人の資格】

神殿御扉の開閉をなし、祭典には必ず参加し、神輿

の渡御には、所定の神宝を奉持して供奉す

【座衆の人員】

八人なりしも離散し、現今は氏子内に居住するもの

数戸あるも、引続き祭典に参加するもの二戸

【座入り儀礼】 〳 【組織階級】 なし

【宮座衆の姓】

高橋、宮崎、内藤、村岡、常国等なり

【座を開く時期】 〳 【座の財政】 なし

2 【文書記録】 〳 3 【類似の組織】 なし

4 【解体した座】

加古郡

郷社 御厨神社 加古郡二見町大字東二見(明石市)

神職名 宮城 功

報告者 増本辰次

【氏子】

1 [氏子区域] 東二見、西二見、及び福里の三大字あり

7 [その他]

神幸式奉仕の白丁は、土地に生れた者でなければならぬ制あり

【祭礼】

1 [祭の日時]

例祭(十月二十四、五両日)、祇園祭(旧曆六月七日より十三日まで)

2 [田植祭] 3 [特殊神饌]

4 [当屋の決定] 氏子惣代中より選出す

5 [当屋の任務]

祭典経費の予算決算、及び祭務諸般の打合せ等

6 [当屋の交代]

旧曆一月一日より十二月末に至る一ヶ年間

7 [特殊神事] 9 [火焚の神事]

【宮座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織]
4 [解体した座]

明治以前まで、宮仲間類似の組織ありたれど、今なし

郷社 泊神社 加古郡加古川町大字木村字宮本(加古川市)

神職名・報告者 森本 保

【氏子】

1 [氏子区域] 一〇

【祭礼】

1 [祭の日時]

祈年祭(二月十七日)、新嘗祭(十一月二十三日)、例祭(十月十七、八日)、夏祭(旧曆六月十五日)、壇上祭(旧曆八月三日、三月十八日)、厄除祭(旧曆十二月一日)

2 [田植祭] なし

3 [特殊神饌] 壇上祭のみに、旧慣に依り、特別の献立にて献備す

4 [当屋の決定] 当番部落内に於て、随意決定

5 [当屋の任務]

神職指導のもとに、その年の神幸式其他、例祭、壇上

祭奉仕

6 [当屋の交代] 一年交代

7 [特殊神事] 8 [藁蛇の神事] なし

9 [火焚の神事] 左義長の時(二月十五日)

【宮座】

なし

村社 天満神社

加古郡加古川町備後(加古川市)

神職名・報告者 森本為信

【氏子】

1 [氏子区域]

加古川町備後

5 [若衆入り]

祝をします。程度は、酒一升位持参

【祭礼】

1 [祭の日時]

秋季例祭 十月十五日、夏季例祭 旧六月二十四日、陸

軍記念日 三月十日、海軍記念日 五月二十七日、満蒙

事変記念日 九月十八日。何れも当日祭典を行ふ

2 [田植祭]

ありません

3 [特殊神饌]

用ひません

4 [当屋の決定] ~ 6 [当屋の交代]

当社は神幸式を行はざる為め、当屋の必要無之候

7 [特殊神事]

8 [藁蛇の神事] ~ 9 [火焚の神事] なし

【宮座】

全部なし

村社 天満神社

加古郡加古川町栗津(加古川市)

神職名 森本為信

報告者 加古喜之助

【氏子】

1 [氏子区域]

加古川町栗津、全植田

【祭礼】

1 [祭の日時]

秋季例祭 十月十五日、夏祭 旧六月二十四日、満州事

変記念日 九月十八日、陸軍記念日 三月十日、海軍紀

念日 五月二十七日、何れも祭典を行ふ

2 [田植祭] ~ 3 [特殊神饌] ありません

4 [当屋の決定] 氏子順番に決定します

5 [当屋の任務]

当屋に当たれば、其年の祭礼費用全部を負担し、祭礼

に立会す

6 [当屋の交代]

当交代時期は、毎年正月に氏子惣代集合協議の上、

決定す

7 [特殊神事]

8 [藁蛇の神事] 何れもなし

9 [火焚の神事]

【宮座】

全部なし

県社 高砂神社 加古郡高砂町大字東宮町（高砂市）

神職名・報告者 小松正英

【氏子】

1 「氏子区域」

字は二十五。往昔、御厨庄総氏神と称し、隣村尾上村の内、池田・養田及荒井村等よりも例祭には頭人を奉仕せしが、今はなし。今は高砂一町なり

4 「婿入り」

氏子へ婿に来るものも、嫁に来たる者も、上流にては氏子入として氏神に参り来たるも、中流以下にはその事なし

5 「若衆入り」

若衆といふは、全く例祭に付てのみの存在なり。各町（字）に宿あり。若衆頭あり。若衆入するものは、酒札にスルメ及姓名を記たる札を持参して、宿にて若衆頭に挨拶し、若衆入をするなり。神社との交渉はなし

6 「年齢階梯制」

各字に総代・中老・取締（同族、又は若頭ともいふ）・若衆あり。祭の為の存在なり。勿論若衆より順次上るものなれど、字に大小あるを以て、その年齢は一（定カ）せず、例へば、「」字にては「」役奉仕「」、比較的年齢となるも、若衆のまゝにて置くなり。総ての神事は若衆之を奉仕するなり

「」の部分文字切れ

【祭礼】

1 「祭の日時」

夏祭（祇園会）七月七日より十三日まで、尉姥祭 五月二十一日・二日、例祭 十月十日・十一日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

例祭には、饗の饌として柿一、米、杏形餅四個、丸餅四個、饗（蒸飯）、柿一個を一台とし、祭神三柱に供へ、又頭人より甘酒・清酒・赤飯を供ふ

4 「当屋の決定」、5 「当屋の任務」

頭人又は頭家と云ふ。氏子に約二十五の字あり、順序を定めて毎年順次頭人を奉仕す。頭人奉仕町は、自町内十四、五才の小児の内より、抽籤にて頭人を定む。

頭人は、例祭前二日より別家・別火にて潔斎す。頭人は、御旅所及本社（本社は神輿還御の後）にて奉幣を奉仕し、その後酒厄あり。頭人、社司・社掌に対し、膳を饗し、酌をなす

6 「当屋の交代」

――

7 「特殊神事」

神輿洗とて、七月十一日に神輿を海辺に奉遷し、祭典をなし、生魚を奠し、神輿に海水をかくる等の事ありしも、今はなし。豊漁祈願の為

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」、2 「文書記録」

3 「類似の組織」

宮座はなけれども、千歳講・相生講とて二つの講あり

しが、今はなし。千歳講 氏子中の上流にて二十人余。

相生講 中流以下にて三百人以上 ありし如し

4 「解体した座」

郷社 野口神社 加古郡野口村大字野口（加古川市）

神職名 社司・重松景彦、兼任社掌・森本為信

報告者 重松景彦

【枠外に記入】昭和十二年二月一日

【神職】

1 「世襲」

明治初年迄は、山王五社の宮と称し、神宮寺なれば僧

侶奉仕、世襲にあらず。故に、古き物散佚す

明治初年、祖父景信郷社野口神社祠官となり、父豊次

を経て、小職景彦相襲ぐ。尚、祖先は代々神職たり

【氏子】

1 「氏子区域」

十ヶ部落。但し、部落中に四小字あり、十四ヶ字の形

あり（行政村 野口、平岡、天満の三ヶ村にまたがる）

7 「その他」

男とも初宮詣の習慣あり。特に大なる一部落、男の子

のみ、生れたる年の秋の彼岸に甘酒を献進、打揃つて

宮詣をなす習慣あり

【祭礼】

1 「祭の日時」

春祭 四月十五日（一日間）、夏祭 八月十五日（一日

間・湯立の儀）、秋祭（例祭） 十月十四日（十五日午

祭 午後一）、厄神祭 一月十九日（二日中）、祈年

神幸式 祭 二月二十日 官祭、新嘗祭 十一月廿六日 官祭

2 「田植祭」

現在無し。新設の企図あり

3 「特殊神饌」

神幸式に金・白幣五本づつ、清張紙十二帖とかなびき、

還幸祭に白蒸・鱈・^鰯各十二は、必ず献饌する習あり

4 「当屋の決定」 7 「特殊神事」

秋例祭の神事は、一ヶ年部落単位の輪番とし（十年一

巡）、別に当屋なく、氏子惣代警固。当番村の氏子惣

代・村惣代が主任となり。当番村は、十六人の神輿掛

責任奉仕とし、該部落民の男子全員補助として、神輿

を非常に勇壮に心ゆく迄揺り、かくて特殊なり

8 「藁蛇の神事」

氏子の一部落、無格社荒神社の頭式に、大松二本に大

繩掛の行事あり

9 「火焚の神事」

以前、秋例祭夜宮に松明ありしも、今は廃す。氏子夏祭に、螟弘の松明行事あり。非常に勇壮美観なり

【宮座】

1 「宮座の有無」 〃 2 「文書記録」

3 「類似の組織」

(付記) 基本金造成敬神講(頼母子講)

昭和三年十月御大礼記念として組織、講員三百人は、

一月・四月・七月・十月各廿七日午後一時に神前に参

拝、思想善導の講話、講員の親和、金融を計る

昭和十七年四月終了、其後は此の会合と頼母子は継続、

更に土産神社の古き名の五社の講と改め、氏子十部落

及他出者を含む大集団となし。氏子入の制を定め、

愈々敬神の実を結ばんと企図あり

4 「解体した座」

郷社 日岡神社 加古郡氷丘村大字大野(加古川市)

神職名・報告者 社司・日岡長正

【氏子】

1 「氏子区域」

氷丘村全部(大野・中津・河原・溝ノ口・平野・美乃

利)、加古川町の一部(寺家町・篠原町)

1 「祭の日時」

祈年祭(二月十八日)、例祭(十月廿日)、新嘗祭(十二

月十八日)

2 「田植祭」

有りません

3 「特殊神饌」

用いませぬ

4 「当屋の決定」

夫婦に相続人有る者より候補者を選び、神前で抽籤で

極めませぬ

5 「当屋の任務」

例祭の神輿渡御に供奉

6 「当屋の交代」

亥巳籠明の日

7 「特殊神事」

旧正月亥の日より巳の日迄、亥巳籠と云ふ祭時(ついで)があり

ませぬ

8 「藁蛇の神事」 〃 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 荒井神社 加古郡荒井村大字荒井(高砂市)

神職名・報告者 廣瀬正三

【神職】

2 「一年神主」

明治前は、神宮寺僧侶と神主は互に奉仕していたらし

く、又、巫等も居たらしいです

【祭礼】

【氏子】

1 「氏子区域」 一村

交代は本年例祭から、次の年の人が定まるまで

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年（二月十七日）、例祭（十月十一日）、新嘗（十一月二十三日）、厄祓祭（旧十一月末日）

8 「藁蛇の神事」

藁の蛇は作りませんが、藁で戎子を作ります（旧十日初戎）

2 「田植祭」

宮田と名づける田が昔はかなり多くありましたが、一時村の衰へた時、宮田をもつて村の経費にあてられました。それ故、今日に至るもなほ、宮田は村田となり、村の財産になつています。どうかして昔に復したいものです。今日は少しの宮田もなく、したがって神主の神社経営はむづかしいです

9 「火焚の神事」昔はあつた様です

【欄外に記入、文字切れあり】

当村では当家を^(頭カ)家といひます。^(二カ)人定められ、^(一カ)人を本頭、^(二カ)人を半頭と^(云カ)ひます

【宮座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「文書記録」

3 「類似の組織」

仁学講 七人

金比ラ講 十人

戎講 十人

何れも旧一月に会合いたします

4 「解体した座」

5 「当屋の任務」

秋の例祭の主な務をして、神主を助けます。特に祭日前夜、神饌のむしもの（白米の餅）を作ります。この時が特別のお面白味と厳格さがあります。無口無言、女手を一切使ひません

村社 住吉神社

加古郡阿閉村大字古宮字古宮（播磨町）

神職名・報告者 藤田 薫

【氏子】

1 「氏子区域」

古宮、宮北

6 「当屋の交代」

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭（十月二十三日）、（夏祭 旧六月二十九日）、（湯立式 旧八月一日）

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 住吉神社

加古郡阿閉村大字野添字宮山（播磨町）

神職名・報告者 藤田年麻呂

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

野添

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、夏祭 旧六月二十九日、湯立式行事
あり

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 住吉神社

加古郡平岡村大字一色字宮ノ内（加古川市）

神職名・報告者 藤田年麻呂

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

一色

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、夏祭 旧六月三十日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 住吉神社

加古郡平岡村大字二俣字池ノ内（加古川市）

神職名・報告者 藤田年麻呂

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

二俣

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、夏祭 旧六月二十九日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 住吉神社

加古郡平岡村大字山之上字潰目（加古川市）

神職名・報告者 藤田年麻呂

1 〔氏子区域〕

山之上

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、夏祭 旧六月二十九日
三十日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 上之荘神社 印南郡上荘村大字井ノ口字井坂(加古川市)

神職名・報告者 藤田年麻呂

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

井ノ口、見土呂、都染、寺谷、白澤、国包、船町

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月二十一日、夏祭 旧六月三十一日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

郷社 天満神社

加古郡天満村大字国安字中(稲美町)

神職名・報告者 藤田年麻呂

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

中村、北山、中一色、幸竹、森安、六分一、岡、国安、
国岡、蜻草

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、春祭 旧二月二十五日、夏祭 旧六
月二十五日(湯立式行事あり)、祈年祭 二月二十一日、
新嘗祭 十二月二十七日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕

【宮 座】

村社 天神社

加古郡母里村大字草谷(稲美町)

目上中
神職名・報告者 中島 照彦

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

四ヶ村

5 〔若衆入り〕

十五歳になれば若衆入をしますが、行事も何もありません

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

秋季例祭 十月十七日

2 〔田植祭〕

あります

3 〔特殊神饌〕

「カンテン」の「赤白」及、蒸飯を供へる事があります。之れは御鑓(頭)の時に限ります

4 「当屋の決定」 部落毎に、一年交代の輪番です

5 「当屋の任務」

村総代、氏子総代協議の上、祭礼当日の神饌の弁備、神事の役割、社殿の装飾、境内の清掃、賄等

6 「当屋の交代」 祭より祭までの年番

7 「特殊神事」 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 2 「文書記録」 該当すべき事項ありません

3 「類似の組織」 各部落毎に、頭(鑑)があります

4 「解体した座」 ありません

郷社 住吉神社 加古郡母里村大字印南(稲美町)

神職名・報告者 中島照彦

【氏子】

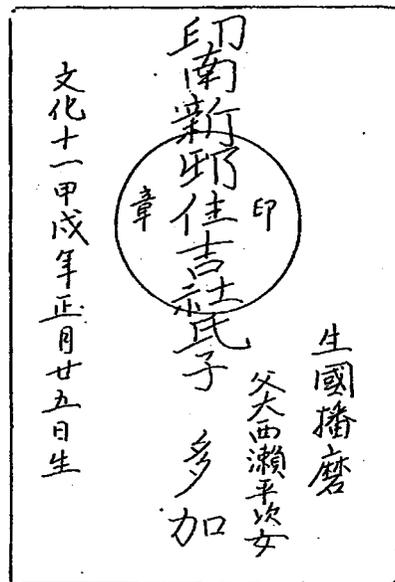
1 「氏子区域」 一村

3 「資格」

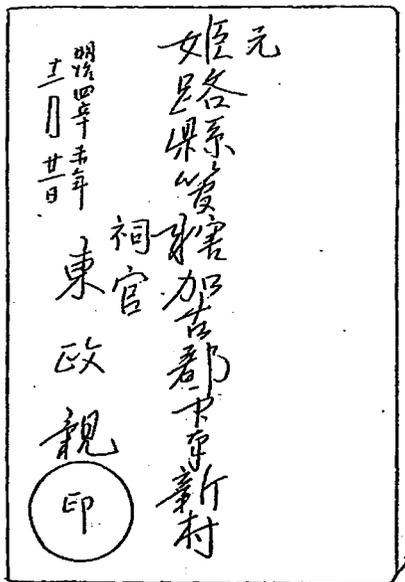
別に制限といふ様な事もありませぬが、明治四年頃には当村の祠官が、別紙記載の様な木札を氏子に渡して居ります

【別紙】

木札雛形実物大表



裏



4 「婿入り」

氏子区域に住所を定むると同時に、氏子たるの資格を
獲得しています

5 「若衆入り」

別に行事などありませんが、仲間入りの印として、酒
位は持つて行きます

6 「年齢階梯制」

階級といふ様なしつかつめらしい事はありませんが、中
老とか若衆など称呼するのはして居ります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

旧六月晦日、夏祭りが本意でありましたのを、新十月
十五日秋祭りに改めました

2 「田植祭」

ありませぬ

3 「特殊神饌」

用ひませぬ

4 「当屋の決定」

十年に一回位の割合で廻り番です。約二十四余り連中
でします

5 「当屋の任務」

祭礼当日の神饌の弁備、正月の注連縄の所替、祭礼当
日の賄等をします

6 「当屋の交代」

祭りから祭りまで、年番です

7 「特殊神事」

神幸式の別ありませぬ

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 ありませぬ

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ～ 2 「文書記録」 該当の事項ありませぬ

3 「類似の組織」

類似の組織として、村の一部に住吉講と云ふのがあり
ますが、別に之れといふ行事も無く、唯懇親会の様な
ものです

4 「解体した座」

座か何か存じませんが、五人乃至十人の村の重きたる
者が、宗旨と云って、上下着用拝殿に参集、神酒を拝
載して居った時があります

郷社 八幡神社 加古郡八幡村大字野村（加古川市）

神職名・報告者 宮城 功

【氏 子】

1 「氏子区域」 野村、宗佐村、下村

4 「婿入り」

来れば氏子となりますが、例祭、獅子舞の屋形昇きを
する事に成つています

【祭 礼】

1 「祭の日時」

初卯祭 旧二月初の卯の日、夏祭り 旧八月十五日、例

祭 新十月十四、十五日、厄除大祭 旧正月十八日、十

九日 (官祭乃恒例中祭等はこゝに記さず)

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 用ひられません

4 「当屋の決定」

大字別に、輪番にて受持つ事に成つてゐる

5 「当屋の任務」

夏祭、例祭、其他祭日、献灯。及例祭、獅子舞を教へ

る責任あり

6 「当屋の交代」

秋祭りの翌日より、翌年秋祭り迄。輪番なれば方法が

不用

7 「特殊神事」 〽9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 有りません

4 「解体した座」 昔より無い様です

村社 八幡神社 加古郡神野村大字西条字庚申山(加古川市)

神職名・報告者 小林宣胤

【氏 子】

1 「氏子区域」 西条一大字のみ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

(イ) 例祭 十月十五日 (ロ) 夏祭 旧六月十六日

(ハ) 弟子朔 旧十二月一日

2 「田植祭」 〽9 「火焚の神事」 該当の記事なし

【宮 座】 本欄に対しては、全部該当の記事なし

村社 稲根神社 加古郡神野村大字神野字上屋敷(加古川市)

神職名・報告者 小林宣胤

【氏 子】

1 「氏子区域」 神野、石守、西ノ山の三大字

【祭 礼】

1 「祭の日時」

(イ) 例祭 十月十五日 (ロ) 夏祭 旧六月十六日

(ハ) 弟子朔 旧十二月一日

2 「田植祭」 〽9 「火焚の神事」 各項共、該当の記事なし

【宮 座】 本欄に対しては、全部該当の記事なし

村社 日岡神社 加古郡神野村大字福留字川東(加古川市)

神職名・報告者 小林宣胤

【氏 子】

1 「氏子区域」 福留一大字のみ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

(イ) 例祭 十月十五日 (ロ) 夏祭 旧六月十六日

(ハ) 弟子朔 旧十二月一日

2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」 各項共、該当の記事なし

【宮 座】

本欄に対しては、全部該当の記事なし

兵庫県【第二冊】

印南郡

村社 益氣神社

印南郡東神吉村大字出河原字宮ノ浦(加古川市)

神職名・報告者 喜多山 明

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子区域は大字単位でありまして、一大字区域が氏子です

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三天祭の外に、夏祭を執行します

2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮 座】

村社 益氣神社

印南郡東神吉村大字升田字宮山(加古川市)

神職名・報告者 喜多山 明

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子区域は大字単位でありまして、二大字区域が氏子です

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 三大祭の外、夏祭、献湯祭を執行します
- 2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮 座】

郷社 八幡神社 印南郡西神吉村大字宮前字官山(加古川市)

神職名・報告者 喜多山 明

【神 職】

2 「一年神主」

何等の制度なかりしも、明治初年までは、社僧二名又は七名にて奉仕せしなり

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子区域は大字単位にして、八大字部落あり。現今、西神吉村、東神吉村の両村に亘れり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭、祈年祭、新嘗祭の外に、厄神祭(二月十九日)、

春祭(五月十日)、夏祭(七月十七日)、献湯祭(陰暦の五月廿三日若くは五月晦日)

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」なし

4 「当屋の決定」

例祭の神幸式、即ち御神事に奉仕する頭人は、御神事当番部落より抽籤、又は其他の方法を以て選定せしむ

5 「当屋の任務」

当屋の任務は氏子を代表し、御神事を奉仕するを責務とす

6 「当屋の交代」

氏子内各部落輪番にて、例祭二ヶ月間乃至五十日以内に於て相定む

7 「特殊神事」

明治初年までは、陰暦正月十六日の当日、追儺式鬼追ひの神事に、粥占ひの神事を行ひ来りしも、現今は中絶せり

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

毎年二月三日か四日かの節分の夜、社頭広庭に於て、大篝火を焚くなり

【宮 座】

1 「宮座の有無」 あり。頭人と称ふ

「宮座の建物」 なし

「座人の資格」

別に条件なし。氏子を代表するものなり

「座衆の人員」

明治廿七年頃までは、大人、小人の別ありて、二人

の頭人ありしが、現在は、小人菅人の頭人のみなり

「座入り儀礼」

毎年十月十六日の例祭の宵宮の当日、宮入りとして

社参す。更に又、昼宮の当日は、早旦より社参し、

御神事を奉仕するなり

「組織階級」

「宮座衆の姓」 なし

「座を開く時期」

例祭の御神事に、神輿御旅神社に着御の時、又神輿

本宮に還御ありて、直に頭人の座席に着座するなり

「宮座の行事」

宮座の行事は、御旅神社に於て一回、本宮に於て一

回づ、で行ふ。三方に餅・蜜柑・栗の三品を盛り、

六台供饌に預るなり

「座の財政」

頭人頭屋の財政は、頭屋若くは当番の部落よりして

負担し、支弁するなり

2 「文書記録」

御神事当輪番帳あり

3 「類似の組織」

座としては、当社能舞台の北面、即ち社頭に向ひ、頭

人の座たるべき敷設せる台石式個現存せり。是れ即ち、

頭人の座席として証明するものなり

4 「解体した座」

県社 生石神社

印南郡阿弥陀村大字生石字宝殿（高砂市）

神職名・報告者 社司・東 文雄

【神職】

2 「二年神主」

明治の初年迄は、神職二名奉仕していました。隔日に

交代奉仕した様です

【氏子】

1 「氏子区域」

生石、魚橋、神爪、島、平津、平津東、西井口、岸、

辻

【祭礼】

1 「祭の日時」

四月十二日 春祭、十月十八、九日 例祭、初申祭（旧

正月申日）

2 「田植祭」 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

例祭に、神輿からみ合せをなす

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 福泊神社 印南郡的形村大字福泊（姫路市）

神職名・報告者 神榮勇次

【氏子】

1 「氏子区域」 印南郡的形村福泊

5 「若衆入り」

年十六才にて青年会に入会。旧暦一月十五日

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月十三日、十四日。祇園祭

2 「田植祭」 無之

3 「特殊神饌」 無之

4 「当屋の決定」 当屋無之

5 「当屋の任務」 ～ 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 ～ 9 「火焚の神事」 無之

【宮座】

無之

郷社 湊神社 印南郡的形村大字的形（姫路市）

神職名・報告者 神榮勇次

【氏子】

1 「氏子区域」 印南郡的形村的形全般

5 「若衆入り」

村の少年、十六才にして青年会に入会。其際、神前にて奉告祭を行ふ

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十三日、十四日、卯祭 旧暦十一月初めの卯

の日（お能奉納）

2 「田植祭」 ～ 3 「特殊神饌」 無之

4 「当屋の決定」 当屋無之

5 「当屋の任務」 ～ 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

節分祭 神饌煎豆授与の行事（氏子参拝）、五月上湯立の行事

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 無之

【宮座】

1 「宮座の有無」 無之

2 「文書記録」

3 「類似の組織」 無之

4 「解体した座」 以前も、宮座無之

神戸市

村社 四宮神社

元撰津国^{（今）}矢田部郡花熊村字小田（神戸市神
戸区中山手通五丁目）（神戸市中央区）

神職名 高橋勇三郎

報告者 大慈五郎右衛門

【神職】

2 「一年神主」

昔は、輪番神主なり（是は村民の内、之を奉仕す）。

此れは一月十一日御当式の時、年中行事とし、神社の
奉仕、其他村内の行政と共に之を定めたりと。祭典を
行ふに付ては、五人組と相談を成しと云ふ

3 「収入」

輪番神主は無酬なれども、留守居の神巫は小祭祈禱を
行ひ、又は庶人の献饌等の収入を以て報酬とせりと

【氏子】

1 「氏子区域」

（元花熊地域）今は中五・六、下五・六、北五・花隈

六ヶ町

3 「資格」

村内の仲間入は五人組に申出。然る後に決定す（神役
を奉仕し、村の習慣に随ふ）。決定上は、村民に饗応
を成しと

4 「婿入り」 右に全し

5 「若衆入り」

子弟年十五才に至れば、自然に若中に入るなり。行事
としては、年二回明神講あり。新入の者は、長上の差
図に随ひて団結せりと

6 「年齢階梯制」

あり。若中は中老を敬ひ、指揮を仰。又は其言に随ひ
しは絶対なりしと

【祭礼】

1 「祭の日時」

（明治迄）元旦祭、^{一月十一日}御当式、^{六月十一日}夏祭、^{九月十一日}秋祭（今は）
^{二月十一日}祈年祭、^{五月十一日}御例祭、^{十月十一日}秋季御例祭、^{十一月十一日}新嘗祭（以上大祭）、
^{一月十一日}御当式

2 「田植祭」 3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」 一月十一日、御当式に於て決定すと

5 「当屋の任務」 祭礼の準備、祭後直会等

6 「当屋の交代」 順送なりしと

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

一月十五日早旦注連焼く。此火にて年徳神奉供の餅を
焼き、一族之食すと

【宮座】

1 「宮座の有無」 不明

「宮座の建物」

なし。然とも長殿あり。之を流用せしと

「座人の資格」

村内の旧家の戸主は勿論、之に次ぐ一家の戸主

「座衆の人員」

上座は一人、左座四人、右座五人 以上決定せりと

雖増減ありしと云ふ

「座入り儀礼」

各礼装にて三献、一汁三菜の式膳と云ふ

「組織階級」

村の名族より、之次く旧家以下に及ぶと

「宮座衆の姓」

大慈、村上、三條、森本、池田、野本、以上は苗字

「座を開く時期」

一月十一日夕景なりしと

「宮座の行事」

式後、神社の事より村の行政其他の事を申合せりと

「座の財政」

村田あり。之より生ずる財にて支弁す（御当田と云ふ）

2 「文書記録」

記録なし。申伝の儘、継続せり。今は主に神社に関する者のみの協議

4 「解体した座」

明治以前迄は有しも、今はなし。只、御当式とし継続せり

村社 三宮神社

矢田部郡神戸村大字大手（現在神戸市神戸区三宮町二丁目）（神戸市中央区）

【氏子】

1 「氏子区域」

撰津国矢田部郡神戸村字大手

6 「年齢階梯制」

老・中老、若衆

【祭礼】

1 「祭の日時」

春祭（五月十二日）、秋祭（十月十三日）

2 「田植祭」

3 「特殊神饌」 なし

4 「当屋の決定」

氏子の重なる人々協議の結果、祭の当屋を定める

5 「当屋の任務」

祭典の準備、装飾等

6 「当屋の交代」

春祭、秋祭

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」

なし

9 「火焚の神事」

毎年一月十四日の夕方、御注連を燃す。現在は、一月十六日の朝

【宮座】

なし

郷社 諏訪神社

神戸市神戸区山本通四丁目諏訪山
(神戸市中央区)

【氏子】

神職名・報告者 安部荘之助

1 【氏子区域】

山本通五丁目、再度筋

【祭礼】

記すべきものなし

【宮座】

記すべきものなし

村社 嚴島神社

神戸市神戸区築町六丁目(神戸市中央区)
神職名・報告者 檜崎稜威男

【氏子】

1 【氏子区域】

五ヶ町(十二ヶ丁)

【祭礼】

1 【祭の日時】

例祭 六月十七日、相殿神社 琴平神社祭 十月十日

2 【田植祭】

〓 9 【火焚の神事】 無

【宮座】

1 【宮座の有無】

〓 3 【類似の組織】 無

4 【解体した座】

無(不明)

村社 天満神社

神戸市神戸区北野町三丁目(神戸市中央区)
神職名・報告者 社掌・後神萬吉

【氏子】

1 【氏子区域】

神戸市神戸区北野町 自一丁目、山本通一・二丁目
至四丁目

【祭礼】

1 【祭の日時】

初天神祭 一月廿四、廿五日、例祭 四月廿四、廿五日

夏祭 七月廿四、廿五日

2 【田植祭】

〓 9 【火焚の神事】 なし

【宮座】

なし

村社 住吉神社

神戸市灘区大石(神戸市灘区)

神職名・報告者 藤木太郎

【氏子】

1 【氏子区域】

三

【祭礼】

1 【祭の日時】

二月二十一日 祈年祭、六月五日 例祭、十月十三

日 秋祭、十一月二十七日 新嘗祭

2 【田植祭】

〓 8 【藁蛇の神事】 特記すべき事なし

9 「火焚の神事」 一月十四日夜、左義長祭の節

【宮座】 なし

郷社 **敏馬神社** 神戸市灘区岩屋（神戸市灘区）

神職名・報告者 藤木太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 三

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月十八日 祈年祭、七月十四日 夏祭、十月十三

日 例祭、十一月二十四日 新嘗祭

2 「田植祭」 〆8 「藁蛇の神事」 特記すべき事なし

9 「火焚の神事」 一月十四日夜、左義長祭の節

【宮座】 なし

村社 **若宮神社** 神戸市灘区新在家（神戸市灘区）

神職名・報告者 藤木太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 一

【祭礼】

1 「祭の日時」

二月二十日 祈年祭、四月十五日 太々神楽祭、五月十

五日 例祭、九月十七日 秋祭、十一月二十六日 新嘗祭、

八月一日 夏越祭

2 「田植祭」 〆8 「藁蛇の神事」 特記すべき事なし

9 「火焚の神事」 一月十五日早朝、左義長祭の中

【宮座】 特記すべき事なし

村社 **六甲八幡神社** 神戸市灘区八幡町三丁目（神戸市灘区）

神職名・報告者 泰中松太郎

【神職】

1 「世襲」

以前は、社僧奉仕す。明治維新以後兼務の神職の奉仕

にて、大正三年より神職として四代目に本務神職とし

て小生奉仕す

2 「二年神主」

年行司と云ふ名称にて（文化の頃は七名宛）、現在に

ては十名宛。厄除祭（古来より厄神祭と云ふ）の執行

に付、万般の世話を為し、神職の補佐をして居ます。

以前奉仕した家柄、及永年氏子区内居住の氏子より撰

定す

【氏子】

1 「氏子区域」 元八幡村一ヶ村

3 「資格」

若衆入りをして初めて、神輿をかつぐ資格が付く訳です

4 「婿入り」 右の例に依る

5 「若衆入り」

先づ前髪とて、若衆達の小用から祭礼中の食事迄作るを例とす

6 「年齢階梯制」

十五才迄を前髪。若衆三十才以上四十才迄、中老

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一月十九日 厄神祭、二月十七日 祈年祭、五月十五

日 例祭、十月十五日 秋祭、十一月二十三日 新嘗祭

2 「田植祭」

無し

3 「特殊神饌」

以前は、厄神祭に盛飯モツノイとて、米をむして盛りて供ふ例なりしが、今は、月次祭等に普通御飯を盛り供へて、其の名残を伝ふ

4 「当屋の決定」 〳8 「藁蛇の神事」 無し

9 「火焚の神事」

一月十四日夜、注米飾マツ、門松及古札等を焼却す。氏子一般より持参する事とて、自然大火となります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

無し

2 「文書記録」

厄神祭の勘定書（文化八年より分）あり

3 「類似の組織」

現今の年行司として厄神祭を奉仕するが、其の名残の様には思はれます

4 「解体した座」

右全し

村社 船寺神社

神戸市灘区船寺通二丁目一（神戸市灘区）

神職名・報告者 都賀織之介

【氏 子】

1 「氏子区域」

河原村、森村、稗田村、味泥村

6 「年齢階梯制」

年寄・中老・前髪の区別あり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 九月十五日、厄神祭 一月十八・九日

2 「田植祭」

古来はありしも、現今廃止す

3 「特殊神饌」

古来は煮たるものを特に供す、現今は無

4 「当屋の決定」

古来ありしもの如し

5 「当屋の任務」

神主の命に従ひ、祭典マツに与る

6 「当屋の交代」

例祭を以て交替とす（村々協議の上、交替）

7 「特殊神事」

十一月十五日御火たき祭。当日は七五三のもの参詣す

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」 一月十四日 トンド祭（左義長）

【宮座】

1 「宮座の有無」 〓 2 「文書記録」

上古は、神宮寺なるが故に社僧を置き、宮座と同様に

せり

3 「類似の組織」 〓 4 「解体した座」

村社 **大土神社** 神戸市灘区水車新田（神戸市灘区）

神職名・報告者 都賀織之介

【氏子】

1 「氏子区域」 水車新田

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 四月十三日

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 挙村して、之に当る

5 「当屋の任務」 神主の命に従ひ、之に与る^(ママ)

6 「当屋の交代」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 **嚴島神社** 神戸市灘区篠原（神戸市灘区）

神職名・報告者 都賀織之介

【氏子】

1 「氏子区域」 篠原村一円

5 「若衆入り」 ありしもの如し

6 「年齢階梯制」 年寄、おとな、若衆

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭 七月十七日

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」 戸長他五家を以て協議、祭儀に列す

5 「当屋の任務」 神主の命に従ひ、之に当る

6 「当屋の交代」 世襲

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」 〓 3 「類似の組織」

4 「解体した座」 御当講を組織して、之を氏子懇親に用ふ

村社 **春日神社** 神戸市灘区都賀村開地（神戸市灘区）

神職名・報告者 都賀織之介

【氏子】

1 「氏子区域」 都賀一円

5 「若衆入り」 若衆入りの神事は、嚴重に之を実施さる

6 [年齢階梯制] 年寄・中老・若衆

【祭 礼】

1 [祭の日時] 例祭 十月七日

2 [田植祭] 〓 3 [特殊神饌]

4 [当屋の決定] 拳村之に従ふ

5 [当屋の任務] 神主の命に従ひ、補佐す

6 [当屋の交代] 〓 9 [火焚の神事]

【宮 座】

1 [宮座の有無] 〓 3 [類似の組織]

4 [解体した座]

御当講を組織して宮座に当りしも、今は廃止す

村社 **丹生神社** 神戸市灘区高羽字トヤシキ(神戸市灘区)

神職名・報告者 都賀織之介

【氏 子】

1 [氏子区域] 高羽村一円

6 [年齢階梯制] 年寄・中老・若衆の三制度(年齢によ

る)

【祭 礼】

1 [祭の日時] 例祭 五月九日

2 [田植祭] 〓 3 [特殊神饌]

4 [当屋の決定] 年番一家、之を選びて当る

5 [当屋の任務] 神主の命に従ひ、補佐す

6 [当屋の交代] 一月二十日を以て、交替す

7 [特殊神事] 御当の祭(氏子懇親祭とも云ふ)

8 [藁蛇の神事] 〓 9 [火焚の神事]

【宮 座】

1 [宮座の有無] 〓 3 [類似の組織]

4 [解体した座] 御当講を組織し御当祭を行ふ

村社 **猿田彦神社** 神戸市灘区森村(神戸市灘区)

神職名・報告者 都賀織之介

【氏 子】

1 [氏子区域] 崇敬者。森村一円

【祭 礼】

1 [祭の日時] 例祭 四月十七日

2 [田植祭] 〓 3 [特殊神饌]

4 [当屋の決定]

五重(五つ、の重なる意)を以て任に当る

5 [当屋の任務] 大氏神の神主の命に従ひ、祭典を与える

6 [当屋の交代] 〓 9 [火焚の神事]

【宮 座】

村社 水神社

神戸市灘区稗田(神戸市灘区)

神職名・報告者 都賀織之介

【氏子】

1 〔氏子区域〕

崇敬者。稗田村一円

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 七月十一日

2 〔田植祭〕 〓 3 〔特殊神饌〕

4 〔当屋の決定〕

戸長になりしもの、之を掌る

5 〔当屋の任務〕

大氏神の神主の命に従ひ、祭典を与える

6 〔当屋の交代〕

戸長交替するとき、次の戸長に無条件にて当屋となる

7 〔特殊神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕

【宮座】

村社 八宮神社

神戸市湊東区楠町三丁目鎮座(神戸市中央区)

神職名・報告者 前川恒夫

【氏子】

1 〔氏子区域〕

神戸市湊東区楠町一丁目より楠町七丁目に至る間

5 〔若衆入り〕

行事あり

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

今、二月十九日 祈年祭、十一月二十五日 新嘗祭、十

月九日 例祭、十一月十三日 元六宮神社献饌祝祭。其

他、中祭・恒例式は行ふ。祈年祭・新嘗祭は、日時変

更の時あり。本殿遷座祭を行ひたる事あり

2 〔田植祭〕

御田植祭なし

3 〔特殊神饌〕

特殊なる神饌、用ひられず

4 〔当屋の決定〕

今当屋なし。明治四十五年迄。六宮神社境内にありた

る塞神祠にて、町民十人順番にて幸の禱祭を執行せし

由なり。毎年十一月十六日を、幸の禱祭日と定めあり

たり

5 〔当屋の任務〕

御當は初め、寶寂寺住職によりて行へしが、後、神仏

分離によりて之をやめたり。

6 〔当屋の交代〕

記録によると、禱渡しは、正月二日に米洗、三日に餅

搗き六日に手挟みを行ひ、引継を行つた事になつてい

る

7 〔特殊神事〕

元六宮神社献饌祝祭あり。十一月十三日午前九時より

中祭にて行ふ

8 〔藁蛇の神事〕 〓 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 嚴島神社

神戸市兵庫区永澤町四丁目(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 嶋津正三

【神職】

1 [世襲]

世襲にあらず。明治維新以前は、兵庫津永澤町嚴島山増福寺(浄土宗)住職の奉仕する所なり。増福寺は、当社と分離するに際し、廃せられたり

【氏子】

1 [氏子区域]

神戸市兵庫区永澤町、大開通、塚本通、算所町、鹿屋町、富屋町

【祭礼】

1 [祭の日時]

例祭 五月十六・七日、夏祭 七月十六・七日、亥の子祭 十月亥の日

2 [田植祭] ～ 9 [火焚の神事]

【宮座】

村社 天神社

神戸市兵庫区東柳原町(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 森本武男

【氏子】

1 [氏子区域]

【祭礼】

1 [祭の日時]

一月廿五日 初天神祭、七月廿四日 例祭、十月廿五日 日 神幸式

2 [田植祭] ～ 9 [火焚の神事]

【宮座】

県社 七宮神社

神戸市兵庫区北宮内町十二番地(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 太田直三郎

【神職】

1 [世襲]

世襲でなし。当社は、明治四年迄は、神宮寺別当として僧侶の奉仕せしものなり。

【氏子】

1 [氏子区域]

十二ヶ町

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 五月八日、神幸祭 五月九日、祈年祭 二月十七日、
新嘗祭 十一月二十三日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「文書記録」

3 「類似の組織」

現在は敬老会、七宮婦人会、敬神会の設けあり

4 「解体した座」

以前は、出雲講大々神楽講あり。明治二十年頃解散せり

村社 蛭子神社

神戸市兵庫区東出町一丁目(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 社掌・太田直三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

崇敬者。東出町壺丁目

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 五月二十日、祈年祭 二月二十日、新嘗祭 十一月二十四日

2 「田植祭」～6 「当屋の交代」 なし

7 「特殊神事」 十日恵美須祭

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

なし

村社 大國神社

神戸市兵庫区松屋町(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 社掌・太田直三郎

【神 職】

2 「一年神主」

宮守として留守番がありて、日々清掃等をなしたり

【氏 子】

1 「氏子区域」

崇敬者区域松屋町

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 七月十八日、祈年祭 二月十八日、新嘗祭 十一月二十八日

2 「田植祭」～5 「当屋の任務」 なし

6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 甲子日に甲子祭を執行

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 稲荷神社

神戸市兵庫区川崎町(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 社掌・畑古俊二

【氏子】

1 〔氏子区域〕

崇敬者区域川崎町

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 七月二十日、初午祭(初午日)、祈年祭 二月二

十日、新嘗祭十一月二十六日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 八幡神社

神戸市湊区氷室町一丁目(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 安部豊一

【氏子】

1 〔氏子区域〕

判然せず

【祭礼】

1 〔祭の日時〕～8 〔藁蛇の神事〕 不明

9 〔火焚の神事〕 年越の夜燃します

【宮座】

記すへきものなし

村社 大山咋神社

神戸市湊区山王町一丁目(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 安部豊一

【氏子】

1 〔氏子区域〕

旧名石井村全部(新名石井村、千鳥町、山王町、都由

ノ町、大同町、湊川町一・二の全部)

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

五月五日神幸式を行います

2 〔田植祭〕～8 〔藁蛇の神事〕 不明

9 〔火焚の神事〕 年越の夜、燃します

【宮座】

不明

村社 熊野神社

神戸市湊区熊野町三丁目八番地(神戸市兵庫区)

神職名・報告者 安部豊一

【氏子】

1 〔氏子区域〕

旧名夢野村全部(新町名 氷室、熊野、夢野、菊水、

湊川三丁目より十丁目、鴨越町、夢野村の全部)

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋祭（昔の例祭）十月九日、總祈禱祭 一月十六日未
明

2 「田植祭」～8 「藁蛇の神事」 不明

9 「火焚の神事」 十二月三十一日と節分の夜、燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」～不明

4 「解体した座」

總祈禱組があります。全村戸主を以て組織し、此戸主
が、毎年五人が一年交代を以て、宮の祭儀、其他一切
の事を行ひ来れり。今は只、正月十六日神社に参拝し、
五穀豊穰・村内安全の祈願祭を行ひ、直会をなし、終
日語り暮す例となれり

官幣中社 長田神社

神戸市林田区长田町三丁目（神戸市兵庫区）

神職名 宮司・菊池武文

報告者 主典・井上税郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 別紙の通【別紙】

神戸市（西部）

林田区 蓮池町、大道通、御船通、蓮宮通、西山町、

宮川町、長田町、片山町、大塚町、名倉町、大丸町、

房王寺町、重池町、長田天神町、前原町、寺池町、長

田村、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六

番町、七番町、北町、菅原通、御藏通、東尻池町、梅

ヶ香町、明治通、明和通、正慶町、御所通、和田山通、

御崎町、材木町、濱中町、金平町、高松町、吉田町、

遠矢町、東尻池村、眞野町、中村町、西尻池町、苧藻

通、濱添通、苧藻島町、神楽町、細田町、川西通、池

田廣町、池田上町、池田寺町、池田村、大橋町、若松

町、久保町、腕塚町、庄田町、駒榮町、二葉町

須磨区 西代通、山下町、五位池町、戸崎通、大谷町、

御屋敷通、松野通、水笠通、西代村、庄山町、行幸町、

天神町、須磨本町、櫻木町、離宮前町、離宮西町、須

磨寺町、千守町、関守町、高倉町、潮見台町、須磨浦

通、一ノ谷町

兵庫区 須佐野通八丁目の一部

計八十二通（丁目数三三九）

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭（十月十八日）、神幸式（十月十九日）、夏祭（七
月十七、十八日）、追儺式祭（節分）

2 「田植祭」 なし

3 「特殊神饌」

団子（二月廿一日長田祈禱祭）、塩鮭（二月節分追儺式）、甘酒（九月十三日池田祈禱祭）

4 「当屋の決定」～6 「当屋の交代」

明治中頃より氏子会を組織し、神幸式の昇番を年番にて奉仕し居れり。所謂、当屋には該当するものなし。部分的特殊神事には、当屋のあるあれど、現今は厳格ならず。7の項に記す

【別紙】祭りの当屋に就て

一般的には当屋の制なく、特殊神事に僅少残るのみ、明治中期以後に氏子会を組織し、この会によりて神幸式を奉仕す

全氏子会を十四ヶ部（年代により部数に差あり）に分ち、年々地域順により神輿を奉昇す

7 「特殊神事」 別紙記載及印刷物の通り

【別紙】特殊神事

一、追儺式（二月節分当日 午後二時より七時まで）

(一)、前儀 前日餅搗き、餅花飾、鬼役等の潔斎、稽

古

(二)、祭典 午後二時

(三)、式（別紙印刷物参照）

(四)、後儀 此追儺式鬼役等は、鎮座地長田村（現今

六町約三十一ヶ丁目）の者奉仕す。昔は禱家

の制ありしも、現今にては凡て長田協議会、

青年会、行ふ。

二、長田祈禱祭（二月廿一日）

鎮座地長田村の五穀豊穰の祈願祭。毎年、年長順により、二名宛当番（祈禱と称す）となり、神饌直会等を準備す。祭典には奉幣の行事あり。神饌の中に米粉の団子を供するにより、団子祭の称あり。

三、全祭（九月五日）

もと八月一日に行はれしを以て、八朔祭の称あり。二月廿一日の祭典の報賽にかねて、米穀の豊饒を祈る。此の当屋は、家並順二戸宛とし、神饌に新穀の蒸飯、茗荷の芽、湯葉、垣豆を供する例なり。

四、池田祈禱祭（九月十三日）

もと、明月の日行はれしを以て、明月祭と称し、甘酒を供するを以て、甘酒祭とも称す。

8 「藁蛇の神事」

なし

9 「火焚の神事」

現今は、なし

【宮座】

1 「宮座の有無」～2 「文書記録」

3 「類似の組織」

4 「解体した座」

明治廿五年頃迄「誕生講」あり

【この後、「長田神社追儺式神事概説」（一枚物）と、

長田神社社務所発行『おついたち』第十号、昭和十二年

二月一日発行（表裏四ページ）、「長田神社追儺式神

事」の記事が収録）の二点の印刷物があるが、省略】

村社 大歳神社

元撰津国八田部郡車村、神戸市須磨区車
字松原 (神戸市須磨区)

兼神職名・報告者 高橋勇三郎

【神職】

2 「一年神主」

一年交替なりしと云ふ。今は月交替なり（此神主は村人の輪番にて火ともし、神供のことを仕ふ）

【氏子】

1 「氏子区域」

撰津八田部郡車村 一村

3 「資格」

新入の輩は、其中村役に申出で承諾を伝、次々饗応を行ひ、御能式に奉仕すと云ふ

4 「婿入り」

当村古例、一月十四日当社の御能式に奉仕して、氏子の仕格を得るなり（今も之に準ず）

5 「若衆入り」

若中となれば、第一社領清掃又は献灯を成し、余興相撲等を行ひしと

6 「年齢階梯制」 有り

【祭礼】

1 「祭の日時」

六月十九日 夏祭、十月十六日 御例祭、一月十四日

夜 御能式、一月五日 初集会、五月五日 日待、一月

十九日 日待、九月八日 幸當

2 「田植祭」 無し

3 「特殊神饌」

九月八日、幸當式祭の時には魚を、社殿両側の柱に藁を以て懸税とす（今も継続す）【別紙】特殊の神せんに付ては、九月八日幸當祭には、はもを、社殿両側の柱に、藁にて懸税として奉饌す。此式に参す者は、（袴の礼装）にて各座に付、御膳は五合枴飯、とんがらん腥酢、茶のひたし、塗椀にて三献、次に流すなり。此式は重に、稲作に付ての協議なりと（今は行事あらず）

4 「当屋の決定」

一月五日の式に於て、之を決定す順送りのこと、明治迄は一年なりしが之を行ふ（今は月交替にして、神主は村民なり）

5 「当屋の任務」

社殿清掃、神供の調理、点灯を司る。屋に於ては、一族村役を招待し、祝宴を催す

6 「当屋の交代」 順送りのことは、汚穢の家は之をかく

7 「特殊神事」

当社に於ては、御能式（又は御面式と云ふ）。此順序は別紙に記す

【別紙】本神社は、鎌倉由井濱正八幡宮より伝来せ

りと云ふ特殊神事あり。古より、正月十四日に之を執行せり。聊か其模様を、此に記載せん。当日午後八時、拝殿に於て之を行ふ。御能式（又は御面式と云ふ）、

之に仕ふる者を大夫と云ふ。一代一度氏人の戸主の奉仕する重き役なれば、一週間の忌火を成し、此を奉仕する者の舎を、大夫の宿と云ふ。当日、村民親族一同を招待して祝盃を挙げ、了て大夫一曲を舞ふ。夫より行列を正して、宮入を行ふ（大夫は狩衣、他袴）。長殿にて神酒頂戴て、拝殿所定の座に着く。一滞して、

大夫は老翁の曲を奏す。二童子（水干）、乱舞の曲を奉仕す。地は五人（袴）、楽師五人（袴）、次に、火ともし一人。次に、神主之に参列す。終に、又老翁の曲あり。萬歳樂を唱ふるに、「天下太平・国家安穩・五穀成就・萬民快樂」と呪言し、式を了る。当日は、村民縁族全部社頭に参拝し、各御面を拝し、祈禱を受るなり。神社は、当日早旦、提灯其他の装飾を成す（此役は若中）。午前十時、御祭典を執行す。其時、今日奉仕の宿主は、祭典に参列し、式の安泰を祈るなり。次で、御面を奉戴して、之を宿に向へ、祭祀す。式了りては、又、之を社殿に納付す、以上。

右の行事は、鎌倉八幡宮よりの記録は無けれども、参考の為に、当村の旧家三浦弥左衛門所蔵之建武二年乙亥二月付古文書に仍れば、撰津国矢田部郡車村は、鎌倉由井浜正八幡宮の御神領地にして、人皇七十七代

後白河院の御宇保元二丁丑年二月、三浦大輔平朝臣義明当国に立越給ひ、当八幡宮を奉勸請造立奉仕者也云々あり（此式は今も尚執行せり）。次に足利尊氏九洲に下向し、大に軍勢を催し、多々羅濱の合戦に大勝を得て、大挙東上せられし時に、先に戦に仏縁を蒙りし兵庫魚見堂の地藏菩薩を、当国車村なる清浄の地に鎮祠せし時、三浦氏の一族造立の功により、庭中生柴垣の二重垣の設置を許されたりと云ふ（今に生垣を存せり）。（又此寺は赤松氏族の開基にして尊氏矢拾の地藏と称す。寺号に慶雲寺と云ふ。以上参考迄）

【別紙の欄外に記入】書中の正八幡宮は、今は大歳神社の末社となれり。付記す

8 「藁蛇の神事」 無し

9 「火焚の神事」

一月十五日早旦、注連焼神事を行ひ、此火にて、年徳神奠せし餅を焼き、帰して一族之を食す

【宮 座】

1 「宮座の有無」 在り。当社長の殿を使用す

「宮座の建物」

「座人の資格」

名字を有する者は勿論、只一家の戸主のみ

「座衆の人員」

戸数は五十戸なりしも三十人程なりしと云。上座・

左座・右座共

〔座入り儀礼〕

礼装（袴）、上、左、右と順々に宿席ありて三献五品の膳部、ひら・やきもの・もすく・しほ

〔組織階級〕

当村名族旧家以下に及ぶ

〔宮座衆の姓〕

上座は伊豆六兵衛、左座は逸見助左衛門、右座は三浦平左衛門（各一族）

〔座を開く時期〕

正月五月初集会、九月八日幸當コウドウ、式は四季キ年中行事のこと（宮役又は村内申合）等

〔宮座の行事〕

次に五日は、兼て執行の御能式の役割、及び稽古に及ぶ（今日も継続す）

〔座の財政〕

村有田、宮田。御能式に限り、座の負担

2 〔文書記録〕

3 〔類似の組織〕

延年講あり。（主カ）重に御能を仕ふる衆の中間を云ふと

4 〔解体した座〕

宮座（今も継続せり）

村社 大歳神社

元撰津国矢田部郡白川村（神戸市須磨区白川）（神戸市須磨区）

兼神職名 高橋勇三郎

報告者 羽田元一

【神職】

2 〔一年神主〕

輪番神主なりと（村民順送にて、日供・奠火・洒掃を行ふことを神主と称せり）（明治以後は兼務なり）

【氏子】

1 〔氏子区域〕

白川村一村

3 〔資格〕

昔は、当村の氏子に成る者は、五人組又は相当長老に申告して、一般に其事由申渡したりと。一般の許可を得て、ふれまいを行なりと

4 〔婿入り〕

新参は、村の長老挨拶を成し（饗応をなし事、之をふれまいと云ふ）、之は行ひて後、神社を出頭することを得るなりと

5 〔若衆入り〕

氏子子弟十五才に達すれば、講に加入す。神賑の場合、卒先の事に随ふと云ふ（講は年二回明神講と云ふ）

6 〔年齢階梯制〕

あり。若中は、廿五才迄、廿六才より中老、其上は、おとなと云ふ。此階級は、尤も嚴重なりしと云ふ

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

一月十四日 御當式、七月二十一日 夏祭、九月二十二日 秋御例祭、今も全し

〔座入り儀礼〕

礼装（袴）にて参入、席定て祝言三献の式、祝膳（尤も簡易なりしと）

〔宮座衆の姓〕

鷺尾十戸、羽田五戸、藤田六戸、小白川一戸

〔座を開く時期〕 一月十四日

〔宮座の行事〕 不明

〔座の財政〕 御当田あり 之にて支弁す

2 〔文書記録〕 3 〔類似の組織〕 今はなし

4 〔解体した座〕

明治迄は存在せしも、今は只、御當式のみ残れり

村社 高取神社 神戸市須磨区高取山（神戸市長田区）

神職名・報告者 岡本延次

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 十ヶ町

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕

例祭 四月三日、初午祭 二月上旬の午日、鎮火祭 十二

月十八日

2 〔田植祭〕 3 〔特殊神饌〕 否

4 〔当屋の決定〕

氏子協議会の選挙に依る年、又抽籤の方法に依る年と

〔宮座〕

1 〔宮座の有無〕 名称、御當式と云ふ

〔宮座の建物〕 神社の長殿を以てす

〔座人の資格〕 村内の名家 旧家 其他戸主

〔座衆の人員〕・〔組織階級〕

上座一人、左座五人、右座七人、然れも増減ありし

と云へり（明治以前今はなし）

あり

5 [当屋の任務]

祭礼前の諸準備一切を任ず。例へば、参道修繕、沿道の装飾、境内設備等

6 [当屋の交代]

毎年選挙、又は抽籤に依り、一月に交代す(十五日)

7 [特殊神事] 〳 9 [火焚の神事]

【宮座】

村社 八幡神社

神戸市須磨区妙法寺町(神戸市須磨区)

神職名・報告者 大垣光次

【氏子】

1 [氏子区域]

旧称、妙法寺村

【祭礼】

1 [祭の日時]

正月祭 一月七日、例祭 九月十五日

2 [田植祭] 〳 9 [火焚の神事]

なし

【宮座】

宮座に関しては、当社には全部無之候

郷社 證誠神社

神戸市須磨区権現町壹丁目壹番地

(神戸市須磨区)

神職名・報告者 大垣光次

【氏子】

1 [氏子区域]

旧称、板宿、大手、東須磨、野田、新駒ヶ林

【祭礼】

1 [祭の日時]

春祭 五月二十日、例祭 九月二十七日

2 [田植祭] 〳 9 [火焚の神事]

無し

【宮座】

宮座に関して当社には全部無之候

姫路市

県社 廣峯神社

姫路市廣嶺山(姫路市)

神職名・報告者 県社廣峯神社社司・西脇猛雄

【氏子】

1 [氏子区域]

なし

【祭礼】

1 [祭の日時]

献穀祭 四月十八日

2 [田植祭]

田植式祭 四月三日

3 [特殊神饌]

なし

4 [当屋の決定] 〳 6 [当屋の交代]

7 [特殊神事]

節分の夜、一ケ年中米穀株式の予想、相場立会式神事

あり

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

二月の節分夜、斎火を燃し、参拝者此に当る

【宮座】 なし

村社 勝松神社 姫路市保城字垣内（姫路市）

神職名・報告者 山尾在一

【氏子】

1 「氏子区域」 姫路市保城及同西中嶋

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月廿三日、例祭 十月八・九日、夏季祭 七月十二日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」

無し。以下祭礼に関する当該事項無之候

【宮座】 宮座に関する事項、全部無之候

村社 日吉神社 姫路市野里字梅ヶ坪（姫路市）

神職名・報告者 山尾在一

【氏子】

1 「氏子区域」 姫路市威徳寺町

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十日午前十時、新嘗祭 十一月二十四日

午前十時、例祭 十月七・八・九日、春季祭 四月十八

日午前八時、夏季祭 七月十五日午後三時

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」

無し。以下祭礼に関する当該事項、全部無之候

【宮座】 宮座に関する事項、全部無之候

村社 稻荷神社 姫路市乙阿保（姫路市）

神職名・報告者 中川延太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 乙阿保

【祭礼】

1 「祭の日時」 例祭（節句祭） 十月九日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」

【宮座】 なし

村社 阿保神社 姫路市甲阿保（姫路市）

神職名・報告者 中川延太郎

【氏子】

- 1 氏子区域 甲阿保

【祭礼】

- 1 祭の日時 例祭（節句祭）十月九日
- 2 田植祭 〳 9 火焚の神事

【宮座】 なし

村社 九所御霊天神社 姫路市東郷町（西部）（姫路市）

神職名・報告者 中川延太郎

【氏子】

- 1 氏子区域
 - 東郷町東部、東郷町西部、東郷町北部、北東郷町、市之郷、橋元新町、橋元町、天神町、神屋町、南神屋町、北神屋町

【祭礼】

- 1 祭の日時
 - 例祭（古来花祭と称す）五月八日、昔は卯月八日たりしを、大正五年より五月八日に改む
- 2 田植祭 〳 9 火焚の神事

【宮座】 なし

県社 高岳神社 姫路市今宿百五十九番地村前（姫路市）

神職名・報告者 中安 薫

【氏子】

- 1 氏子区域 五部落

【祭礼】

- 1 祭の日時
 - 例祭 十月八・九日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭十一月二十七日、夏祭 七月十三日、記念祭^(ママ) 九月三日、式年祭 二十二年目毎、春四月

2 田植祭 〳 3 特殊神饌 ありません

4 当屋の決定 当屋ありません

5 当屋の任務 〳 6 当屋の交代

7 特殊神事 別にあります

8 藁蛇の神事 そんなものはありません

9 火焚の神事 ありません

【宮座】

- 1 宮座の有無 ありません
- 2 文書記録
- 3 類似の組織
 - 神農講といふものがあります（これは祭礼当日、境内

地に一時出店をする寄合店人です)
4 「解体した座」 分りません

県社 姫路神社 姫路市本町（姫路市）

神職名・報告者 芹田 奎

【氏子】

1 「氏子区域」

氏子なし。当社は、姫路城主酒井家の祖神を祭りたる
神社なるが故、旧領土内の四民を崇敬者とす

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭、新嘗、祈年

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 大年神社

姫路市野里大日町（姫路市）

神職名・報告者 芹田 奎

【氏子】

1 「氏子区域」

十七ヶ町

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭、祈年、新嘗

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 水尾神社

姫路市山野井町大字男山（姫路市）

神職名・報告者 芹田 奎

【氏子】

1 「氏子区域」

八ヶ町

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭、祈年、新嘗

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 大年神社

姫路市八代（姫路市）

神職名・報告者 芹田 奎

【氏子】

1 「氏子区域」

一ヶ町

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭、祈年、新嘗

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

村社 桑原神社 姫路市伊傳居町（姫路市）

神職名・報告者 芹田 奎

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 一ヶ町

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕 例祭、祈年、新嘗

- 2 〔田植祭〕 〃9 〔火焚の神事〕なし

【宮座】

なし

県社 射楯兵主神社 姫路市本町（姫路市）

神職名 ———

報告者 荒木中之輔

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 市内九十八ヶ町

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

- 2 〔田植祭〕 夏祭（七月十一日）例祭（十一月十四日より十六日迄）

- 3 〔特殊神饌〕 なし

- 4 〔特殊神饌〕

例祭の節、短冊餅、ブト餅、串餅、靴形餅等の特殊神饌を供す

- 4 〔当屋の決定〕 〃9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

【この後、『懸社射楯兵主神社略記』（射楯兵主神社社務所編輯兼発行、昭和三年四月三日発行、奥付も含んで三十二ページ）があるが、省略】

村社 住吉神社 姫路市御立（姫路市）

神職名・報告者 梅宮熊吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 姫路市御立

- 5 〔若衆入り〕

明治以前には、若衆ありて、若衆入りありしが、一般の挨拶の他に、特別なる行事なし

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

- 例祭 十月八日、祈年祭 二月廿一日、新嘗祭 十一月廿四日、夏祭 七月卅一日。

- 2 〔田植祭〕 無し

- 3 〔特殊神饌〕 無し

- 4 〔当屋の決定〕 当屋無し

- 5 〔当屋の任務〕 6 〔当屋の交代〕 ———

- 7 〔特殊神事〕 湯立祭 七月十二日

8 「藁蛇の神事」

無し。別に、毎年新年に各字部落輪番に、拝殿前の大注連縄を新に造りて奉献、取替す。俗に、其年は秋作が良いと申せり

9 「火焚の神事」 節分の夜に燃す。古神札等を燃す

【宮座】 無し

郷社 荒川神社 姫路市井ノ口字宮山(姫路市)

神職名・報告者 大川鶴夫

【氏子】

1 「氏子区域」

町坪、中地、玉手、岡田、井ノ口、西庄の六ヶ大字

5 「若衆入り」

明治の中頃迄は、厳格に行はれましたが、只今ではありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月廿二日、夏祭(湯立) 七月十七日、田實

祭(八朔) 九月一日、例祭 十月十七日、新嘗祭 十一

月廿八日

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 用ひません

4 「当屋の決定」 当屋の制はありません

5 「当屋の任務」 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

湯釜の行事、神輿の渡御、屋台の演技等は神事として、毎年祭礼当日を以て行ひます

8 「藁蛇の神事」 此れはありません

9 「火焚の神事」

毎歳一月十四日には、葉付の竹、門松、注連縄等を集め、「とんと」と称する物を造り、十五日の払暁之を燃す行事があります。

【宮座】 ありません

村社 生矢神社 姫路市手柄字三和(姫路市)

神職名・報告者 大川鶴夫

【氏子】

1 「氏子区域」 手柄、飯田、亀山、栗山の四ヶ大字

5 「若衆入り」

明治の中頃迄は、厳重に行はれましたが、現今ではありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月廿七日、夏祭(湯立) 七月十二日、例

祭 十月九日、新嘗祭 十二月十八日

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 用ひません

4 「当屋の決定」 当屋の制はありません

5 「当屋の任務」 〽6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

湯釜の行事、屋台の演技等がありまして、毎歳之を行

ひます

8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」

毎年一月十五日に、とんとの行事がありました。今

は絶えて居ります

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 ありません

4 「解体した座」 わかりません

村社 苦道国主神社 姫路市苦編字宮山（姫路市）

神職名・報告者 大川鶴夫

【氏 子】

1 「氏子区域」 苦編^{トマミ} 一 大字

5 「若衆入り」

明治の中頃迄は、厳正に行はれましたが、只今ではあ
りません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十日、夏祭（湯立） 七月廿五日、例

祭 十月九日、新嘗祭 十二月五日

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 用ひません

4 「当屋の決定」 当屋の制は古今を通じてありません

5 「当屋の任務」 〽6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

毎年夏祭に、湯釜の行事があります。他に屋台の演技

もありましたが、近年中絶の姿であります

8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」 大火を燃す行事はありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 〽3 「類似の組織」 ありません

4 「解体した座」 わかりません

出石郡

国幣中社 出石神社 出石郡神美村大字宮内（豊岡市）

神職名・報告者 宮司・吉野直人

【氏 子】

1 「氏子区域」

出石郡神美村大字宮内、全村大字坪井、全郡小坂村大字鳥居の三部落

宮に、主として氏子少年奉仕して、大火を焚く。今は大なるものを焚かざるも、昔時は大きかりし如し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（二月十七日）、例祭（十月二十日）、新嘗祭（十

一月二十三日）、講社大祭（十二月十一日）

2 「田植祭」

無し。但し、昭和十二年度より新たに斎田を設くるに

依り、該祭典も従つて執行の筈

3 「特殊神饌」

立春日祭（立春当日）に、「ナノリソ」として海藻（ホ

ンダワラ）を供奠す

4 「当屋の決定」 〓 6 「当屋の交代」 無し

7 「特殊神事」

別紙参照

【別紙】御年花を奉る神事、新嘗祭当日

俗に卯日祭と称し、古式に依り、斎戒の上揉火を鑽り、

その忌火もて其年の新穀を蒸して、径三寸程の薄き円

餅となし、御年花（御葩）と称して神前に供す。此

の御年花は、古へより種々の靈験ありて、災禍を除き

或は病を医するとして、広く世人の尊重するものなり

8 「藁蛇の神事」

無し

9 「火焚の神事」

春季氏子祭（四月十一日）及例祭（十月二十日）。宵

【宮 座】

1 「宮座の有無」、2 「文書記録」 無し

3 「類似の組織」 別紙参照

【別紙】官社加列後の事なれど、氏子中にて（主に青

壮年者）俗人養成をなし、祭典毎に奉仕す。当項宮仲

間に該当すへきか

4 「解体した座」 無し

村社 石部神社

出石郡出石町大字下谷（豊岡市）

神職名・報告者 上杉晴一

【氏 子】

1 「氏子区域」 谷山、下谷、東條、魚屋、川原、五ヶ町

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一月三日 元始祭、二月十七日 祈年祭、十月十五

日 例祭、十一月二十三日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

ありません

村社 稲荷神社 出石郡出石町大字内町字城山（豊岡市）

神職名・報告者 上杉直樹

【氏子】

1 〔氏子区域〕

谷山、材木、内町、魚屋、東条、八木、田結庄、本町、
宵田、柳町、川原町、小人町、松ヶ枝、弘原、寺町、
下谷の十六区

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 旧初午大祭として（陰暦初午の日）

2 〔田植祭〕 〳 8 〔藁蛇の神事〕

9 〔火焚の神事〕

十一月七日、陰暦霜月七日の夕、お焚火祭に大火を燃
します

【宮座】

県社 諸杉神社 出石郡出石町大字内町字諸杉小路（豊岡市）

市

神職名・報告者 上杉直樹

【氏子】

1 〔氏子区域〕

内町、材木、上谷、魚屋、八木、田結庄、宵田、本町、
柳町、小人町、寺町、水上村の十二ヶ町村

【祭礼】

1 〔祭の日時〕 例祭 十月十四日、十五日

2 〔田植祭〕 〳 8 〔藁蛇の神事〕

9 〔火焚の神事〕

例祭の前夜、宵宮祭の十二時頃より朝にかけ、焼火を
なす例があります

【宮座】

村社 一宮神社 出石郡高橋村大字久畑（豊岡市）

神職名・報告者 大橋禮吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕 大字久畑、佐田

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十日、祈年祭 二月廿七日、新嘗祭 十一月
廿四日

2 〔田植祭〕 〳 3 〔特殊神饌〕 ありません

4 〔当屋の決定〕 〳 5 〔当屋の任務〕

6 〔当屋の交代〕 十月十日祭礼の終りし時

7 〔特殊神事〕 佐田、久畑両部落対角力（抗）があります

8 〔藁蛇の神事〕 9 〔火焚の神事〕 ありません

【宮座】

ありません

1 [氏子区域]

薬王寺、大河内 二大字

村社 日足神社

出石郡高橋村大字栗尾（豊岡市）

【祭礼】

神職名・報告者 大橋禮吉

1 [祭の日時]

【氏子】

1 [氏子区域]

小字 本城、柴地、貝田

【祭礼】

1 [祭の日時]

例祭 十月一日、祈年祭 二月廿六日、新嘗祭 十一月

廿七日

2 [田植祭] 3 [特殊神饌] ありません

4 [当屋の決定] 毎年、青年団員が練込をなせり

5 [当屋の任務] 祭礼練込

6 [当屋の交代]

7 [特殊神事] 練込（大名行列）

8 [藁蛇の神事] 9 [火焚の神事] ありません

【宮座】

ありません

県社 大生部兵主神社

出石郡高橋村大字薬王寺字宮内（豊岡市）

神職名・報告者 大橋 禮吉

【氏子】

1 [氏子区域]

薬王寺、大河内 二大字

【祭礼】

1 [祭の日時]

祈年祭 二月十七日、例祭 十月八日、新嘗祭 十一月

二十三日、春祭 五月三日、夏祭 土用の丑日、秋

祭 旧十月八日、風除祭 八月三十日、同社祭 十月十

九日、神還祭 旧十一月三日、四大節祭

2 [田植祭]

以前ありましたが、今はありません

3 [特殊神饌]

ありません

4 [当屋の決定]

薬王寺、大河内部落年番です

5 [当屋の任務]

練込、祭掃除等を行ふ

6 [当屋の交代]

十月九日祭礼終り、両村立会にて行ふ

7 [特殊神事]

練込（大名行列に太鼓を打って参詣する）

8 [藁蛇の神事] 9 [火焚の神事] ありません

【宮座】

1 [宮座の有無] 2 [文書記録] ありません

3 [類似の組織] 一清講があります

4 [解体した座] ありません

村社 二宮神社

出石郡高橋村大字後字観音堂（豊岡市）

神職名・報告者 大橋 禮吉

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字単位

【祭礼】

- 1 「祭の日時」
例祭 十月三日、新嘗祭 十一月二十五日、祈年祭 二月二十五日
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません
- 4 「当屋の決定」
年番で、氏子中二名づゝ年番にて廻ります
- 5 「当屋の任務」
神社の掃除、祭礼の準備、神饌準備等を行ひます
- 6 「当屋の交代」 毎年大祭十月以後に変わります
- 7 「特殊神事」
村中集り、例祭当日酒を呑みます。名称はありません
- 8 「藁蛇の神事」
- 9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

ありません

村社 新宮神社 出石郡高橋村大字東中字新宮谷（豊岡市）

神職名・報告者 大橋禮吉

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字東中、小坂、二部落

【祭礼】

- 1 「祭の日時」
九月十二日 例祭、新嘗祭 十一月廿五日、祈年祭 二月廿五日
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません
- 4 「当屋の決定」 東中、小坂両部落年番
- 5 「当屋の任務」 祭礼練込祭、掃除等
- 6 「当屋の交代」 九月例祭
- 7 「特殊神事」 練込
- 8 「藁蛇の神事」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

ありません

村社 清瀧神社 出石郡高橋村大字栗尾（豊岡市）

神職名・報告者 大橋禮吉

【氏子】

- 1 「氏子区域」 小字

【祭礼】

- 1 「祭の日時」
例祭 十月一日、祈年祭 二月二十六日、新嘗祭 十一月二十六日
- 2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません
- 4 「当屋の決定」 青年団員が、今年練込を行ひます

5 「当屋の任務」 太鼓をならして、練込を行ふのです

6 「当屋の交代」 毎年、青年団員が行ひます

7 「特殊神事」 練込

8 「藁蛇の神事」 ～9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】 ありません

郷社 伊福部神社 出石郡室埴村大字中村字伊福部（豊岡市）

神職名・報告者 黒田純一

【氏子】

1 「氏子区域」

出石町（松枝・弘原）、小坂村（長砂）、室埴村（鍛冶屋・福住・中村・坪口・榎見）

5 「若衆入り」

例祭には、芝居練込、相撲等を行はれたりしが、現今は、相撲を奉納す。幟幕・提灯等の奉納、及宮籠をなす

7 「その他」

明神講或は産土講と称し、各大字毎に、春秋二回会合す

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭、新嘗祭、例祭、元始祭、大祓式祭

2 「田植祭」

維新前迄は御田ありて、此神事も行はれしも、現今は御田なし

3 「特殊神饌」 ～6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

古来祭日には、巫女の神楽・湯立及氏子の神歌・相撲・餅撒等ありしも、巫女の神楽・湯立・氏子の神歌等廃止さる

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

例祭の宵宮及正月の注曳縄焼等に、境内に於て御火焚を為す

【宮座】

1 「宮座の有無」 ～2 「文書記録」

3 「類似の組織」

大字毎に宮掛、宮仲間、明神講等と称し、一組合或は数組合を以て組織し、氏神崇敬の家を挙げつゝ、あり

4 「解体した座」 明治以前迄は、此制ありたり

村社 徳神社

出石郡室埴村大字奥山（豊岡市）

神職名・報告者 黒田純一

【氏子】

1 「氏子区域」

室埴村（奥山）

5 「若衆入り」

例祭には相撲・餅撒等を行ひ、宮籠を為す。幟幕・提灯等を寄付奉納す

7 「その他」

産土講を組織し、春秋二回会合す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭、元始祭、大祓式祭

2 「田植祭」

〳〵8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

例祭の宵宮に、御火焚を為す

【宮 座】

1 「宮座の有無」

〳〵2 「文書記録」

3 「類似の組織」

宮掛と称し、氏子中より上層階級中の中老男子三名を選出して、祭事万端の奉仕を為す

4 「解体した座」

維新前迄は、此の制ありたり

郷社 須義神社

出石郡室埴村大字荒木字竹ヶ原（豊岡市）

神職名・報告者 黒田純一

【氏 子】

1 「氏子区域」

室埴村（細見・荒木・福見・暮坂）

5 「若衆入り」

例祭には芝居・練込・相撲等を行ひしも、現今は相撲のみ奉納す。幟幕・提灯等を奉る

7 「その他」

明神講或は産土講を組織し、春秋二回講仲間会合す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭、新嘗祭、例祭、大祓式祭

2 「田植祭」

維新後此神事なし

3 「特殊神饌」

〳〵6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」

古来、八月十五日の例祭に放生会を行ひ、流鏝馬等を行ひしが、維新後之を廃し、相撲・餅撒等を為す

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

例祭の宵宮及正月の注曳縄焼等に、境内に於て御火焚を為す

【宮 座】

1 「宮座の有無」

〳〵2 「文書記録」

3 「類似の組織」

宮掛と称し、中産階級以上の人望あり。中老男子中より三名を選出し、祭事万端の世話を為す

4 「解体した座」

村社 御出石神社 出石郡室埴村大字桐野（豊岡市）

神職名・報告者 大橋禮吉

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 桐野、上野、日ノ辺、寺坂、四大字

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、新嘗祭 十一月廿九日、祈年祭 十一月廿日

- 2 〔田植祭〕

ありません

- 3 〔特殊神饌〕

鯖のはらごみ（生鯖の腹の中に鯖を切り、腹の中に入れて御供へする。例祭に御供します）。私稲（玄米二升 焚き小さきにぎりにして供へる）

- 4 〔当屋の決定〕

ありません

- 5 〔当屋の任務〕

——

- 6 〔当屋の交代〕

神輿は青年団員が奉仕します

- 7 〔特殊神事〕

神輿ありて、十月十四日相野神社へ、十月十五日午後 相野神社より還幸さる

- 8 〔藁蛇の神事〕

～9 〔火焚の神事〕 ありません

【宮座】

- 1 〔宮座の有無〕

～3 〔類似の組織〕 ありません

- 4 〔解体した座〕

なし

県社 中嶋神社

出石郡神美村大字三宅字宮（豊岡市）

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

神美村三宅、立石の二部落とす

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 拾月十九日、祈年祭 二月十九日、新嘗祭 十一月二十四日、橘菓祭（通称菓子祭） 四月十九日

- 2 〔田植祭〕

ありません

- 3 〔特殊神饌〕

～4 〔当屋の決定〕 なし

- 5 〔当屋の任務〕

～7 〔特殊神事〕 ——

- 8 〔藁蛇の神事〕

～9 〔火焚の神事〕 ありません

【宮座】

なし

村社 大生部兵主神社

出石郡神美村大字奥野（豊岡市）

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕

神美村奥野

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日、祈年祭 三月五日、新嘗祭 十二月

五日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **有庫神社** 出石郡神美村大字市場（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」 神美村市場

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十五日。祈年祭・新嘗祭は定日なく、官祭日に近き日を行ふ。

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」なし

【宮座】 なし

村社 **阿牟加神社** 出石郡神美村大字森尾（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」 神美村森尾

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 四月十八日。祈年祭・新嘗祭は定日なく、官祭日に近き末日に適宜行ふ

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 **香住神社** 出石郡神美村大字香住（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」 神美村香住

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日。祈年祭・新嘗祭は定日なく、官祭日に近き日を選び、神職と交渉し、適宜に行ふ

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」なし

【宮座】 なし

村社 **三神社** 出石郡神美村大字下鉢山（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」 神美村下鉢山

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月五日。祈年祭・新嘗祭は定日なく、神職よりの通知により、官祭日に近き日に行ふ

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 八幡神社

出石郡神美村大字上鉢（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

神美村上鉢山、長谷の二部落

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 九月十五日。祈年祭・新嘗は、神職の通知に依り、官祭日に近き日を適宜執行す

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕なし

【宮 座】

なし

村社 国知神社

出石郡神美村大字倉見（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

神美村倉見

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十七日。祈年祭、新嘗祭は定日なく、神職よりの通知に依り、期日を定め執行す

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 八幡神社

出石郡神美村大字安良（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

神美村安良、田多地、小坂村島の三部落

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 九月十五日、祈年祭 三月十五日、新嘗祭 十二月十五日

2 〔田植祭〕 〳 9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 豊受神社 出石郡神美村大字袴狭（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 〔氏子区域〕 神美村袴狭

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月九日、祈年祭 三月五日、新嘗祭 十二月九日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 小野神社 出石郡神美村大字口小野（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 〔氏子区域〕 神美村口小野の一部分

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十日、祈年祭 二月二十七日、新嘗祭 十一月二十七日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】 なし

村社 竈神社 出石郡神美村大字口小野（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 〔氏子区域〕 神美村口小野の一部分

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十日、祈年祭 三月十九日、新嘗祭 十二月九日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

なし

村社 竈神社 出石郡神美村大字奥小野（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 〔氏子区域〕 神美村奥小野

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十八日、祈年祭 三月十八日、新嘗祭 十二月十八日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 天満神社 出石郡合橋村大字奥矢根字瀧谷口(豊岡市)

神職名・報告者 黒田純一

【氏子】

1 「氏子区域」 合橋村(奥矢根)

5 「若衆入り」

例祭には、芝居、餅撒等を奉納し、宮籠を為す。幟幕・

提灯等を奉る

7 「その他」

天神講或は産土講を組織し、秋春二回会合す

【祭礼】

1 「祭の日時」 祈年祭、新嘗祭、例祭、大祓式祭

2 「田植祭」～8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」 例祭の宵宮に御火焚を為す

【宮座】

1 「宮座の有無」～2 「文書記録」

3 「類似の組織」

宮掛と称し、中産階級以上の人望ある中老男子中より

三名選出して、祭事万端の世話なす

4 「解体した座」 維新前迄は、此の制ありたり

村社 三柱神社 出石郡合橋村大字畑(豊岡市)

神職名・報告者 上杉晴一

【氏子】

1 「氏子区域」 畑村

5 「若衆入り」 幟立、高張立、灯明の世話などをします

【祭礼】

1 「祭の日時」 三月八日 祈年祭、七月八日 田植後祈願祭、十月八

日 例祭、十二月八日 新嘗祭

2 「田植祭」～3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」 旧正月初会の時、選挙します

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌及神職の世話などをします

6 「当屋の交代」 壺ヶ年交代

7 「特殊神事」～9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】 ありません

村社 賀茂神社 出石郡合橋村大字矢根字加登(豊岡市)

神職名・報告者 上杉晴一

【氏子】

1 「氏子区域」 矢根村

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話などをします

【祭 礼】

1 「祭の日時」

四月三日 祈年祭、七月廿四日 田植後の祈願祭、十月

十七日例祭、十一月廿五日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」

毎年二月廿日初総会を開催、其の時にきめます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の世話などを

します

6 「当屋の交代」 壹ヶ年交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

ありません

村社 白鳥神社

出石郡合橋村大字矢根字稲葉（豊岡市）

神職名・報告者 上杉晴一

【氏 子】

1 「氏子区域」

矢根村

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話など致します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

四月三日 祈年祭、七月廿四日 田植後祈願祭、十月十

七日例祭、十一月廿五日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」

毎年二月廿日初総会を開催、其の時にきめます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の世話などを

致します

6 「当屋の交代」 壹ヶ年交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

村社 手谷神社

出石郡合橋村大字河本（豊岡市）

神職名・報告者 上杉晴一

【氏 子】

1 「氏子区域」

河本、天谷、西谷、

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話など致します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三月廿三日 祈年祭、七月十二日 田植後祈願祭、十月十二日 例祭、十一月廿六日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」 三ヶ年毎に改選、初会の時にきめます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の宿などを致します

6 「当屋の交代」 三ヶ年毎に交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

村社 五社神社 出石郡合橋村大字相田字宮本（豊岡市）

神職名・報告者 上杉晴一

【氏 子】

1 「氏子区域」 相田村

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話など致します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三月廿四日 祈年祭、七月十日 田植後祈願祭、十月十

日 例祭、十二月四日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」 毎年初総会の時にきめます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の宿などをします

6 「当屋の交代」 壹ヶ年交代

7 「特殊神事」 〓 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】 ありません

村社 日出神社 出石郡合橋村大字南尾（豊岡市）

神職名・報告者 上杉晴一

【氏 子】

1 「氏子区域」 南尾、市場、日殿、出合

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話など致します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三月廿二日 祈年祭、十月十三日 例祭、十一月廿七

日 新嘗祭

2 「田植祭」 〓 3 「特殊神饌」 ありません

4 「当屋の決定」 毎年初会の時、定めます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の宿などをします

6 「当屋の交代」

一名にて二代五十年程継続、現在に及ぶ

7 「特殊神事」

「火焚の神事」ありませぬ

【宮座】

ありませぬ

村社 森本神社

出石郡資母村大字木村（豊岡市）

神職名・報告者 上杉 晴一

【氏子】

1 「氏子区域」

木村、太田 二ヶ村

5 「若衆入り」

職立、高張立、角力、灯明の世話などします

【祭礼】

1 「祭の日時」

四月五日 祈年祭、旧六月廿四日 古は雨乞祭、今は夏

祭、十月八日 例祭、十二月五日 新嘗祭

2 「田植祭」

「特殊神饌」ありませぬ

4 「当屋の決定」

毎年初總會の時、定めます

5 「当屋の任務」

神殿其他境内の掃除、神饌の調度、神職の宿をします

6 「当屋の交代」

二名にて壹ヶ年交代

7 「特殊神事」

「火焚の神事」ありませぬ

【宮座】

ありませぬ

村社 箱根神社

出石郡小坂村大字福居（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」

小坂村福居、伊豆の二部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月二十一日、祈年祭 二月二十一日、新嘗祭 十

一月二十五日

2 「田植祭」

往古執行せしも、中古より廃止とあり。目下社前にて型のみを行ふ

3 「特殊神饌」

「火焚の神事」なし

【宮座】

なし

村社 籠守神社

出石郡小坂村大字片間（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 〔氏子区域〕

小坂村片間

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日。祈年祭・新嘗祭は、神職の通知により期日を定め行ふ

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 小坂神社

出石郡小坂村大字三木（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

小坂村三木

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十九日、祈年祭 三月十九日、新嘗祭 十二月十九日

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 日吉神社

出石郡小坂村大字大谷（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

小坂村大谷

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日。祈年祭・新嘗祭は神職の通知により期日を定め行ふ

2 〔田植祭〕～9 〔火焚の神事〕 なし

【宮 座】

なし

村社 三柱神社

出石郡小坂村大字丸中（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

小坂村丸中。元丸谷、中谷の二部落なりしを、近年合併せり

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭 十月十五日。祈年祭・新嘗祭は、神職よりの通知に依り、期日を定め行ふ

2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 小坂神社 出石郡小坂村大字森井（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」 小坂村森井

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十二日、祈年祭 二月十二日、新嘗祭 十二月十二日

2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 尾崎神社 出石郡小坂村大字鳥居（豊岡市）

神職名・報告者 大垣 豊

【氏子】

1 「氏子区域」

小坂村鳥居の一部分。氏子のみにて尾崎と称し、独立部落なりしを、近年鳥居に合併す

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月二十日。祈年祭・新嘗祭は神職よりの通知に依り、期日を決定の上、行ふ

2 「田植祭」 ～ 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

なし

県社 和田神社

神戸市林田区和田宮通三丁目（神戸市兵庫区）

神職名・報告者 和田陽三

【氏子】

1 「氏子区域」

兵庫南濱七ヶ町、御崎村、今和田新田地八ヶ町でありまして、南濱各町以外は耕地開拓に依り、明治卅七年来の新市街であります

4 「婿入り」 現今無制限。往昔は若中入によりました

5 「若衆入り」 現今は存しませぬ

6 「年齢階梯制」

現今は階級制度はありませぬが、遺風が自然に存し、町役、世話方、若中と大体三階級をなし、世話方を通じ、町役に申出る風と成つて居ります

7 「その他」

5・6につき、別紙に稍詳記致してあります

【別紙】今出在家町稼き仲の事

古来稼き仲と称するものあり。これは在住町民大部分が漁業・魚販売業・農業・船大工職・屋大工職等にて、日々その職業に労働する業前の者、所謂「はたらきど」の仲間なり。満十五歳にして始めて其の組に入り、三年を経て拾八歳に達せば、其の親より加入を改て申出で、仲間の許しを得る時、酒壺升に金五百文^{最低額}はて身分に応じた額を出せり。を添へ、組合仲間に持参して一同に披露方を願ふ。仲間入りの披露終れば、八分となり、三年を経て一人前となる。この仲間入披露なき限りは、永久に半人前として終らざるを得ざるなり

さて、この稼き仲は、目的を相互救済に出て、家資の如何に關はらず皆この仲間入りをなし、漁師も魚販売の如きもこの制度によりて売上の利潤を仲間役人より頒与し、平等の日収を得しめ、正月行事は、大晦日の前日に触頭に属する触方より「貸さう」「貸さう」と触れ歩き、其日町内の箱屋より一人前二両の金を(八分、半分は其の分に応じ)支給し、楽しき正月を迎へしめ、之を二百五十日間に割り、日々その仲間の「寄せ組」と称するものにより、前髪をして取集めしめて、返却する方法なり

若し、この町内の古例に従はざるものありとせば、町民の忌憚にふれ、町内に在住しかたきに至るなり

若中の事

先づ、町内組織階級を左の八階級に別ちたり

町役―十人衆―世話方―兄若い衆(二才頭)―中

老―若い衆―青二才―前髪

一、町役は、町内に土地家屋を有する者にして、家格並に徳望高き者の内より選出せられ(当時町費の支出は土地家屋所有者の負担)、これを最高の機関とせり

二、十人衆は町役、若中、双方より人望厚き人を選出し、主として町の公役を勤め、若中と町役との間に在りて折衝の任に当れり

三、世話方、昔は稼き先の世話をなす役なりしが、中古より祭礼の世話をなし、祭礼・正月等若中に金の必要を生じたる場合、世話方が町の箱屋(貸元たる資産家)より借り来り、日賦返済をなさしめたり。日賦の方法は、稼き仲の町例による

四、兄若い衆、二才頭と称し、若中の最上席者にて、四十歳前後の者なれば、町内に三、四名を超えず。若中に尊敬せられ、総てこの支配下に立ち、絶対服従し、若中の総支配権を有せり

五、中老、兄若い衆の候補者にして、若中をよく斡旋指導し、中老を経て、兄弟衆に若中の万事を通達し、極めて重要な地位に在り

六、若い衆、血気に燃ゆる輩のみにて、何事も先頭に立ち活動せり。故にこの中に筆頭と称する者、一組に二名ありてその組をよく統制せり

七、青二才、前髪を三ヶ年勤め終へし者は、三ヶ年青二才と呼ばれ、若い衆の下に付き、諸役に従事す。

祭礼には、古来の習俗として町内に巨大なる台提灯を建設し、灯明を献する例にて、その点火の役をこの青二才中より優秀なる者を選定して、命せらる

此提灯番は、二名宛十二時間交代にて昼夜兼行之を務め、大提灯蠟燭の点し方に規則ありて、宵宮の日は大蠟燭の半まで点したる時、之を取り替へ、又新蠟燭を点し、かくして本祭の朝よりは、宵宮日の半点蠟を以て不断に点し、夜に入れば焚き流しの事となり、それを厳守し、殊に斎戒して直に手に触れず、手套を用ひたり

八、前髪は、満十七歳以上の者にして、若中入り後三ヶ年之を務め、上級者の命の任に驅使に任し、其席も土間にて座居を許されず。食事も腰かけ又は立ちし儘にてなせり。その身分の如何に關らず、年齢により階級の則を守らざるべからず

右者、長老を尚ふ古来の習俗にて、その命令は絶対服従して、一切拒否反抗を許さるものにて、階級的儀礼厳正にして、下級者は正しく手を扱へて、「へー」の一言を以て応受し、あるいは進告せり

養子入婿転住者の事

養子入婿または転住者に対しては、三十歳迄はその身分資財の如何を問はず仲間入を促し、前髪より順を経ざるべからず。この場合年齢の關係上、苦痛を覚ゆる者は、仲間入の際「入りの退き」と称し、その年齢相当の費を提出して、即時仲間を得ること、なれり

若中仲間入の事

若中仲間入は、稼き中と同様、酒と肴料金を差出し、披露の手續を了して、稼き中の配当に与からる、例にして、稼き中・若中共にその仲間に入らざるものは、終生稼業上の配当その他、常に半人前に終らざるべからず
故に、普通仲間入したるものは、満三年毎に進級して若い衆までは進み得る例にして、当地方の俚言に「鼻垂れも三年経てば次第送り」といふことを今に伝へたり

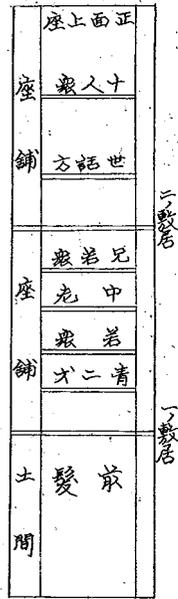
若中組の事

若中に於て、戸数の關係により多少の事あるも、百五十戸許の町内は十二組に分組し、触れ頭の下に属せしめたり

氏神祭礼の事

若中は氏神の祭礼にあたり、神輿・檀尻・太職等に奉仕し、各奉仕物の先頭に中老ありて、之を指揮せり。特に、神輿奉仕は助町と称し、定りたる町ありて、祭時当番町より助町に対し、酒並に着料を贈り、兄若衆の儀礼交換ある時、助町よりも同様の儀ありて後、当番町助町々役の儀礼交換あり。祭後、更に前同様の儀礼行はれ、この際年中に於ける氏子町間の諸問題の紛糾せるものも、一掃解決する例なり

席次の事



右稼中の風は、明治維新と共にその跡を絶ち、若中は明治三十五年頃迄存続したりしが、神社より奨励して之を青年会を改めしめ、長幼の序次を保ち、美風と神社不可分離の遺風とを存せしめたり
近時、青年团组织となりしより、この美風稍衰へたりといへども、氏子青年団中には猶この風を存す

【祭礼】

1 「祭の日時」

元旦祭、立春祭 立春日、例祭 五月廿二日、夏祭 六月廿三日、秋祭 十月廿三日 (祈年・新嘗等定例祭有)

2 「田植祭」

ありませぬ

3 「特殊神饌」

元旦祭、立春祭には雑煮を献り、秋祭には甘酒を献り、この日は氏子各戸にも造り、初穂を神前に持参して献じます

4 「当屋の決定」

一定の家柄中、順に周りま^(マ)したが、中古、町役の間に協定しました。現在では、町会所(事務所)に会し、宮係役員が指揮します

5 「当屋の任務」

往古来、宮元町より年順に役当町たる任務を一ケ年間負ひます。専ら氏神祭礼、神幸式に関する事を担当、氏子総代の旨を受け、各町と間を連絡し、祭を盛にすることに力めました

6 「当屋の交代」

当番町は、毎年四月初祭集会に始り、一ケ年神社に奉仕、次年四月祭集会より次町に迎当します

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」

十二月卅一日、末社秋葉神社に鑽火祭^(マ)を行ひ、之に依り大庭燎を焚き、氏子はその火より元旦雑煮を造りま

す。一月十五日氏子の注連を集め、焚きました。今は神社の注連と氏子より持来たる古神札・神棚等を焚きます

【宮座】

村社 春日神社

三原郡廣田村大字山添字久治米（洲本市）

神職名・報告者 稲本富栄

【氏子】

1 「氏子区域」

納組、山添組、全部

【祭礼】

1 「祭の日時」

三月八日

2 「田植祭」～9 「火焚の神事」 該当する事なし

【宮座】

各項に該当する事なし

【別紙】

昭和十二年三月二十三日

三原郡廣田村山添村社春日神社

社掌・稲本富栄

兵庫県学務部社寺兵事課御中

神社調査票記入送付の件

一月十二日付兵社寺第三十四号の一を以て御照会相成

候標記の件、別紙二枚記入の上、及回答候間、可然御取計相成度候也

明石郡

村社 若宮神社

明石郡櫛谷村大字松本（神戸市西区）

神職名 岩林茂雄

報告者 氏子総代協議

【氏子】

1 「氏子区域」

菅野、松本

6 「年齢階梯制」

廿五才迄若衆

【祭礼】

1 「祭の日時」

昔は旧九月十日、十一日 秋祭執行。今は十月十一、

十二日 秋祭執行

2 「田植祭」～3 「特殊神饌」

無

4 「当屋の決定」

菅野 順番二人、松本 順番五人 共に家順

5 「当屋の任務」

お當の賄

6 「当屋の交代」

一年交替

7 「特殊神事」

角力・獅子舞あり。昔は櫓太鼓ありしも、今は無し

8 「藁蛇の神事」～9 「火焚の神事」 無

【宮座】

1 「宮座の有無」 お當

「宮座の建物」

お當の建物破壊せるを以つて、拝殿の東西に於て行

ふ

「座人の資格」 全戸主

「座衆の人員」 菅野 三十人、松本 二十五人位

「座入り儀礼」 無

「組織階級」 無。全戸主

「宮座衆の姓」

二星・井上(松本)・加藤・石井(菅野)

「座を開く時期」 神職祭典終了後

「宮座の行事」

酒一献、其の後、直会は夕刻迄。賄にしめ・畦豆・

白むし・卷するめ等

「座の財政」

松本は一軒前、米三升不足は当番持。菅野は当番持

2 「文書記録」 4 「解体した座」 無

郷社 神出神社

明石郡神出村大字東字天王山(神戸市西区)

神職名・報告者 竹中良郎

【氏子】

1 「氏子区域」

十二ヶ村、東、南、古神、広谷、池下、吉生、田井、
神納、山西、勝成、五百蔵、北

【祭礼】

1 「祭の日時」

元旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、節分祭 二月四日、

建国祭 二月十一日、二月二十三日 祈年祭、三月十八

日 裸石祭、四月三日 神武天皇祭、六月三十日 大祓、

七月三十日 明治天皇祭、十月十一日 例祭、十一月二

十五日 新嘗祭、国祭日及旧三月三日、五月五日

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 例祭のみ(あえび(マ)の恰を用ひます)

4 「当屋の決定」

村一年交代で一周します。古来宮元と云つて、東・古

神の順次

5 「当屋の任務」 大祭日諸材料の準備、直会或費用支弁

6 「当屋の交代」 毎年十月十一日、例祭終了後交代

7 「特殊神事」

末社裸石神社に於て、神巫(みこ)を請じ、御湯献湯為事

8 「藁蛇の神事」 9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

此項なし

郷社 住吉神社

明石郡押部谷村大字細田字上垣内（神戸市西区）

神職名・報告者 社司・大篠民治郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕

押部谷村全体と平野村常本部落

6 〔年齢階梯制〕

昔、階級あつたらしかつたか、今はありません

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

恒例の祭典の外には、変つた祭別^(ママ)はありません

2 〔田植祭〕

今上陛下の御即位記念として、神饌田を設定して、氏

子部落輪番に行ひます

3 〔特殊神饌〕

新嘗祭には、此神饌田から取れたのを以つて献饌しま

す

4 〔当屋の決定〕

当屋などはありません

5 〔当屋の任務〕

6 〔当屋の交代〕

7 〔特殊神事〕

特殊の神事はありません

8 〔藁蛇の神事〕

9 〔火焚の神事〕

元旦には、公衆の為に門火を燃やします

【宮座】

ありません

有馬郡

県社 天満神社

有馬郡三田町天神垣内（三田市）

神職名・報告者 米谷傳次郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕

三田町三番町区より十一番町区迄でと、屋敷町第一区

より第四区迄で、及び東区、西区、南区、北区、寺村

区の五部落並に相生町一、二丁目

5 〔若衆入り〕

其区内へ、披露金を出す習慣があります

6 〔年齢階梯制〕

満二十五才迄若衆（青年会員）、満期後中老となる

7 〔その他〕

七月廿五日 夏祭は、獅子神楽を奉奏す。十月一日例

祭には、神輿二座、太鼓、檀尻七台繰出し、渡御式の

供奉を致します。九月十五日 末社八幡神社秋祭には、

郡内青年団選手（廿五才以下）の相撲大会を執行しま

す。

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

祈年祭（二月二十五日）、例祭（十月一日）、新嘗祭（十

一月二十五日) 以上大祭。中祭六度、小祭(月次祭
毎月一日、二十五日) 二十四度

2 [田植祭]

当社に無之、三田農林学校、三田高等女学校に於て氏

神神饌田を設け、田植祭を執行す

3 [特殊神饌] 〓 8 [藁蛇の神事] 無之

9 [火焚の神事]

毎年十二月晦日除夜祭、節分祭の夕方より、庭燎を燃

す慣例があります

【宮座】

1 [宮座の有無] 〓 2 [文書記録] 無之

3 [類似の組織]

各区毎に氏神講、即ち天神講があります

4 [解体した座]

以前は、三田町北区を宮本と称し、宮座(即ち党座)
がありました。現在は廃止せり

村社 御靈神社 有馬郡三輪町川除(三田市)

神職名・報告者 杉本 好穂

【氏子】

1 [氏子区域] 三輪町川除

6 [年齢階梯制] ありません。但し青年会はあります

【祭礼】

1 [祭の日時]

祈年祭 二月二十八日、夏祭 七月六日、秋例祭 十月

六日、新嘗祭 十一月二十八日、四大節

2 [田植祭] ありません

3 [特殊神饌] 特殊なものはいりません

4 [当屋の決定] 家並順

5 [当屋の任務] 神饌等の準備

6 [当屋の交代] 一ヶ月交替

7 [特殊神事] 〓 8 [藁蛇の神事] ありません

9 [火焚の神事] 大晦日夜、神社境内で篝火をたきます

【宮座】

1 [宮座の有無] 〓 3 [類似の組織] ありません

4 [解体した座] 不明です

郷社 三輪神社 有馬郡三輪町三輪(三田市)

神職名・報告者 杉本 好穂

【氏子】

1 [氏子区域] 三輪町三輪、同成谷、三田町一番町、同二番町。準氏

子区域 三輪町縄手区、同新地区

6 [氏子内の階級] ありません。但し、青年会はあります。

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月十七日、夏祭 七月八日、秋例祭 十月九日、
新嘗祭 十一月二十三日、四大節

2 「田植祭」

ありません

3 「特殊神饌」

特殊なものはいりません

4 「当屋の決定」

当屋はありません

5 「当屋の任務」

祭事は神職が一切しますので、祭の世話人はありませ
ん

6 「当屋の交代」

——

7 「特殊神事」

秋祭夜に波乎^{ハッヤ}也波乎^{ハッヤ}といふ踊を、六人神前に奉仕
します

8 「藁蛇の神事」

ありません

9 「火焚の神事」

大晦日夜、節分夜共に、翌朝にかけて終夜篝火をたき
ます

【宮 座】

1 「宮座の有無」

3 「類似の組織」

ありません

4 「解体した座」

不明

村社 八幡神社

有馬郡三輪町高次(三田市)

神職名・報告者 杉本 好穂

【氏 子】

1 「氏子区域」

三輪町高次

6 「氏子内の階級」

ありません。但し、青年会はあります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 三月八日、夏祭 七月十五日、秋例祭 十月九日、
新嘗祭 十二月九日、四大節

2 「田植祭」

ありません

3 「特殊神饌」

特殊なものはいりません

4 「当屋の決定」

家並順

5 「当屋の任務」

神饌料其他 祭の世話

6 「当屋の交代」

一月より十二月まで

7 「特殊神事」

別段特殊な神事はありません

8 「藁蛇の神事」

ありません

9 「火焚の神事」

大晦日夜篝火をたく

【宮 座】

1 「宮座の有無」

3 「類似の組織」

ありません

4 「解体した座」

不明です

村社 **感神社** 有馬郡三輪町桑原(三田市)

神職名・報告者 杉本好穂

【氏子】

1 [氏子区域] 三輪町桑原

6 [年齢階梯制] ありません。但し、青年会はあります

【祭礼】

1 [祭の日時]

祈年祭 三月一日、夏祭 旧六月十四日、秋例祭 十月十四日、新嘗祭 十二月七日、四大節

2 [田植祭] ありません

3 [特殊神饌] 特殊なものはいりません

4 [当屋の決定]

昔から廿七戸の「おとう株」といふものがありまして、連名順に交互に当たります

5 [当屋の任務]

神饌調達、神前掃除等。任期中斎戒するを要す

6 [当屋の交代] 一年交替・一月～十二月

7 [特殊神事] 別段特殊な神事はありません

8 [藁蛇の神事] ありません

9 [火焚の神事] 大晦日夜篝火をたく

【宮座】

1 [宮座の有無] 2 [文書記録] ありません

3 [類似の組織]

前記の通、二十七人の「おとう株」があります

4 [解体した座] 不明

村社 **天満神社** 有馬郡三輪町尼寺(三田市)

神職名・報告者 杉本峻一

【氏子】

1 [氏子区域] 三輪町尼寺

6 [年齢階梯制] ありません。但し、青年会はあります

【祭礼】

1 [祭の日時]

祈年祭 三月二日、夏祭 七月二十五日、秋例祭 十月十六日、新嘗祭 十二月十二日、四大節

2 [田植祭] ありません

3 [特殊神饌] 特殊なものはいりません

4 [当屋の決定] 氏子総代が、祭の世話をいたします

5 [当屋の任務] 6 [当屋の交代] ——

7 [特殊神事] 別段特殊な神事はありません

8 [藁蛇の神事] ありません

9 [火焚の神事] 大晦日夜、篝火を神社境内でたきます

【宮座】

1 [宮座の有無] 3 [類似の組織] ありません

4 「解体した座」 不明

村社 八王子神社 有馬郡三輪町志手原（三田市）

神職名・報告者 杉本 好穂

【氏子】

1 「氏子区域」 三輪町志手原

6 「年齢階梯制」 ありません。但し、青年会はあります

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 旧暦一月八日、夏祭 旧暦六月八日、秋例祭 十

月十八日、新嘗祭 十二月三日、四大節

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 特殊なものはありません

4 「当屋の決定」 当屋はありません

5 「当屋の任務」

氏子総代、区長等が祭の世話をいたします

6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 別にかはつた神事はありません

8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」 大晦日夜、神社境内で篝火をたきます

【宮座】

1 「宮座の有無」 3 「類似の組織」 ありません

4 「解体した座」 不明

村社 八王子神社 有馬郡三輪町香下（三田市）

神職名・報告者 杉本 峻一

【氏子】

1 「氏子区域」 三輪町香下

6 「年齢階梯制」 ありません。但し、青年会はあります

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十日、夏祭 旧暦六月八日、秋例祭 十

月十三日、新嘗祭 十二月十四日、四大節

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」 特殊なものはありません

4 「当屋の決定」 家並順

5 「当屋の任務」 神饌の準備

6 「当屋の交代」 九月九日より翌年九月九日まで

7 「特殊神事」 8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」 大晦日夜、篝火をたきます

【宮座】

1 「宮座の有無」 3 「類似の組織」 ありません

4 「解体した座」 不明

村社 大歳神社 有馬郡三輪町大原（三田市）

神職名 米谷 傳次郎

報告者 上馬 作治

【氏子】

1 【氏子区域】 大原部落及び虫尾部落

【祭礼】

1 【祭の日時】 毎年七月五日夏祭。十月五日例祭。

2 【田植祭】 〳3 【特殊神饌】 なし

4 【当屋の決定】 抽籤に依り、決定せらる

5 【当屋の任務】

例祭に用ゆる神饌供物の調理、及祭典準備等

6 【当屋の交代】

毎年壹ヶ月宛に交代。抽籤に依り、決定せらる

7 【特殊神事】 〳8 【藁蛇の神事】 なし

9 【火焚の神事】

越年並に立春に際し、御灯火として炬火を燃す事あり

【宮座】

村社 生瀬皇太神社 有馬郡塩瀬村大字生瀬（西宮市）

神職名・報告者 児玉繁蔵

【氏子】

1 【氏子区域】 塩瀬村の内、生瀬区

【祭礼】

1 【祭の日時】 〳6 【当屋の交代】 なし

7 【特殊神事】 地車。古来より宮入の式を行ふ

8 【藁蛇の神事】 なし

9 【火焚の神事】

節分には、福火を上げて、夜通し氏子全部越年を行ふ

【宮座】

1 【宮座の有無】 〳2 【文書記録】 なし

3 【類似の組織】 燈火講あり。秋大祭で二百四十灯奉灯す

4 【解体した座】

村社 八幡神社

有馬郡塩瀬村大字名塩（西宮市）

神職名・報告者 児玉繁蔵

【氏子】

1 【氏子区域】 塩瀬村の内、名塩

7 【その他】

なし。（付）氏子の内より、宮守と称して、昔より五

十才以上の品行方正なる男子に限る（交代は一ヶ年）。

三人以上の事。奉仕するに、袴を用ふ。村の争事は立

寄つて和をはかる

【祭礼】

1 【祭の日時】

例年一月十五日の左義長の盛大なる式あり

2 「田植祭」 ～ 6 「当屋の交代」 なし

7 「特殊神事」 地車八台。古来より秋大祭に行ふ

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

なし。(付) 雨乞には黒犬(四ツ目)を殺して大^(火カ)岩にその血を塗り付ける事。他村よりも集りて行ふ

【宮 座】 なし

村社 豊歳神社 有馬郡大澤村大字市原(神戸市北区)

神職名 山本 強

報告者 西山栄重郎

【神 職】

2 「二年神主」

神職は兼務神職でありますから、各祭典には参拝せられ、又常々に参拝されます。然れども、古来氏子中八軒の宮守即ち禰宜株、武田信吾、仲東新治、小前豊太郎、大東国太郎、仲西當治、福井忠太郎、畑 廉太郎、^(能カ)^(山カ)茂株がありまして、其内二人つゝ、年番に交代し、御宮の清浄及祭典の整備に勤しむ慣例である

市原村一円と昔市原村の住民が隣接地有馬郡長尾村字長尾へ移住せしもの四五軒とであります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭・新嘗祭は勿論ですが、秋の例祭は十月十一日、毎年一月一日に、当渡し祭とて禰宜株の御当がります

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」

一月一日当渡し祭には、御神酒及延し餅、三月節句に鳥の子と称し、俗に卵形に餅米にて^(卵カ)〇形にむすびを拵らへ、献供し、五月節句には、粽を拵らへ、秋の例祭には枝豆、延し餅を献供し、一月一日と秋の例祭には、中天へ向け、本社の屋根へ供へ、尚、神賑ひとして各氏子より思ひくの御鏡及生産物、柿、栗、梨、松茸等種々沢山に供へ、富籤を以て、参拝者一同頒つ古風あります

4 「当屋の決定」

前陳八軒の宮守株が一月一日神前に於て、輪番当屋を定め、誓約して、勤める古例であります

5 「当屋の任務」

当番を受けたら身を清浄潔斎に努め、常々御宮の清掃に勤め、祭典万端に遺漏はなき様、奉仕するものとす

【氏 子】

1 「氏子区域」

6 「当屋の交代」 毎年一月一日

7 「特殊神事」

秋の例祭には、氏子中の男の子が集り、本社周囲を馬かけと称し、三、四、五回かけ廻りしかば、願主が十二頭と云ひ幾許のまき与へる古風あり。又古年は相場を催す慣例もあります

8 「藁蛇の神事」 ～ 9 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

「宮座の建物」 社務所兼氏子休憩所があります

「座人の資格」

「座衆の人員」 宮守様、即ち座衆八人です

「座入り儀礼」 ～ 「組織階級」 ありません

「宮座衆の姓」 仲東、北浦が多い

「座を開く時期」 先づ午前九時より十時頃です

「宮座の行事」 ～ 「座の財政」 ありません

2 「文書記録」 ありません

3 「類似の組織」 ～ 4 「解体した座」

村社 素盞鳴神社

有馬郡大澤村大字中大澤字法寺庵（神戸市北区）

神職名 山本 強

報告者 藤井利一

【神 職】

2 「一年神主」

神職は兼務神職でありますから、各祭典には参拝せられ、又常々参拝されます。されど大字には、古来より宮の御当、即ち二人撰定し、其当番が半ヶ年交代に、御宮の清掃及祭典の整備に勤しむ古例なり

【氏 子】

1 「氏子区域」

4 「婿入り」

5 「若衆入り」

別に行事はありませんけれど、夏祭には境内に高張提灯を献灯し、神楽・獅子を上げ、秋の例祭には、宵宮前日御献灯を致し、神賑ひ、練込み、神楽、獅子を執り行ふ古風があります

6 「年齢階梯制」

氏子中の男子にして、十五才になれば、其の年の一月一日に、神社中心に、若衆全部御宮へ参拝し、祭奠にて若衆入りの会を催します。従て廿二、三になれば退きます

7 「その他」 別にあります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭、新嘗祭は勿論ですが、夏祭りは七月八日、秋の例祭は十月十一日

2 「田植祭」 ありません

3 「特殊神饌」

秋の例祭には、正式の献饌と共に、御当に御供へ、そして枝豆と鯉を供へ、夏祭りには正式の献饌と共に、煮豆と鯉を供へ、御神酒の御肴として、当人一同の御当があります

4 「当屋の決定」

氏子中、相続権有する男子、躰養子も差支なし。夏祭七月八日に、社務所にて区長、氏子惣代立会の上、年長のもの二人選定し、御供、御神酒を供へ、誓約するものとす。秋の例祭の御当を受けしものは、例祭練込の御幣持ちと定まり、其の日より、清浄潔斎に努め、幼年ならば親権者代りて精進し、年末迄、御宮の清掃は勿論、祭典及総て御宮の行事に勤むる義務あるものとす。夏祭の御当を受けしものは、前同様練込みの御神酒持ちとし、還渡祭まで、前同様義務を尽するものとす

5 「当屋の任務」

秋祭の御当を受けしものは、夏祭りより年末迄、身を清浄潔斎に努め、常々御宮の清掃は勿論、祭日には当人全部を御宮へ招待し、御神酒、棗、枝豆の肴にて、披露宴を張り、夏祭りを受けし者は、年始より夏祭り

まで精進し、前同様の披露宴を張るものとす
6 「当屋の交代」

秋祭りの当屋は、夏祭りより年末迄。夏祭り御当のものは、一月より夏祭りまでとす

7 「特殊神事」

夏祭・例祭の二回は、前晚宵宮に、境内に高張提灯を吊し、百余の献灯及神前に百灯明を奉献し、秋の例祭宵宮には、神賑ひとして、青年達練込みと称し、御幣持一人、御神酒持一人、飾弓二人、天狗四人、お多福四人、猿二人、以上青年。子供にて、大鼓叩き二人、鉦すり二人、大鼓に横笛を合奏し、祇園囃しに節面白く、勇ましく、謡ひつ、舞ひつ、天狗を先導に宮へ練込み。祭日は、早朝より境内にて、神楽獅子奏楽の古風あり

8 「藁蛇の神事」 9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

1 「宮座の有無」 御当があります。名称ありません

「宮座の建物」 社務所があります。それを充てます

「座人の資格」

御当を受け、披露宴を張れば、資格が備はります

「座衆の人員」 各座はありません。大字一円です

「座入り儀礼」

座入りは、御当の披露の宴が儀式であります

〔組織階級〕

組織は当人を以てし、別に階級はありません

〔宮座衆の姓〕 和田が多くあります

〔座を開く時期〕 先づ午前十時です

〔宮座の行事〕 〔座の財政〕 ありません

2 〔文書記録〕 〔4 解体した座〕 ありません

村社 素盞雄神社 有馬郡大澤村大字上大澤（神戸市北区）

神職名 山本 強

報告者 辻井種太郎

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 上大澤一円

5 〔若衆入り〕

氏子中の男子にして、十五才になれば、其の年の一月一日に、神社中心に、若衆全部御宮参拝し、祭奠にて若衆入りをします。又、廿二、三になれば、退きます。行事は、夏祭・例祭・御衣祭の宵宮に、宮の境内に氏子中の高張提灯を吊し、百余の献灯を為し、秋の例祭の宵宮には、練込み、祭り当日は昇き大鼓を出し、氏子区域にかき、氏宮に納むるものとす

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕

祈年・新嘗祭は勿論ですが、夏祭りは七月八日、秋の

例祭は十月十一日、御衣祭りは十二月十六日

2 〔田植祭〕 ありません

3 〔特殊神饌〕

秋の例祭と冬の御衣祭りは御当がありますから、御当の献供として、正式の祭典前午前二時頃に、枝豆と延し餅、俗に云ふ舌餅、葎の葉にて包みたる粽式升、鏡餅、醴酒果実を献供します。尚、同時に枝豆、舌餅は中天へ向け、社殿の屋根へ供する習慣があります

4 〔当屋の決定〕

氏子中相続権を有する男子、婿養子も差し支えなし。秋の例祭に一人、冬の御衣祭りに一人申出でにより定むるものとす。その方法は、夏祭七月八日に宮守・宮役人・当人立会の上撰定し、御神酒を奉献し、宮守りより御盃を受け誓約するものとす。例祭を受けしものは、夏祭りより身を清浄潔斎に努め、幼年ならば親権者代り精進し、冬祭りを受けしものは、秋祭り済み次第、祭り迄精進するものとす。途中、其の家に凶事あらば、即ち（忌穢れ）其の御当は流れ、他より直ちに補充の法を講ずるものとす。当家喻ならず機を失せしものは、分限相当の米を出し、込当を受くる便法もある

5 〔当屋の任務〕

御当を受けたる日より執り行ふ迄、清浄潔斎に努め。宵宮及祭日には既定の献饌を為し、祭日には当人全部

を御宮へ招待し、御神酒に三種の肴にて披露宴を張るものとす

6 「当屋の交代」

秋の例祭の御当は夏祭りの撰定の日より祭日迄。冬の御衣祭の当屋は秋祭りより御衣祭りまで

7 「特殊神事」

夏祭り、例祭、御衣祭の三回は前晚宵宮に境内に綱引をひき廻し、高張提灯を吊し、百余の献灯を為し、例祭の宵宮には練込みと称し、御幣持一人、御神酒持一人、飾弓二人、天狗四人、お多福四人、猿二人、以上若衆奴練りとして、鎗様のもの持つたる子供十四、五人以上、大鼓叩き二人、鉦すり二人、大鼓に横笛を合奏し、勇ましく祇園囃しに節、面白く、謡ひつ、舞ひつ、天狗の先導にて氏宮へ練込む古例あり。また祭り当日は、大鼓を出し、若衆勢揃ひして氏子区域を昇き廻り、氏神へ納むる古風あり

8 「藁蛇の神事」 ありません

9 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

1 「宮座の有無」 御当があります 「名称」 ありません

「宮座の建物」

社務所兼氏子休憩所があり、それを充てます

「座人の資格」 御当を受け、営めば資格が備はります

「座衆の人員」

伊の神座、木の本座、榎本座、下浦座の四座あります。伊の神座四十一人木の本座五十九人、榎本座二十六人、下浦座九人、平百三十五人あります

「座入り儀礼」

座入りは御当の披露宴が儀式であります

「組織階級」

組織は当人を以て組織し、先入の人より各座毎に座席を定め、伊の神座、木の本座は二十人該とし、榎本座は十二人該、下浦座は八人該とし、各座共第一席を座頭とし、第二席を座脇と為し、二人つゝの役人を置き、宮守りを合せ、御当の世話掛りとす。各座共席順は狂はざるものとす。其の他当人は既定以外の座席にて披露宴に預るものとす。但し入当後三ヶ年は御当の給仕に仕へる義務あるものとす

「宮座衆の姓」 大家、辻井の姓が多くあります

「座を開く時期」 大概午前十一時です

「宮座の行事」

祭日の前日に口開きと称し、当人付近の者集り、神饌品調進に勤め、当屋は口開き前々日に海浜に至り、禊祓ひして海水を汲み、戻り、其の海水にて我が家を清むる古風あります

「座の財政」 現今一千百円あります

2 「文書記録」 座の横帳が一冊あります

3 「類似の組織」 ありません

4 「解体した座」 該当のものはありません

村社 天満神社

有馬郡大澤村大字日西原字門ノ前(神戸市北区)

神職名 山本 強

報告者 下坂藤太郎

6 「年齢階梯制」

往昔は如斯弊風ありしも、明治維新以後此弊はありませぬ

7 「その他」

秋の例祭の翌日、即ち十二日、三日当と称し、氏子中一ヶ年内に出生せし男女を論せず、総て当日神社へ連れ参り、氏子入りとして一人々々神酒一升と蒸枝豆とを奉献し、奉告祭を執行。其の直会を以て氏子一般へ披露宴をなします

【神 職】

2 「一年神主」

往昔当大字に、株本家と称するもの九大家ありました。内二大家、中世に滅亡し、現今、株本家格を有するもの七戸ありて、古来より之を禰宜家と称し、此七戸の家長が、各一年つ、の交代輪番を以て謹慎齋戒し、当番間は一切他人と同火食せず。時に喪家等に接近を許さず、神社の古儀即ち、お當祭事と献備品を調達する等に奉仕す。古来、株本家と称するは淵上(元西浦)、山本、畑中、大西、山中(元友國)、坂野(元坂)、向山(元新屋)とす。外に大江、南、廃滅す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、一月二十五日 初天神祭、二月十一日 紀元節祭、二月二十五日 祈年祭、七月廿五日 夏祭、十月十一日 秋季例祭、十一月二十三日 新嘗祭、四月廿九日 天長節祭、十一月三日 明治節祭、十二月廿五日 大正天皇祭

2 「田植祭」 御田ありませぬ
3 「特殊神饌」

毎年秋季例祭の前日、各株本家の七戸主、禰宜当番家に参集し、沐浴、齋戒、礼服を着用し、御當祭の献備品の調進に従事す。最、^(元カ)献備品調進中は一切女人禁制し、七本家の戸主のみを以て、糰白三升三合三夕を七度洗滌し、斎火を以て之を蒸し上げ、両親ある男児四

【氏 子】

1 「氏子区域」 日西原一円とす。

5 「若衆入り」

神楽講と称する青年の組織団体ありて、氏子の青年満十五歳より義務的之に加入し、其際茶話会を開き、以て顔触れとす

名沐浴、齋戒、礼装を調へ、内三名は千本杵を以て之を搗かしめ、一名は笹葉を束ねたるを以て湯水を注ぎ、扱ひ餅既に熟したる時千本杵に餅を捲き、調進所へ持運び、一切手を触る、事無く、藤を以て餅を取り、七戸主各新竹の斗概を以て其餅を舌形に引き延ばす。之を伸し餅と云ひ、或は舌餅とも称す。而して之れと共に、一、甘酒、一、栗、一、柿、一、荒海布、蒸大豆枝付、一、鯛二尾拌み合せに括る（之を掛鯛と云う）、一、幣串一本（長三尺二寸）を調進し、丑の時参りとして、当夜午前二時、禰宜、当番人及び随数名等何れも無言無灯にて之を捧持し、神社へ持参り、此時神職之を執持ち、神前に奉献し、祭典滞りなく終了の旨を告ぐる迄、点火交言等を謹戒せしむ

4 [当屋の決定]

七株の各本家の戸主、一年交代の輪番を以てす

5 [当屋の任務]

例祭の前日古例に因り、特殊の献備品を調進し、同夜、神社へ奉献すること等に奉仕す

6 [当屋の交代]

一月元旦より十二月末日迄とす。毎年一月元旦に七大本家の戸主禰宜当番の宅に参集し、輪番に依り、前後任務の授受を為す

7 [特殊神事]

神社創祀の際、京都北野天満神社より御分霊を勧請の

時、元九大家の戸主を始め、村民一同勇躍歓迎し奉り、祝賀の歌を謡ひ、猿田彦や鈿女命に擬したる面を被り、種々の服装を擬し、棒振り踊り、鉦太鼓の囃を以て道中を遡込に來り、広庭にて、獅子神楽舞を奉奏したる古例に倣ひ、同神事を行ひます

8 [藁蛇の神事]

8の事項ありませぬ

9 [火焚の神事]

此項もありませぬ

【宮座】

1 [宮座の有無]

宮座はありませぬ

〔宮座の建物〕→〔組織階級〕

〔宮座衆の姓〕

氏子中、山本と淵上との姓が多くあります

〔座を開く時期〕→〔座の財政〕

2 [文書記録]、3 [類似の組織]

4 [解体した座] 該当ものありませぬ

村社 天満神社 有馬郡大澤村大字簾（神戸市北区）

神職名 山本 強

報告者 乗本 福一

【神職】

2 [一年神主]

神職は兼務神職でありますから、各祭典には参拝せられ又、常々参拝されます。然れども、大字には古来よ

り氏子中七軒の宮守、即ち禰宜株がありまして、其内一人つ、年番に交代して、御宮の清浄及祭典の整備万端に勤しむ慣例である

【氏子】

1 〔氏子区域〕

簾村一円と隣接村内、及他郡より約五十戸程の崇敬者有ります

【祭礼】

1 〔祭の日時〕

祈年・新嘗祭は勿論ですが、毎年一月廿五日初天神祭、七月廿五日天神祭、秋の例祭は十月十一日です。

2 〔田植祭〕

ありません

3 〔特殊神饌〕

秋の例祭には、正式の献饌の外に枝豆を献饌します。

又天神祭には、氏子崇敬者各自鏡餅なり、御神酒なり、果物なりを種々供へ、神賑ひとして、富籤を以て参拝者一同へ頒与する古例あります

4 〔当屋の決定〕

宮守即ち禰宜株七人仲井憲三、安中勲、乗本作一、乗池要、乗池兵太郎、乗本福一、乗池庄太郎のものが、毎年一月一日神社へ参拝し、神饌お供し、神前にて御神酒を頂き、三種の肴にて披露宴を張ります。当番を

誓約交代して勤める古例があります
5 〔当屋の任務〕

一月一日当番を受けたら、身を清浄潔斎に努め、常々御宮の清掃に奉仕し、祭典に出来違なき様尽すものとす

6 〔当屋の交代〕

毎年一月一日、神前にて誓約するものとす

7 〔特殊神事〕

8 〔藁蛇の神事〕 別にあります

9 〔火焚の神事〕

ありません

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

〔宮座の建物〕

社務所兼氏子休憩所があります

〔宮座衆の姓〕

乗池が多い

2 〔文書記録〕

4 〔解体した座〕

村社 長尾神社

有馬郡長尾村大字上津谷字二反田（神戸市北区）

神職名 山本 強

報告者 大西嘉十郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕

当神社は、八大字の総社と称し、即ち、長尾、上津中組、上津下組、市原、簾、日西原、中大津、上大澤と

す

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月十八日 祈年祭、十月十三日 秋季例祭、十一月廿

七日 新嘗祭

2 「田植祭」

ありませぬ

3 「特殊神饌」

特殊な神饌は用ひませぬ

4 「当屋の決定」

当神社は、御当座はありませぬ

5 「当屋の任務」

御当座はありませぬから、任務もありません

6 「当屋の交代」

該当のものありません

7 「特殊神事」

之と前陳八大字の総社たるを以、各大字より一年交代

輪番にて、獅子神楽及神相撲を奉奏し来りしも、明治

卅四、五年頃より大字長尾のみの専任となり、地車を

昇き、神賑ひを致しつあり

8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」 該当のものありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

「宮座衆の姓」

氏子中、大西と置田との姓が多くあります

「座の財政」

該当のものありません

2 「文書記録」

4 「解体した座」

村社 八王子神社

有馬郡八多村大字屏風字頓行司（神戸市北区）

神職名 山本 強

報告者 辻井貞七

【氏 子】

1 「氏子区域」

屏風全部

【祭 礼】

1 「祭の日時」

夏祭 昔は旧六月十日昼、
現今七月十日昼、
毎年紀元節（二月十一日）

秋祭 昔は旧九月八日昼、
現今十月八日昼

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

神饌として、神酒、餅、白昆布、蕨、干柿、榧かや、生柿、

茹栗、茹豆、塩物の小魚、川池の生魚、塩、洗米、大

根、牛蒡、箸

4 「当屋の決定」

当屋は年長者より、右座、左座と一年交代にて営む事

5 「当屋の任務」

当屋の任務として浄身の上、毎月六斎日に神燈を捧げ、

其他特種神饌品は、当屋に負担す

6 「当屋の交代」

交代の時期は、毎年二月十一日と十月八日とす。以前は、旧正月朔日と旧九月八日なり。方法として、次期の当屋宅に当屋用器具を搬入す

7 「特殊神事」～9 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 宮座あり 「名称」右座と左座とあり

「宮座の建物」 建物あり

「座人の資格」 当屋を勤めたる者

「座衆の人員」 右座四十六名、左座四十参名

「座入り儀礼」

当屋を勤めたる者の内、古参者より左、右、交互座に着す

【組織階級】

当屋を勤めたる者を以て組織す。階級として古参者より順次着座す

「宮座衆の姓」 村上、平井

「座を開く時期」 午前十一時

【宮座の行事】

各人に御膳をすえ、赤椀に神酒三献注ぎ廻る

「座の財政」 当屋の費用は当屋で負担とす

2 「文書記録」～4 「解体した座」 なし

村社 八王子神社 有馬郡八多村大字深谷字杉尾(神戸市北区)

神職名 山本 強

報告者 藤原英雄

【神職】

2 「一年神主」

氏子中より適任者を推薦し、年番神主(一名禰宜)を定め以て毎月の祭祀及び神社の年中行事、大中小祭等の献備品を調進し、また境内の掃除等に奉仕します

【氏子】

1 「氏子区域」 大字深谷一円とす

5 「若衆入り」

青年満十五歳になれば、若い衆入りの義務を以てし、祭礼の献燈神事を従事せしむ

6 「年齢階梯制」

満十五歳より二十歳迄を若衆、二十歳より三十歳迄を中老と唱へ三十歳以上をおとなとす

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月一日 歳旦祭、一月二日 株當祭、一月十日 十五社當祭、二月十一日 紀元節祭、三月二日 祈年祭、四月二十九日 天長節祭、七月七日 夏季祭礼、十月七日 秋季例祭、十一月三日 明治節、十二月七日 新嘗祭、

十二月二十五日 大正天皇祭

2 「田植祭」 御田ありません

3 「特殊神饌」

一月二日 株當祭に、各株祖十三戸の家長が各神前に参列し、斎幣串に藁苞を括り付けたるを捧奉り、太祝詞を奏し祈念をこめて、後、苗代床に立て、五穀の豊饒と蝗除を祈ります。一月十日、十五社當祭の献備品は、栗木又は合歡木のかち割に小餅、生豆腐、小豆粒、榎実、串柿、蜜柑、葦葉に米粒を包みたる粽等を調進し、以て神饌とします

4 「当屋の決定」

株当の株祖と称する本家が十三戸ありて、之れが一年交代の輪番を以てす。又、十五社當は、氏子の家に生れたる長男の壮年者中の年長者を撰抜し、是亦一年交代を以て祭祀に奉仕す

5 「当屋の任務」

当番人は、日常謹慎斎戒し、又塩搔と称し、任務中は時々海水浴に行きて身を浄め、以て祭祀に奉仕す

6 「当屋の交代」

一年限りとし、即、毎年一月御當祭より翌年一月二日及十日迄とし、其当日、神社に参列し、双方任務の授受をなす

7 「特殊神事」

株當祭及び十五社當祭の節に行ふ神事は、暮目の御的

と称へ、黒、白の的を作り、両親に懐ける壮年が袴を着し、小笠原流の射的をなす。又、矢持、矢拾ひも、両親に懐つける少年礼装を調べ、何れも二人つゝ、を以て行事をなす

8 「藁蛇の神事」 9 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」 御當座と曰します

「宮座の建物」 在来の長床兼公会堂を以てす

「座人の資格」

之は座頭と称し、年長者を以てす、但し、座頭は左右共袴を着す

「座衆の人員」 左座十七人、右座十八人

「座入り儀礼」

座入の顔触れ挨拶を為し、次で御酒三献、納盃迄、礼儀を乱さざること

「組織階級」

氏子各戸主を以て組織し、階級は年長の順位を以てす

「宮座衆の姓」 他姓はありません

「座を開く時期」

毎年一月二日と一月十日と二回です

「宮座の行事」

当番の者より、御酒及汁子・餅・菜蔬等を以て、座

衆を饗遇し、次で御当任務の授受をなす

〔座の財政〕 経費は当番の負担とす

2 〔文書記録〕 ありませぬ

3 〔類似の組織〕 〳 4 〔解体した座〕 該当のものなし

村社 八多神社 有馬郡八多村大字下小名田(神戸市北区)

神職名・報告者 近藤豊蔵

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕

八多村全部氏子地域なりしも、屏風・深谷・柳谷、三

大字部落は、明治維新の際分離せり。現在、中村・下

小名田・上小名田・吉尾

〔祭礼〕

1 〔祭の日時〕

他の神社に比し、異なる祭儀は、九月一日攘病祈禱祭。

七項にも通ず。十二月一日、四日、十日の三回に、を

とうと称する神事あり。嫡男、之に当り齋戒、其年の

新穀を蒸製して奉る

2 〔田植祭〕 あり

3 〔特殊神饌〕 をとうには、精進料理

4 〔当屋の決定〕 /

5 〔当屋の任務〕 〳 6 〔当屋の交代〕 なし

7 〔特殊神事〕

嫡男数名ある中を、御籤を以て当番を定め、他の者は

祭儀の出資を補ふ。及まとうちあり、保宇也と叫ぶ

8 〔藁蛇の神事〕 なし

9 〔火焚の神事〕 あり。除夜のみ

〔宮座〕

1 〔宮座の有無〕

〔宮座の建物〕 長床、三十坪平家萱葺のもの

〔座人の資格〕

〔座衆の人員〕

〔座入り儀礼〕

〔組織階級〕

当人の内、之を統括する坐頭かしら二名、世襲(家筋)。

古来本村生抜の家筋、家長三十名

〔宮座衆の姓〕 宗近、國久、森、梶谷

〔座を開く時期〕

十二月一日・四日・十日、并に一月十日の四回

〔宮座の行事〕 献撰、直会

〔座の財政〕

齋田二反歩より生する小作米及積立米、利得を充用

し、不足は当屋補之

2 〔文書記録〕

頭を営み終たる者の、姓名を登記せる至坐帳と称する

帳簿二冊あり

3 「類似の組織」 〽 4 「解体した座」

村社 **天柏神社** 有馬郡高平村大字下槻瀬字森ノ北(三田市)

神職名・報告者 松田龍太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 下槻瀬 一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月十三日 御当祭、祈年 二月十八日、夏祭 八月十

三日、例祭 十月十三日、新嘗祭 十一月二十八日

2 「田植祭」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 **八坂神社** 有馬郡高平村大字波豆川字中山(三田市)

神職名・報告者 松田龍太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 波豆川 一部落

5 「若衆入り」 若衆は、十五才より二十五才まで

【祭礼】

1 「祭の日時」

御当祭 一月七日、夏祭 八月十二日、例祭 十月十二日

2 「田植祭」 〽 3 「特殊神饌」

4 「当屋の決定」

其年度に一番早く出生せる小児の家を以て、定む

5 「当屋の任務」 御当祭に係る一切の事に当る

6 「当屋の交代」 一年間

7 「特殊神事」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

村社 **八坂神社** 有馬郡高平村大字上槻瀬字宮脇(三田市)

神職名・報告者 松田龍太郎

【氏子】

1 「氏子区域」 上槻瀬 一部落

【祭礼】

1 「祭の日時」

御当祭 二月三日、夏祭 七月十二日、例祭 十月十二日

2 「田植祭」 〽 9 「火焚の神事」

【宮座】

郷社 **高賣布神社** 有馬郡高平村大字酒井字宮脇(三田市)

神職名・報告者 松田龍太郎

【氏子】

- 1 [氏子区域] 旧称 高平谷 七ヶ部落
- 5 [若衆入り] 十五才に達すれば入会す。別に行事なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

一月九日 御当祭 午前七時、二月二十一日 祈年祭、
七月八日 夏祭、十月九日 例祭、新嘗祭 十一月二十六
日

- 2 [田植祭]

- 3 [特殊神饌]

例祭に献る千本搗の餅、十二本の棒にて搗く。摘切り

米粉を付し、小角盆に九個盛九台、七個盛六台を献ず

- 4 [当屋の決定] ～ 5 [当屋の任務]

- 6 [当屋の交代]

其年度内に出生せる男子の内より、(くじびき)にて

当屋を定めしも、今は無し

- 7 [特殊神事] ～ 9 [火焚の神事]

【宮 座】

村社 天満神社

有馬郡高平村大字木器字南中山(三田市)

神職名・報告者 松田龍太郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域]

木器・市之瀬 二部落

- 1 [祭の日時]

祈年祭 二月二十五日、夏祭 七月十五日、例祭 十月
十七日、新嘗祭 十一月二十五日

- 2 [田植祭] ～ 9 [火焚の神事]

【宮 座】

村社 素盞鳴尊神社

有馬郡長尾村大字宅原(神戸市北区)

神職名・報告者 廣田隆雄

【氏 子】

- 1 [氏子区域]

宅原

- 7 [その他]

昔は当大字に四十八森とて、地神様を祀った森様が四
十八ありて、例祭当日、乎波気祭を行ひ、この森にち
なんで四十八党とて、四十八人が年二人づゝ廻り番で
奉仕し、此の党人でなくば、氏子惣代になる資格な
りき。今も大差なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

祈年祭 二月十七日、例祭 十月十七日、乎波気祭 十
月十七日、新嘗祭 十一月二十三日

- 2 [田植祭]

無し

3 「特殊神饌」 用ひられず
4 「当屋の決定」

四十八人の党員が相党と言つて、二人づゝ。表が、昔より伝はれるによつて、順番にきめらる

5 「当屋の任務」

一ヶ年(マ)のには、月次祭より大祭に到る祭と云ふ。祭には参拝し、注連繩の張替、門松立て、乎波気祭の一切、及び自分の家にて乎波気後分霊を奉りて祭を行ふなり

6 「当屋の交代」 年頭より年末迄一ヶ年

7 「特殊神事」

8 「藁蛇の神事」 〽9 「火焚の神事」 無し

【宮座】

1 「宮座の有無」 御当

「宮座の建物」 無し

「座人の資格」

四十八党とて、昔より伝はる家のみ(村外への移転又は亡家の時は近親に権利をゆずる)

「座衆の人員」 四十八人

「座入り儀礼」 奉告祭をす

「組織階級」 旧家

「宮座衆の姓」 有井・春井・大西・馬場・岡

「座を開く時期」 例祭当日

「宮座の行事」

乎波気祭とて、全般に社務所に於て、酒・白粉・里芋・焼豆腐・ゆで豆を饗応す

「座の財政」

昔は党田がありて、此よりの収入を以つてすれど、今はなく自弁

2 「文書記録」 〽4 「解体した座」

村社 山王神社 有馬郡山口村大字舟坂(西宮市)

神職名・報告者 尾玉繁蔵

【氏子】

1 「氏子区域」 山口村の内、舟坂

【祭礼】

1 「祭の日時」 〽6 「当屋の交代」 なし

7 「特殊神事」 鑄馬(マ)の式あり

8 「藁蛇の神事」 〽9 「火焚の神事」 なし

【宮座】 なし

村社 天満神社 有馬郡小野村大字小野(三田市)

神職名・報告者 塩山和三郎

【氏子】

1 「氏子区域」 小野

4 「婿入り」 御當講を営む

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十一日、夏祭 七月十日、例祭 十月十六日、新嘗祭 十一月廿四日

2 「田植祭」 〳 8 「藁蛇の神事」

9 「火焚の神事」 節分の夜

【宮 座】

なし

村社 神明神社

有馬郡小野村大字永澤寺（三田市）

神職名・報告者 塩山和二郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

永澤寺

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月廿四日、夏祭 七月十六日、例祭 十月二日、新嘗祭 十二月十日

2 「田植祭」 〳 9 「火焚の神事」なし

【宮 座】

なし

村社 天満神社

有馬郡小野村大字小柿（三田市）

神職名・報告者 塩山和二郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

小柿

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月二十日、夏祭 七月廿五日、例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月廿三日

2 「田植祭」

なし

3 「特殊神饌」

宮人（御当）の神饌

4 「当屋の決定」

当番

5 「当屋の任務」

6 「当屋の交代」

一年交代

7 「特殊神事」 〳 8 「藁蛇の神事」

なし

9 「火焚の神事」

節分の夜

【宮 座】

1 「宮座の有無」

有り。宮人衆（みよど）

【宮座の建物】

なし

【座人の資格】

家柄のものにて世襲なり

【座衆の人員】

二十名

【座入り儀礼】

世襲なり。代代り(ママ)のとき講を営む

【組織階級】

不明

【宮座衆の姓】

馬場・松本・西部

【座を開く時期】

例祭の前日

【宮座の行事】

【座の財政】 各戸分担

2 【文書記録】 有り

3 【類似の組織】 〓 4 【解体した座】

村社 **大歳神社** 有馬郡小野村大字母子（三田市）

神職名・報告者 塩山和二郎

【氏子】

1 【氏子区域】 母子

【祭礼】

1 【祭の日時】

祈年祭 二月二十四日、夏祭 七月一日、例祭 十一月

十九日、新嘗祭 十二月拾日

2 【田植祭】 〓 6 【当屋の交代】 なし

7 【特殊神事】 例祭と夏祭に、神楽行事をなす

8 【藁蛇の神事】 〓 9 【火焚の神事】 なし

【宮座】

1 【宮座の有無】 なし

3 【類似の組織】 御當

4 【解体した座】 なし

村社 **天満神社** 有馬郡小野村大字乙原（三田市）

神職名・報告者 塩山和二郎

【氏子】

1 【氏子区域】 乙原

4 【婿入り】 御當講を営む

【祭礼】

1 【祭の日時】

祈年祭 二月二十二日、夏祭 七月十日、例祭 十月十五日、新嘗祭 十二月二十四日

2 【田植祭】 〓 8 【藁蛇の神事】 なし

9 【火焚の神事】 節分の夜

【宮座】

なし

『神社を中心とする村落生活調査報告』

にみえる大阪府下の年頭行事

森本 安紀

肥後和男が日本学術振興会から研究費の助成を受け、昭和十
十二年に調査した『神社を中心とする村落生活調査報告』は、
後の宮座研究調査に大きな影響を与えている。

肥後は、滋賀県の調査をもとに『近江に於ける宮座の研究』
（『東京文理科大学紀要』第一六巻、一九二八年）をまとめ、
その後の『宮座の研究』（一九四一年、弘文堂、一九七〇年再刊）
では、奈良・京都・大阪・滋賀・和歌山・三重の各府県下の宮
座の調査報告と研究を行った。

『近江における宮座の研究』に報告された滋賀県下の事例数
の多さに対し、『宮座の研究』では、宮座の分布表として、宮
座を有する地名や神社名を挙げられてはいるが本文に実際に記
された報告数は少ない。

これらの肥後の一連の調査が、その後の宮座調査にどのよう
な影響を与えたのか、今回は大阪府下の年頭行事をもとにして
検討したい。

年頭行事は、一月や二月に行われる一年の始まりの重要な儀
礼であるり、その内容は、多岐にわたっている。村境に勧請縄
掛けを行う。魔よけや占いとしての弓射ちが行われる。集落で

新年の座を開き、直会を行う。豊穰を祈るイネの花をあらわす
花飾りを作ったり、大きな鏡餅を作って、神仏に供えた後に集
落内の各家に配る。仏教行事である修正会・修二会の影響も大
きく、乱声や火祭り、鬼走りなどが集落内のお堂や寺院で行わ
れる。この時期に、山の神祭を行う集落も多い。山の神祭では、
山に入らず休養する日であるとして、山の道具を浄めたり、山
に焼餅などを供えたりする。

年頭行事の行われる期間も長い集落では七日間に及んでいた。
しかし、過疎化によって、宮座を構成する人々が少なくなり、
ライフスタイルの変化に伴って、儀礼の縮小や廃止へとつなが
っている。その結果、現在行われている集落の大部分では、一
日、ないしは二日間の儀礼になっている。

『神社を中心とする村落生活調査報告—大阪府—』（以下『神
社資料』とする）に記されている年頭行事は、宮座二十七社、
オトウ三社、弓射八社、山の神五社、裸祭二社である。ほかに
も、現在では廃れてしまったため、行事の名称は記載されてい
ても、その内容はわからなくなっているものもある。

この資料の中から、現在も変わりなく行われている事例を紹
介したい。

三島郡島本町尺代しゃくだいの諏訪神社では、御頭上げと称するトウ
ヤの交代儀礼があり、弓神事と綱引きが行われる。現在は一月
の第一土曜になっているが、数年前までは一月六日に行われて
いた。この儀礼は、当番である御頭人おとつじん（トウヤ）が交代する
にあたって、一年間の無事と五穀豊穰を祈願する神事である。

尺代では御頭人は一年交代で勤めることになっており、新旧の御頭人二名ずつの計四名が参加する。御頭人は、集落の家の長男が独立した際の、年長順に選ばれることになっているが、近年ではこれも崩れてきている。

儀礼は神社も境内で、午後二時から弓射神事が行われる。午前中に公民館で大蛇に見立てた長さ約九メートルの注連縄を作り、神社の境内に運んで、境内の土塀の上に横一文字の形に置いて、その中央に御幣を二本立てる（写真①）。以前は、注連縄づくりは最年長の御頭人の家で行われていた。

この注連縄が置かれた土塀に畳二枚を立て、これに的を設ける。的の裏には鬼の字を書いた紙が貼られている（写真②）。この的に向けて、所定の位置から御頭人四名が、いつせいに一人十本ずつ弓を射る（写真③）。終わると、的から矢を抜いて改めて弓を射る。これを三回繰り返し、最後に一本の矢を、神社の背後の山の方角に向けて射て、弓神事は終了する。的に当たった矢の数が多いほど、その年の五穀豊穣はまちがいないといわれている。

続いて綱引きが行われる。注連縄をおろして、氏子が二手に分かれて綱引きを三回行い、儀礼は終了する（写真④）。綱引きで勝ったほうが、その年の作物の出来が良いと伝えられており、豊穣を占う儀礼である。

『神社資料』から、諏訪神社の記載をみてみたい。

祭礼の名称と日時に関しては、「御頭上祭一月六日」とあり、トウヤの決定方法についても、「戸主又は長男の年齢順にて定

む」とある。トウヤの引継ぎ方法は、「一月六日に前の当屋より次の当屋に玉串を渡す」とし、続いて特殊神事の項目で「一月六日の御頭上祭には当屋の者四名袴を着し弓にて的を射る。的の中央裏に鬼の字を記す、則ち鬼を退じるの意なり」とある。藁のへびを作って祭ることがありますかという問いには、「一月六日に藁の大蛇を作り祭る。長さ凡そ三十尺、祭典終了後これにて東西に分れ綱引をなす」と記している。

現在の儀礼と比較すると、日時は変更されたものの、資料の記述は、大きな変化はない。

さらに特殊神饌として、「御頭上祭には目黒魚、小芋、白ドウフ、米糊、生大根の小切、等を俱す」とある。かつては、この儀礼には、最年長の御頭人の妻が、花嫁姿でこの神饌を入れた箱を頭に載せて、神社に参拝していたが、現在は行われなくなっている。

反対に、資料の中にはみられても、現在は廃れてしまっている事例もある。

『神社資料』のなかから年頭行事の記載を抽出したものが、表1である。なお抽出作業の際、官国幣社以下神社祭祀令（大正三年勅令十号）に定められている祈年祭・歳旦祭・元始祭・紀元節祭に関する回答は除いている。

表1からは、大阪府にも多くの年頭行事の事例がみられる。

これに対して、大阪府下の各市町村史の中から年頭行事が記載されている部分を抽出して表2を作成した。その結果は、『神社資料』に比べると数は少なく、分布にも偏りがみられる。

『神社を中心とする村落生活調査報告』は、肥後が晩年に明治大学に寄贈し、公開された資料だが、その寄贈時点で、大阪府の調査報告は行方不明になっていた。そのため、他府県の場合とは異なり、その後の大阪府での宮座研究や市町村史に影響を及ぼすことがなかった。

表1と表2で重複した事例は、島本町の早尾神社、諏訪神社、小鳥神社のみである。これらの事例に関しては『宮座の研究』で詳しい事例報告が記されており、大阪府下の宮座行事を調べると、あたって、『神社資料』ではなく、『宮座の研究』を参考にしたことが推測される。

年頭行事は神社だけではなく寺や堂で行われる場合もあり、表2には寺院行事もあげている。儀礼の実施場所にこだわらず、表1・2から、大阪府の主要な年頭行事として宮座の集まり、勧請縄掛け、山の神祭、弓射があり、大阪府下に広くみられる。最近の年頭行事の姿を詳しく調査している報告には、大阪府

教育委員会文化財保護課から出された「ふるさと文化再興事業」として、『大阪府の年迎え行事』調査報告書(二〇〇六年)と、『大阪府の御供物行事』(二〇〇八年)がある。

大阪府下では、これまで都市の祭礼として夏祭りが注目される傾向が強かったが、これらの『大阪府の年迎え行事』調査報告書、『大阪府の御供物行事』では、年頭行事が多数報告されており、それらを『神社資料』と比較してみたい。

『大阪府の年迎え行事』調査報告書』では、同一の神社で複数の儀礼を行っている場合があるが、単純に儀礼数を数える

と、計四十六の事例が紹介されている。主な行事の内容としては、勧請縄掛け十一、節分八、弓射五、宮座二である。

その中で、『神社資料』と重複するのは、大阪市天王寺区の河堀稲生神社に記された天王寺のドヤドヤ、大阪市浪速区の難波八坂神社の綱曳神事、三島郡諏訪神社の御頭上げ、中河内郡枚岡神社、泉北郡多治速比売神社福石神事と、泉南郡夜疑神社ので一月十五日に餅つきが行われたという事例である。

『大阪府の御供物行事』には、年頭行事として十の事例が紹介されており、主な儀礼は粥占が多い。その中で『神社資料』と重複するのは、三島郡諏訪神社である。参考資料として『神社資料』の特殊神饌の項目からの抜粋が記載されている。三島郡原田神社、三島郡諏訪神社は、表1にあげているとおりである。ほかにも表1には記載しなかったが、御供物に関する資料ということ、大阪市東住吉区山坂神社、同じく止呂支比売命神社の歳旦祭と元始祭の供物の内容が紹介されている。

表1・2から、大阪府下の年頭行事の特徴を勧請縄掛け・宮座・弓射ちとしたが、この両書の資料からも、同じ特徴があるといえる。

このように、『神社資料』にみられる年頭行事の姿は、現在も残っている。そのため、現在の儀礼を検討するうえで、この資料を活用することは重要である。

『神社を中心とする村落生活調査報告』は、滋賀県・奈良県・京都府でも残っており、それらの府県ではこの資料をもとにして市町村史の宮座の調査が行われた。今後は、資料が流出

していた大阪府や兵庫県でも、この資料を使った宮座の現地調査を行っていく必要がある。

〔参考文献〕

肥後和男著『宮座の研究』一九四二年（弘文堂、一九七〇年再刊）

『大阪府の年迎え行事』調査報告書 大阪府教育委員会文化財保護課 二〇〇六年

化財保護課 二〇〇六年

『大阪府の御供物行事』大阪府教育委員会文化財保護課 二〇〇八年

〇八年

『貝塚市史 第2巻』大阪府貝塚市役所 一九五七年

『布施市史 第2巻』布施市史編纂委員会 一九六七年

『島本町史 本文編』島本町史編さん委員会 一九七五年

『河内長野市史 第9巻』河内長野市役所 一九八三年

『寝屋川市史 第8巻』寝屋川市史編纂委員会 一九九一年

『茨木市史 第10巻』茨木市史編さん委員会 二〇〇三年

写真資料

島本町尺代 諏訪神社 御頭上げ神事

①



②



③



④



表1 『神社を中心とする村落生活調査報告—大阪府—』にみえる年頭行事

所在地	神社名	質問項目	回答
大阪市	此花区玉川町	恵美須神社	祭礼 宝之市神事（十日戎）一月十日
	此花区上福島南	天満宮中之社	祭礼 二月十日甘酒を献し、二月廿五日梅花の献饌
	此花区下福島南	天神社	宮座 一月十日 野捨子会（明治二十年頃より中絶）
	東区半入町	稲荷神社	祭礼 一月八日 弓の神事
	天王寺区大道	河堀稲生神社	祭礼 通称ドヤドヤ 一月十四日
	浪速区元町	八坂神社	祭礼 一月十四日 綱曳神事
	西淀川区野里町	住吉神社	祭礼・宮座 二月十六日 当渡し、二月二十日 例祭（一夜官女神事）
	西淀川区加島町	香具波志社	祭礼 御当恵祭 二月十七日
	東淀川区豊里町	大宮神社	祭礼 一月十五日 大とんど、一月十六日 神とんど（今は一月十五日のみ）
	東淀川区上新庄町	春日神社	祭礼 千度講 正月十一日（現在二月十一日）
	東淀川区豊里菅原町	天満宮	宮座 二月二十五日
	東成区深江町	稲荷神社	祭礼 神弓祭 正月九日
	住吉区平野宮町	杭全神社	祭礼 一月十三日 翁の舞、後、田植神事
	三島郡	安威村大字安威	阿為神社
吹田町大字吹田		高濱神社	祭礼 裸体祭 一月六日
高槻町大字成合		春日神社	祭礼・宮座 山の神一月十五日、おこなひ一月七日
島本村大字大澤		早尾神社	祭礼 弓引、当屋交代 一月七日
島本村大字尺代		諏訪神社	祭礼 御頭上祭 一月六日、藁の大蛇を作り祭る 一月六日
島本村大字廣瀬		小島神社	祭礼 一月八日 御頭祭があります。祭の日藁の蛇作る
豊能郡	池田町大字吉田	細川神社	祭礼 山の神 一月四日
	南豊島村大字利倉	春日神社	祭礼 旧正月中 豊田祭
	西能勢村大字山辺	山辺神社	祭礼 山の神 正月初ノ寅日
	豊中町大字桜塚	原田神社	祭礼 一月八日菜摘祭、齋を供す
北河内郡	三郷村大字高瀬	大村神社	宮座 一月二日
中河内郡	枚岡村大字出雲井	枚岡神社	祭礼 一月八日 注連縄掛神事
	加美村大字正覚寺	旭神社	祭礼・宮座 一月十一日 樋祭・二月十六日 北座の饗応祭
	大正村大字太田	免田神社	宮座 一月十二日
	加美村大字鞍作	菅原神社	宮座 神社合併迄は南北南座あり二月二十五日勘定
	西郡村	天神社	宮座 天神講 一月二十五日
	楠根町大字西堤	西堤神社	祭礼・宮座 明治御代迄例年一月十三日御弓神事、旧正月には座祭

南河内郡	楠根町大字長田	長田神社	祭礼	御弓の神事（今は廃止）、縄掛替神事 一月七日	
	千早村大字千早	千早神社	祭礼	一月七日（陰暦）おぢば式の御祭り	
	喜志村	美具久留御魂神社	祭礼	雪散神事 二月十七日	
	天野村大字小山田	住吉神社	祭礼	一月二日御弓祭	
	天見村大字下天見	八幡神社	祭礼	一月五日・十四日 ごん祭、一月六日勧請 御祭	
	狭山村大字今熊	三都神社	祭礼	正月殿	
	磯長村大字春日	春日神社	祭礼	一月十四日 綱引・左義長	
	道明寺村大字澤田	八幡神社	祭礼	ウ祭 二月の初のウノ日（今日なし）	
	岸和田市	岸城町	岸城神社	宮座	旧正月七日
		泉北郡	百舌鳥村大字赤畑	百舌鳥神社	祭礼
泉南郡	横山村大字佛並	男乃宇刀神社	祭礼	祈年祭に葦を以て男茎を作り櫛に結び付 け神前に供す	
	久世村大字和田	多治速比売神社	祭礼・宮座	一月六日行の神事、宮座二月	
	美木多村大字上	美多彌神社	宮座	節分の翌日（グワンダノ朔日）	
	横山村大字下之宮	八阪神社	祭礼・宮座	旧正月 座儀（苗代田に櫛を祭る。之を 櫛座と云ふ）	
	南松尾村大字春木	春日神社	祭礼	七五三繩奉納 旧正月六日	
	山瀧村大字内畑	山直神社	宮座	旧正月元旦祭	
	忠岡村道之町	忠岡神社	宮座	旧一月十三日、旧二月一日及十一日の三 回（旧二月十一日 春日祭）	
	取石村大字富木	等乃伎神社	宮座	一月廿五日前後三日間 天神講	
	雄信達村大字男里	男神社	宮座	旧正月五日八日 旧正月十一日	
	長瀧村大字蟻通	蟻通神社	宮座	旧正月元旦	
	有真香村大字八田	矢代寸神社	宮座	毎年一月七日	
	上之郷村大字天神代	意賀美神社	宮座	一月	
	大土村大字大木	火走神社	祭礼	明神講（宮座）一月一日、山の神 旧正 月	
	大土村大字土丸	春日神社	宮座	旧二月十六日	
	佐野町	春日神社	祭礼	結陳祭旧正月十一日	
	山直町稲葉字宮山	菅原神社	祭礼・宮座	山の神 旧一月十日・毎年旧一月七日・ 旧一月七日	
	田尻村大字吉見	春日神社	祭礼	当屋交代儀式一月十三日御千度講祭、同 時に烏帽子加入の儀式あり	
	土生郷村大字土生	土生神社	宮座	二月二十五日	
山直町大字岡山	菅原神社	宮座	旧一月		
山直町大字包近	楠本神社	宮座	毎年旧一月七日		
八木村大字中井	夜疑神社	宮座	陰暦二月十三日拝殿に於て一老委譲の儀 式		

注： 質問項目は祭礼の項目の回答か、宮座の項目の回答かを示す。回答に関しては一部省略した。

表2 市町村史にみえる大阪府下の年頭行事

所在地	祭祀場所	行事名称	祭礼の内容
島本町	大沢	早尾神社	御頭渡し 一月七日 弓射
	尺代	諏訪神社	御頭渡し 一月六日（現在成人の日）弓射、蛇縄で綱引き
	広瀬	小鳥神社	御頭の祭 一月十五日弓射、勘定縄
茨木市	車作	皇大神宮	御湯祭り 旧暦一月九日（現在二月十一日）献餅
寝屋川市	対馬江	／	ショウゴン 一月五・六日直会、子供の仲間入り
	三井	友呂岐神社	お弓 一月八日弓射
	打上	打上神社	お弓 一月十六日弓射
	木田	住吉神社	お弓 現在廃止 弓射
大阪市	天王寺区	生玉神社	／ 一月七日若菜卯杖祭、一月十三日八幡宮御弓祭
東大阪市	西堤	／	御弓 一月十三日 弓射、直会
和泉市	唐国町	妙楽寺	／ 一月三日修正会、一月十日九頭神祭、一月十三日弓祭、一月十六日講、一月二十五日千度講、二月十五日講
貝塚市	木積	／	行い 一月八日
	森	／	／ 一月十三日（現在廃止）弓射
	清見	／	行い 一月一日経典
	水間	／	行い 一月七日、二月八日牛玉宝印、経典
	藁原	／	行い 一月一日牛玉宝印（廃止）、経典
河内長野市	天見	氏神	ゴントバル 一月五・六日牛玉宝印、勘定縄、直会
	滝畑	光瀧寺	ツキゾメ 一月七日16歳で座入り
	日野	／	弓ハジメ 弓射
	神ヶ丘	九頭龍の森	／ 弓射（明治で廃止）
	清水	地藏寺	ショウゴン 一月六日献餅、経典
	石見川	／	ツナカケ 一月五日直会
	唐久谷	／	ツナカケ 一月二日直会
	小深	／	ツナカケ 一月八日直会

住吉祭と堺奉行

内海 寧子

はじめに

住吉祭の様子は屏風絵や名所刷り物の中で、その華やかさを今に物語っている。祭礼の行列には、猿田彦や神官、稚児、神馬や神輿が連なり、さらには、母衣武者や南蛮人姿の練り物が描かれたものもみられる⁽¹⁾。

住吉祭の渡御の記録は、古くは鎌倉末期の『住吉社諸神事次第』に遡ることができる⁽²⁾。近年では、昭和三五年を最後に自動車列となっていた渡御が、平成一七年からは神輿を担いでの渡御に復活している。このように渡御行列は時代とともに変化しているが、本稿では江戸時代の渡御行列について「荒和大祓御祭礼図」という刷り物をもとに述べていきたい。

大阪市住吉区に鎮座する住吉大社⁽³⁾は、摂津国の一宮である。祭神は、表筒男命・中筒男命・底筒男命の住吉三神と、息長足姫命（神功皇后）であり、古来から海上交通の守り神や禊祓の神、和歌の神としての信仰をあつめている。

主な祭礼は、五月最初の卯の日の卯之葉神事、六月一四日の御田植神事と、七月三〇日から八月一日に行われる例大祭の住吉祭である。現在の住吉祭は、七月三〇日の宵宮祭、茅の輪くぐりで知られる三十一日の夏越祓神事、八月一日に神輿が堺の宿院にある頓宮（御旅所）に神幸する神輿渡祭で構成される。ま

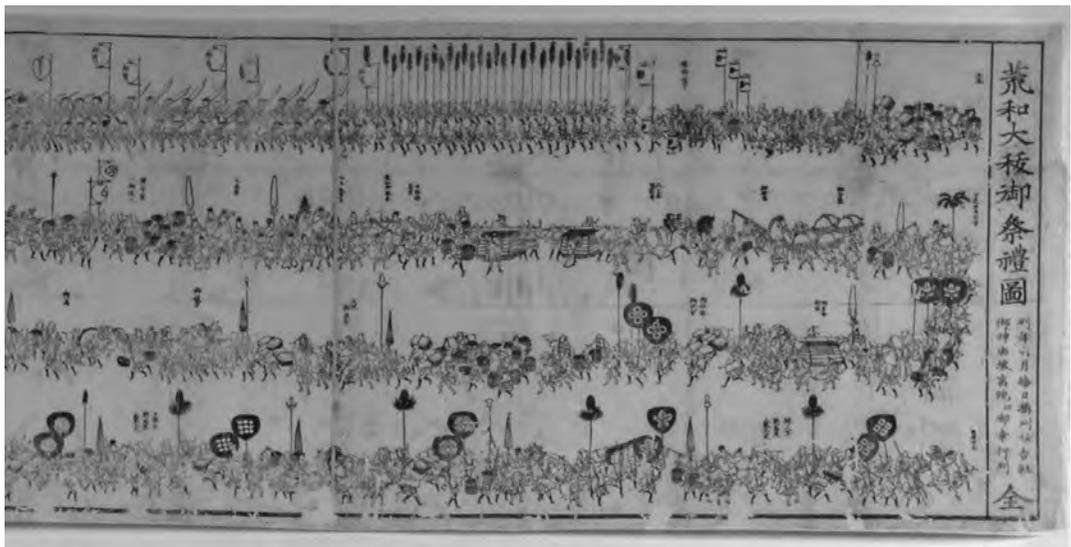
た、神輿渡御に先立って、七月第三月曜の海の記念日には、海水で神輿を清める神輿洗神事が行われる。

1 江戸時代の住吉祭

江戸時代の住吉祭⁽⁴⁾は、旧暦六月の最終日に行われ、「名越祓（夏越祓）」または「荒和祓」^{あらいごのほらえ}と呼ばれていた。『住吉名勝図会』（寛政六年・一七九四）によれば、この日は練り物行列や大坂・堺の町々の地車が出され、堺の宿院から大坂の道頓堀にいたる三里の間には、参詣の人が立ちこめて「錐を立べき所もなし」と記されたほど、人々の関心を集める祭礼であった。

当時の様子を『撰津名所図会』（寛政一〇年・一七九八）からみてみたい。

六月 晦日大祓、神輿開口に神幸す、開口とは堺の宿院なり、俗に御旅所といふ、六月小なれば則二十九日を用ひ大なれば則晦日を用ゆ、毎年神輿を昇く輩住吉松原に來り、海辺にて潮垢離を浴し、神輿一基社前に出だして、神人社僧祝詞を修し、神遷ありて、社司多く騎馬にて供奉す、既に堺の御旅所に到る、初め社僧六七輩許り、素絹を着し茶磨笠を戴き、騎馬にて神に先達て堺に到り、七堂が浜御祓道大小路より神輿の幸を待て、既にして又神を宿院の仮宮に遷し、又祝詞を誦す、夜に入れば神輿住吉に還幸、其時堺の地人船長漁師の類手毎に炬を点じ、神輿を新大和橋北爪まで送る、数百人の炬恰も白昼のごとし、これを西の宮・灘・兵庫・須磨・明石の浦々、南は泉州貝塚・佐野・岡田より此火を的として神幸を



【図1】 荒和大祓御祭禮図・堺市立中央図書館所蔵

拜するそぞ、此橋爪より大坂の地人御迎挑灯として侯屋敷船持の売人、水主楫取の輩数千の挑灯を照し、列をして酒機嫌に声を揚げ、神輿を迎ひ奉る、これを住吉の火替ともいふ

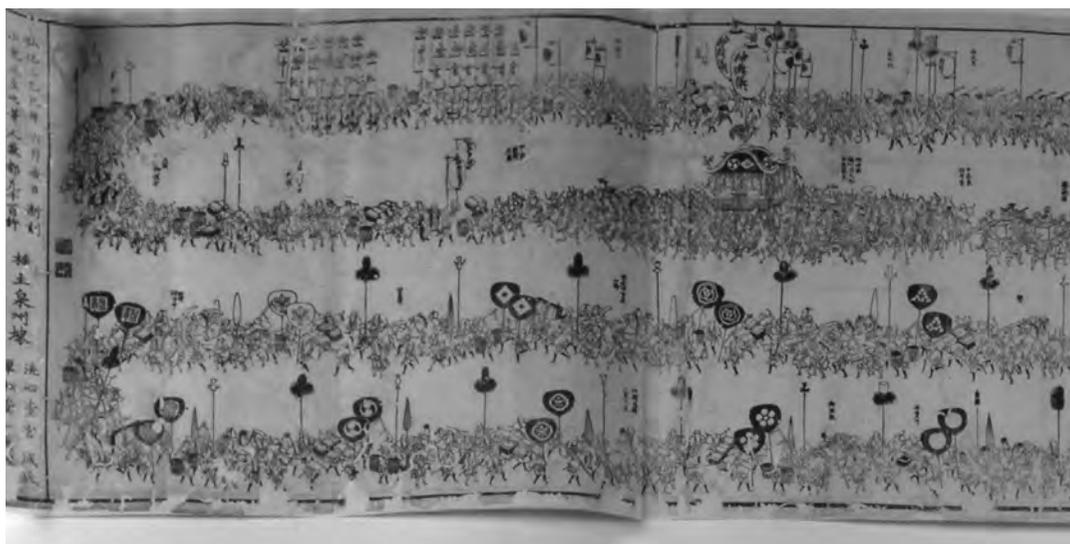
ここでは、①六月晦日に神輿が住吉から御旅所である堺の宿院に渡御し、②社司や社僧らが騎馬にてこの神輿を供奉すること、③宿院で神事を行うこと、④夜には神輿が住吉へ還御すること、⑤還御の際、堺の船長・漁師らが松明を持って大和川に架かる新大和橋北詰まで神輿を送ること、そして⑥大坂側の諸国蔵屋敷に関わる船持ち商人・水主らが御迎提灯を照らして神輿を迎え、これを住吉の火替と呼ぶことなどが記されている。

『撰津名所図会』の挿絵には夜の大和川を舞台に、神輿を送る堺と、それを迎える大坂側の様子が描かれているが、神輿のバトントッチもここで行なわれた。この交替について『住吉名勝図会』には、神輿は大和橋北側の「神輿受取渡之台石」までは住吉の舁き手が舁き、ここで堺の舁き手に交替し、還御の際もこの場所で舁き手を交替したことが記されている。

また、住吉大社の社家であった梅園惟朝が元禄年間（一六八八〜一七〇四）に記した『住吉松葉大記』には、神事の次第とともに、神輿渡御について次の記述がある。

神輿堺に至りたまふ時、堺政所の与力・同心及び下部の役人兵杖を持って神輿を守護す（略）神輿還御、政所の供奉人水橋の南に至るまで送護し奉る、住吉の御迎人兼ねて手水橋の辺りにおいて待ち奉り、供奉警固にて還御。

（原文は漢文）



堺政所は、堺奉行のことである。ここで注目すべき点は、神輿が堺に入ると堺奉行の与力・同心らが神輿の警固にあたり、また還御の際にも住吉の御迎人に神輿を渡すまで、彼らが護送していたことである。この記事から、神輿渡御の行事に堺奉行が関わっていたことがわかる。

2 荒和大祓御祭礼図

堺奉行所の与力・同心が神輿の警固にあたっていたことを視覚的に示すのが、次に紹介する弘化二年（一八四五）の「荒和大祓御祭礼図」（以下「祭礼図」と略す）【図1】である。

この資料は単色摺りの刷り物で、全長約一四〇センチメートルの画面に渡御の行列が詳細に描かれている。奥付からこれを描いたのは、後に田能村直入と名を改める田能村小虎であることがわかる。

田能村直入（一八一四～一九〇七）は、豊後岡藩士の三男として生まれた。幼いころから書画の才能に恵まれ、同郷で南画の大成者である田能村竹田から才能を認められて養嫡子となり、青年期には師に随って来坂している。小虎は天保一二年から約九年の間、堺に居住し、「界浦眺望図」（弘化四年・堺市立中央図書館蔵）など、堺を描いた画を残している⁵⁾。「祭礼図」が上梓された弘化二年当時も堺に居住しており、小虎が逗留中に見た行列の様子を描いたものと考えられる⁶⁾。

「祭礼図」は、画面右下の猿田彦を先頭にし、画面右上の大尾まで、四段にわたって祭りの行列が蛇行するように描かれて

【表1】 荒和大祓御祭礼図・渡御構成員

1	猿田彦	19	八乙女併引馬
2	神人方 (騎馬衆 人数不足)	20	平野郷花笠
3	戸帳方 (騎馬衆 人数不足)	21	荒和御祓屋
4	神寶所	22	七名家男子
5	御宝釧	23	七名家
6	騎馬衆 (人数不足)	24	津守家御役人
7	社僧神宮寺	25	賽銭箱
8	神定使	26	中在家村年寄
9	神官衆 (四騎)	27	御神輿 (撰州西成郡中在家邑)
10	斎	28	中在家村庄屋
11	御馬	29	御神輿警固御役人
12	御役方	30	大坂御役方
13	大坂御役方	31	堺御役方
14	御社務御代官	32	御役方
15	御宣命御役	33	堺神輿講挑燈
16	田邊神馬別当	34	二対御鑓
17	御巾蓋	35	御武具
18	御神馬	36	堺御役方

いる。祭列の構成員は【表1】に示したが、住吉大社の神職・社僧をはじめ、斎、八乙女、荒和御祓屋など三〇余りの役が参加している。行列の中ほどには、袴姿で騎馬の御役方と大坂御役方(12・13)、下から数えて三段目の左側に御神輿警固御役人(29)、その後方に大坂御役方(30)、堺御役方(31)、最後尾にも堺御役方が続いており、大坂・堺それぞれの与力・同心が参列していたことが推測できる。

『住吉名勝図会』や『撰津名所図会』の行列図と比較すると、行列の全体が省略されず、構成員もその名称とともに詳しく描かれていることが特徴的である。さらに両書には大坂や堺の役

方は一切明記されていないのに対し、「祭礼図」は渡御行列に加わる武士の姿を明記している点からも重要な資料であると言える。さらに、大坂御役方については、これまで祭礼参加に関する文献史料が見当たらず、不明な点が多いことから、その一行が祭りの行列に参加していたことがわかることは興味深い。

3 文献史料にみる堺奉行の関与

ここで改めて堺奉行について説明しておきたい。堺奉行は江戸幕府が直轄地の要所に配置した遠国奉行の一つである。中世に設けられた堺政所がその前身となっており、元和四年(一六一八)に堺奉行と改称した。元禄九年(一六九六)に一時廃止となるが、元禄十五年(一七〇二)に再び設置され、以後、慶応三年(一八六七)まで存続する。

堺奉行には一〇〇石〜三〇〇石の旗本が任命された。その職掌は、大坂城代の監督下に堺の町・港湾、和泉国の貝塚願泉寺・久米田寺・施福寺および大鳥の神鳳寺(宝暦元年以降)を加えた四カ所を管轄することであった。

堺奉行が住吉祭に関わったことは、先述の『住吉松葉大記』だけではなく、堺奉行側の記録にも見える。

文化一〇年(一八一三)に記された堺の『手鑑』には、毎年六月晦日の住吉神輿渡御の際、堺の七堂浜から与力・同心が警固にあたり、奉行所の弓一〇挺、矢箱一荷、鑓二〇筋、鉄砲二〇挺、玉箱一荷に加え、堺の南北郷中より鑓四筋を差し出すこと、夜の還御には、手水橋と大和橋の間にある神輿渡場まで与

力・同心が赴き、住吉社人へ引き渡すことが記されており、神輿を住吉社人に引き渡すまでは、堺奉行の監督下にあったことがわかる⁽⁷⁾。

『手鑑』は、奉行交代の際に管轄地域の町数や寺社、産業等をまとめた手引書として、新任の奉行とその家臣らに対し、在地の与力らが管内の状況を説明するために作成したことが、大坂の例に見られる⁽⁸⁾。堺の『手鑑』には、作成の目的は明示されていないが、同じように、奉行の手引書としての一面があったと思われる、このような資料に住吉大社の事項が取り上げられていたということは、堺奉行が住吉大社に関する事柄を把握しておく必要のあったことを物語っている。

文化一〇年以前にも、元禄八年（一六九五）の『手鑑』が残っている。そこには、「住吉社領」「住吉御造替」「住吉神事大略」といった項目が記載され、中でも「住吉神事大略」には、住吉大社で執行される年中神事が解説されている。

住吉祭にあたる六月晦日の項には、神輿が堺宿院へ神幸するとの説明がされた後、「堺ヨリ勤事之覚」として、①人足を出して宿院御旅所の草刈・掃除をすること、②宿院仮屋の建設、③垣外による御旅所での形式的草刈、④住吉への清払銭の差し出し、⑤大寺（開口神社）での住吉神楽所・神子への振舞い、という五項目が挙げられている⁽⁹⁾。いずれも町人や垣外が勤めるという内容であり、堺奉行所の関与については何も記されていない。先に取り上げた同時期成立の『住吉松葉大記』には、堺奉行所が神輿を警固した記述があるため、この時点でも関与

していたと推測できるが、元禄八年の『手鑑』の記述に関しては、作成の背景を含めて今後の検討課題である。

堺奉行所が祭りに関与した様子は、文政六年（一八二三）の「年中行事」によって、さらに詳しく確認できる。この「年中行事」は、堺奉行所の公務について日を追って記したもので、住吉祭に関する記事は六月一五日に始まり、祭礼後の七月朔日まで、三六の項目が記載されている⁽¹⁰⁾。

要点を説明すると、①堺奉行が七堂浜の小屋に向いて神輿渡御の際に拝礼すること、②渡御行列に加わる堺の役方配列と装束について、③神輿渡御の進行に関して住吉社務に指示を出すこと、④堺の町役である惣代や職事が、奉行所の指示に従って祭礼に関与すること、⑤奉行所による練り物の検分や武具の準備である。

この史料からは、堺奉行自らも七堂浜に赴き、神輿を迎えていたこと、堺における神輿の渡御・還御は、堺奉行の統制のもとに行われていたことがうかがえる。住吉祭に際し、堺奉行は堺市中の治安管理、役方を警固として参加させる形での渡御列への関与、住吉大社への渡御進行の指示などを行っていたが、このように住吉祭を通じて垣間見える堺奉行の行政的権限をはじめ、祭礼への権限についても検討する必要性を示唆している。

次に、堺奉行所と同じく渡御列に加わった大坂御役方についても触れておきたい。「祭礼図」からは、大坂方の役人、おそらく大坂町奉行所が祭礼に参加していたことが読みとれる。武士の祭礼への参加という点で言えば、大坂城代が代参を立て、

城代の馬を「貸馬」していたことは文献史料にみえるが⁽¹¹⁾、その他は管見の限りでは見当たらず、堺奉行所のように具体的な住吉祭への関わり方は不明である。

4 末吉文書にみる祭礼のなかの堺奉行

神輿渡御には、平野郷から神輿によって選定されたアハラヤが参列した。これは一四、五歳の童形ものが務め、馬に乗り、花笠を被った姿で神輿に供奉した。

「祭礼図」では、下から三段目の中央に描かれた笠を被った人物が、アハラヤである。アハラヤの住吉祭における役目の一つとして、住吉大社への桔梗造花の献花があった。これと同じように、堺奉行へも七堂浜において桔梗の造花を献花したことが平野の惣年寄・末吉家の文書に見えるのである⁽¹²⁾。またアハラヤの参列には莫大な費用がかかったため、参列が途絶えた期間もあるが、渡御への出仕休役中にも代人をたてて桔梗の献花を行っていた⁽¹³⁾。

渡御行事のなかで、堺奉行がアハラヤから桔梗の献花を受けていたことは、堺奉行の住吉祭への関与は警固だけにとどまらず、祭礼の行程に組み込まれた存在になっていると言えるであろう。

おわりに

本稿では、文献史料や絵図を通して、堺奉行が住吉祭に際し、神輿の警固や堺市中の治安管理といった行政面での関わりを持

っていたこと、またそれだけではなく、堺奉行自らが七堂浜に赴いて神輿を迎え、アハラヤから献花を受けるといふ形で祭りの中に組み込まれた存在になっていたことを説明した。最後に、堺奉行所と住吉祭との関係を見ていくなかで浮かび上がった問題を示し、結びにしたい。

一点目は、堺奉行の職制に関する視点である。

堺奉行の住吉祭・住吉大社への関与状況をより詳しく考察することは、堺奉行の職制追究に繋がるのはもちろんのことである。それに加え、古代・中世からの住吉と堺の関係や⁽¹⁴⁾、住吉大社に対する大坂町奉行所との関係を踏まえながら検討を続けることで、堺奉行研究を深化させることになるであろう⁽¹⁵⁾。

もう一点は、他地域からやって来た武士が、どのように大坂とその近郊の地域文化に関わっているか、という問題である。江戸や諸国から大坂在勤になった武士たちの中には、在坂中に大坂の祭礼を見物している例が多く見られる⁽¹⁶⁾。このような武士の祭礼見物は、武士の教養や個人的な文化活動を示す行為として捉えることが可能である。しかし、今回紹介した堺奉行の例は、奉行所が一連の祭礼行事に組み込まれており、単なる祭礼見物とは一線を画している点で、大坂に来た武士の地域との関わり方を考察する好例となるだろう。

引用史料

「住吉松葉大記」(元禄年間)梅園惟朝著(『住吉松葉大記(中)』

大阪市史料第五八輯、大阪市史編纂所、二〇〇二年)

『住吉名勝図会』(寛政六年) 秋里籬島著、岡田玉山画(『浪速叢書』第一三巻、名著出版会、一九七八年)

『撰津名所図会』(寛政一〇年) 秋里籬島著、竹原春朝画(出版 小川太左衛門・柳原喜兵衛、関西大学図書館蔵本。なお引用の際、句読点を付し、現代通用の字体に改めた。)

『手鑑』(元禄八年)、『手鑑』(文化一〇年)、「年中行事」(文政六年改)(『堺市史』第五巻・資料編第二、堺市役所、一九二九年)

注

- (1) 「住吉祭礼図屏風」(堺市博物館蔵)、「賀茂・住吉祭礼図屏風」(堺市博物館蔵)、「豊臣期大坂図屏風」(オーストリア・エッゲンベルグ城蔵)など。黒田一充「豊臣期大坂図屏風」(グラーツ本) 住吉祭の行列」(関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究所) 『国際シンポジウム 新発見「豊臣期大坂図屏風」の魅力―オーストリア・グラーツの古城と日本―新発見「豊臣期大坂図屏風」を読む』二〇〇九年) および、吉田豊「住吉祭礼図絵の行列について」(『すみのおえ』一八一、昭和六一年夏季号、一九八六年) を参照。
- (2) 住吉大社および住吉祭に関する参考文献は以下の通り。
『住吉大社―歌枕の世界―』(堺市博物館、一九八四年)、『住吉大社(改訂新版)』(学生社、二〇〇二年)。吉田豊「住

吉祭礼図絵の行列について」(『すみのおえ』一八一、昭和六一年夏季号、一九八六年)。吉田豊「堺の祭り信仰―住吉祭の練物とふとん太鼓―」(『上方文化研究センター研究年報』五号、二〇〇四年)、『大阪の祭』(旅行ペンクラブ編、東方出版、二〇〇五年)。上井久義「大阪の祭礼」(『農耕・物忌・祖先祭』上井久義著作集第五巻、清文堂出版、二〇〇五年)、「住吉の齋童と巫女」(『女性司祭と祭儀』上井久義著作集第三巻、清文堂出版、二〇〇六年)。

(3) 住吉大社は、江戸時代には「住吉本社」「住吉神社」「住吉社」等と称されていたが、ここでは「住吉大社」で統一した。

(4) 江戸時代の六月晦日の祭礼は「荒和祓」、「夏越祓」などと呼ばれていたが、ここでは「住吉祭」とした。

(5) 堺市博物館秋季特別展『近世の大阪画人―山水・風景・名所―』堺市博物館、一九九二年。

(6) 「荒和大祓御祭礼図」は、弘化二年の荒和大祓に合わせ刊行されたものであるが、天保一五年から嘉永六年までは行列に平野のアハラヤは参加しなかったという記録が残っている(浦井祥子「住吉大社における荒和大祓の神事をめぐって」 藪田稔・福原敏男編『祭礼と芸能の文化史』思文閣出版、二〇〇三年、二四九頁)。したがって、弘化二年前後には、アハラヤの参加はなかったが、小虎は天保一二年から堺に逗留しており、何度か行列を見た記憶から画の構成を組み立てたと考えられる。

(7) 『堺市史』第五卷資料編第二、堺市役所、一九二九年、一四四頁。

(8) 『手鑑・手鑑拾遺』大阪市史料第6輯、大阪市史編纂所編、一九八二年。

(9) 前掲注(7)、七一頁。

(10) 前掲注(7)、三三二～三三八頁。

(11) 『大坂御城代公用人諸事留書(上)』大阪市史料第三八輯、一九九四年、六八頁。『大坂御城代公用人諸事留書(下)』大阪市史料第三九輯、一九九四年、五三頁。

(12) 末吉文書の嘉永七年五月の年記をもつ「荒和祓家由緒書」

に記録がある。末吉文書は非公開のため、浦井論文を参照した(注(6)、浦井二〇〇三年、二四二～二四三頁)。

(13) 前掲注(6)、浦井二〇〇三年、二五二頁。

『平野郷町誌』には、桔梗の造花はお花と称し、五輪一本を住吉社に、五本を堺奉行に、一本を平野の三十歩社(赤留比賣命神社)へ納めたとの記述が見えるが、典拠の史料などは不明で確認できない(『平野郷町誌』清文堂出版、一九七〇年、四〇九頁)。

『神社を中心とする村落生活調査報告』の大阪市・杭全神社の回答には、杭全神社の飛び地境内である赤留比賣命神社に関する記事があるので、以下に掲載する。「当社の飛び地境内赤留比賣命神社に、往古より例年六月三十日に官幣大社住吉神社御祓の節、阪上七名より荒和祓家と唱へ、花笠の児馬上にて桔梗の造花を奉幣する神事あり。文禄年中

に絶え、文政に起り、又明治四年止む。今は造花のみ、住吉の八月一日の南祭に阪上家より供ふ」(なにわ・大阪文化遺産学叢書3『神社を中心とする村落生活調査報告(一)大阪府―大阪市・三島郡・豊能郡―』関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター、二〇〇六年、一六五～一六六頁)。

(14) 堺と住吉の関係については、吉田豊氏の諸論稿があり、その関係を考える前提として住吉社の氏族・職制をまとめた論稿、古代・中世における堺と住吉の関係を考察した論稿がある。

吉田豊「中世の住吉社―氏族と職役―」(『堺市博物館報』第五号、一九八六年)、「堺と住吉―古代・中世の祭祀と社領―」(『堺市博物館報』第二八号、二〇〇九年)

(15) 『堺市史』第三巻・本編第三(堺市役所、一九二九年)に堺奉行の職制に関する記述があるほか、次の諸論稿がある。

福島雅蔵「近世後期畿内遠国奉行の一側面堺奉行の事例を中心に」(『花園史学』第一〇号、一九八九年)。

村田路人「幕府上方支配機構の再帰」(『日本の時代史』一六、吉川弘文館、二〇〇四年)。

平川新「幕府官僚と地域・市場・油方仕法改革と堺奉行」(『史料館研究紀要』三四号、平成一三年度共同研究 近世東アジアにおける商人と官僚制に関する比較史的研究)。

(16) 藪田貫「交差する年中行事―武士の町―大坂と町人―」

（藪田貫『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年）。

本稿作成にあたり、堺市博物館の吉田豊氏には貴重なご教示を賜りました。心より感謝いたします。また、資料閲覧に際し便宜を図っていただきました堺市立中央図書館の竹田芳則氏に深謝いたします。



稚児が持つ桔梗の造花



現在の住吉祭・神輿渡御

〈表紙解説〉



表紙写真

表紙の写真は、本書に翻刻した『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府和泉地方と兵庫県の神社における【祭礼】などの回答項目に記された祭りや行事を中心に紹介したものである。

写真① 大鳥神社（堺市西区）花摘祭

四月十三日に行われる大鳥神社の花摘祭は、花籠を手にした花笠姿の花摘女、稚児や桜の花車の行列が出て、神前に花が供えられる。その後、浜寺公園の御旅所まで神輿の渡御がある。祭りのことは、同社の延喜三二年（九二二）の文書に記述がみられる。本書の回答にも特殊神事として、花摘祭が記されている。

写真② 石津太神社（堺市西区）ヤッサイホッサイ祭り

十二月十四日、石津太神社では、冬季例大祭の特殊神事として、ヤッサイホッサイ祭りが行われる。神社の境内に、高く組み上げられた百八束の薪に火がつけられ、燃え上がった薪の炎がおさまると、崩れた薪が地面に広げられる。その薪の上を、戎神に扮した人を担いだ男性たちが、「ヤッサイホッサイ」と掛け声をかけながら渡りきる。祭りの由来は、石津の浜に蛭子命が流れつき、土地の漁民が百八束の薪を焚いて、蛭子命の体を温めて助けたという伝承にちなんだものである。なお、同社については本書に回答が残されていない。

写真③ 桜井神社（堺市南区）上神谷のおどり

十月第一日曜日、桜井神社で奉納されるおどりは、かつて和泉地方に多く見られた雨乞踊りの一つである。もとは上神谷村大字鉢ヶ峯寺にあった国神社の祭りに奉納されていた踊りだったが、国神社が明治四三年（一九一〇）に桜井神社に合

祀されてからは、同社で奉納されるようになった。『郷社現行特殊慣行神事』（大阪府学務部編、一九三四年）によれば、こおどりは昭和初期に一時中断し、昭和八年（一九三三）から、秋の例祭に再び奉納されるようになったという。本書の昭和十一年（一九三六）の回答は、当社の特殊神事として、復興したこおどりのことが記されている。

こおどりでは、ヒメコとよばれる紙花のつくりものを挿した竹籠を背負った鬼や、天狗が勇壮に踊り、新発意や太鼓打なども登場する。

写真④ 泉穴師神社（泉大津市）飯の山神事

十月十日、泉穴師神社の秋祭りでは、地車に円錐形の飯を盛った「飯の山」という神饌を供える。祭りの由来は、奈良時代に聖武天皇が、都に飯を降らすという霊夢を見たことで、橘諸兄に命じて和泉五社（大鳥神社・泉穴師神社・聖神社・積川神社・日根神社）に米を供え、その余りを窮民に施したことに始まるという。この由来ならつて和泉五社では飯の山を供えたとされるが、現在では泉穴師神社だけに残っている。本書の泉穴師神社の回答には、飯の山の記載は見られないが、泉井上神社の特殊神饌の回答に、「飯の山の神饌」を供えたことあり、もとは他社でも、このような神饌がつけられていたことがうかがえる。

写真⑤ 岸城神社（岸和田市）地車祭

九月中旬の土日、岸和田城下では、岸城神社の大祭に地車が曳きまわされる。この地車祭は、元禄十六年（一七〇三）に、岸和田藩主岡部長泰が、岸和田城三の丸に京都伏見の稲荷大神を勧請したことに由来する。各町の地車には、故事にちなんだ彫り物があり、それぞれの特徴を持つ町旗や幟が立てられる。地車の見せ場は、地車の屋根の上に乗った大工方の合図で一体となった曳き手たちが、辻を直角にまがる「やりまわし」である。

写真⑥ 葛城踊り（岸和田市）

岸和田市塔原では、雨乞踊りが伝えられている。現在では、塔原に残っているだけだが、以前は、和泉葛城山麓の五箇荘（塔原・木積・河合・相川・蕎原）の各村で演じられていたようである。葛城山頂には、雨の神として八大龍王がまつられ、早魃の年には、岸和田藩の命で村人によって雨乞の行事が奉納されたという。塔原では、八月十四日に八大龍王の遙拝所となっている弥勒寺境内で奉納される。男子数人の踊子は、撥で太鼓を打ちながら踊り、踊りの采配を振る新発意・音頭方・囃子方・笛方などが登場する。

写真⑦ 感田神社（貝塚市）太鼓台祭

七月十九、二〇日、感田神社の夏祭りでは、太鼓台祭が行われ、七基の太鼓台が神前に勢揃いする。本書によれば、例祭は、

毎年七月十九日の午前十時から始まり、午後四時に神輿渡御式が行われたことが記されている。祭りの由来は、天正十一年（一五八三）に、顕如上人によって本願寺が紀州鷲森から貝塚に遷されたのを歓迎した人びとが、梯子の上に竹笹を立てて太鼓を叩きながらかつぎ回ったのがはじまりとされる。現在のように、祭りに太鼓台が出されるようになったのは、江戸時代後半といわれる。

写真⑧ 日根神社（泉佐野市）枕祭り

日根神社の枕祭りは、毎年五月四、五日に行われる。五日の神輿渡御のほかに、両日とも三本の枕のぼりが巡行する。枕のぼりは、竹に、刺繍を施した二十五個の枕を高く積み上げて、幟の下に俵をくくりつけたものである。枕は、当番地区の女性たちが、良縁や安産を祈願してつくっている。一九三六年の本書の回答には、例祭に神輿渡御が行われた記述はあるが、枕のぼりについては、例祭に神輿渡御が行われた記述はない。『府社現行特殊慣行神事』（大阪府編、一九三二年）に、布に包まれた枕の両端に、花形や様ざまな美しい形の手芸が、村の娘達によって施されたと記されている。

写真⑨ 射楯兵主神社（姫路市本町）三つ山祭

播磨国総社の射楯兵主神社では、高さ十メートルを超える巨大な山を一つまたは三つつくる「一つ山祭」（丁卯祭）、「三つ山祭」（臨時祭）が行われる。一つ山祭は六十一年ごとに山がつくられ、三つ山祭は二十一年ごとにつくられ、山の頂上に

は社をまつり、神の降臨を仰ぐ。祭りでは、特殊神饌の献饌と五種の神事（流鏑馬・競馬・神子渡り・一つ物・弓鉾指）が奉納される。本書の回答では、例祭が十一月十四日から十六日にかけて行われ、その際に、特殊神饌として短冊餅・ブト餅・串餅・靴形餅等が供えられたという記述がある。

なお、各行事の写真の一部と現況報告は、黒田一充氏から資料提供を受けた。

（藤岡 真衣）

『神社を中心とする村落生活調査報告(三)』解説

黒田 一充

一 和泉地域の調査報告

本書『神社を中心とする村落生活調査報告(三)』大阪府―堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡―/兵庫県』は、大阪市史編纂所所蔵津田秀夫文庫の原本(大阪府四冊、兵庫県二冊)から、大阪府の和泉地域の全文と、兵庫県の祭り関係の記事を抜粋して翻刻したものである。この資料は、肥後和男が近畿地方の宮座を調査するために、予備調査として宮座の有無を各神社に質問したアンケート調査の回答である。資料全体については、前冊の『神社を中心とする村落生活調査報告(二)』の方で、「肥後和男の宮座調査資料」としてまとめたので、ここでは、本書に翻刻した部分について、解説を加えたい。

大阪府四冊のうち、堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡の和泉地域が一冊で製本されており、堺市(8社)・岸和田市(2社)・泉北郡(31社)・泉南郡(45社)の合計八六社の回答用紙が収められている。

和泉地域は宮座がよく残っており、肥後和男の『宮座の研究』には、なくなったものも含めて五八集落に宮座があったとしている。本書で再確認すると、六二の誤りのようだが、この地域の宮座については、のちに大越勝秋が現地調査や文献調査を行って、三五〇以上の宮座や寺座があったとの研究成果を発表している。

本書には、これらの宮座の儀礼や祭祀組織の報告のほか、岸

和田市の岸城神社など各地の祭りで曳かれるだんじりの記事、正月三が日の間は魚肉を絶つ泉北郡百舌鳥村百舌鳥神社の百舌鳥精進、泉南郡西葛城村西葛城神社の回答用紙裏面に記載された雨乞神事の様子、同郡山直町菅原神社の害虫を防ぐ半夏至祭と半作りの藁草履(足半のことか)を木に吊す山の神祭などの興味深い祭りの様子が多数記されている。

もうひとつ、翻刻作業の途中に明らかになった点を記しておきたい。これまでも「別紙(記)あり」という回答の記述があっても、実際には別紙が残っていないものは、そのまま【別紙なし】という注を入れて翻刻した。ところが、本書の翻刻分の中で、泉南郡雄信達村男神社、同郡大土村の火走神社と春日神社の三社の別紙については、明治大学図書館所蔵の『宮座史料20 大阪府泉北郡・泉南郡』の、それぞれの神社の調査用紙のところに綴じられているのが見つかった。

この『宮座史料』は、『神社を中心とする村落生活調査報告』の回答にもとづいて、肥後和男が行った宮座の現地調査の調査票をまとめた資料であり、特に宮座の組織や儀礼がよく残っているとところが選ばれて調査されたことがわかる。

おそらく、現地調査の際には神社からの回答も持参し、あとで製本した際に、誤って調査資料の方に綴じてしまったものと思われる。前冊の河内地域の翻刻の際にも回答用紙の欄外に鉛筆書きの記述があるのが見つかり、そのまま注記を入れて翻刻しておいたが、それも現地調査に持って行き、調査の途中にメモ書きを入れたのであろう。

これらから、大阪府の四冊も明治大学図書館が所蔵する滋賀県・奈良県・京都府と同様、肥後が所蔵していたものが何らか

の理由で流出し、のちに津田秀夫が手に入れたものと推定できる。この調査の回答は二部提出で、奈良県分のひと組が奈良県庁文書にも残っていることから、大阪府分ももうひと組、大阪府所蔵分が残っている可能性が強い。

なお、この三社については、宮座の組織や特殊神事について詳しい回答が記されているため、明治大学図書館の許可を得て、『宮座史料』に混入した回答から翻刻した。

二 兵庫県調査報告

兵庫県分は、『神社を中心とする村落生活調査報告 兵庫県 (一)』『神社を中心とする村落生活調査報告 兵庫県 (二)』に二分冊され、津田秀夫が簡易製本した表紙にこれらの書名を手書きで記入していた(現在は、写真撮影後に製本している)。

内容は、(一)が有馬郡(14社)、氷上郡(2社)、明石市(3社)、美囊郡(27社)、多可郡(13社)、加西郡(35社)、加古郡(20社)、印南郡(1社)、城崎郡(1社)、養父郡(80社)、三原郡(2社)の計一九八社、(二)は神戸市(33社)、有馬郡(32社)、姫路市(17社)、明石郡(3社)、印南郡(6社)、出石郡(42社)、三原郡(1社)の計一三四社の回答が残っている。兵庫県の質問用紙は大阪府の半分の大きさであり、明治大学図書館に残る滋賀県・奈良県・京都府と質問文が少し異なることを除けば、ほとんど同じ形態の用紙である。

明治大学図書館に残る資料から、肥後和男は回答用紙を市郡別に区分し、表紙も府県別に色を変えて製本した。それに対して奈良県庁文書のもものは、市郡別に整理されないままの状態が残っている。

津田秀夫文庫の大阪府分も地域別に整理されて製本されているが、兵庫県の二冊は、郡別に整理し、郡名のスタンプを押した色紙を表紙にして紙縫りでくくった箇所もあるが、ほとんどは雑多なままの状態である。

『宮座の研究』には、兵庫県は昭和十二年(一九三七)の夏から秋のころに予備調査を行って一一四九社から回答があったと記している。津田文庫の兵庫県の(一)(二)には合計三三二社の回答があり、全回答数の約二九パーセントが残っていることになる。

調査時期については、三原郡廣田村の春日神社に別紙が添えられており、そこには兵庫県学務部社寺兵事課宛への昭和十二年三月二十三日回答の日付と、「神社調査票記入送附ノ件」として、「二月十二日付兵社寺第三十四号ノ一を以て御照会相成候標記の件、別紙二枚記入の上、及回答候間、可然御取計相成度候也」と記されていることから、調査は昭和十二年夏ではなく、年初であったことがわかる。

肥後による兵庫県の現地調査は行われず、『宮座の研究』に載っている宮座分布表はこの回答から抜き出したものである。調査が行われなかったのは、研究費が底をついたのが最大の理由であるが、宮座の有無を問う質問で、回答神社数に比べてあるという回答が非常に少なかったことにもよる。現在宮座が確認されている神社でも、ないと回答している神社が多い。

兵庫県内では、祭祀組織の中から交代で当屋を決め、この当屋が神主を勤めて祭りを行う儀礼をオトウとよび、御當(当)あるいは於當などの文字が当てられる。宮座の有無の質問に対して宮座はないと答えている回答の中に、祭りの期日や一年神

主の質問にオトウのことが記されているものが多い。おそらく、宮座という名称が兵庫県では一般的ではなく、むしろ宮座の有無ではなく、オトウの有無を質問したら、回答はもつと異なっていたと思われる。

兵庫県の現地調査が行われなかったもうひとつの理由として、調査当時、神社に関する別の調査が行われていたことも考えられる。兵庫県神職会の『兵庫県神社誌』の調査である。

『兵庫県神社誌』は、冒頭の凡例によると、昭和十一年四月時点で神社を調査したもので、主に神社明細帳をもとにして各社提出の神社調書や他の地誌類、土地に残る史料によって修正が加えられ、昭和十二年から十五年までの間に上中下と附録の四分冊で刊行された

上巻を元の摂津国と丹波国、中巻を播磨国、下巻を但馬国と淡路国に分け、その中で市郡の行政順に神社を配置している。収録された神社は、村社以上が二一五〇社、附録の無格社もあわせると四八七三社の神社が載っている。その記事の内容は、鎮座地、祭神、由緒、境内、营造物、境内外の摂末社、境内外神社、祭日、史跡名勝、天然記念物、宝物類、氏子または崇敬者、雑載に分れている。

ほぼ同時期の調査であるので、祭日や氏子区域については『兵庫県神社誌』と重なるが、オトウやその組織については、『神社を中心とする村落生活調査報告』の方が詳しい記述があるため、兵庫県分も大阪府分ともに翻刻することにした。ただし、紙数の関係で、翻刻は祭りに関する記述に限定している。

【神職】は、1「世襲」で近世以前に寺院の僧侶が関わっていた場合と、2「一年神主」で一年神主の記述がある場合、【氏

子】は、1「氏子区域」のすべてと、3「氏子の資格」、4「婿入り」、5「若衆入り」、6「年齢階梯制」などで、年齢階梯の組織と若衆入りや養子入りなどで特別な儀礼が記述されている場合のみ翻刻し、他の記述は省略した。【祭礼】と【宮座】はすべて翻刻したが、空欄や斜線が引いてある場合は、大阪府のように全文翻刻はせず、その項目を省略して表記した。

多くの神社の【宮座】の質問部分は空欄や斜線が多いが、中には興味深い記述もある。

多可郡中町の大歳金刀比羅神社では、大晦日に当人が鉢巻をして杖をつき、藁苞を背負って各家から一握りの玄米を貰って廻った「雀のもん」と呼ばれる来訪神の儀礼があったという。同郡黒田庄村の住吉神社では、一般的に女人禁制とされる当人の引継ぎ儀礼が、当人夫婦と翌年の当人夫婦との間の杯事で行われたという記述がある。養父郡建屋村の日枝神社では、オホバキ様を当家で祀り、それを担いで神社に神幸を行う人身御供の祭りとされる儀礼があったことや、神戸市須磨区大歳神社では鱧の神饌が供えられたことがわかる。神戸市林田区林田神社では、若中などの年齢階梯制が非常に詳しく記述されている。また、養父郡では、氏子の各地域の組織をモヨリと呼び、当屋は最寄当番と呼ばれることもわかる。

なお本書では、原本の通りの回答用紙順で翻刻したため、各神社は市郡別にはなっていない。そこで、研究の便宜のために市郡別の一覧表を作成し、本稿の末尾に載せている。この表には、当該の神社が記載された『兵庫県神社誌』の最初のページ番号も入れ、両書を比較できるようにした。また、神社名の漢字表記が異なる場合などは、備考で示した。

三 肥後和男の宮座分布表

大阪府・兵庫県の『神社を中心とする村落生活調査報告』の翻刻作業を終えるにあたって、これらの資料をもとにした肥後和男の『宮座の研究』の宮座分布表（同書七九～一一九ページ）について触れておきたい。

肥後も記述しているように、宮座の分布表は不完全なものである。『神社を中心とする村落生活調査報告』の回答は、すべての神社からのもではなく、未回答や他県の例であるが白紙で回答拒否の神社もあった。

肥後の宮座分布表と『神社を中心とする村落生活調査報告』を比べると、『調査報告』をもとにして分布表が作成されたのは明らかであるが、誤記や記載漏れが数多く見られる。たとえば、宮座分布表で兵庫県有馬郡八多村の八多神社の座名が「長床」という名称になっているのは、回答者が建物の記入場所と書き間違えたのをそのまま写したためであり、「おとう」とすべきである。現地調査を行わなかったため、肥後もこの時点ではオトウと宮座が同じだと考えていなかったのかもしれない。

また、宮座分布表の座の名称で「(宮座)」と丸括弧にしてるのは、調査時点ですでになくなっていく宮座を示すものだが、大阪府だけを確認しても不正確なところが多い。さらに、この分布表では「宮座」という名称が記入されている神社が大部分であるが、『調査報告』を見ると、名称がないという回答はすべて、この分布表では宮座と記入されていることがわかる。実際に、座の名称を宮座と答えているところは非常に少なく、それ以外の大部分の名称がないと答えたところは、便宜上肥後が宮座と記入しただけである。

したがって、この宮座分布表をそのまま使って宮座の一覧表を作成することには注意が必要であり、今後は他府県分も含めた『神社を中心とする村落生活調査報告』と、その後の現地調査による研究成果もまじえて宮座の研究をしていかなければならない。

最後に、本書で『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府四冊と兵庫県二冊（抜粋）の翻刻三分冊が完結し、約四年間にわたった翻刻作業が無事終了することになりました。この資料調査と翻刻を許可していただいた大阪市史編纂所と同所長の堀田暁生氏にお礼を申し上げます。また、この間、翻刻作業に携わっていただいた関西大学大学院の民俗学コースに在籍した院生と卒業生たちに感謝します。

この『神社を中心とする村落生活調査報告』が、今後の宮座の研究に寄与することを希望して、解説を終えたい。

〔参考文献〕

肥後和男著『宮座の研究』一九四一年（弘文堂、一九七〇年復刊）
大越勝秋著『宮座―和泉地方における総合的研究―』（大明堂、一九七四年）

兵庫県神職会編『兵庫県神社誌』（全四冊）一九三七～四〇年（臨川書店、一九八四年復刊）

杜内神社	建屋村	養父市	192	下	535	
三柱神社	建屋村大字森	養父市	193	下	534	
中尾神社	建屋村	養父市	194	下	545	
産霊神社	建屋村大字餅耕地	養父市	195	下	542	
白山神社	建屋村大字三谷	養父市	197	下	533	白川神社
日枝神社	建屋村大字船谷	養父市	198	下	546	
田中神社	宿南村	養父市	201	下	495	
寄宮神社	宿南村	養父市	202	下	494	
大蔵神社	宿南村	養父市	203	下	500	
兵主神社	宿南村	養父市	204	下	492	
伊久刀神社	宿南村	養父市	206	下	499	
白山神社	宿南村大字赤崎	豊岡市	206	下	500	
三原郡						
八幡神社	阿萬町阿萬村	南あわじ市	164	下	1215	(一)
八幡神社	沼島村大字中区	南あわじ市	165	下	1222	
春日神社	広田村	洲本市	296	下	1228	(二)

神戸市	33社	有馬郡	46社	氷上郡	2社
姫路市	17社	明石市	3社	明石郡	3社
美囊郡	27社	多可郡	13社	加西郡	35社
加古郡	20社	印南郡	7社	城崎郡	1社
出石郡	42社	養父郡	80社	三原郡	3社

計332社

(所在地は、市町村を原則とするが、同じ郡の中に同一の神社名がある場合は、大字まで記した。なお、表記は新字体に統一した。)

軽部神社	広谷町	養父市	178	下	520
斎神社	建屋村	養父市	178	下	458
谷倉神社	建屋村	養父市	179	下	537
葛神社	伊佐村	養父市	179	下	487
柳神社	伊佐村	養父市	179	下	490
三柱神社	伊佐村大字下小田	養父市	180	下	490
春日神社	伊佐村	養父市	180	下	492
船山神社	伊佐村	養父市	180	下	489
若宮神社	伊佐村大字大江	養父市	181	下	491
花岡神社	伊佐村	養父市	181	下	491
五社神社	伊佐村	養父市	181	下	487
浅間神社	伊佐村	養父市	181	下	488
御井神社	南谷村	養父市	182	下	504
産霊神社	南谷村大字糸原	養父市	182	下	512
萱森神社	南谷村	養父市	183	下	508
清所神社	南谷村	養父市	183	下	509
栲幡原神社	南谷村	養父市	183	下	510
和田神社	南谷村	養父市	184	下	511
二ノ宮神社	口大屋村大字夏梅	養父市	184	下	484
一ノ宮神社	口大屋村大字中村	養父市	184	下	485
三柱神社	口大屋村大字樽見	養父市	185	下	486
日枝神社	大屋村大字山路	養父市	185	下	502
押武者神社	大屋村	養父市	185	下	503
二ノ宮神社	大屋村大字大杉	養父市	186	下	503
一ノ宮神社	大屋村大字加保	養父市	186	下	502
三ノ宮神社	西谷村	養父市	186	下	514
上森神社	西谷村	養父市	187	下	513
三社神社	西谷村大字若杉	養父市	187	下	515
三柱神社	八鹿町大字小佐	養父市	187	下	482
住吉神社	八鹿町大字小佐	養父市	188	下	482
三柱神社	八鹿町大字日畑	養父市	188	下	483
日枝神社	八鹿町大字九鹿	養父市	189	下	481
火結神社	八鹿町	養父市	189	下	481
熊野神社	八鹿町大字小佐	養父市	189	下	483
三柱神社	八鹿町大字小佐	養父市	190	下	481
住吉神社	八鹿町大字舞狂	養父市	190	下	476
屋岡神社	八鹿町	養父市	190	下	477
名草神社	八鹿町	養父市	191	下	445
楯縫神社	建屋村	養父市	191	下	538

籠守神社	小坂村	豊岡市	290	下	379	
小坂神社	小坂村大字三木	豊岡市	291	下	380	
日吉神社	小坂村	豊岡市	291	下	383	
三柱神社	小坂村大字丸中	豊岡市	291	下	384	丸谷と中谷が合併
小坂神社	小坂村大字森井	豊岡市	292	下	385	
尾崎神社	小坂村	豊岡市	292	下	387	
養父郡						
盈岡神社	大蔵村	朝来市	167	下	456	(一)
若宮神社	大蔵村大字高田	朝来市	168	下	522	
御所森神社	大蔵村	朝来市	168	下	522	
若宮神社	大蔵村大字宮田	朝来市	169	下	523	
三柱神社	大蔵村大字高瀬	朝来市	169	下	523	
大蔵神社	大蔵村大字土田	朝来市	169	下	524	
内倉神社	大蔵村	朝来市	170	下	524	
手谷神社	大蔵村	朝来市	170	下	521	
桐原神社	糸井村	朝来市	171	下	524	
熊野神社	糸井村大字朝日	朝来市	171	下	529	
立石神社	糸井村	朝来市	171	下	530	
若宮神社	糸井村大字高生田	朝来市	172	下	526	
佐岐津彦阿流知命神社	糸井村	朝来市	172	下	526	佐岐都比古阿流知命神社
十六柱神社	糸井村	朝来市	172	下	528	
男阪神社	養父市場村	養父市	173	下	483	男坂神社
威徳神社	糸井村	朝来市	173	下	530	
水谷神社	養父市場	養父市	173	下	532	
宇留破神社	養父市場	養父市	174	下	531	
養父神社	養父市場	養父市	174	下	454	
三柱神社	広谷町大字新津	養父市	175	下	516	
谷武神社	広谷町	養父市	175	下	519	
瀧谷神社	広谷町	養父市	175	下	519	
白岩神社	広谷町	養父市	176	下	521	
産霊神社	広谷町大字浅野	養父市	176	下	517	
須賀神社	広谷町	養父市	176	下	518	
乙屋神社	広谷町	養父市	177	下	518	
玉水神社	広谷町	養父市	177	下	517	
八幡神社	広谷町	養父市	177	下	519	
十二所神社	広谷町	養父市	178	下	520	

出石郡

出石神社	神美村	豊岡市	276	下	258	(二)
石部神社	出石町	豊岡市	277	下	353	
稲荷神社	出石町	豊岡市	278	下	368	
諸杉神社	出石町	豊岡市	278	下	301	
一宮神社	高橋村	豊岡市	278	下	420	
日足神社	高橋村	豊岡市	279	下	426	
大生部兵主神社	高橋村	豊岡市	279	下	327	
二宮神社	高橋村	豊岡市	279	下	422	
新宮神社	高橋村	豊岡市	280	下	424	
清瀧神社	高橋村	豊岡市	280	下	429	清瀧大神 宮社
伊福部神社	室埴村	豊岡市	281	下	356	
徳神社	室埴村	豊岡市	281	下	376	
須義神社	室埴村	豊岡市	282	下	362	
御出石神社	室埴村	豊岡市	282	下	369	
中嶋神社	神美村	豊岡市	283	下	312	
大生部兵主神社	神美村	豊岡市	283	下	392	
有庫神社	神美村	豊岡市	284	下	395	
阿牟加神社	神美村	豊岡市	284	下	396	
香住神社	神美村	豊岡市	284	下	397	
三神社	神美村	豊岡市	284	下	399	
八幡神社	神美村大字上鉢	豊岡市	285	下	400	
国知神社	神美村	豊岡市	285	下	401	
八幡神社	神美村大字安良	豊岡市	285	下	403	
豊受神社	神美村	豊岡市	286	下	288	
小野神社	神美村	豊岡市	286	下	389	
竈神社	神美村大字口小野	豊岡市	286	下	391	
竈神社	神美村大字奥小野	豊岡市	286	下	394	
天満神社	合橋村	豊岡市	287	下	417	
三柱神社	合橋村大字畑	豊岡市	287	下	419	
賀茂神社	合橋村	豊岡市	287	下	415	
白鳥神社	合橋村	豊岡市	288	下	414	
手谷神社	合橋村	豊岡市	288	下	412	
五社神社	合橋村	豊岡市	289	下	411	
日出神社	合橋村	豊岡市	289	下	406	
森本神社	資母村	豊岡市	290	下	436	
箱根神社	小坂村	豊岡市	290	下	377	

若王子神社	在田村大字別所	加西市	235	中	784	
磯部神社	在田村大字越水	加西市	235	中	784	
大年神社	在田村大字鴨谷	加西市	236	中	786	
大年神社	在田村大字殿原	加西市	236	中	783	
石部神社	在田村大字	加西市	237	中	707	
加古郡						
御厨神社	二見町	明石市	238	中	852	(一)
泊神社	加古川町	加古川市	238	中	870	
天満神社	加古川町大字備後	加古川市	239	中	887	
天満神社	加古川町大字粟津	加古川市	239	中	886	
高砂神社	高砂町	高砂市	240	中	821	
野口神社	野口村	加古川市	241	中	873	
日岡神社	氷丘村	加古川市	242	中	841	
荒井神社	荒井村	高砂市	242	中	898	
住吉神社	阿閑村大字古宮	播磨町	243	中	884	
住吉神社	阿閑村大字野添	播磨町	244	中	883	
住吉神社	平岡村大字一色	加古川市	244	中	901	
住吉神社	平岡村大字二俣	加古川市	244	中	901	
住吉神社	平岡村大字山之上	加古川市	244	中	902	
天満神社	天満村大字国安	稲美町	245	中	855	
天神社	母里村大字草谷	稲美町	245	中	881	
住吉神社	母里村大字印南	稲美町	246	中	852	
八幡神社	八幡村大字野村	加古川市	247	中	849	
八幡神社	神野村大字西条	加古川市	248	中	895	
稲根神社	神野村大字神野	加古川市	248	中	888	
日岡神社	神野村大字福留	加古川市	249	中	896	
印南郡						
上之荘神社	上荘村	加古川市	245	中	1021	(一)
益気神社	東神吉村大字出河原	加古川市	249	中	1025	以下(二)
益気神社	東神吉村大字升田	加古川市	249	中	1022	
八幡神社	西神吉村	加古川市	250	中	999	
生石神社	阿弥陀村	高砂市	251	中	931	
福泊神社	的形村	姫路市	252	中	1020	
湊神社	的形村	姫路市	252	中	1004	
城崎郡						
山神社	清滝村大字山宮	豊岡市	162	下	38	(一)

加都良神社	中町大字間子	多可町	162	中	571	
兵主神社	黒田庄村	西脇市	218	中	567	
古奈為神社	黒田庄村	西脇市	219	中	678	
住吉神社	黒田庄村	西脇市	220	中	685	
春日神社	黒田庄村	西脇市	221	中	678	
瀧尾神社	黒田庄村	西脇市	222	中	678	
大歳神社	黒田庄村	西脇市	223	中	684	
加西郡						(一)
天満神社	富合村大字常吉	加西市	223	中	807	天神社
天満神社	富合村大字玉野新家	加西市	224	中	808	
天満神社	富合村大字玉野	加西市	224	中	806	
王子神社	下里村大字王子	加西市	225	中	762	
日吉神社	下里村	加西市	226	中	802	
笠原神社	下里村	加西市	226	中	800	
速玉男神社	下里村	加西市	226	中	803	
王子神社	下里村大字坂本	加西市	227	中	804	
天満神社	下里村大字倉谷	加西市	227	中	804	
天満神社	九会村大字桑原田	加西市	228	中	811	
乎疑原神社	九会村大字繁昌	加西市	228	中	766	天神社
神功神社	九会村	加西市	229	中	809	
八幡神社	九会村大字網引	加西市	229	中	812	
両皇大神社	九会村大字栄	加西市	229	中	810	
天神社	九会村大字鶉野	加西市	230	中	819	
大歳神社	富田村大字吸谷	加西市	230	中	777	
八幡神社	富田村大字谷口	加西市	231	中	773	
大歳神社	賀茂村大字東横田	加西市	231	中	770	
天満神社	賀茂村大字西横田	加西市	231	中	773	
里神社	賀茂村大字山下	加西市	232	中	771	
大歳神社	賀茂村大字鎮岩	加西市	232	中	772	
王子神社	賀茂村大字西剣坂	加西市	232	中	704	
五社神社	西在田村大字大内	加西市	233	中	781	
若一神社	西在田村大字	加西市	233	中	778	
磯崎神社	西在田村大字若井	加西市	233	中	782	
磯崎神社	西在田村大字下道山	加西市	233	中	778	
王子神社	在田村大字上芥田	加西市	234	中	789	
大歳神社	在田村大字下芥田	加西市	234	中	789	
大歳神社	在田村大字広原	加西市	234	中	788	
八幡神社	在田村大字佐谷	加西市	235	中	787	

神出神社	神出村大字東	神戸市西区	297	中	258	
住吉神社	押部谷村大字細田	神戸市西区	298	中	252	
美囊郡						
天津神社	北谷村	三木市	156	中	334	(一)
細田神社	中吉川村	三木市	156	中	332	
八幡社	三木町大字福井	三木市	206	中	313	
小和田神社	別所村	三木市	207	中	348	
美坂神社	別所村大字東這田	三木市	207		—	
熊野神社	別所村	三木市	208	中	345	
王子神社	別所村	三木市	208	中	350	
御酒神社	別所村大字石野	三木市	208	中	352	
八雲神社	別所村大字花尻	三木市	208	中	351	
八幡神社	別所村大字小林	三木市	209	中	346	
御坂神社	志染村大字御坂	三木市	209	中	320	
住吉神社	志染村大字広野	三木市	210	中	353	
御酒神社	細川村大字垂穂	三木市	210	中	317	
三坂神社	細川村大字豊地	三木市	210	中	342	
九社神社	細川村	三木市	211	中	341	
大日神社	細川村	三木市	211	中	345	
若宮神社	奥吉川村	三木市	212	中	354	
天満神社	奥吉川村	三木市	213	中	353	
大歳神社	奥吉川村大字水上	三木市	213	中	363	
大歳神社	奥吉川村大字北水上	三木市	215	中	363	
祢御門神社	久留美村	三木市	215	中	336	
八幡神社	久留美村大字宿原	三木市	215	中	338	
三坂神社	久留美村大字加佐	三木市	216	中	337	
岩壺神社	久留美村	三木市	216	中	338	
八雲神社	久留美村大字久留美	三木市	217	中	312	
八幡神社	淡河村字下村	神戸市北区	217	中	324	
新宮神社	中吉川村	三木市	217	中	329	
多可郡						
荒田(二ノ宮)神社	松井庄村	多可町	157	中	547	(一)
稲荷神社	松井庄村	多可町	157	中	559	
大歳神社	中町大字東山	多可町	159	中	619	
名越神社	中町	多可町	160	中	630	
加都良神社	中町大字天田	多可町	160	中	639	
大歳金刀比羅神社	中町大字鍛冶屋	多可町	161	中	636	

天満神社	高平村大字木器	三田市	317	上	784	
素盞鳴尊神社	長尾村大字宅原	神戸市北区	317	上	814	
山王神社	山口村大字舟坂	西宮市	318	上	813	
天満神社	小野村大字小野	三田市	318	上	806	
神明神社	小野村	三田市	319	上	807	
天満神社	小野村大字小柿	三田市	319	上	806	
大歳神社	小野村大字母子	三田市	320	上	808	
天満神社	小野村大字乙原	三田市	320	上	805	
氷上郡						
岩戸神社	国領村	丹波市	163	上	971	(一)
八田神社	大路村	丹波市	163	上	966	
姫路市						
広峯神社	広嶺山	姫路市	270	中	49	(二)
勝松神社	保城	姫路市	271	中	173	
日吉神社	野里	姫路市	271	中	172	
稲荷神社	乙阿保	姫路市	271	中	180	
阿保神社	甲阿保	姫路市	272	中	180	
九所御霊天神社	東郷町	姫路市	272	中	160	
高岳神社	今宿	姫路市	272	中	149	
姫路神社	本町	姫路市	273	中	46	
大年神社	野里大月町	姫路市	273	中	170	
水尾神社	山野井町	姫路市	273	中	167	
大年神社	八代	姫路市	273	中	165	
桑原神社	伊伝居町	姫路市	274	中	1064	
射楯兵主神社	本町	姫路市	274	中	1	
住吉神社	御立	姫路市	274	中	184	
荒川神社	井ノ口	姫路市	275	中	156	
生矢神社	手柄	姫路市	275	中	187	
苦道国主神社	苦編	姫路市	276	中	191	
明石市						
柿本神社	人丸町	明石市	166	中	203	(一)
若宮神社	一番町	明石市	166	中	223	
伊弉冉神社	一番町	明石市	166	中	194	
明石郡						
若宮神社	榎谷村大字松本	神戸市西区	296	中	293	(二)

有馬郡						
有間神社	有野村	神戸市北区	144	上	716	(一)
湯泉神社	有馬町	神戸市北区	145	上	728	
住吉神社	藍村	三田市	146	上	849	
酒垂神社	藍村	三田市	147	上	854	酒滴神社
羽束神社	三輪町	三田市	148	上	823	
山王神社	有野村大字唐櫃	神戸市北区	149	上	773	
山王神社	有野村大字下唐櫃	神戸市北区	150		—	
中尾神社	有野村大字有野	神戸市北区	151	上	770	
若宮神社	有野村大字有野	神戸市北区	152	上	771	
八幡神社	有野村大字有野	神戸市北区	152	上	772	
田尾神社	有野村大字有野	神戸市北区	153	上	772	
大歳神社	有野村大字二郎	神戸市北区	154	上	773	
天満神社	本庄村大字井ノ草	三田市	154	上	809	
天満神社	中野村大字加茂	三田市	155	上	791	
天満神社	三田町天神垣内	三田市	298	上	693	以下(二)
御霊神社	三輪町大字川除	三田市	299	上	826	
三輪神社	三輪町大字三輪	三田市	299	上	750	
八幡神社	三輪町大字高次	三田市	300	上	824	
感神社	三輪町大字桑原	三田市	301	上	825	
天満神社	三輪町大字尼寺	三田市	301	上	830	
八王子神社	三輪町大字志手原	三田市	302	上	829	
八王子神社	三輪町大字香下	三田市	302	上	835	
大歳神社	三輪町大字大原	三田市	303	上	828	
生瀬皇太神社	塩瀬村	西宮市	303	上	821	
八幡神社	塩瀬村大字名塩	西宮市	303	上	820	
豊歳神社	大澤村	神戸市北区	304	上	780	
素盞鳴神社	大澤村大字中大澤	神戸市北区	305	上	775	
素盞雄神社	大澤村大字上大澤	神戸市北区	307	上	782	
天満神社	大澤村大字日西原	神戸市北区	309	上	776	
天満神社	大澤村大字簾	神戸市北区	310	上	781	
長尾神社	長尾村	神戸市北区	311	上	819	
八王子神社	八多村大字屏風	神戸市北区	312	上	761	
八王子神社	八多村大字深谷	神戸市北区	313	上	763	
八多神社	八多村	神戸市北区	315	上	756	
天柏神社	高平村	三田市	316	上	789	
八坂神社	高平村大字波豆川	三田市	316	上	787	
八坂神社	高平村大字上槻瀬	三田市	316	上	788	
高壳布神社	高平村	三田市	316	上	723	

『神社を中心とする村落生活調査報告—兵庫県—』市郡別一覧

神社名	所在地	現在の市町	本書のページ	兵庫県神社誌	備考
神戸市					
四宮神社	神戸区中山手通	神戸市中央区	253	上 152	(二)
三宮神社	神戸区三宮町	神戸市中央区	254	上 154	
諏訪神社	神戸区山本町	神戸市中央区	255	上 148	
巖島神社	神戸区栄町	神戸市中央区	255	上 153	
天満神社	神戸区北野町	神戸市中央区	255	上 155	
住吉神社	灘区大石	神戸市灘区	255	上 122	
敏馬神社	灘区岩屋	神戸市灘区	256	上 112	
若宮神社	灘区新在家	神戸市灘区	256	上 121	
(六甲) 八幡神社	灘区八幡町	神戸市灘区	256	上 124	
船寺神社	灘区船寺通	神戸市灘区	257	上 134	
大土神社	灘区水車新田	神戸市灘区	258	上 133	
巖島神社	灘区篠原	神戸市灘区	258	上 131	
春日神社	灘区都賀村開地	神戸市灘区	258	上 131	
丹生神社	灘区高羽	神戸市灘区	259	上 124	
猿田彦神社	灘区森村	神戸市灘区	259	上 139	
水神社	灘区稗田	神戸市灘区	260	上 137	
八宮神社	湊東区楠町	神戸市中央区	260	上 158	
巖島神社	兵庫区永澤町	神戸市兵庫区	261	上 213	
天神社	兵庫区東柳原町	神戸市兵庫区	261	上 216	
七宮神社	兵庫区北宮内町	神戸市兵庫区	261	上 167	
蛭子神社	兵庫区東出町	神戸市兵庫区	262	上 220	
大国神社	兵庫区松屋町	神戸市兵庫区	262	上 218	
稻荷神社	兵庫区川崎町	神戸市兵庫区	263	上 219	
八幡神社	湊区氷室町	神戸市兵庫区	263	上 165	
大山咋神社	湊区山王町	神戸市兵庫区	263	上 163	
熊野神社	湊区熊野町	神戸市兵庫区	263	上 162	
長田神社	林田区長田町	神戸市兵庫区	264	上 38	
大歳神社	須磨区車	神戸市須磨区	266	上 262	
大歳神社	須磨区白川	神戸市須磨区	268	上 261	
高取神社	須磨区高取山	神戸市長田区	269	上 241	
八幡神社	須磨区妙法寺町	神戸市須磨区	270	上 246	
證誠神社	須磨区権現町	神戸市須磨区	270	上 239	
和田神社	林田区和田宮通	神戸市兵庫区	292	上 220	

協力者・協力機関（敬称略）

大阪市史編纂所

大阪市史編纂所所長 堀田暁生

明治大学図書館

資料翻刻協力者

内海 寧子（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター
非常勤研究員）

森本 安紀（関西大学大学院文学研究科博士課程後期課程）

城下 奈美（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

谷原 麻子（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

中居 惣子（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

福島 たえ（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

福井 英行（関西大学文学部卒業）

渡會 奈央（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

山中 春香（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程）

吉野 なつこ（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程）

表紙デザイン

内田 吉哉（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター
特別任用研究員）

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

オープン・リサーチ・センター整備事業

（平成十七年度～平成二十一年度）

なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書 13

神社を中心とする村落生活調査報告（二）

大阪府—大阪府 堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡—/兵庫県

編集 黒田 一充

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員）

校訂 藤岡 真衣

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター
リサーチアシスタント）

発行日 二〇一〇年一月三十一日

発行所 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

郵便番号 五六四・八六八〇

大阪府吹田市山手町三・三・三五 関西大学博物館内

電話 〇六・六三六八・〇〇九五

印刷所（株）廣濟堂